

平成二十七年六月十五日 日開会  
平成二十七年七月一日 日閉会

# 平成二十七年第二回定例会会議録

西之表市議会

平成二十七年六月第二回定例会議録

西之表市議會

# 平成二十七年第二回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 六月十五日(月)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	七
一、提出議案の一括上程	七
一、市長の施政方針並びに提案理由説明	七
長野市長	七
一、議案審議	一三
報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条例)	一三
長吉税務課長説明	一三
長野広美さん質疑	一五
長吉税務課長	一五
瀬下満義君質疑	一六
楫田市民生活課長	一七
橋口美幸さん質疑	一七
報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例)	一八
長吉税務課長説明	一八
報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	一九
長吉税務課長説明	一九
長野広美さん質疑	二〇

長吉税務課長	．．．．．	二〇
報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号））	．．．．．	二一
大瀬行政経営課長説明	．．．．．	二一
橋口美幸さん質疑	．．．．．	二三
園田農林水産課長	．．．．．	二三
小山田福祉事務所長	．．．．．	二四
下川和博君質疑	．．．．．	二四
大瀬行政経営課長	．．．．．	二四
長野広美さん質疑	．．．．．	二五
楫田市民生活課長	．．．．．	二五
田添辰郎君質疑	．．．．．	二六
神村地域支援課長	．．．．．	二八
瀬下満義君反対討論	．．．．．	二九
長野広美さん賛成討論	．．．．．	三一
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	三一
一、 憩	．．．．．	三二
一、 再 開	．．．．．	三二
報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第六号））	．．．．．	三二
福山水道課長説明	．．．．．	三二
長野広美さん質疑	．．．．．	三四
福山水道課長	．．．．．	三四
瀬下満義君反対討論	．．．．．	三四
報告第六号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））	．．．．．	三六

戸川健康保険課長説明	三六
一、休憩	三八
一、再開	三八
瀬下満義君反対討論	三八
報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））	三八
榊田市民生活課長説明	三九
報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第三号））	四〇
園田農林水産課長説明	四〇
瀬下満義君反対討論	四一
報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））	四一
戸川健康保険課長説明	四二
瀬下満義君反対討論	四三
報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））	四四
戸川健康保険課長説明	四四
橋口美幸さん質疑	四五
一、休憩	四五
一、再開	四五
長吉税務課長	四五
瀬下満義君反対討論	四六
報告第一一号 平成二十六年西之表市一般会計継続費繰越計算書の報告について	四六
大瀬行政経営課長説明	四七
報告第一二号 平成二十六年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	四七
大瀬行政経営課長説明	四七

報告第一三号	平成二十六年西之表市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	四八
福山水道課長説明	．．．．．	四九
報告第一四号	平成二十六年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	四九
福山水道課長説明	．．．．．	四九
一、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	．．．．．	五〇
議案第四八号	西之表市公平委員会委員の選任について	五二
長野市長説明	．．．．．	五二
一、休憩	．．．．．	五四
一、再開	．．．．．	五四
議案第四九号	西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	五四
園田農林水産課長説明	．．．．．	五四
議案第五〇号	西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	五五
中野総務課長説明	．．．．．	五五
橋口美幸さん質疑	．．．．．	五六
中野総務課長	．．．．．	五六
議案第五一号	西之表市道路線の認定について	五六
美園建設課長説明	．．．．．	五六
議案第五二号	平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第一号）	五七
大瀬行政経営課長説明	．．．．．	五七
長野広美さん質疑	．．．．．	五九
大瀬行政経営課長	．．．．．	六〇
下川和博君質疑	．．．．．	六〇
谷口学校教育課長	．．．．．	六〇

瀬下満義君質疑	六〇
議案第五三号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第一号)	六一
福山水道課長説明	六一
議案第五四号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	六二
戸川健康保険課長説明	六二
小倉伸一君質疑	六四
戸川健康保険課長	六四
大瀬行政経営課長	六五
議案第五五号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	六六
戸川健康保険課長説明	六六
議案第五六号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	六七
戸川健康保険課長説明	六七
議案第五七号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	六七
福山水道課長説明	六八
長野広美さん質疑	六九
福山水道課長	六九
一、請願・陳情の委員会付託	七〇
一、日程報告	七〇
一、散 会	七〇
第二号 六月十九日(金)	
一、開 議	七五
一、一般質問	七五

中原 勇君	．．．．．	七五
園田農林水産課長	．．．．．	七五
長野市長	．．．．．	七七
大瀬行政経営課長	．．．．．	八一
一、休憩	．．．．．	八三
一、再開	．．．．．	八三
一、一般質問	．．．．．	八三
瀬下満義君	．．．．．	八三
長野市長	．．．．．	八三
美園建設課長	．．．．．	八七
坂元副市長	．．．．．	八九
前田財産監理課長	．．．．．	九六
松下社会教育課長	．．．．．	九七
中野総務課長	．．．．．	一〇〇
一、休憩	．．．．．	一〇二
一、再開	．．．．．	一〇二
一、一般質問	．．．．．	一〇二
丸田健次君	．．．．．	一〇二
阿世知監査事務局長	．．．．．	一〇三
大瀬行政経営課長	．．．．．	一〇七
長野市長	．．．．．	一一〇
一、休憩	．．．．．	一一一
一、再開	．．．．．	一一一

一、一般質問	．．．．．	一一一
渡辺道大君	．．．．．	一一一
神村地域支援課長	．．．．．	一一一
美園建設課長	．．．．．	一一三
長野市長	．．．．．	一一四
谷口学校教育課長	．．．．．	一一六
立石教育長	．．．．．	一一七
大瀬行政経営課長	．．．．．	一一七
一、休憩	．．．．．	一二〇
一、再開	．．．．．	一二〇
一、一般質問	．．．．．	一二〇
橋口美幸さん	．．．．．	一二〇
大瀬行政経営課長	．．．．．	一二一
長野市長	．．．．．	一二四
園田農林水産課長	．．．．．	一二九
小山田福祉事務所長	．．．．．	一三三
神村地域支援課長	．．．．．	一三四
中村教委総務課長	．．．．．	一三五
谷口学校教育課長	．．．．．	一三六
一、日程報告	．．．．．	一三八
一、散会	．．．．．	一三八

一、開 議	．．．．．	一四三
一、諸般の報告	．．．．．	一四三
一、一般質問	．．．．．	一四三
下川和博君	．．．．．	一四三
美園建設課長	．．．．．	一四四
長野市長	．．．．．	一四五
園田農林水産課長	．．．．．	一五一
中野総務課長	．．．．．	一五四
小山田福祉事務所長	．．．．．	一五五
大瀬行政経営課長	．．．．．	一五七
一、休 憩	．．．．．	一六二
一、再 開	．．．．．	一六二
一、一般質問	．．．．．	一六二
木原幸四君	．．．．．	一六二
中野総務課長	．．．．．	一六二
中村教委総務課長	．．．．．	一六五
立石教育長	．．．．．	一六五
長野市長	．．．．．	一六七
園田農林水産課長	．．．．．	一六八
一、休 憩	．．．．．	一七三
一、再 開	．．．．．	一七三
一、一般質問	．．．．．	一七三
濱上幸十君	．．．．．	一七三

長野市長	．．．．．	一七四
大瀬行政経営課長	．．．．．	一七九
下川地域支援課統括補佐	．．．．．	一八二
一、休 憩	．．．．．	一八四
一、再 開	．．．．．	一八四
一、一般質問	．．．．．	一八四
榎元一己君	．．．．．	一八四
小山田福祉事務所長	．．．．．	一八五
長野市長	．．．．．	一八六
園田農林水産課長	．．．．．	一八八
大瀬行政経営課長	．．．．．	一九〇
一、休 憩	．．．．．	二〇四
一、再 開	．．．．．	二〇四
一、一般質問	．．．．．	二〇四
田添辰郎君	．．．．．	二〇四
戸川健康保険課長	．．．．．	二〇四
長野市長	．．．．．	二〇七
松元経済観光課長	．．．．．	二〇九
大瀬行政経営課長	．．．．．	二二三
一、特別委員会委員の辞任の件	．．．．．	二二五
一、特別委員会委員の選任について	．．．．．	二二五
一、休 憩	．．．．．	二二五
一、再 開	．．．．．	二二五

一、特別委員会正副委員長の互選結果報告	一二五
一、請願・陳情の委員会付託	一二六
一、日程報告	一二六
一、散 会	一二六

第四号 七月一日(水)

一、開 議	一三一
一、議案審議	一三二
議案第四九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	一三二
鮫島産業厚生委員長報告	一三二
議案第五〇号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	一三二
小倉(初) 総務文教委員長報告	一三三
橋口美幸さん反対討論	一三三
長野広美さん賛成討論	一三四
議案第五一号 西之表市道路線の認定について	一三五
鮫島産業厚生委員長報告	一三五
議案第五二号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第一号)	一三五
小倉(初) 総務文教委員長報告	一三六
鮫島産業厚生委員長報告	一三七
瀬下満義君質疑	一三八
小倉(初) 総務文教委員長	一三八
中野総務課長	一三九
大瀬行政経営課長	一四〇

瀬下満義君反対討論	二四〇
田添辰郎君賛成討論	二四三
議案第五三号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第一号)	二四四
鮫島産業厚生委員長報告	二四四
瀬下満義君反対討論	二四五
議案第五四号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	二四七
鮫島産業厚生委員長報告	二四七
瀬下満義君反対討論	二四八
中原 勇君賛成討論	二四八
橋口美幸さん反対討論	二四九
田添辰郎君賛成討論	二四九
一、休 憩	二五〇
一、再 開	二五〇
議案第五五号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	二五〇
鮫島産業厚生委員長報告	二五〇
瀬下満義君反対討論	二五一
下川和博君賛成討論	二五二
議案第五六号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	二五二
鮫島産業厚生委員長報告	二五三
瀬下満義君反対討論	二五三
議案第五七号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	二五四
鮫島産業厚生委員長報告	二五四
瀬下満義君反対討論	二五四

請願第三二号 「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書	二五五
小倉（初）総務文教委員長報告	二五五
橋口美幸さん反対討論	二五六
田添辰郎君賛成討論	二五六
長野広美さん反対討論	二五七
丸田健次君賛成討論	二五八
請願第四〇号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書	二五九
鯨島産業厚生委員長報告	二五九
川村孝則君賛成討論	二六〇
一、休 憩	二六一
一、再 開	二六一
請願第四一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書採 択の請願について	二六一
小倉（初）総務文教委員長報告	二六二
瀬下満義君反対討論	二六二
渡辺道大君賛成討論	二六三
請願第四二号 種子島・屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	二六三
鯨島産業厚生委員長報告	二六四
一、議案追加上程・審議	二六五
議案第五八号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書の 提出について	二六五
小倉（初）総務文教委員長説明	二六五
瀬下満義君反対討論	二六六

川村孝則君賛成討論	二六七
濱上幸十君反対討論	二六八
議案第五九号 西之表市議会議規則の一部を改正する規則の提出について	二六九
長野議会議運営委員長説明	二六九
田添辰郎君質疑	二六九
長野議会議運営委員長	二六九
議案第六〇号 西之表市議会議基本条例の一部を改正する条例の提出について	二七〇
長野議会議運営委員長説明	二七〇
一、議会議派遣の件	二七一
一、閉会中の継続審査	二七一
一、市長挨拶	二七一
長野市長	二七一
一、議長閉会挨拶	二七二
永田議長	二七二
一、閉会	二七三

# 平成二十七年第二回西之表市議会定例会

## 一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
六・十五	月	火	休	会	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託	
十六	火	水	休	会		
十七	水	木	休	会		
十八	木	金	休	会		
十九	金	土	休	会	一般質問	
二十	土	日	休	会		
二十一	日		休	会		
二十二	月		本	委	本	特別委員会の互選結果報告、請願・陳情の委員会付託 特別委員会（正副委員長の互選） 諸般の報告、一般質問、特別委員会委員の辞任の件、特別委員会委員の選任

七・一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
水	火	月	日	土	金	木	水	火
本 会 議	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会
議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案二件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会	各特別委員会、議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会			付託案件審査 総務文教委員会	付託案件審査 総務文教委員会	付託案件審査 産業厚生委員会	付託案件審査 産業厚生委員会

一、付議事件

番 号	事 件 名	審議方法	結 果
報告第 一号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	即 決	六月十五日承 認
報告第 二号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決	六月十五日承 認
報告第 三号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	即 決	六月十五日承 認
報告第 四号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 五号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 六号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 七号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 八号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第三号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 九号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 一〇号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））	即 決	六月十五日承 認
報告第 一一号	平成二十六年西之表市一般会計継続費繰越計算書の報告について	報 告	六月十五日報 告

報告第 一二号	平成二十六年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告	六月十五日	日報	告
報告第 一三号	平成二十六年西之表市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告	六月十五日	日報	告
報告第 一四号	平成二十六年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	報 告	六月十五日	日報	告
議案第 四八号	西之表市公平委員会委員の選任について	即 決	六月十五日	同日	意
議案第 四九号	西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五〇号	西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五一号	西之表市道路線の認定について	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五二号	平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第一号）	委員会付託	七月一	日原案可決	
【総務文教】歳入全款、債務負担行為補正、地方債補正					
歳出中 一款、二款、七款（一項三目）、十款、十二款					
【産業厚生】歳出中 三款、四款、六款、七款（二項三目を除く）					
八款、十一款					
議案第 五三号	平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五四号	平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五五号	平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五六号	平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	七月一	日原案可決	
議案第 五七号	平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	委員会付託	七月一	日原案可決	
一、付議事件（追加分）					
番 号	事 件 名	審議方法	結 果		
議案第 五八号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書の提出について	即 決	七月一	日原案可決	

議案第 五九号 西之表市議会議規則の一部を改正する規則の提出について  
議案第 六〇号 西之表市議会議基本条例の一部を改正する条例の提出について

即 即

決 決

七月 七月  
一 一

日原案可決 日原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 三二号	「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書	西之表市安城二七〇二―二八番地 反原発・たねがしま代表 和田香穂里	七月 一 日継続審査

一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 四〇号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書	西之表市西町六〇番地 連合鹿児島熊毛地域協議会 議長 西司	七月 一 日継続審査

請願第 四一号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書採択の請願について	西之表市西之表六八六一―六 鹿児島県教職員組合 熊毛支部西之表地区協議会 議長 茶圓亮一	七月 一 日採 択
---------	--	---	-----------

請願第 四二号	種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	中種子町坂井二〇九三―二〇三 熊毛地区茶業推進協議会長 山浦重夫 西之表市古田一〇七四 西之表市茶業振興会長 澤柳伸一	七月 一 日継続審査
---------	--	--	------------

本會議第一号（六月十五日）

本会議第一号（六月十五日）（月）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君  
二番 鮫島市憲君  
三番 濱上幸十君  
四番 小倉初男君  
五番 下川和博君  
六番 瀬下満義君  
七番 小倉伸一君  
八番 田添辰郎君  
九番 中原勇君  
一〇番 川村孝則君  
一番 榎元一巳君  
二番 長野広美さん  
三番 橋口美幸さん  
四番 渡辺道大君  
五番 丸田健次君  
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長 長野力君  
副市長 坂元茂昭君  
教育長 立石望君  
会計管理者兼  
会計課長 日高研一君  
総務課長兼  
選管書記長 中野哲男君  
行政経営課長 大瀬浩一郎君  
市民生活課長 楫田竜一郎君  
財産監理課長 前田秀夫君  
地域支援課長 神村弘二君  
税務課長 長吉輝久君  
健康保険課長 戸川信正君  
経済観光課長 松元明和君  
農林水産課長 園田博己君  
建設課長 美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年六月十五日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十七年第二回西之表市議会定例会を開会いたします。

初めに、四月の異動で三名の新しい課長の方々が本会議場に出席していただきますので、御紹介をしておきたいと思っております。

税務課長、長吉輝久君。農林水産課長、園田博己君。教育委員会社会教育課長、松下成悟君。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（永田 章君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十六名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第 一 会議録署名議員の指名  
日程第 二 会期の決定

日程第 三 提出議案の一括上程

日程第 四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第 五 報告第 一号 専決処分の承認を求めることについて  
（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

日程第 六 報告第 二号 専決処分の承認を求めることについて  
（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 七 報告第 三号 専決処分の承認を求めることについて  
（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 八 報告第 四号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号））

日程第 九 報告第 五号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十六年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第六号））

日程第 一〇 報告第 六号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））

日程第 一一 報告第 七号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））

日程第 一二 報告第 八号 専決処分の承認を求めることについて

- (平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第三号))
- 日程第一三 報告第九号 専決処分承認を定めることについて  
(平成二十六年西之表市介護保険特別会計補正予算(第六号))
- 日程第一四 報告第一〇号 専決処分の承認を定めることについて  
(平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第六号))
- 日程第一五 報告第一一号 平成二十六年西之表市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第一六 報告第一二号 平成二十六年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第一七 報告第一三号 平成二十六年西之表市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第一八 報告第一四号 平成二十六年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第一九 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第二〇 議案第四八号 西之表市公平委員会委員の選任について
- 日程第二一 議案第四九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第二二 議案第五〇号 西之表市個人情報保護条例の一部を改

- 正する条例の制定について
- 日程第二三 議案第五一号 西之表市道路線の認定について
- 日程第二四 議案第五二号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第一号)
- 日程第二五 議案第五三号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二六 議案第五四号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二七 議案第五五号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二八 議案第五六号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二九 議案第五七号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第一号)
- 日程第三〇 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一四番議員渡辺道大君、一五番議員丸田健次君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る六月十二日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から七月一日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から七月一日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第一号から報告第一四号及び議案第四八号から議案第五七号までを一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成二十七年第二回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平成二十七年五月二十九日、午前九時五十九分、口永良部島の新岳が噴火、噴火警戒レベルは五にまで引き上げられ、全島避難ということになりました。すぐに消防本部より屋久島に職員を派遣する一方、私も早速屋久島のほうを訪れ、状況把握に努めたところでございます。

その後、六月十三日には、安倍首相や伊藤知事も屋久島に入られ、地元消防団員への激励とねぎらいの言葉などがありましたし、私も熊毛地域の消防の責任者として同席し、地元の話を詳しくお聞きしたところであります。

災害に遭われた住民の皆さん方には心よりお見舞いを申し上げます。本市といたしましても、一日も早く日常の生活が取り戻されるよう、可能な限りの協力をしていきたいと考えます。

さて、国の状況ですが、昨年、集団的自衛権の行使が閣議決定され、現在、国会では平和安全法制の議論が行われております。一つの新法と十本の改正法にまとめられた平和安全法制整備法からなっており、激論が交わされております。平和国家としてしっかりと議論して、国の方向を誤らないように進めていただきたいものだと考えております。

それでは、議案説明に先立ちまして、地域の状況や市政を取り巻く課題について触れたいと思います。

本年は、第三十回国民文化祭かごしま二〇一五が開催されます。特に本市は開会式ではサテライト会場となり、多くの来客や盛り上がりが見込まれております。その前段といたしまして、五月九日、西町ドコモショップ跡地にて、国民文化祭開幕百七十五日前イベントが開催をいたしました。鹿児島PRキャラクターのぐりぶーときくらじまんも応援に駆けつけ、イベントでは国民文化祭カウントダウンボードをお披露目し、会場を盛り上げました。

この日は、同時に、にぎわい創出プレミアム商品券の販売も行われました。これは国の地方創生の交付金により地域の消費喚起を目的として実施されたもので、総額一億四千四百万円を発行することとなりました。今回は市民の方々の購入の利便性を図るため臨時の販売所が設けられましたが、おかげさまで販売初日から多くの市民の方が購入に訪れ、前半に予定しておりました額が完売となったところでございます。

五月十二日から十四日にかけて、姉妹都市である伊佐市の本城小学校と田中小学校の児童の皆さんに修学旅行に来ていただきました。戦後七十年という節目の年を迎えるに当たり、疎開応援にさまざまな交流事業を計画しており、その一段となります。両校ともに、島内観光はもちろんですが、戦時中疎開をすることになった地区の小学校で疎開者の体験談など戦時中の苦労話を聞いてい

ただくほか、小学生同士の交流も行うことができました。見送りの際には、当時の疎開体験者から児童たちにお土産を届ける一幕もあり、改めて伊佐市とのきずなの深さを実感したところであります。縁深い地域同士での意義深い交流ができたのではないかと考えます。今後もさまざまな交流事業を実施しながら、伊佐市とのきずなを深めてまいりたいと考えております。

五月十七日には、日曜日には市民一斉の海岸清掃を実施いたしました。二千百名を超える市民の皆さんの御参加をいただき、おかげをもちまして海岸が大変きれいになりました。これからの観光シーズンに向けて、来島される方々を心からお迎えすることもできるようになったと喜んでおります。御協力いただきました市民の皆さん、ごみの回収に携わっていただきました建設業、建築業の皆さん、また見回りなどの協力をいただきました消防団など、関係団体の皆さんに心から感謝を申し上げます。

五月二十日より市民会館の改修事業、防災拠点中央公民館改修事業が始まりました。国の離島振興関連事業を取り入れ、有利な起債を財源に事業を行おうとするもので、非常に少ない一般財源ででき上がっております。エレベーターの新設、大ホールのつり天井、音響施設、空調の改修、外壁の舗装及び改修、授乳室新設、トイレの改修、放送設備改修などを行います。今年中には生まれ変わった市民会館を市民の皆さんに御利用いただけるものと思えます。

五月二十七日、西之表市商店街いきいきコミュニティ創造事業の

拠点となる温泉複合施設の地鎮祭が行われました。この施設は国の補助を受け中心市街地に建設されるもので、源泉が約四十度で、種子島になかった本格的な温泉施設として、高齢者を初め、市民の健康増進に寄与し、商店街の活性化にもつながるものと期待されます。また、市として現在進めておりますにぎわい創出事業との連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、農業の状況についてであります。

まず、平成二十六年度農業生産実績につきましては、総生産額は六十二億一千五百万円と、昨年と比較しますと四億二千百万円減少をいたしました。

生産概要については、基幹作物であるさとうきびが、日照不足と台風の影響により平均反収が四トン八百九十五キロ、生産量は三万八千二百八十二トンとここ二十年間で最低の実績となり、品質についても糖度一〇・六度と最近の十年間で最も低く、三億七千七百万円の減収となりました。

でん粉用さつまいもは、さとうきびと同様の気象要因により生産量は一千トンの減となり、でん粉工場の操業率は四〇%低下いたしました。

露地野菜につきましては、相次ぐ台風の襲来や鳥獣による被害を受け生産量は減少しましたが、天候不順などの影響で春先から単価が高騰して、生産額は前年に比較して七千万円の減額にとどまることとなりました。特に安納いもは、でん粉同様、気象要因による減

収に転じましたが、品質のばらつきも少なく、他産地との差別化を図ることができるようであります。今後とも特産品として各種施策の充実に努めてまいります。

一方、低迷した耕種部門と比較して、畜産を取り巻く環境情勢は好調であり、特に子牛生産は、平成二十六年度出荷頭数が千九百五十五頭と減少傾向にあるものの、優良雌牛あかおぎ牛が評価され、平均販売価格は一頭当たり五十一万円と高値での推移が続いております。

また、乳用牛につきましては、乳価が安定していることから、生産額は十二億八千万円と本市農業生産額の二〇%を占めております。今後とも酪農家の皆さんとも連携をし、種子島牛乳の振興に努めてまいります。

次に、鳥獣被害についてであります。

シカの生息頭数調査によりますと、本市に生息するシカの推定頭数は約三千頭であるとのことであります。この調査結果を受け、平成二十七年度の捕獲目標を二千頭と決定し、守りの対策である各種補助事業を活用した侵入被害防止さくの設定と、攻めの対策である猟友会の協力による狩猟捕獲活動への支援を継続し、被害の軽減を図ってまいります。

農政全般に關しまして、政府においては、中長期的な農政の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、食料自給率四五%、これはカロリーベースであります。これを目標に掲げる

ほか、農地中間管理機構をフル稼働した担い手への農地集積を通じた構造改革や飼料用米への転換など農政改革を進め、六次化や輸出など新たな事業に取り組みながら、所得増大を目指しています。

また、県においても、かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針を見直し、本県の食、農業及び農村の振興に関し、総合的かつ計画的に推進する施策を展開しております。

本市の農業・農村を取り巻く情勢は、生産者の高齢化と担い手不足、本土より割高な輸送費、鳥獣被害などのさまざまな課題を抱えております。国等が示す人と農地の問題解決に向けた施策に基づき、本市独自のニーズを捉え、各種補助事業を活用しながら、担い手の育成や確保に努める一方、安納いもなど特産野菜のブランド確立を図り、畜産農家の経営安定による畜産振興に関する施策などを展開してまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算において概算額により計上しておりますが、平成二十六年年度の決算状況や本年度の被保険者の所得状況などの見通しが立ったことにより再算定を行い、今期定例会の補正予算において本格的な予算を編成したところであります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、市民の皆さんの健康保持、健康増進に重要な役割を果たしておりますが、一人当たりの医療費が年々増加するなど、被保険者の負担は厳しい状況とな

っております。このような中、今年度は国民健康保険所帯の所得、特に農業所得が大幅に落ち込んでいることや、平成二十七年年度の制度改正により課税限度額が八十一万円から八十五万円へと計四万円引き上げられることなどから、このタイミングで税率を上げますと、被保険者の方々に多重の負担がかかることとなります。公平性の問題はあるものの、こういった状況を総合的に勘案し、やむを得ず一般会計から法定外繰出しを一億八千五百万円計上し、今年度は税率改正を見送ることといたしました。

平成三十年度からは、県が国民健康保険財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなっております。今後とも国や県の動向を注視しながら、国民健康保険事業の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平を期すため、なお一層の安定的な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、脳神経外科の確保問題についてであります。

四月から種子島には常勤の脳神経外科医の不在の状態となっております。鹿児島大学と覚書を交わし、緊急事態への対応については対策を図ったものの、九月までの臨時的措置以降の対策に関しても目途が立っておらず、住民の皆さんの不安を払拭できる状態にはありません。引き続き、この問題に真剣に取り組んでいきたいと考えております。

一方で、周産期医療体制種子島産婦人科医院の運営体制についてであります。

種子島産婦人科医院は、開設からはや八年目となっております。

現在まで鹿児島大学や田上病院などの支援のもと、住吉稔院長のみの医師一人体制が続いておりましたが、関係者のこれまでの医師確保の努力の結果、ありがたいことに、七月一日から新たに前田宗久先生に種子島産婦人科医院に来ていただけることとなりました。これまで開設当初からの目標である医師の二人体制の確保ができるわけであります。前田先生は、父親が西之表市出身、また幼少期を本市で過ごすなど種子島にもゆかりが深く、末永くお勤めいただけるものと期待してるところであります。

また、種子島産婦人科医院は今年中に下西地区への新築移転を計画しており、新しい子育て環境や体制ができることで、お母さんたちにも安心して子育てしていただきたいと思えます。この種子島の地から赤ちゃんの産声や子どもたちの笑い声がいつまでも聞こえるよう、引き続き努力してまいります。

次に、地域づくりについてであります。

本市においても人口減少に歯どめはかからず、また、年々高齢化率が上昇をしている中で、地域の活力が低下し、将来的には校区や集落の自治組織の衰退が危惧されております。このため、地域への人の流れをつくる定住化を推進していく一方で、今回、モデル事業として、特に本市の中でも過疎化、高齢化が進んでる五つの地域に地域活動拠点センターを設置し、地域おこし協力隊を配置して、集落点検や情報発信、地域行事イベントの支援、また地域おこし活動

の提案などを実施していくこととしております。

配置を予定しております伊関、安納、安城、立山、中割の地区の皆さんにおかれましては、隊員を快く迎えていただくとともに、担当業務の遂行に御協力くださいますようお願いをし、ともに連携して地域活動を展開していただくよう願っております。

また、本市においては、平成二十七年度より、厳しい地域状況を勘案し、再編による新たな自治組織の設立を支援していくことといたしました。今回、それぞれの地域での話し合いを重ねた結果として、伊関の柳原自治会と又延自治会が再編へ向けての話し合いをスタートするとお聞きしております。再編がスムーズになされ、運営が円滑に進められますように、市としても見守ってまいりたいと考えております。

次に、市民の皆さんとの意見交換、公聴についてであります。

昨年は、人口減少、高齢化社会への対応をテーマとして校区や集落、各種団体を絞り込んだ形で語る会を開催いたしました。本年はまた以前の形に戻し、各校区での語る会を地域の皆さん方と実施してまいりたいと考えております。

本市においても、国のまち・ひと・しごと創生のための総合戦略の西之表市版の総合戦略を策定していかなければなりません。語る会の中でも皆さんの意見をお聞きし、議論を重ねながら、地域や住民の皆さんとの協働を基本としたプランを作成してまいりたいと考えておりますので、多くの市民の皆さんの参加をお願いいたします。

ます。

次に、長期振興計画において重点的な取組みに位置付けられています。にぎわい創出事業においてであります。

まず、疲弊している町なかのにぎわいづくりから取り組んでおりますが、検討も三年を迎え、集中と回遊策の集中部門を担う交流拠点施設の整備準備に取り組んでおり、候補地の選定を終えて、民間委員の皆さんと機能や運営の議論に進んでおります。候補地は港通りの県有地であり、賃貸借の目途もついてきたところであります。疲弊していく町なかには早急な手だてが必要です。大字地域や周辺商店会、関係機関との連携や入り込み客数の動向も視野に入れながら、取組みを進めてまいります。

また、地方創生の検討状況も報告しておきたいと思えます。

現在、西之表市地方創生総合戦略本部と西之表市地方創生総合戦略策定審議会を立ち上げ、計画の策定に取り組んでおりますが、本部会、専門部会での議論、職員との議論を経て、審議会を二回ほど開催をいたしました。国の動向を見きわめながら、夏の終わりには完成させたいと考えており、鋭意作業を進めております。

馬毛島問題についても触れておかなければなりません。

現在のところ、国からの働きかけなどの動きはありません。よって、議員の皆様は報告する案件にもないわけですが、私の考えにやささかも変わりはありません。地域づくりの選択として、FCLP施設のある町を選ぶわけにはいきません。種子島の温暖な気候や風

土を生かし、将来にわたって持続可能な西之表市づくりを追求したいと考えております。これからも反対の姿勢を貫いてまいりたいと思えます。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。本定例会に提案いたしました議案は、西之表市税条例等の一部を改正する条例など条例の一部を改正する専決処分報告三件、平成二十六年西之表市一般会計補正予算など補正予算の専決処分報告七件、平成二十六年西之表市一般会計継続費繰越計算書の報告など繰越関係の報告四件、西之表市公平委員会委員選任のための人事議案一件、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定など条例議案二件、西之表市道路線の認定議案一件、平成二十七年西之表市一般会計補正予算ほか特別会計等補正予算議案五件の合計二十四件であります。

主な議案について説明いたします。

議案第四八号は、公平委員の橋口勝一氏が本年九月十五日をもって任期満了となるため、同氏を再任しようとするものであります。

議案第四九号は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法改正によるもの及び字句の整理であります。

議案第五〇号は、番号法の施行に伴い、特定個人情報、情報提供等記録などの取扱いについて必要な事項を定めるため、条例を改正しようとするものであります。

議案第五二号から議案第五七号は、平成二十七年西之表市一般

会計及び特別会計等の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものは、国民健康保険特別会計の繰出金一億九千八百四十八万一千円、汚泥再生処理センターの施設等管理業務が一千一百六十七万五千円、さとうきび農家への不作対策を含む農業対策として農業振興費に二千四百三万三千円のほか、各品目に四月一日付け人事異動に伴う人件費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に一億七千四百七十六万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百五億五千五百七十六万六千円とするものであります。

市民の皆さん並びに議員の各位には一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位に御審議をお願い申し上げます、私の市政に対する所信表明及び提案理由の説明いたします。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

#### △議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△報告第一号 専決処分承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、報告第一号、専決処分

の承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。西之表市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日、専決処分としたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成二十七年税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市税条例に所要の改正を加えたものであります。

それでは、改正条例の内容について御説明いたします。字句及び条項の整理に伴う改正部分につきましては説明を省略させていただきます。御了承ください。

お手元に新旧対照表も配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

三ページをお開きください。

西之表市税条例の一部を改正する条例。

西之表市税条例の一部を次のように改正する。

第二条の用語、第三十六条の二の市民税の申告、第六十三条の二

の固定資産税の所有者がすべき申告、第六十三条の三の固定資産税の案分の申し出、第七十四条の第一項の住宅用地の申告、第七十四条の二の被災住宅用地の申告の規定についてでございますが、平成二十八年一月から順次利用が開始される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度、マイナンバー制度の導入に伴い、法人番号又は個人番号に対する規定を追加したものです。

第二十三条は市民税の納税義務者についての規定でございます。法人市民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様にするための改正でございます。

第三十一条第二項は法人市民税の均等割の税率についての規定でございます。法人市民税均等割の税率の適用区分である資本金等の額に係る所要の額を定めたものです。

第三十三条は所得割の課税標準についての規定でございます。所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算によらないものとする改正でございます。

三ページから四ページにかけまして、第五十条は法人市民税に係る不足税額の納付の手続についての規定でございます。法人税法改正に伴う所要の措置でございます。

第五十一条の市民税の減免、第七十一条の固定資産税の減免、第八十九条の軽自動車税の減免、第九十条の身体障害者等に対する軽

自動車税の減免、第三百三十九条の三の特別土地保有税の減免の規定でございます。減免の申請期限を期限前七日から納期限に改め、マイナンバー制度の導入に伴う法人番号又は個人番号に対する規定を追加したものです。

附則第七条の三は個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。規定でございますが、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限を二年間延長するものです。

附則第九条は個人住民税の寄附金控除に係る申告の特例の規定でございます。地方公共団体に対する寄附金税額控除、ふるさと納税について、特例控除額の上限を二割に拡充し、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合には、確定申告をせずに寄附金税額控除が受けられる仕組みを創設するものです。

五ページから六ページにかけまして、附則第十条の二の新築住宅に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。マイナンバー制度の導入による法人番号又は個人番号に対する規定を加えたものです。

附則第十一条の二の土地の価格の特例、第十二条の宅地等の固定資産税の特例、第十三条の農地に対して課する固定資産税の特例、第十五条の特別土地保有税の課税の特例については、固定資産税等の負担調整措置として特例期間が三年間延長されたことによるものです。

附則第十六条は軽自動車税の税率の特例の規定でございます。一

定の環境性能を有する軽自動車等についてグリーン化特例制度が新設されたことに伴い、グリーン化特例の条文を整備したものです。

また、平成二十七年度分から適用とすることとされていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率については、一年間延期されることに伴う改正でございます。

七ページをお開きください。

附則第十六条の二は、たばこ税に係る特例措置について規定していますが、旧三級品のわかば、エコー、しんせい等の紙箱たばこに係る特例税率を平成二十八年四月一日で廃止したことによる削除でございます。この特例税率の廃止に伴い、段階的に税率を引き上げる経過措置を附則第五条で定めています。

最後に、附則として、第一条に施行期日を、第二条に市税に関する経過措置を、第三条に固定資産税に関する経過措置を、第四条に軽自動車税に関する経過措置を、第五条に市たばこ税に関する経過措置を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） えーとですね、まず最初に、この表の見方そのものをちよつと御説明いただきたいんですが、条例案にも示されているように、全ての円マークの金額が記載されている表がございますけれども、これは、えーとですね、例えばですね、最初に出

てくるところでお伺いしますが、六ページにあります第八十二条の第二号アというものは、一番左、金額が三千九百円と千円という欄が併記されております。これはどのような違いがあるのか、文章だけではちよつとよくわかりませんので、この金額が二つ示されているものについての御説明をお願いします。

○税務課長（長吉輝久君） これはですね、四輪車等のグリーン化特例の制度に伴いまして、例えば、電気自動車の場合、第八十二条第二号のアにつきましては、電気自動車の場合ですね、標準税率が三千九百円が千円になるということでございます。下の八十二条第二号についても、これは、やはり四輪車等のグリーン課税化特例の導入におきまして、平成三十二年度燃費基準プラス二〇％達成した場合の、要は標準税率を示しているものでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一二番（長野広美さん） そうしますと、左側の欄が、いわゆる標準のものが金額が示されており、右側のほうに今回の特例とされているもの、対象になるものの金額が示されるということで理解してよろしいでしょうか。

○税務課長（長吉輝久君） はい。そういうことです。

○一二番（長野広美さん） 続きまして、えーとですね、土地関係、固定資産税関係を一般的に三年間、特例が延期、延長されたという御説明でしたけれども、その理由について御説明できるものがある

ばお願いします。

○**税務課長（長吉輝久君）** これはですね、特例措置ということで、いわゆる地価のですね、下落にに応じて、それに対応するための措置でございます。

○**一二番（長野広美さん）** 基本的には、そもそも今回の改正案が地方税法に係るものということですので、これは、特に固定資産税関係につきましては、いわゆるその地域の土地の価格が非常にまだ低迷していると。そういった部分の、いわゆるその景気対策的な意味合いが背景にあるのかなと思っただけですけど、そういったことはあるんですか。

○**税務課長（長吉輝久君）** これは西之表市独自ではなくてですね、全国レベルでの条例改正ということですので、特段、市独自でやっているわけではございませんので、よろしくお願いします。

○**議長（永田 章君）** ほかに質疑はありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○**六番（瀬下満義君）** まあ、税のこの改正ですが、読んだだけでは何のことかちよつとわからないので、引用条文も出てきたりして、非常にこうわかりにくいので、まずその市民から見て、何かこう、ここは注意したほうがいいとか、そういうのはないでしょうか。その手続上、ちよつと変わるところとか、間違いやすいとか、そういうのはありませんか。

○**税務課長（長吉輝久君）** まず、大きな改正点というのがですね、

マイナンバー制度が導入されることにおきまして、いわゆる法人番号又は個人番号を、いわゆるしなければいけないということになる関係で、そこにいわゆる整備、法律の整備をしたということと、それとあと、旧三級品のたばこですね、それが廃止になったことで、まあ、ある程度、安いたばこを買った方が、いわゆる税率が、いわゆるもとの普通の税率に戻る関係で、それもある程度影響されるんじゃないかなということがあります。

あとは、先ほど御説明した内容のとおりでございます。

○**六番（瀬下満義君）** マイナンバーは、まあ、最近よく聞きますけども、でも、もう何か施行されるようですが、これはいつごろからなりそうなんですか、その。で、それは、本人が常に自分のそのマイナンバーというのを知つとかなきやいかなのですかな。ないと、その手続ができないということになりますか。

○**税務課長（長吉輝久君）** マイナンバー制度につきましてはですね、まあ、私なりに知っているとこでお話をいたします。平成二十七年の十月から、いわゆる住基、住民基本台帳にある市町村から、一応、個人とかですね、法人に通知されるということです。本格的には平成二十八年の一月一日から出すということです。それとあと、個人番号につきましては、十二桁の番号で住民基本を、住民票を有する国民全員に一人、一人一つずつ指定され、市町村から通知されるということです。それと、これはですね、社会保障、税及び災害補償等に関する事務にだけ限定されるということです。でございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） たしか今までも何とか番号ちゅうのがあったと思うんですが、住民基本台帳に何とか、たしかあったと思うんですけど、私はもらったことが記憶があつて、一回も使ったことないんですが、それとはまた別ですか。新しく増やされるんですか、このマイナンバーというのは。

〔市民生活課長 楫田竜一郎君〕

○市民生活課長（楫田竜一郎君） 住民基本台帳カードは私のほうの担当ですので、私のほうからそれについて説明いたします。

住民基本台帳カードもありますけれども、国が、先ほど税務課長が言われましたように、三つの分野において使うということで、充実したカードになりますので、住民基本台帳カードは今後廃止をされていくということになります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑は。

〔一三番 橋口美幸さん〕

○一三番（橋口美幸さん） 引き続きまして、そのマイナンバー制度についてですけども、今、国会で年金機構の漏えい問題が大変深刻な状況になっている状況の中で、このマイナンバーと直接関連するという報告でしたので、その情報漏えいの個人情報保護の問題が、この条例を提案するに当たってどのように議論されたか、今後、個人の情報が本当に情報漏えいするので、まあ、そこら辺の

議論がどうされたかというのを教えてください。

○議長（永田 章君） 橋口議員、今ですね、質疑については、ちよつと趣旨がちよつと違うということですが、これは市条例、条例改正に対する質疑ですから、そこはちよつと違うと思いますが。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第二号 専決処分承認を求めるとして（西之表

市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、報告第二号、専決処分の

承認を求めるとして（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

本案は、専決処分の承認を求めるとしてであります。西之表市都市計画条例の一部を改正する条例を、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日、専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるとあります。

一九ページをお開きください。

今回の条例改正は、平成二十七年税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市都市計画税条例に所要の改正を加えたものでございます。

第二条は公益事業等に対する課税標準の特例を設けている条文であります。

附則第二項から第六条の宅地等に対して課する都市計画税の特例並びに附則第七項の農地に対して課する都市計画税の特例については、特例期間が三年間延長されたことによる改正でございます。

附則第九項において地方税法附則第十五条の条項を記載しておりますが、これは課税標準の特例措置に係るもので、条項の繰り上げ、繰り下げ等の条項の整理でございます。

附則として、第一条の規定は施行期日を、第二条として経過措置を定めております。これは、先ほど御説明いたしました固定資産税のあれと同じような状況でございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、報告第三号、専決処分の

承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第百

七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日、専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成二十七年税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市国民健康保険税条例に所要の改正を加えたものでございます。

二二ページをお開きください。

平成二十七年税制改正においては、国民健康保険税の医療分課税額に係る課税限度額を五十一万円を五十二万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を十六万円を十七万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を十四万円を十六万円に改めるものです。国民健康保険税の被扶養者に係る世帯別平等割額の特定継続世帯の額を五千二百五十円を一万五千七百五十円に、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の特定継続世帯の額を千二百五十円を三千七百五十円に改めるものです。

この特定世帯とは、後期高齢者医療制度の創設に伴い、同一所帯の他の国民健康保険被保険者が一人だけとなった世帯については、保険税の医療分と後期高齢者支援金分の平等割額は、五年間は半額となっていました。五年経過後、三年間は特定継続世帯として減額割合分を現行の半分から四分の一として延長することになっております。特定継続世帯の表示額を四分の三の額にすべきところを四分の一に表記していたものを訂正するための改正でございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置については、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を二十四万五千円を二十六万円に、二割軽減の世帯となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を四十五万円を四十七万円に改めるものとございます。

附則として、第一条に施行日を、第二条に適用区分を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「二二番 長野広美さん」

○二二番（長野広美さん） えーとですね、これは限度額ということになりますと課税対象額が増えるわけですので、実質的な本市に対する影響といった部分が大変気になるところで、実質的には、これは、まあ、税金が値上げされるというふうにも受けとめられます。そこで、この今回の改正によって、対象者の数ですとか、それから、金額的なものとかわかればお示しして、教えていただきたいと思っております。

○事務課長（長吉輝久君） 限度額に、限度額が八十一万円から八十五万円に四万円ほど上がった場合ですね、世帯数で延べで十六世帯、被保険者数で四十七人、百二十四万円ほど影響を受けます。

軽減所帯、軽減所帯に、軽減額でいきますと、例えば、七割、五割、二割軽減でいきますと、世帯数で四十七人、四十七世帯、被保

険者数で九十二人、金額で二百十万円ぐらいですね。軽減は、まあ、これは軽減を受ける世帯が増加するというところでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、報告第四号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御報告をいたします。

二十七報告第四号は、平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。

今回の第八号補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千五十万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十二億九千二百二十万二千円とするものであります。

七ページをお開きください。

第二表、地方債補正は変更五件で、それぞれの事業費の確定に伴うもので、総体で四千八百七十万円の減額であります。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

一ページをお開きください。

一款市税は総体で二千二百六十五万六千円増額し、市税の平成二十六年収入見込み額を十三億九千五百二十二万二千円といたしました。これは対前年度比二千四百二十三万七千円、一・八%の増となる見込みでございます。

一二ページをお開きください。

六款地方消費税交付金は一千八百七十八万一千円の減額で、一億六千九百八十七万七千円の平成二十六年収入見込みであります。これは地方消費税の一定割合を市町村に交付するものでありまして、消費の動向により交付金が左右されるものであります。なお、消費税増税に伴い、地方消費税の割合が一・七%から二・二%になったことで、社会保障財源交付金として三千九万三千円が交付され、その分は社会保障施策に充てることとなります。

七款自動車取得税交付金は一千八十三万二千円の減額で、六百四十九万九千円の平成二十六年収入見込みであります。これは自動車取得税の一定割合を市町村に交付するものであります。ありますが、国の方針として、消費税増税に伴い段階的に縮小していく方向にあるとのことです。平成二十九年四月には消費税が一〇%になることが予定されておりますが、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

一三ページをお開きください。

九款地方交付税は四千九百八十五万一千円を追加しております。

特別交付税の交付決定によるものであります。近年の全国的な自然災害等により、当初配分額が減額になることを想定しておりましたが、湊漁港の災害等もあり、全体的に増額となっております。

一五ページから二〇ページにかけまして、十三款国庫支出金及び十四款県支出金であります。これは補助金等交付金が確定したことによるものであります。

二四ページ、二五ページをお開きください。両ページにまたがり

二十款市債は四千八百七十万円を減額し、発行総額を十一億八千九百四十五万六千円とするものであります。それぞれの事業費の確定に伴うものであります。

歳出について御説明をいたします。

目の補正が一千万円以上のもの、特段説明が必要と思われるものを中心に説明をさせていただきます。

二八ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費の二十五節積立金、付記説明欄の財政調整基金に七千二十六万一千円、減債基金に七千一万六千円、西京畑地かんがい施設維持管理基金に二千円、公共施設建設献金に十八万一千円、西之表市ふるさと応援寄附基金五十六万六千円を追加し、退職手当等基金を八万三千円、地域振興基金を一万二千円減額しております。

なお、基金運用から生ずる収益については、一般会計歳入歳出予

算に計上することとなっておりますので、その分を加味した全体額を計上しております。

なお、各基金の現在高につきましては、配付しております予算資料で御確認をお願いしたいと思います。

三六ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は九千六百三十四万五千円を減額しております。二十八節繰出金、付記説明欄の国民健康保険特別会計の繰出金八千七百五十九万八千円の減額が主な要因であります。詳細として、財政補填分八千四百五十八万四千円を減額しておりますが、結果、五千万円の法定外繰出しとなったところであります。

今後とも、国を含め、国民健康保険の運営のあり方につきまして注視をしてみたいと考えております。

三八ページをお開きください。

九目障害者福祉費を三千三十三万二千円減額しております。主な要因としては、次ページ、二十節扶助費の二千八百五十八万七千円減額であり、更生医療給付費等、それぞれ扶助費の積み上げによるものであります。

四一ページをお開きください。

二項児童福祉費、四目児童措置費は一千四百五十六万七千円を減額いたしております。二十節扶助費、私立保育園児童委託措置費一千四百一十一万七千円の減額がその主なものであります。

四二ページをお開きください。

七目子ども医療費を二千九万二千円減額しております。二十節扶助費の子ども医療費助成費の減額がその主な要因であります。

三項生活保護費、二目扶助費を四千八百五十一万三千円減額しております。二十節扶助費中、生活扶助費二千八百三十五万円や医療扶助費一千二百六十四万五千円の減が主な要因であります。

社会保障費の増大により、保障費等の予算規模が数億単位となることから、専決処分による処理額が大きくなる傾向になっております。

四三ページをお開きください。

四項災害援助費、一目災害援助費一千万円を減額しております。災害弔慰金五百万円、災害障害見舞金二百五十万円、災害援護資金三百五十万円の減であります。

四七ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費一千四百一万二千円を減額しております。十九節負担金補助及び交付金中、付記説明の補助金、認定農業者経営支援や戦略産品輸送費支援などの減額によるものであります。

五〇ページの七款商工費から六二ページの十款教育費までは、目計で一千万円を超えるものもなく、通常の執行残による調整分であります。後もって御確認をいただければと思います。

九三ページをお開きください。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、二目現年発生補助災害復旧費を一千四百五十七万円減額しております。うち十三節委託料は、道路及び湊漁港災害復旧のための測量調査費百四十九万九千円、十五節工事請負費は、河川三件、道路七件、漁港一件のそれぞれ入札等実績によるもので、一千二百八十万三千円の減であります。

以上、経常的なものを除きまして、目の補正額が一千万円以上のものを中心に説明をいたしました。平成二十六年年度の最終専決決算ですので、総体的に事業の執行残の調整ということになっております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 四一ページの、三点ほどあります。四一ページの保育士処遇改善臨時特例のマイナスの要因、それから、それからもう一点はですね、農業の、四七ページなんですけど、認定農業者支援、そして戦略産品輸送費支援のこの減の大きさと、大きな根拠を教えてください。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えします。

認定農業者経営支援事業につきましては、国の補正の平成二十六年年度補正額を御使しまして補正したところでございますが、精査し

た結果、経営体が四個、実績に上がりました六経営体が事業、事業対象となった、なったということで、実績の確定によります減額になります。

それから、戦略産品輸送品の支援につきましては、当初予定しておりました量は全体的で六千二百六十トンを予定しておりましたが、実績で五千五百九十トンということで、対比の八九・九%という状況で、実績に比べて減額になります。

なお、この減少につきましては、平成二十六年度につきましては、安納いもと植えつけ時期、長雨とか低温の関係で、本年度生産状況に、平成二十六年度の生産状況につきましては、反収生産量が少なくなったからという原因、要因かと思われまます。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔福祉事務所長 小田八重子さん〕

○福祉事務所長（小田八重子さん） 御説明をいたします。

保育士等処遇改善特例の減額二百四十二万六千円についてでございます。この保育士等処遇改善につきましては、各保育園等の園児数、年齢区分ごとの園児数、それから職員の勤続年数によって加算をされていくものでございます。採用実態に依りての加算になりますので、実態に依りての処遇改善を実施したというところでございます。

その改善額につきましてでございますが、平均、結果としては、平均で常勤が九千二百六十三円、非常勤において五千五百七十六円、保育士等以外五千六百八十九円の改善額というふうになっております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） 四四ページですが、合併浄化槽の設置等分を七百幾ら、二十万円ほど減額になっております。まあ、ほかのところでも結構減額になっておるんですけども、この合併浄化槽処理についてのは、当初に何件今年やるということを決めて予算化をしてると思うんですけども、この今でこうやって減らせるんじゃないかと、状況がわかれば、ほかの予算もですけども、途中でどうにかできないもんかと。先ほどの認定農業者とかいろんなものもありましたけれども、これだけの予算が何千万円て残ったときに、ほかの事業に振り替えれば、まだこの事業できたじゃないかって、そういうところ非常に思うところなんですけれども、まあ、個別個別ということではないんですが、そういうところは、やはりもう少し精査をしていただいて、当初の予算というのは組んでいたかいたいなというのを非常に感じるところでした。よろしくお願ひします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

いまして、最終的に予算が余るのは大変残念なことでございますので、各補正の時期、各補正の時期で、また改めましてしっかりと予算の把握に努めたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） すいません。他の回答をお願いします、合併浄化槽の。

「市民生活課長 楢田竜一郎君」

○市民生活課長（楢田竜一郎君） 合併処理浄化槽につきましては、平成二十二年度から平成二十七年までの六年間で、毎年百基の六百基ということで国から内示を受けております。地域計画の中にそういうふうな計画をして、国から、まあ、受けていたわけでありません。

平成二十二年、二十三年度が、残念ながら八十二基、八十基というところで、百基に、百基を計画を履行することができませんでした。そして、その後市長等とも協議をしまして、平成二十四年度からくみ取り補助、そしてあと、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽にする場合に、十万円の上乗せ補助をするということで協議が整いまして、議会の、まあ、決定を受けて、その取組みを進めてきたことであります。

これまで平成二十三年度、二十四年度、二十五年度、二十六年度、二十七年というふうな、何とかまあ、毎年百基ということで努力

をしてきましたが、まあ、平成二十二年度と二十三年度の分が不足をしておりますので、その分を何とかもとに戻したいということで努力をしてきました。そして、ずっと百二十基の、平成二十四年度からですね、百基、百基の目標のところをば、百二十基に増やして努力をしてきましたけれども、残念ながら、これまで百基と。平成二十二、二十三年を除いて、全て百基ということになっております。その関係で、平成二十六年も百基、百二十基を目指したいけれども、最終的には百基で終わってしまったということでもあります。

私どもも、行政連絡員の総会、そしてまた「市政の窓」、そして、ごみたい肥化教室等を使ってですね、そしてまた「市政の窓」等を使って、市民の皆さんに周知を図り、そしてまた設置業者等にもお願いをして、できるだけ市民の方に声をかけていただきたいということをお願いもしてきましたけれども、残念ながら六百基の目標を達することができないような今状況であります。

平成二十六年については、百二十基の目標に対して百基ということでありました。で、これについてはですね、ぎりぎりまで少しでも、まあ基数をとということで、予算を確保しまして努力はしましたけれども、残念ながらできない状況でありました。

言われるとおり、十二月の時点で、ある程度、まあ百二十基は達成できないんじゃないかということもありましたけれども、それから、やっぱり業者の方たちにもですね、個別にお願いも、電話もし

て個別にお願いをしたり、しましたり、「市政の窓」でも、ま、お願いを市民の皆さんにしましたけれども、まあ残念ながら、そういうことで達成できなかったということで、今後また努力を続けていきたいというふうに思っています。

今年度については、今順調に、百二十基の目標に対して順調にいつてますので、それに近い数字をできるんじゃないかなというふう

に思っているところであります。

以上です。

○議長（永田 章君） はい。ほかに。

「八番 田添辰郎君」

○八番（田添辰郎君） すいません。一般的なことなんです、ま、今回四千万円の減額ということなんです、これが専決処分ということになっております。以前議会でも議論されたことがあると思うんですが、なるべくなら専決処分は少ないほうがよろしいという考え方も議員の中かなりいらつしやいます。また、市民の方に負担が増えるようなものは、やはり専決すべきじゃなかったというのは、もう十数年前から議論されておるわけでございますが、今回四千万円減額ということで、やはり臨時議会なり議会を招集するとう手はずもありまして、今回のような出し方であると、まあ、そのつもりはないんでしょうが、議会軽視ともとられかねないような、とる方もいらつしやるかと思えます。そういった意味で、これから

もですね、今回もそうなんです、専決処分ということで即決でござい

ます。ものの十分、二十分の審議の中で決まってい

きいます。そのようなやり方がよいのか、よいと思うのなら、また

これからもこういうふうなやり方で専決処分を行っていくのか、お

聞きしたいと思えます。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

御指摘のように、通常の議会に付託いたしましたので、そこで御審議

いただくというのが筋だと私も思います。しかし、中の事業関係の

経費につきましてはですね、例えば、福祉の経費とかは、二カ月遅

れで予算額が確定したりするものがござい

ます。ですから、三月の補正のときに額が確定することがわからない経費分等もありますの

で、そういったものもありまして、なかなか現実的には難しいとい

うのがあるんだろうと思えます。

ただし、御議論の中で、やはり専決で何でもやってしまうのはお

かしいってというのは、それはもうそのとおりだと思いますので、そ

ういうふうにならないように十分気をつけていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに。

○一二番（長野広美さん） 今御説明いただいた内容につきまして

は、できるだけ委員会審査の中で、その状況、折々の状況は、ぜひ

議会サイドにも御説明いただけたらなと思うところ

です。その中で、ちょっと意外だなと思つてるところがやはり幾つ

かありましたので、質問、質疑をさせていただきたいと思

最初の四二ページの子ども医療費です。医療費の助成っていうのはですね、まあ、やはり本市としても非常に重点課題として取り組んできたわけですけど、減額の金額が相対的に当初の四千八百万円に比べますと非常に大きな金額になっていて、やはり当初の見込みに対して、これ実数だとは思ってすけれども、対象者が少なかつたのか、その、まあ、状況をちょっと補足説明をお願いします。

あと、歳入の部分なんですけれども、えーとですね、まず、ページ数からいきますと、一四ページの島元気郷の事業の使用料の収入分が、金額的にまあ百五十万円程度ですけれども、やはりこれも本市としても市民が注目してる大変重点的に取り組んできた事業でありまして、この減額分の状況を説明いたしたいのと、あと一六ページにあります福祉、社会福祉費の中で、臨時福祉給付金給付事業というのがございます。で、これもですね、一〇〇%の補助事業というものが減額されてるという部分で、どういうふうに、どうしてこれがそうなったのか、その部分についての説明をまずお願いします。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

まず、子ども医療費についてでございます。

平成二十六年度から中学生にまで医療費の拡大を行って支払っているところがございますけれども、当初の見込みがですね、小学生、中学生の人数の見込みが非常に誤差が出てきておりまして、数字で申し上げますと、小学生が入院と外来九百五十人で両方見ておりま

す。それから、中学生の入院、外来それぞれ四百人で、同数で見込んでしまったというところがございます。

実績としては、小学生の入院が六名、外来が二千九百九十三人、これは延べでございますけれども、で、中学生の入院が二名、外来が八百二名、そして未就学児の入院が百四十六名、外来が九千三百十六名というふうには、見込み額、人数の見込みが大幅に減少してきたということがございます。

また、子ども医療費につきましては、インフルエンザの発生とかですね、そういった不測の事態に備える必要もございまして、こうやって結果的に大幅な減額となりますけれども、そういったことを考えますと、見込みはやはり余裕を持って予算計上する必要がありということも御理解をいただきたいと思います。

それから、臨時福祉給付金についてでございます。

これが、実績といたしまして四千八百十五人に、一人一万円でございますいただけけれども、四千八百十五人。それから、加算対象者二千九百二十二人に五千円というふうな実績で支払いをいたしましたところでございますが、まあ、こちらも見込みとの差。それから、二百名強の方々が、まあ、通知を送っても申請がなかったという実態もございました。通知に関しては、二回、三回と郵送等でお知らせをしているのですけれども、ま、申請がなかったという実態もございました。

以上でございます。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） 御質問のありました一四ページの島元気郷たねがしまの住宅使用料について御説明をさせていただきたいと思います。

島元気郷の住宅使用料は、予算の段階で七百四十四万一千円というところで計上してございますが、これは十九件の住宅が十二月全ても埋まった場合の住宅使用料について、掛けるコンマ九ということで予算の計上をしております。

決算額が五百八十九万二千円ということで、割合として八八%になってますが、実際その住宅の利用率という部分からいいますと、七一・三%ぐらいが利用率ということになってます。

昨年の状況として、問合せの件数っていうのは昨年から二十六件ぐらい増えておりまして、七十九件ぐらい問合せがあります。下見についても十二件ぐらいあるんですが、実際入居をしたのが四件ということなんです。で、年間空き家で十二月入らなかったという住宅も二件ほどございます。

まあ、その原因といたしまして、まあ一つには、若い世代の方々という方からすると、やっぱり若干価格が高いのかなというのもございまして、また、今入居をされてる方々の九〇%以上が一人だったり二人だったりというような方々です。で、そういう方々からすると、今の住宅、残ってる住宅については、ちよつと面積が広いのかと、広過ぎるというような状況もあるのかなというところで、そこ

ら辺の、まあ、ミスマッチというか、そういう部分がやっぱりあるかなというふうに思ってます。

あと、まあ、移住をしたいという希望で来られてる、来られたんですけど、なかなかその仕事が見つからないということで、まあ、帰られたというような方もいらっしゃるというようなお話も伺っております。

以上です。

○議長（永田 章君） よろしいですか。はい。

じゃあ、ほかに。

○一三番（橋口美幸さん） 四二ページの扶助費なんですけど、この生活保護費がかなり四千八百五十一万三千円っていう減額になって、で、住宅扶助、まあ内訳を見ますと、住宅扶助、医療扶助、で、自立支援、就職ができたのかなというふうに思いますと、まあ、ちよつとこの額は低い数字になっています。で、この生活扶助費の減額の主な要因について伺いたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 生活保護についてちよつと御説明をいたします。

実績といたしまして、平成二十五年度と二十六年度でちよつと比較をして御説明をさせていただきたいと思いますが、平成二十五年度の給付人数が延べ八千七百六十九名、平成二十六年度が八千三百七十五名というふうに、人数的には非常に少なくなっている状況でございまして。三百九十四名の減少となっております。こういったこ

とが生活扶助費、それから住宅扶助費の減少につながっているというところでございます。

実態としては、医療扶助費と介護扶助費につきまして大幅に伸びている状況があります。前年度から約二千三百万円ほど医療扶助と介護扶助で伸びておりますので、相対的な給付費としては、平成二十五年度が四億六千七百三十八万六千九百五十二円に對しまして、平成二十六年年度が四億三千二百五十五万五千五百五十七円と、一〇三・二五%というふうに伸びているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一三番（橋口美幸さん） やはりその、先ほどお二人の議員も言いましたが、こういう大事なことを専決でするっていうことに対して、非常におかしいと思います。

で、その生活保護のその減の要因っていうものの分析っていうのは、今後どのような形でされていくのかっていうのが議論されてますでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 減の要因とかですね、そういったことが、やっぱり経済状況とかそういったもので大きく変動をします。それから、医療扶助等につきましては、該当者が一人出ますと何百万単位で予算が変動をします。そこで、そこら辺の見込みというのが非常に難しいところでございます。本来であれば、今回の補正もですね、十二月補正で行うべきであったのか

などと思いますが、そこら辺は国の交付金の関係で、国との調整で、ちよつと十二月に予算が扱えなかったという実態もございまして、今回の補正になったところでございます。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 報告第四号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市一般会計補正予算（第八号））につきまして、反対の立場から討論をいたします。

専決処分の補正予算であります。補正予算につきましては、このあり方については、まあいろいろあるかと思うんですが、私としては、その、この年度途中に、この役所のこういった予算の使い方、

事業のあり方、給与のあり方、そういったものも随時、やはりこう見直していくと。その中から、その結果をこの補正予算に反映していくということであればいけないと、まあ思うわけです。

一回当初予算をつくつたら、もうあとは見直さないと。ただ予算の単なる執行残とか、まあ、そんな国の補助がついたんで増額と。まあ、そういったことが多いわけですが、そういったことじゃなくて、我々のこれまでのあり方を大きく変えていくと。長野市長が当選当初に言われておりました、そのいわゆる大胆改革、もうすっかり影を潜めて、これが言われなくなりました。

まあ、国の財政も、その審議会のほうでも、このままいくと四十五年後ですか、八千兆円を、役所の借金が八千兆円を超えると。ですから、これはもう持続可能でないことはもう明白です。その国に我々は、その、まあ、これでも地方交付税が四十一億円ですか、国庫支出金が二十五億円ぐらいだったと思いますが、合わせますと十六億円ですか、全体のもう六割がもう国に頼っております。あとは市債が十二億円ぐらいあります。さらには、県から十億円と。県ももう、これも莫大な借金を抱えております。一兆六千七百億円とか、もうとんでもない話です。国から半分ぐらいもらって毎年度の予算を組んでいる。そういう実態もあるわけです。

要するに、我々はこの、非常にこの財源、財政基盤がもう非常に脆弱で、本市のその自前の財源というのは、ま、市税が今回でも十億四億、あとは地方消費税交付金、これが一億七千万円。で、合わ

せてまあ十六億円弱。ま、これがまあ一番頼りになる自前の財源ですが、その百、百十三億円ですか、今回、百十三億円のうち十六億円弱が、まあ、何とかこう頼りになるところ。あとはもう非常に脆弱な財源の基盤ということでありまして、これはどうするかです。どうするかといったときに、私はこのやはり内部のこのお金、この我々が今扱っている、審議してるこのお金を効率よく使っていくしかないんだろうと思います。

外から来るといっても、我々はもう国にお願いすると。馬毛島の基地にしたって、これもまあ国からお金をもらおうということでしょうが、これはもう先ほど言いましたように、続かないんだろうと思います、そういうやり方は。なかなかもう難しくなってきたと。どんどんこれからはその国からの支出は抑えられると。抑えられてこなければ、消費税を四〇%にお願いしますと。もうこんな話です。それはもうなかなか難しい話ですので、我々はこの今ある、今このお金、予算を効率よく、この、していくしかもうないわけです。

そのために事業も変えていくと。まあ、介護、医療・介護なんかも予防医療・予防介護にして、重点、そこに振り向けていって、大きくその、その政策、医療行政・介護行政も変えていくと。そして、その、そこに予算を振り向けていくには、人・物・金を振り向けていくには、何といってもその、我々のこの給与問題が私はあると思います。官民格差が非常に大きくなっておりまして、ここに思い切って切り込んでいくと。年度途中であっても大胆に見直してい

ないと、これはもう長野市長も言っておりますように、自治体としては持続ができないことはもう明白です。鹿児島市の一部になるしかないかなと思いますが、それも鹿児島市が承諾してくれないとなれませんので……。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、簡潔に。

○六番（瀬下満義君） はい。すいません。

まあ、早目にこの、この内部の予算の組替えをやっていくしかないわけです。

まあ、そう思ったら、何と長野市長は自らの給与を、九百七万円ぐらいの年俸を千二百万円に上げ、千二百十万円ですか、上げました。副市長が年俸が七百八十万円ぐらいでしたか。これを九百五十五万円ぐらいに上げました。教育長も年俸が八百二万円でしたか。これを八百八十万円ぐらいですか、に上げました。三人合わせて、何と年俸は今年度から五百六十万円一気に上がったわけです。もう私はこれにもすごい危機感を抱いています。これをやったらもう終わり。上に立つ者がちゃんと姿勢を示して、そして引つ張っていない。そういうことをしないと、もうこの自治体は先行きもう真っ暗闇と私は思います。

まあ、こういうことがありましたんで、そういったことについての反省といえますか、反省といえますか、そういったことは是正がないということでは反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 平成二十六年年度の一般会計補正予算（第八号）になります。

先ほど反対討論をされた議員がおられまして、やはり大変厳しい状況というのは、まさに御発言のとおりだと思います。その中で、平成二十六年年度の、まあ最終的な金額、ほぼ百十二億二千万円ほどの予算が計上されました。幾つかの点で議員として皆さんからも質疑をしていただいて、大変難しい中で最大限の努力をされてるなというふうに受けとめております。

確かに福祉、さまざまな過程で今後も大変厳しい運営がなされるわけで、その中で、今後議会としては、また決算委員会も含めて、さらにこの結果を次につなげるような形で議論を深めていく。議会としてさらに具体的に、このより厳しい運営の中で住民の付託に对应られるようにしていかなきやいけないという決意も感じましたけれども、この決算予算、失礼しました、平成二十六年年度の予算、一般会計予算の金額と内容につきまして、皆さんの賢明な努力の結果というふうに感じて、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論がありますか。反対討論ですか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 平成二十六年年度西之表市一般会計補正

予算、専決処分によることについて反対の討論をいたしたいと思いません。

今回、四億五千五十万六千円という金額が減額されることが専決として提案をされております。そもそも議会で十分審査をし、精査をし、そして財政が住民の生活により密着した形で予算配分をされるってということが前提だと思います。

今回のこの専決処分により提案によりますと、ほんとに金額も四億円という金額が提案されております。今後、次年度にどういうふうに住民生活に生かすのかっていうことを委員会なりで十分議論する必要があるのではないかとふうに思います。

よって、こういう大事なことを専決するべきではないということとを主張いたしまして、反対の討論といたします。

失礼しました。金額の訂正をさせていただきます。すいません。失礼しました。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで五分程度の休憩をとります。

おおむね四十分ごろより再開いたします。

午前十一時三十四分休憩

午前十一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案審議を続行いたします。

△報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（平成二

十六年度西之表市簡易水道特別会計補正予算  
（第六号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、報告第五号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 本案は、平成二十六年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第六号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十七年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるもので

あります。

予算書をお願いいたします。

条文をお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百五十万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億九千八百万円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

予算書の七ページをお願いいたします。

一款簡易水道費、一項簡易水道事業費、一目簡易水道総務費は十万一円の増額補正でございます。人件費の実績による増額というところでございます。

一款簡易水道費、一項簡易水道事業費、二目簡易水道経営費の九節旅費、十一節需用費中、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料は、実績による減額補正でございます。

十二節役務費の通信運搬費、手数料及び保険料の減額についても、実績に基づき減額補正をいたしております。

十三節委託料の減額は、検針収納事務等の実績に基づく減額でございます。

十四節使用料及び賃借料の減額は、重機等の借り上げの実績に係る減額です。

十五節工事請負費の減額は、南部簡易水道布設替工事の実績に基づく減額でございます。

十六節原材料費の減額は、浄水場のろ過用砂の使用実績に基づく減額補正となっております。

十九節負担金補助及び積立金は、実績による各負担金の減額の合計二十一万七千円の減額となっております。

二十五節積立金は簡易水道事業積立金の積立金で、八百二十五万七千円の増額補正を行っておりますのでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明をいたします。

五ページをお願いいたします。

一款使用料及び手数料、一項使用料、一目水道使用料は、収入増加を見込みまして、現年分を二百四十八万四千円増額し、滞納繰越分十四万三千円を増額をいたしまして、合計六千三百九十万三千円とするものでございます。

四款繰入金、一項一般会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金四十七万円の減額は実績に基づくもので、二項基金繰入金、一目基金繰入金、一節基金繰入金につきましては、簡易水道事業基金からの繰入れが不要となったため、全額減額するものであります。

これによりまして、補正後の年度末の基金残高は六千三百五十万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） すいません。今回は調整の結果というふうに受けとめたんですけど、一点だけ、基金に積み立てる金額が八百万円を超えておりますが、これは目的があつての基金の積立てなんでしょうか。それとも、全体調整の中で出てきた金額なんでしょうか。

○水道課長（福山隆一君） 一応今年度も黒字化の予定ということでございますので、利益の一部についても積立金の中で調整をしようということで増額をいたしておるところでございます。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 報告第五号、専決処分の承認を求めること

について（平成二十六年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第六号））につきまして、反対の立場から討論をいたします。

本案の反対の理由は、いつも言っておりますが、まあ、職員の人員費が高過ぎると。ま、こういうことであります。

先ほど説明も、担当課長のほうから説明がありました。基金残高が六千三百五十万円と言われました。一方、債務残高、これが別の補正予算で三億二千万円でしたか。三億二千万円ほど、まあ、あるわけです。大変な赤字経営に陥っております。まあ、そういうのを考えたときに、いずれまあ、値上げはもう避けられないと。水道料の値上げは避けられないと思います。

そういうこともありますので、この職員の給与も、一般、まあ一般市民並みに向かって下げていくべきだと私は思っております。そうしないと、ま、官民格差も大きくなるし、職員が、人材がこう役所に集中してしまうと。民間になかなか散っていかないと。まずまず地域再生が遠のくと。こんなことです。まあ、そのほかにいろいろ理由はありますが、早くこれに取り組まない、我々のこの地域がもう維持できなくなってしまうと思うわけです。

その矢先に、先ほども言いましたけども、繰り返しになりますが、三役のその、そんな一千、市長が一千二百万円の年俸とか、何かいっつの話かなと私は思うわけです。もうこれ非常に気になっていまして、もう危機感が募るばかりです。これやると、職員の給与は下げられないんじゃないやありませんか。今ちよっとう下げてきてはいます

けどな、このところ。退職金もまあ五十九・二カ月ですか。これを三年かけて四十九カ月ぐらいに下げるわけです。約十カ月分ぐらい下げて今いってるわけです。して、まあ年俸につきましても、まあ少し、また平均でいくと下げてきてるようです。まあ、これは年配の方が、まあ、やめていくということも、まあ、あるかと思うんですけど。

この、やはりこの、これからは、その、我々自身が、選挙で選ばれたこの統治の、統治に当たる者たちがちゃんと範を示していかないことには、この少子高齢化時代、なかなか物事がうまくいかないんだらうと思うわけです。まあ、市長も行動をする人が、行動する人だと、これから求められると言いましたが、まさにそうだと思いますよな。そして、それは、まあ、もちろん一般市民もそうです。が、我々自身が一番求められているのではないかと、まあ思うわけです。

その一番のトップの市長、副市長、教育長、まあ、特に市長ですが、こう、こんなに一千二百万円の年俸と。一千二百万円ですが前より上がったわけです。ちょっと去年の十二月とちよつと上げましたので。まあ、これではもうどうやってその職員の給与を下げられるんでしょうか。私はできないと思いますよ、これでは。ここが非常に問題だと思っわけです。これをまあ何とか、市長も大変でしょうが、ここは一肌脱いでいただいて、まあ、この西之表市民のために思い切った、まあ給与の引下げ等もしていく、いただきたいと

私は思うわけです。

まあ、その後に、まあ、その職員の皆さん方も、私は多分、今現在、まあ、平均年俸がまあ六百万円ぐらいですか。今度の予算で五百九十万円ぐらいになってたと思うんですけども、これも四百万円ぐらいに下げていかないといけないんだらうと思います。そうすると、もう大変な大きなこの生活の変化、生活設計の変更ですので、まあ、まさにその正職員自身がその改革を担っていく。そういうことなんだらうと私は思います、結局は。それをどうやってその彼らに、そのそれを受け入れてもらうかといったときに、上に立つ者がそんなの昔のその年俸に戻すと。こんなことやってたんではできないと思うわけです。大変な問題。私は思います。

まあ、ここは長野市長と私と、まあ非常にこう対立するところですよ。ほかのところでは、まあ一致することは多いわけです。馬毛島問題とかは一致しますが、この問題をひとつお互いに考えていきたいと。いこうではないかと。このことを訴えて反対討論といいます。

○議長（永田 章君） 瀬下議員に申し上げます。

瀬下議員の申したいことは十分理解できますけども、補正予算に対する専決処分の承認を求めることの趣旨に沿った討論を心がけるように、ひとつ今後はよろしくお願いいたします。

ほかに賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第六号 専決処分の承認を求めるとについて（平成二

十六年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、報告第六号、専決処分の承認を求めるとについて（平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計予算（第六号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十七年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定に

よりこれを議会に報告し、承認を求めるとでございます。

今回の第六号補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千六十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十七億三千二百七十六万一千円とするものであります。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

九ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費四百六十三万三千円の減額の主なものは、三日医療費適正化特別対策事業に係る決算見込みに基づくものでございます。

一〇ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費四千九百六十八万九千円の増額は、決算見込みに基づくものでございます。増額の主な要因は、一人当たりの療養諸費が、約二十四万四千円で、前年度比五・五%増加したことによるものでございます。

同款二項高額療養諸費二百七十二万五千円の減額も決算見込みに基づくものでございますが、一人当たり的高額療養諸費は前年度比一〇・二%増加しております。

一二ページをお開きください。

同款四項出産育児諸費六百万八千円の減額は、当初、出産件数を三十六件と見込んでおりましたが、十四件減の二十二件の実績見込みに基づくものでございます。

一三ページをごらんください。

七款一項共同事業拠出金四百四万四千円の増額は、県国民健康保険連合会からの決定通知に基づくものでございます。

八款保健事業費、一項特定健診診査事業費六百七十六万一千円の減額は、当初、受診率を国が示す六〇％で見込んでおりましたが、前年度比〇・一ポイント増の三六％の実績見込みによるものでございます。

一三ページから一四ページにかけての同款二項保健事業費二百四十八万四千円の減額は、決算見込みによるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。  
六ページをお開きください。

一款一項国民健康保険税、一目一般被保険者分保険税一千八百八十二万六千円の増額は決算見込みによるものでございまして、増加した要因といたしましては、滞納繰越分の徴収率が二八・〇％で、対前年度比一二・〇五ポイント向上したことによるものでございます。

三款国庫支出金、一項国庫負担金六千三百七十七万円の増額は、同項一目療養給付費等負担金の増額が主なもので、国の決定通知によるものでございます。

同款二項国庫補助金四千四百三十三万三千円の増額は、付記説明欄のとおり、普通調整交付金六百八十五万九千円と、国民健康保険保険者として高い意識を有し、その経営姿勢が良好であることが評価され、その他特別事情分として三千三百万円の交付を受け取ることができ

たことによる特別調整交付金三千三百二十八万四千円、それぞれの増額によるものでございます。

七ページをごらんください。

四款一項一目療養給付費交付金は六百二十二万一千円の、交付金六百二十二万一千円の増額は、退職者に係る医療費の分で、社会保険診療報酬支払基金からの通知、決定通知によるものでございます。

同款二項県補助金三千六十八万七千円の増額は、県の確定通知によるものでありまして、付記説明欄のとおり、普通調整交付金一千八万七千円、特別調整交付金二十六万六千円、それぞれの増額でございます。

七款共同事業交付金、一目高額医療共同事業交付金一千四百七十九万円の増額、同款同項二目保険財政共同安定化事業交付金一千四百四十八万円の減額は、県国民健康保険連合会からの決定通知に基づくものでございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金八千七百五十九万八千円の減額は、付記説明欄のとおりでありまして、主なものは、財政補填を、補填分を八千四百五十八万四千円減額し、五千万円の繰入れで財源不足を補填しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いをいたします。

ただいま戸川健康保険課長より説明をいただきましたけれども、質疑等につきましては、ここで暫時休憩をいたしまして、午後一時

の再開について議案審議を始めたいと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

ここで休憩をとります。

おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

日程第一〇、報告第六号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算）についての質疑に入ります。ありませんか。  
よろしいですか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 日程第七号、すいません、間違いました。報告第六号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））につきまして、反対の立場であります。

趣旨は前号議案と同じであります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（平成二

十六年度西之表市交通災害共済事業特別会計補  
正予算（第三号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、報告第七号、専決処分  
の承認を求めることについて（平成二十六年年度西之表市交通災害共  
済事業特別会計補正予算（第三号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 楫田竜一郎君〕

○市民生活課長（楫田竜一郎君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正  
予算（第三号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定に  
より平成二十七年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項  
の規定により議会に報告し、承認を求めたものです。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六  
十六万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百十  
七万六千円とするものであります。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

六ページをお願いいたします。

一款一項一目事業費、一節報酬及び九節旅費のうち、費用弁償は  
西之表市交通災害共済審査会に係るもので、審査会が開催されませ  
んでしたので、全額を減額しております。

四節共済費の社会保険料及び七節賃金は共済加入業務のための臨  
時的雇用者に係るもので、一月、二月に二人の雇用を予定しており  
ましたが、一人雇用したために減額するものであります。

八節報償費は共済掛金の取りまとめに係るもので、実績により減

額しております。

十九節負担金補助及び交付金は、実績により共済見舞金を当初見  
込みから五十八万二千円減額しております。

二款一項一目基金積立金に二十九万七千円を追加しています。

これにより、平成二十六年年度末における交通災害共済基金の残高  
は三千二十一万五千円になります。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお願いいたします。

一款一項一目共済会費収入六十五万四千円の減額は、実績により  
減額をいたしております。

以上であります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第八号 専決処分承認を求めることについて（平成二

十六年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予

算（第三号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、報告第八号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第三号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第三号）でございます。

地方自治法百七十九条第一項の規定により平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたもので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ一万七千円を減額し、歳入歳出それぞれ百六十二万七千円にするものであります。

六ページをお開きをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の十一節需用費、修繕料を実績に基づき四万九千円減額して、歳入と差額の三万二千円について、二十五節積立金、二十八節繰出金にそれぞれ一万六千円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお願いいたします。

一款使用料及び手数料、一項一目使用料一万七千円の減額は、売り上げ割によります実績に基づくものであります。

以上の補正によりまして、市場基金の平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第三号）の見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。反対討論ですか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 報告第八号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第三号））につき、反対の立場から討論をいたします。

私の反対の趣旨は、毎回申し上げておりますように、この特別会計は、その、もう既に特別会計として扱う、そういう性格のものではなくなつてつてることとあります。中身は、今回は、あれはLEDですか、照明灯だったと思うんですけども、関係で、これがちよつと予算が増えましたけども、通常はほとんどその使用料、五十万円ぐらいですか、だけの予算ですので、まあ、その、まず規模が非常に小さいと。あとは複雑でない。もうそれだけ、ほとんどそれだけです、これは特別会計として、として、もう成り立たなくなつてつてると。

そして、もう一つは、その種子島中央青果株式会社ですか、こつ

ちのほうがもう非常に大事で、こつちのほうで累積赤字が二千万円、もう超えていたと思います。こつこの調整を図つて、もうこれは、

この特別会計は廃止して、もっとすつきりさせて、まあ、清算するべきとこはして出直すべきだとして、この特別会計、この現在の特別会計はもう廃止すべきだと。その立場からの反対討論であります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（平成二

十六年度西之表市介護保険特別会計補正予算

（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、報告第九号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市介護保険特

別会計補正予算（第六号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十七年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。

今回の六号補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千四百八十七万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億六百五十万九千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

八ページをお開きください。

九ページにかけての二款保険給付費、一項介護サービス等諸費一千七百七十七万九千円の減額は、要介護者に係る介護サービス給付費の決算見込みに基づくものでございます。前年度と比較いたしますと五千七万一千円、三・三％の増加でございます。

同款二項介護予防サービス諸費は、要支援者に係る経費の決算見込みにより三百九十七万七千円を減額しております。前年度と比較しますと七百九十八万円で、七・六％の増額で、主なものは、介護予防サービスが七百六十一万五千二百円、八・七％の増加でございます。

一〇ページをお開きください。

同款五項特定入所者介護サービス等費百二十三万三千円の減額につきまして、決算見込みによるものでございます。

一一ページをごらんください。

三款地域支援事業費、一項介護予防事業費二百二十三万八千円の減額は決算見込みによるもので、賃金、委託料等の減額が主なものでございます。

一二ページにかけての同款二項包括支援事業費・任意事業費四百十九万一千円の減額も決算見込みによるもので、一目任意事業費、十三節委託料及び二十節扶助費の減額が主なものでございます。

一三ページをお開きください。

四款一項基金積立金、一目準備積立金四百四十八万二千円の増額は決算見込みによるものでございます。昨年度末の基金が三千五百四十一万円から三百七十八万九千円取り崩し、四百四十九万九千円積み立てて、平成二十六年年度末残高が三千六百十二万円になる見込みであります。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款一項介護保険料七十四万八千円の増額は決算見込みによるものでございます。

四款国庫支出金から六款県支出金につきましては、保険給付費等の事業の確定により、交付決定通知に基づくものでございます。

七ページをごらんください。

八款繰入金、一項一般会計繰入金七十三万五千円の減額は、付記説明欄のとおり、職員給与費等及び事務費の決算見込みによるものでございます。

同款二項基金繰入金二千二百四十七万五千円の減額は決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 報告第九号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））につきまして、反対の立場から討論をいたします。

まあ、職員の人件費をまあ大幅に下げていくべきだとの理由で、

まあ反対するわけですが、介護の場合は九名、職員が九名で、この人件費が書いてあります。五千七百五十万円ぐらいであります。一人当たり六百四十万円ぐらいですか。あとは、まあ退職金が六十万円として、年間六十万円として、七百万円ぐらいの人件費がかかっております。まあ、全体を平均しますと、今七百六十万円ぐらいにはなってるかなとは思いますが、まあこれも、まあ平均でいくと、まあ共済費も含めたでいくと、これでいくと、まあ五百万円以下は下げていかないと、やりくりできないと思っております。

ま、官民格差も、それでも官民格差は結構あるとは思いますが、まあ三年計画ぐらいでやっていくべきだと思います。これを私は十年前から言ってるんですけども、もう三年とつくに過ぎてまして、もうこれは私の認識からいくと、もう大変危機的な状況と考えております。

なお、これをやるついて、その市長、三役の給与の問題も出してるわけです。これはまあ市長の政治姿勢の問題でありまして、こういう時期に、その以前のような高い、まあ、昔はまあ、少子高齢化っていうのもそれほど深刻じゃなかったわけです。そのときに、まあ財政難もそれほどじゃなかったわけ。そのときの年俸千二百万円になぜ戻すのかと。これはもう大変な勘違いをしているんだろうと思います。大変厳しい財政ですので、これも私はもう思い切つてその、まあ象徴的な意味でちゃんと姿勢を示すと。気概を示して、みんなやっつけていこうと。

そういう姿勢を示すためにも、もう年俸は五百万円ぐらいにして、まあ退職金は今一期四年で千五百万円ですか、あるわけですが、これももう特別職はもう退職金は廃止と。国会議員も地方議員も廃止になりました。思い切って廃止して、これからのその社会の、これからの時代の役所のあり方として、明確にその財政再建、そして官民格差是正、予算の大幅な振替え、見直し、それを通じて、そこで浮かした財源を予防医療、予防介護、子育て支援、あと雇用対策、あとはまあ産業振興といっても直接的にはできませんが、まあ土台づくりに振り向けていくと。

そういうことを早くしないと、もうこれは衰退する一方ですので、それを転換していくために、我々もかつて先代たちが立ち上がった血を流してやったように、ま、血を流す必要はないわけですが、それぐらいの覚悟を持って、気概を持って、この自治体運営に当たるときではないかと思うわけです。まあ、なかなかそれがそうならないかもしれません。むしろ市長はこれに逆行していると私は思うわけです。その点から、その市長の政治姿勢を批判して反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一〇号 専決処分承認を求めることについて（平成

二十六年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計補正予算（第六号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、報告第一〇号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十七年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

今回の第六号補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八十万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二

億一千二百三十七万九千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

第一款総務費、一項総務管理費七十八万四千円の減額は、一般管理費の役務費及び医療費適正化事業の賃金の減額が主なものでございます。

二款一項後期高齢者医療広域連合納付金百六十五万一千円の増額は、保険料等負担金の決算見込みによるものでございます。

八ページをお開きください。

三款保健事業費、一項一目、健康診査費百十万八千円の減額は、主に長寿健診に係る委託料の決算見込みによるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款一項後期高齢者医療保険料百八十八万円の増額は決算見込みによるものでございます。

三款繰入金、一項一般会計繰入金百六十七万三千円の減額は決算見込みによるもので、事務費繰入金の減額によるものでございます。

六ページをお開きください。

五款諸収入、四項雑入九十一万一千円の減額は、健康診査補助金及び特別調整交付金の交付決定に基づく減額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） まず、五ページの滞納繰越分二千円の納入がありますが、現時点で滞納者数と金額を教えてください。

○議長（永田 章君） ちょっとしばらく休憩します。

ここで議長よりお願いいたします。

十分ほど休憩をとりたいと思います。

おおむね、三十分ごろより再開をいたしたいと思います。

午後一時二十三分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） それでは、議案審議を再開いたします。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） お答えします。

百八十人で、介護が百八十名、後期が三十九名でございます。後期は三十九名でございます。

すいません。また詳しい資料につきましては、お手持ちにお持ちしておりませんので、また委員会等で御回答をしたいと思います。

議会運営上、大変な御迷惑をおかけしまして申しわけございません。深くおわびを。

○議長（永田 章君） これは、課長、委員会では即決ですから、委員会での説明はないものと思っております。

○ 税務課長（長吉輝久君） 訂正します。

後もってまた、詳しい資料につきましては提出したいと思えます。

○ 議長（永田 章君） 橋口議員、そういうことで、その資料の件については、それで理解いただけますかね。

○ 一三番（橋口美幸さん） はい。

○ 議長（永田 章君） はい。

○ 一三番（橋口美幸さん） もう一点。資料とあわせてお願いしたいんですが、二万九千円の繰越分の納入が、まあ何人分かっていうこともあわせてお願いいたします。

○ 議長（永田 章君） それについては後もってということでしょうか。

○ 一三番（橋口美幸さん） はい。

○ 議長（永田 章君） はい。じゃあ、わかりました。じゃ、ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○ 議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○ 議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○ 六番（瀬下満義君） 報告第一〇号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十六年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））につきまして、反対の立場からの討論であります。

前号議案と同趣旨であります。

○ 議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○ 議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○ 議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○ 議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一一〇号 平成二十六年西之表市一般会計継続費繰越

計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、報告第一一〇号、平成二六年度西之表市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御報告をいたします。

議案書の三〇ページをお開きください。

本案は、平成二六年度西之表市一般会計継続費繰越計算者の報告についてであります。

地方自治法第二百十二条に規定する翌年度に繰り越して使用する継続費について、同法施行令第四百四十五条の規定により別紙のとおり議案に報告をしております。

議案書の三一ページをお開きください。

四款衛生費、二項清掃費、汚泥再生処理センター整備事業につきましては、平成二六年度継続費予算現計六億六千三十三万三千七百六十円、うち支出済み額六億四千五百三十三万五千三百八十円で、差引き一千四百九十六万八千三百八十円を事業執行残として翌年度に通次繰越しを行います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一一〇号は、地方自治法施行令第四百四十五条第一項の規定により報告されるものであります。質疑を省略いたします。

△報告第一二〇号 平成二六年度西之表市一般会計繰越明許費

繰越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、報告第一二〇号、平成二六年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御報告をいたします。

議案書三二ページをお開きください。

本案は、平成二六年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令第四百四十六条第二項の規定により別紙のとおり議案に報告をしております。

本案に關しましては、正誤表を配付させていただいております。

まずは、議事進行上、御迷惑をおかけしますことをおわび申し上げます。

議案書三三ページをお開きください。

平成二六年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書。

今回の繰越明許費は、総事業費十五億六千七百七十五千円のうち、十五億四千五百七十八万三千円、十五件分を繰越しをいたしました。

例年と比較いたしましたして、件数、金額ともに大きくなっており、経済対策等、国の補正関連の事業が多く、時間的に執行できなかったことが主な要因であります。

国の補正以外での理由による繰越事業を御説明をいたします。

表中、上から四番目、さとうきび生産効率化対策事業一億三千五百四十五万一千円はさとうきび精脱装置の導入事業で、建設予定地の用地の取得に不測の遅延を生じ、繰越しをしようとするものであります。

表中、上から六番目、基盤整備促進事業（川脇地区）一千二百二十六万八千円は、農道用地の用地買収において土地所有者の名義変更手続に不測の日数を要したための繰越しであります。

次の地域農業水利施設ストックマネジメント事業一千七百四十六万円は、当初計画外の緊急の補修工事が必要となり、施工箇所の変更に伴う工事箇所の調整及び機材の調達に不測の日数を要したための繰越しであります。

一つ飛ばしまして、表中、上から九番目、社会資本整備総合交付金事業安城平松線一千五百四十九万六千円は、用地交渉に不測の日数を要したための繰越しであります。

次の社会資本整備総合交付金事業西町上之原線五百九十二万三千円は、地権者との契約条件の合意に不測の日数を要したことによる繰越しであります。

一番最後の現年発生公共土木補助災害復旧事業は八億七千五百八

千円は、湊漁港の災害復旧事業と岳之田一号線ほか三路線の災害復旧工事で、作業工程の課題により年度内の完了が困難なことから繰越しを行おうとするものであります。

さきに説明申し上げましたように、今説明しました説明以外の事業は、全て国の補正予算による繰越事業であります。

最後に、配付いたしました正誤表の内容について御説明をいたします。

三三ページの繰越計算書中、国の地方創生関連の交付金で行う事業に關しまして、国の指示で交付決定の時期により平成二十七年予算での受入れとなり、財源が収入特定財源ではなくて未収入特定財源に分類されることが判明したために、その修正を行おうとするものであります。

また、そのほか水道事業と介護保険特別会計事業でも、字句、数値の正誤表を提出させていただいております。重ねておわびを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一二号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告されるものであります。質疑を省略いたします。

△報告第一三号 平成二十六年西之表市簡易水道特別会計繰

越明許費繰越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、報告第一三三号、平成二六年度西之表市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御報告いたします。

本案は、平成二六年度西之表市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令百四十六条第二項の規定により別紙のとおり報告をいたします。

すいません。三五ページをお開きください。

一款簡易水道費、一項簡易水道事業費、事業名、国上簡易水道施設整備事業につきましては、百万円につきましては、県事業に伴う国上簡易水道の補償工事、浦田地区の配水管布設替工事につきましては、県の工事が進捗をいたしておりますので、平成二六年度中に完了をしない状況でございましたため、繰越しを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一二二号は、地方自治法施行令百四十六条第二項の規定により報告されるものであります。質疑を省略いたします。

△報告第一四号 平成二六年度西之表市水道事業会計予算繰

越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、報告第一四号、平成二六年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御報告をいたします。

本案は、平成二六年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して使用する経費について、同法施行令十九条の規定により別紙のとおり報告をいたすものでございます。

次のページをお開きください。

一款資本的支出、一項建設改良費、事業名、阿曾浄水場取水施設整備事業でございます。今事業につきましては、既設の三号井戸の改修と新しい井戸の設置ということを目的に事業を進めておたところでございますが、既存の三号井戸につきまして、シラス層の影響等により井戸の損失改善等に工期を要したため、導水管整備工事が繰越しとなったため、繰越しをさせていただきますというものでございます。新しい井戸につきましては、本年度以降について、もう

一回仕切り直しをさせていただいて、工事をさせていただくということを用意しております。

御報告いたします。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一二号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告されるものであります。質疑を省略いたします。

#### △鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分六名、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

現在の広域連合議会議員が平成二十七年七月一日をもって任期満了となることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える七人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十六名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 木原幸四議員
- 二番 鮫島市憲議員
- 三番 濱上幸十議員
- 四番 小倉初男議員
- 五番 下川和博議員
- 六番 瀬下満義議員
- 七番 小倉伸一議員
- 八番 田添辰郎議員
- 九番 中原勇議員
- 一〇番 川村孝則議員
- 一一番 榎元一巳議員
- 一二番 長野広美議員
- 一三番 橋口美幸議員
- 一四番 渡辺道大議員
- 一五番 丸田健次議員
- 一六番 永田章議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いた

します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、兩名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票一票

有効投票中

菊永忠行君九票

仮屋秀一君三票

前之園正和君三票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は、議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会の選挙終了後に決定することになります。

△議案第四八号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第四八号、西之表市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 議案第四八号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

本案は、西之表市公平委員会委員の橋口勝一氏が平成二十七年九月十五日付けで任期満了となるため、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は西之表市西之表一〇二一六番地の五、氏名は橋口勝一氏、昭和二十二年二月二十一日生まれであります。

以上、よろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意  
されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表しない投票及び賛  
否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により  
否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票を願  
います。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 木 原 幸 四 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 三 番 濱 上 幸 十 議 員
- 四 番 小 倉 初 男 議 員
- 五 番 下 川 和 博 議 員
- 六 番 瀬 下 満 義 議 員
- 七 番 小 倉 伸 一 議 員
- 八 番 田 添 辰 郎 議 員
- 九 番 中 原 勇 議 員

一〇番 川 村 孝 則 議 員

一一番 榎 元 一 已 議 員

一二番 長 野 広 美 議 員

一三番 橋 口 美 幸 議 員

一四番 渡 辺 道 大 議 員

一五番 丸 田 健 次 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いた  
します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、  
鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。  
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よつて、議案第三五号、西之表市公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩いたします。

おおむね十四時十五分ごろより再開いたします。

午後二時二分休憩

午後二時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第四九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第四九号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

議案書の四一ページをお開きください。

議案第四九条、西之表市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律に改められたこと及び字句を整理するために、条例の一部を改正しようとするものです。

西之表市手数料条例の一部を改正する条例。

西之表市手数料条例（平成十二年西之表市条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一、手数料を徴収する事項の欄中、「三十三、船員法第四百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令」の次に「昭和二十八年政令二百六十号」を加える。

別表第二、手数料を徴収する事項の欄中、「一、鳥獣の保護及び」の次に「管理並びに」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五〇号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第五〇号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） 御説明をいたします。

議案書四二ページをお開きください。

議案第五〇号、西之表市個人情報、個人情報条例の、失礼いたしました、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立したことに伴い、西之表市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

本市におきましては、これまで条例に基づき個人情報の適正な取扱いに努めているところでございますが、今回、国の動向を受け、個人番号を含んだ個人情報について、通常の個人情報より特別な保護を図ることを目的に、必要な事項を定めるものでございます。

国は平成二十五年度にマイナンバー制度の導入を決定をいたしま

した。これは国民一人一人に個人番号を付して、官公庁等が持っている複数の個人情報を個人番号を介して結びつけるもので、平成二十七年十月から個人への通知が始まり、平成二十八年一月から官公庁等での利用が始まります。これにより、医療や福祉等の社会保障分野や国税、地方税等の税分野の事務が効率化、公平性の向上、国民にとっては行政手続における利便性の向上等が期待をされているところでございます。

それでは、改正の主な内容について御説明をいたします。

第八条は特定個人情報の取扱いの特例で、マイナンバー法が特定個人情報の特別な保護を求めていることを踏まえ、必要な措置をとるものでございます。

第十二条は特定個人情報の開示請求等における特例で、御本人が本市に対し自分の個人情報の取扱い状況を確認するために開示を請求できたり、情報の誤りや不正な取扱いがされていると考える場合に訂正や利用停止等を請求できる制度は現行条例でも整えられておりますが、マイナンバー法は特定個人情報の取扱いに対する御本人による監視の機会を強化することを求めており、これを踏まえた措置をとるものでございます。

このように、特定個人情報の利用提供には厳格にし、御本人が情報を確認できる機会を拡大したものと考えております。

附則は、施行期日についての規定で、平成二十八年四月一日、ただし、情報提供等記録に関する規定は平成二十九年一月一日の施行

を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） このマイナンバー制度については、今、国会でも流動的な議論がなされておりますが、この十月一日から、まあ施行することについても、どのような形で、厳格にするという今報告がありました。そういう情報が漏れないような市としての体制のとり方とか、そこら辺が議論された上での提案となつたのでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員御指摘のとおり、今回、年金機構における事故が発生をしたということにつきましては、大変遺憾に考えておるところでございます。まして、その原因の究明や再発防止策と検討については、今後、国や年金機構等でなされるというふうを考えておりますけれども、本市におきましても、この事件以降ですね、こういう攻撃的あるいは標的型のメール等に対して、不用意にファイルを開かないなどの職員への周知を電算管理のほうから行つておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五一号 西之表市道路線の認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第五一号、西之表市道路線の認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「建設課長 美園博行君」

○建設課長（美園博行君） 御説明をいたします。

議案書の四五ページをお願いいたします。

議案第五一号、西之表市道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第八条第二項の規定により西之表市道路線を認定するため、議会の議決を得ようとするものであります。

提案理由は、本路線は道路改良工事により県道国上安納線道路の旧道として措置しており、県から本路線の引き継ぎを受けて、市道として認定しようとするものであります。

路線については、整理番号三四九号、路線名、開中之田代線、起点、国上字開三四〇八番三二地先から、終点、国上字中之田代三四一六番四〇地先、整理番号三五〇号、路線名、中之田代線、起点、国上字中之田代三四二四番地先から、終点、国上字中之田代三四二六番地先、整理番号三五一号、路線名、大平見線、起点、国上字大平見三四六番一〇一地点から、終点、国上字大平見三四六番六

七地先、整理番号三五二号、路線名、砂久保線、起点、伊関字砂久保一―三二番一地先から、終点、伊関字砂久保一―四七番二地先の合計延長で四百十九・四メートルの四路線であります。

路線の位置については、次ページ以降に記載をしてある地図を御参照いただきたいと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

#### △議案第五二号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議案第五二号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第一号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億七千四百七十六万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億五千

五百七十六万六千円とするものであります。

予算書四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為は二件であります。施設運転管理業務委託料は、期間が平成二十八年年度から平成三十年度までで、限度額が九千四百二十万円、汚泥再生処理センターの新設に伴う運転管理業務委託分であります。

平成二十七年西之表市種子屋久農業協同組合がさとうきび農家に貸し付けた緊急支援資金に係る利子補給は、平成二十八年年度から平成三十一年度まで、限度額が六十二万五千円で、JA資金を活用し経営改善を目指す農家の負担軽減のためのものであります。

五ページをごらんください。

第三表、地方債補正は変更二件であります。変更二件は辺地対策事業と緊急防災・減災事業で、事業内容の変更によるものであります。

次に、歳出から御説明をいたします。

一―ページをお開きください。

一款議会費、一項議会費、一目議会費十八万一千円の減額は、三節職員手当など人件費の関係の調整であります。

二款以下におきましても、二節給料等人件費の調整がございますが、人事異動に伴う調整がその主なものであります。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は二千三百三十五万三千円の減額となっております。四月の人事異動に伴う調整です

が、新規事業として、戦後七十年を機に、疎開先で姉妹都市でもある伊佐市との交流を行う伊佐市交流事業分の経費が追加されております。記念誌発行などが予定されており、財源として、ふるさと応援寄附金、基金分の充当を予定しております。

二十三目地域振興費に一千二百二十四万八千円を追加しています。

一二ページ、十九節負担金補助及び交付金をごらんください。

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじを財源にコミュニティ団体に助成を行うもので、住吉、深川地域への備品購入事業への助成が百九十万円、自治活性化推進一千二十五万一千円は、総務省の一千万円の定額補助である過疎地域等自立活性化推進事業を活用し、古田校区の活性化を図るための地域の伝統文化の継承、周辺景観の整備、加工施設、地元直売所設置事業を行うとしますものであります。

一三ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は一億九千七百七十二万三千円を追加しています。二十八節繰出金、付記説明欄一行目の国民健康保険特別会計繰出金一億九千八百四十八万一千円がその主なものであります。

一五ページをごらんください。

六目児童館費は四百六十六万一千円を追加しています。十五節工事請負費、かもめ児童館擁壁等設置工事四百五十二万三千円の追加がその主なものであります。

一七ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に二千四百三万三千円を追加しています。十九節負担金補助及び交付金、さとうきび株出し管理作業補助金などの追加で、さとうきび農家に対し、不作の影響を早急に断ち切るべく、増産に取り組めるよう補助率などを拡充する一方、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害鳥獣の捕獲対策を拡充しようとするものであります。

一八ページをお開きください。

十目農地費を二千二十万円減額しています。十五節工事請負費一千八百五十三万三千円の減額がその主なものですが、基盤整備促進事業（川脇地区）の交付金の内示に伴う事業費の調整分であります。

一九ページをごらんください。

三項水産業費、二目水産振興費、十九節負担金及び交付金に二百七十六万六千円を追加しています。離島漁業再生支援交付金で漁家数の調整分であります。

二〇ページをお開きください。

七款商工費、一項商工費、四目観光費、十九節負担金補助及び交付金に百万円を追加しています。種子島一市二町共同で制作いたします観光ガイドブック「地球の歩き方種子島版」の制作負担金であります。

二一ページをごらんください。

十款教育費、一項教育総務費、二項事務局費を三百四十九万七千

円減額しています。十三節委託料、小規模特認校通学がその主なもので、対象者の確定に伴うものであります。

二二ページをお開きください。

二項小学校費、一目学校管理費に二百八万三千円を追加していません。十一節需用費中、消耗品二百九万三千円、小学校教科書改訂による教師用指導書後期分の導入経費分と、十三節委託料、立山小学校の休校に伴う学校管理と清掃業務の委託及び古田小学校のトイレの水洗化の実施設計委託料がその主なものであります。

二三ページをごらんください。

四項社会教育費、五目開発総合センター管理費に二十九万七千円を追加しています。八月に開催予定の鉄砲館特別展「戦後七十年展」開催事業がその主なものであります。ふるさと応援寄附基金の充当を予定をいたしております。

二四ページをお開きください。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、二目現年発生補助災害復旧費に五百万円を追加しています。現和之下町石堂線の災害復旧事業で、五月十四日から十五日にかけての豪雨による土砂崩れによるものであります。

なお、冒頭でも申し上げましたが、各費目に計上した人件費については、四月一日付け人事異動に伴うものがその主な要因であります。

次に、歳入について御説明をいたします。

八ページをお開きください。

十三款国庫支出金から九ページの十四款県支出金は、歳出の事務事業に見合う補助金等を計上をいたしております。

十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は、補正財源として行一億四千七百七十六千円の財政調整基金の繰入れと、歳出でも御説明いたしました伊佐市の交流事業と、鉄砲館特別展「戦後七十年展」へ充当するふるさと応援寄附基金の百十三万四千円の繰入れであります。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入、一節総務雑入、付記説明欄百九十万円は、歳出で説明申し上げましたコミュニティ助成事業分の雑入、伊佐市交流事業負担金は、伊佐市との交流事業を実施するに当たつての伊佐市分の負担金であります。

二十款市債、一項市債は、事業の変更等により一千三百万円を追加し、発行総額を十六億八千二百五十三万円としています。

なお、本議会より御要望のありました予算書の詳細説明分を後日全議員の皆様へ配付をいたします。私の今の議案説明よりも詳細なものが記入されておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） すいません、一点だけ。一〇ページの

歳入の市債の部分ですね、へき地集会所の防災機能向上事業というのがあります、これは、その事業内容と、それから、教育債のものから辺地債に切りかわるということだと思っておりますが、その理由等を説明いただきますでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

へき地集会所の防災機能の向上事業につきましては、今市民会館がやっておりますけれども、離島振興事業関係の防災化の関係の経費分で新規事業を申請しておりましたけれども、残念ながら新規事業をお認めいただけませんで、その分で裏の起債であります防災・減災の起債分が使えなくなりまして、その分を辺地債のほうに持っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） すいません。二一ページですね、小規模の特認校、特認通学が、人員がはつきりしたこととで予算が減額をされているということでしたけれども、この中身について説明いただければありがたいんですけども。

〔学校教育課長 谷口幸一郎君〕

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 当初の場合ですね、現和住吉コースのほうも予算計上しておりました。伊関コースの四人の特認校通学制度で委託料が確定したことにより、その分のマイナス補正で

ございます。

○五番（下川和博君） 確認ですけど、伊関が四名ということでしょうか。特認校を使うというのか、なる人が。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） タクシー通学に関しては、伊関が四名ということでしょうか。

○五番（下川和博君） 例えば、まあ、自分の親が送っていくとか、そういうふうな生徒が何人ぐらいおられるのか、全体の人数がわかればありがたいです。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 今ですね、保護者等への通学補助のほうは九人予定しております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） まあ、この補正予算も百五億円ほどに、百五億円をまあ超えてきたわけですが、この、何かたががちょっとかなり緩んでしまったかなと私は非常に心配しておりますけれども、その、この財政問題についての配慮はどうなっていますか。国のほうでもまた、まあ基礎的財政収支を、何年でしたかな、何年か後にバランスさせるんだと。そういうことを打ち出しては一応いますので、そろそろまたこう厳しい財政の締めつけが来るんじゃないかと思っております。その、その財政再建を見越した、見据えた、その配慮というのはどうなっておりますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

六月の補正で追加の分が出てくることに關しましては、私のほうも正直心配をしております。

今回の六月補正の追加分のもう要因はもう、もうはつきりしておりますして、国民健康保険の法定外の繰入れです。で、まあ、その法定外の繰入れをしないと、国民健康保険税を上げないといけないという状況があったわけなんですけども、昨今のさとうきびの状況ですとか農家の皆さんの状況を考えましたときに、なかなかそこら辺のところは難しいんだろうという判断を市長がされたんだろうと思います。

まあ、本来、国民健康保険、保険制度ですので、ほかの保険制度との関係もあつて公平性の部分で検討はするべきなんですけど、やはりそこら辺は苦渋の決断だったと思います。国民健康保険税の影響がもう非常に大きゆうございます。一億八千五百万円がもう法定外の繰入れですので、それさえなければ減額の補正ができたというふうな状況になってます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第五三〇号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、議案第五三〇号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）であります。

予算書をお願いいたします。

条文をお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百二十一万六千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億五千五百二十一万六千円とするものであります。

第二条、地方債の補正につきましては、五ページの二表のとおり、簡易水道事業債の限度額を四千七十万円に変更するものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

七ページをお開きください。

一款簡易水道費、一項簡易水道事業費、一目簡易水道総務費百二十一万六千円の増額は、職員の人事異動等による増額補正でございます。

ます。

二目簡易水道経営費は、国庫補助金の内示による財源の組替えのための補正でございます。

歳入につきましては六ページをごらんください。

二款国庫支出金、一項国庫補助金、一目衛生費国庫補助金、一節簡易水道事業費補助金の減額につきましては、国上簡易水道統合整備事業について減額の内示をいただきましたことにより、八百七十六万八千円を減額をいたすものでございます。

四款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は、主に人事異動に係る人件費に要する経費等に係る百二十八万四千円の増額でございます。

この結果、本年度末の基金残高は五千六百九十一万九千円となる見込みであります。

七款市債、一項市債、一目衛生費、一節簡易水道事業債は、国上簡易水道整備事業の国庫補助金の内示によります減額相当額のうち、八百七十万円の増額補正をいたしておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五四号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、議案第五四号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題

といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）であります。

それでは、議案第五四号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千八百一十一万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億四千九百一十一万一千円とするものであります。

補正の主なものにつきましては、歳出から御説明いたします。

事項別明細書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費七百六十五万三千円の減額は人事異動に伴うもので、税務職が一名減になったことによるものです。

二款保険給付費、一項療養費は、過去三年間の一人当たりの医療費の実績及び被保険者の推計に基づき算定したもので、一般被保険者数を五千三百三十九人、退職被保険者数を二百七人で推計いた

しております。

一目一般被保険者療養給付費七千五百七十三万一千円の増額は、一人当たり療養給付費二十四万八千八百九円で、当初予算比六・七％増加したことが主なものでございます。

二目退職被保険者療養給付費一千四百一十一万九千円の増額は、一人当たり療養給付費二十八万六千七百五十四円で、当初予算比二〇・二三％の増加したことが主なものでございます。

八ページをお開きください。

同款二項高額療養諸費一千六百四十三万四千円の増額も、療養諸費と同額に推計いたしております。

三款一項一目後期高齢者支援金は、国の示す算定方法及び暫定係数により算定し、四百、四百八十八万一千円減額し、二億九千九百十二万五千円を計上いたしております。

六款一項一目の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知により一千二百三万五千円減額し、一億四千三百三十二万四千円を計上いたしております。

九款一項基金積立金、一目準備積立金は二百九十七万七千円の増額し、三百四十七万七千円を計上しておりますが、これは西之表市国民健康保険基金条例の第二条の規定に基づき、前年度繰越金、繰越見込み額の五％の額を計上するものであります。

十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金は、前年度退職被保険者等療養給付費精算返納金三百十七万一千円と療養

給付費国庫負担返納金と精算返納金四千二十八万六千円及び特定健診の国庫返納金をそれぞれ百四十八万八千円を計上いたしております。

十二款一項一目予備費は、一般被保険者療養給付費の三％以上の額を計上することとしておりますので、被保険者給付見込み額十五億八千五百万円の約三％に相当する四千七百五十四万八千円を計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

まず、財源不足の対応について述べさせていただきます。

市長の所信表明でも述べておりますが、今年度は国民健康保険世帯の所得、特に農業所得が大幅に落ち込んでいることや、平成十七年度の税制改正により課税限度額が八十一万円から八十五万円へと約四万円引き上げられること等から、このタイミングで税率を上げますと、被保険者の方々に多重の負担がのしかかることとなります。

また、平成三十年度から県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国民健康保険運営について中心的な役割を担うこととなっており、国や県の動向を見きわめるためにも、やむを得ず税率の改正を行わず、一般会計からの法定外繰入金一億八千五百万円に対応することで調整いたしました。

一款一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税は一億七千六百六十七万四千円の減額となっておりますが、この主な理由は、当初予算は全額税に求める予算計上をいたしておりますが、今回、一般会計からの法定外繰入れで対応する予算を編成したため、結果的に大幅な減額の予算となっております。

前年六月補正と比較すると、約三千五百万円、七・四％の減となっておりますが、この主な要因は、課税対象所得、特に農業所得が大きいですけど、が約二億四千万円減少したことによるものであります。

三款国庫支出金、四款療養給付費交付金及び六款県支出金につきましては、歳出の医療費等の推計に基づき計上いたしております。

六ページをお開きください。

五款前期高齢者交付金は五千八百八十万八千円の減額となっておりますが、これは概算分が二千六百万円、精算分が三千二百万円の減になったことによります。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金一億九千八百四十八万一千円の増額は、保険基盤安定繰入金二千九十九万九千円の増、人事異動による職員給与費等繰入金七百六十五万三千円の減、財政補填分一億八千五百三十五万五千円の増によるものでございます。

十款繰越金、一項繰越金、一目その他繰越金は五千九百五十二万五千円の増額となっております。

二目療養給付費交付金繰越金三百七十一万七千円の増額は、療養給付費等交付金精算返納金の財源となるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 小倉伸一君〕

○七番（小倉伸一君） 幾つかありますので、よろしくお願ひします。

まず、また今年も一般財源からの繰入れということでもありますけども、まあ、特に農家所得が減少しているということでもありますけども、まあ、二億四千万円程度減少したと。さとうきびを中心にしたというふうに理解をいたしますけども、この現実、いろんな面でさとうきびに対しても所得の補償ちゅうんですか、共済金の関係とかいろいろ支援策はですね、まあとられているというふうに思っているんです。

それで、将来のこの県への統合とか、税額改正をにらんだ場合に、そのぽんと上がる可能性はないのか。まあ、例えば、急激に負担が膨らんでいくという可能性はないのかですね、その辺の状況を見て、今回検討がされているのか教えていただきたいというふうに思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 県に統合した場合の保険税が上がるかどうかという話ですけれども、現在の時点では未確定でして、保険、一人当たりの保険税につきましては、もう上位のほうにランクされております。そのかわり、西之表市のほうは一人当たりの所得も結構いいんですから、平成二十五年度で上位五番目ぐらいに

入っています。そして、率的にはそう大したことはないんですけども、一人当たりの保険税とすると、もう上位にランクしているという状況にあります。

で、今のところは、だから、その県のところがちょっと見えな  
いもんですから、そこはもうちょっとわからないということござ  
います。

○七番（小倉伸一君） 国民健康保険税に加入されている方は、ま  
あ個人経営者も含めてですけども、そのように裾野が広いわけです  
よね。まあ失業されてる方もでしょうけども、失業保険をいただい  
てる方とか、そういう方もだろうというふうに思いますけども、そ  
の辺のこの、いえば、ただ単にこのさとうきびがまあ不作で農家所  
得が減ったんだというようなことではなくて、全体的なその国民健  
康保険を利用されているその加入者の所得構造についてしっかり把  
握がされて、で、こういう提案がなされてれば、私は理解ができる  
んですけども、その辺の所得構造をですね、しっかり現実つかんで  
いただいて、まあ、市民に負担を、急激な負担を求めるといこと  
については、私も慎重であるべきだというふうに思いますけども、  
ここら辺をもうちょっと、ただ単なるその救済措置みたいな格好で  
ですね、やっっていくと、やっぱり私は、そこら辺はしっかり押さえ  
ていかないと、単年度、どうしても単年度主義ですよ。長期的な  
展望も余りないし、本来、この国民健康保険税、保険が果たす役割  
というのは、やはり突発的な病気ちゅうんですか、いろんな今、世

界的にもいろんなものが発生してきておりますけども、それらに対  
する対応力とかですね、総合的にやっぱり勘案して運営をしていた  
だければというふうに思うんですが、その辺の視点はどうか考えてる  
のか、お願いしたいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 国民健康保険世帯の状況もちよつ  
と分析をしてるんですけども、まあ、平成二十七年と二十六年と  
比較をしましてですね、まあ、給与所得で一千万円ほど減額をして  
おります。農業所得としましては一億六千二百万円ほど、それから  
不動産が六百万円の減、それから年金所得も五千五百万円の減とい  
うことで軒並み減少しております、合計で一億七千四百万円ほど、  
もう全体的に減少してるという状況であります。

以上です。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） すいません。一般会計のほうの、  
ほうからの立場で答弁させていただきたいと思っておりますけど、国民健  
康保険の議論をするときにですね、どうしてもその保険者の状況と  
いうのは私ども非常に気になりまして、今、健康保険課長からお答  
えいただいたような税の状況もございまして、私どものほうで  
把握しております市町村民所得推計という推計調査等もございま  
すけども、構造的に、その西之表市の中では、やはり国民健康保険に  
入るような皆さんの所得っていうのは全体的にやっぱり低いって  
いう状況にございます。

で、全体的に見ますと、どうしてもその入ってる方と入ってない方とで税をこう分け合うわけですから、それは慎重じゃないといけないっていうのはありまして、実はもう一つ手がありまして、国民健康保険の未来の世帯にこう先食いをする繰上充用っていうやり方があるんですけども、そのほうも検討してみましたけども、どうしても市内の所得全体から見れば、やはり弱いところにあるというところで、そういう判断を一般会計のほうもさせていただきました。以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

#### △議案第五五号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補

##### 正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、議案第五五号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）であります。

それでは、議案第五五号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七百十九万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億四千九百八十万八千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

事項別明細書の六ページを開きください。

第一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費一千四十六万六千円の減額の主なものは、職員の人事異動や育児休業に伴うものでございます。

七ページをごらんください。

三款地域支援事業費、四項一般介護予防事業費、一目一般介護予防事業費は、地域における介護予防の充実を図るため、専門職を雇用するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページを開きください。

八款繰入金、一項一般会計繰入金、四目その他一般会計繰入金一千四万二千円の減額は、一節職員給与費等繰入金一千二十六万二千円の減額が主なもので、人事異動に伴うものでございます。

五目低所得者保険料軽減繰入金六百九十六万六千円の増額は、法

改正によるもので、低所得者の保険料の軽減を行うものでございます。

同款二項一目基金繰入金四百五十二万四千円の減額は、收支調整によるものでございます。

これにより、平成二十七年末の基金残高は四千三百一万五千円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五六号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二八、議案第五六号、平成二

十七年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）であります。

それでは、議案第五六号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百六十八万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千九百六十八万八千円とするものであります。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書の六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費四百六十八万四千円の増額は、人事異動に伴う決算見込みによるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金四百六十八万八千円の増額は、歳出一款一目一般管理費、二目後期高齢者医療適正化事業費に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五七号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予

算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二九、議案第五七号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）であります。

一ページ、予算書の条文をお開きください。

二条につきましては、収益的収入及び支出の補正でございます。事業収益を百三万二千円増額をして三億八千六百八十八万二千円に、支出の事業費を五百三十四万一千円増額して三億八千二百三十四万一千円に改めるものであります。

内容につきましては一五ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書でございます。

収入の一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金、一節一般会計補助金は児童手当に要する経費で、人事異動等により減額補正をするものであります。

三目長期前受金戻し入れは、補助金等により取得をいたしました固定資産について、新会計制度により減価償却の方法が見直されることから追加計上されるもので、平成二十六年年度決算における会計システム導入により移行処理を行ったことにより、百三十三万二千

円を追加をいたしておるところでございます。

一款事業費、一項営業費用五百三十四万一千円の増額は、一目原水及び浄水費から一六ページの五目総係費までの職員の人事異動に係る人件費の減額相当額四百四万二千円と、賞与引当金繰入額の減額二十七万円、法定繰入金引当金六万七千円の減額と、六目減価償却費九百七十二万円の増額の合計額ということでございます。

減価償却費は、有形固定資産の減価償却につきまして新会計制度を導入することにより増額が見込まれたところでございます。

予算書一ページから二ページをお願いいたします。

三条は資本的収入及び支出でございます。資本的収入を二百六十九万四千円増額し四億四千九百九十四千円に、資本的支出を八百万円増額し六億二百万円とするもので、括弧書き後半部分の不足する額一億六千八百八十六千円については、過年度、過年度分損益勘定留保資金一億三千七百八十九万五千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千三百九十一万一千円で補充するものとするに改めるものでございます。

資本的収入の内容につきましては、一七ページをお願いいたします。

資本的収入、一款資本的収入、二項負担金、一目工事負担金は過疎基幹農道（平山三期）に係る配水管移設補償費、二目他会計負担金、一節一般会計負担金は消火栓に要する経費四基分、武部が一基分、深川が二基、県営中山間総合整備事業（浜之町地区）の一基分

の合計二百万円ということでございます。

三項企業債、一目企業債、一節企業債は、武部、深川の集落水道整備に係る補助金の減額内示による補助金の減額分を補填をするため、水道事業債の起債額を増額補正するものであります。

四項補助金、一目国庫補助金、一節簡易水道施設、簡易水道等施設整備費国庫補助金については、武部、深川の集落水道整備に係る補助金の内示による減額補正でございます。

資本的支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費の増額八百万円につきましては、四節の簡易水道等の認可に関連した業務委託料百万円、五節の過疎基幹農道に伴う配水管布設替えに係る百三十万円の工事負担金の増額、六節機械及び装置購入費五百七十万円は、阿曾配水池の流量計の更新に係る三百万円、阿曾浄水場の薬品注入設備二百七十万円の合計額ということでございます。

申しわけありません。二ページをまたお開きください。

四条につきましては企業債の変更で、国庫補助金の減額分を補うため、限度額を二億六千七百九十万円に補正をいたすものでございます。

五条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員の人事異動に伴う職員給与費を四百七十七万七千円減額し、五千七百八十九万七千円に改めるものであります。

第六条は他会計からの補助金で、児童手当に要する経費を三十万円減額したことに伴い、一般会計補助金を六百五十五万一千円に改

めるものでございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、平成二十六年から新会計基準移行に伴い、みなし償却制度の廃止や、貸借対照表の資本の部と負債の部について表示方法等が変更をされております。これらの制度変更による水道事業財政への影響を平準化するため、減価償却額の見直しについては、当初から計画をしておりました移行期間の平成二十八年度までの期間で調整を行うことを予定をいたしております。

次ページ以降の資料の重要な会計方針脚注等についても、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 今御説明いただいたように、集落排水、水道の統合に伴うこの国庫補助がですね、これは基本的にはこちら側が見込んでたものが全額補助対象外となったものなのか、まあ今後のことでもあります。統合事業自体は非常に重要なことですので、また担当のほうでもさまざまに工夫されて努力されたんだろうと思いますけれども、この結果の経過、もしくは分析等についてどうのように見ておられるのでしょうか。

○水道課長（福山隆一君） 今回の減額の内示につきましては、総務省関係の水道関係の補助金につきましては、まあ、国の言われる

ところが、二分の一は原則ですと。そのかわり予算の範囲内ですと  
いうのが国の考え方でございまして、予算がなれば二分の一付か  
ないでしょうということで、実質、西之表市についておるのは三  
二%前後の補助率であります。

奄美市、鹿児島市等についてはですね、補助申請額の四〇%がカ  
ットをされたというような話も聞いておりますので、種子島はあん  
まり減額されなかったよねというのが、何か本土の方のような物の  
言い方だというふうに聞いておりますので、一定そこは何とかよか  
ったのかなと思いますが、その減額分についてはですね、企業債を  
もって充てなければいけないということになっておりますので、経  
営上も非常にまた苦しくなってくるのかなということが現実でこ  
ざいます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終わります。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

#### △請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第三〇、請願・陳情の委員会付  
託を行います。

今定例会において本日までに受理した請願・陳情書は、お手元に

配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり、各常任委員会に付託いたします。  
以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす十六日から十八日までは休会です。十  
九日は午前十時から本会議を開きます。  
日程は、市政に対する一般質問です。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時八分散会

本會議第二号（六月十九日）

本会議第二号（六月十九日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君  
 二番 鮫島市憲君  
 三番 濱上幸十君  
 四番 小倉初男君  
 五番 下川和博君  
 六番 瀬下満義君  
 七番 小倉伸一君  
 八番 田添辰郎君  
 九番 中原勇君  
 一〇番 川村孝則君  
 一番 榎元一巳君  
 二番 長野広美さん  
 三番 橋口美幸さん  
 四番 渡辺道大君  
 五番 丸田健次君  
 六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年六月十九日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一 一般質問

九番	中原 勇	議員
六番	瀬下 満義	議員
一五番	丸田 健次	議員
一四番	渡辺 道大	議員
一三番	橋口 美幸	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

〔九番 中原 勇君登壇〕

○九番（中原 勇君） おはようございます。

まず、シカ対策について質問をします。

今年度の議会報告会においても、鳥獣被害、特にシカ対策についての質疑や要望が多数寄せられました。シカは減っていない、むしろ増えているという声が多く聞かれております。

平成二十六年シカ個体数調査の結果を見ますと、シカの生息数は、種子島全体で三千七百九十二頭、西之表市においては二千九百七十四頭と算出をされております。前回の個体数調査におきましては、西之表市においては千八百二頭ということでした。

このシカ個体数調査結果と平成二十四年度から平成二十六年の間におけるシカの捕獲頭数との相関関係をどのように考察をしているのかを担当課に伺います。

以下の質問は質問者席から行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

シカの生育頭数調査は、平成二十三年度と平成二十六年に実施しております。二回とも鹿児島県環境技術協会へ委託しておりますが、平成二十三年度においては、南種子町を除く島内で千八百二頭、平成二十六年においては、西之表市だけで二千九百七十四頭とい

う推測結果が出ております。

一方、捕獲頭数にしましては、有害鳥獣期間で申しますと、平成二十三年度が百八十頭、平成二十四年度が三百頭、平成二十五年五百頭、平成二十六年九百八十二頭となっております。

相関関係はどの御質問ではございますが、生育頭数調査を毎年実施することは、予算の都合により実施は困難ではございますが、市民の皆様のシカは増えているという声を伺い、猟友会の皆様にも御相談申し上げ、毎年、捕獲頭数を増加させてきております。

したがいまして、相関関係と申しますより、今回の頭数調査により市民の皆様の声が裏づけられた結果となり、これから捕獲目標頭数を増すこととし、平成二十七年においては二千頭に設定するところでございます。

以上で終わります。

○九番（中原 勇君） 今年度のシカの捕獲目標については二千頭ということでありませけれども、その考え方がもしわかれば教えてください。いただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 考え方がいいですか、今回の目標頭数は二千頭でございますが、次年度においても、本年度の捕獲状況とか被害調査をもとに状況を注視しながら、本年度並みの二千頭、次年度も二千頭の捕獲を猟友会と相談をしながら進めてまいりたいと考えています。

○九番（中原 勇君） 私なりに試算をしてみました。手元のほう

に平成二十七年六月議会で中原議員一般質問関連資料、表裏で(1)のほうをごらんいただきたいと思えます。

平成二十五年当初千八百二十頭とした場合に、平成二十六年末約三千頭となるケースを試算をしますと、真ん中にありますように、増加率は約七〇%となります。これは、環境省の自然環境局などが個体数推定の際に用いている一般的なシカの自然増加率二〇%から三〇%、これをはるかに上回っております。平成二十五年当初千八百二十頭という推定については、相当甘かったものというふうに考えます。

そこで、増加率を二〇%と仮定した場合には、平成二十五年の年度当初に約三千四百頭、増加率二〇%と仮定した場合には、平成二十五年の年度当初、二千九百頭が生息をしていたものと推定をされます。いずれにしても三千頭前後が平成二十五年当初にはおったのではないかと試算であります。

次に、今後の捕獲目標についても検討してみました。増加率を高いほうの三〇%とした場合、千五百頭を捕獲目標とした場合には、三年後に約五百頭まで減らすことができます。同じく増加率三〇%で二千頭を捕獲目標とした場合には、二年後には五百頭以下に削減することが可能となるというような推定になります。

したがって、平成二十七年の捕獲目標の二千頭を確実に達成するとともに、可能ならば、二千頭以上を捕獲をして、一年でも早く適正頭数まで削減をしていたいただきたいと思います。

支柱の補助について質問をします。

以前の一般質問でシカネットの支柱についても補助をしてもらいたい旨の要望をしましたが、難しいとの答弁がありました。今年度の議会報告会においても、シカネット用支柱についてもぜひ補助をしてもらいたい旨の強い要望があります。

シカネット用支柱にするための竹切り作業を毎年行わなければならない、生産農家の皆様は大変苦勞しております。市販の支柱であれば、四、五年は継続して使えますので、補助金の予算についても平準化をされていくものと思います。

シカネット補助を継続するに当たっては、ぜひとも支柱の補助も一体のものとして予算措置をしてもらいたいと思います。市長、いかがでしょうか。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） このシカネットについては、担当課長から一応最初に説明させます。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

現在、本市においては、シカ侵入防止ネットと防鳥ネットについてのみ、三分の一の補助を対象としております。

支柱の補助につきましては、以前も同じような御質問をいただいたところでございますが、確かに、高齢な方など支柱を自前で調達するのが困難な方もいらっしゃることは考えますが、予算的な面、また農家の皆さんの負担を考えますと、生産コストが大きく、収益

性がますます乏しくなることも危惧され、作物によりませんが、経営を圧迫することによりまして、このような理由により、支柱への補助は御理解いただきたいと考えております。

しかしながら、いろいろと自力でネット・支柱設置の困難な方々がいらつしやいますので、昨年から鳥獣被害防止お助け隊として二名の雇用をしております。こういう方々の活用をしていただければなど思っております。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） 農家の皆様については、現在、毎年竹を切って支柱にしておるということで大変苦勞しております。予算的な面でも厳しいと思えますけれども、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

次に、馬毛島におけるFCLPについて質問をいたします。

さきの三月議会において、長野市長は、米軍の運用により、防衛省が説明した飛行経路ではなく、南種子町や屋久島、大隅半島南端の上空を飛ぶというような答弁をしております。

果たして、南種子町や屋久島、大隅半島南端の上空を飛ぶことができるのかについて質問をしたいと思います。

まず最初に、FCLPの訓練目的、すなわちFCLPとは一体何を行う訓練なのかということを確認にしたいと思います。米軍の行うFCLPは、米空母艦載機が空母に安全に着艦できるように、陸上の滑走路の一部を空母に見立てて実施する着陸訓練です。

具体的には、空母の着艦用ワイヤーの位置を仮定した位置にタッチ・アンド・ゴーを正確に実施できる練度、スキルを持っているかどうかを判定する技能試験、技能検定であります。

この技能検定は、自動車免許試験における仮免許試験に相当するもので、本免許試験はこの技能検査後に実施、実際の空母の甲板を利用して合否判定が行われております。

FCLPにおいては、技能試験、技能検定を受ける全パイロットが、示された飛行経路を夜間においては各機一分間隔を保持して整々と一糸乱れぬ編隊飛行によりタッチ・アンド・ゴーの技能検定のための訓練を繰り返すということになります。

この編隊飛行を乱すような飛び方、例えば、屋久島の上空まで行ってからUターンして編隊に復帰するというような変な飛び方をした場合には、そのパイロットは技能検定に不合格となり、パイロット人生は終わるということになります。したがって、決して編隊飛行を乱すような飛び方はしません。

このように、FCLPの訓練目的は、タッチ・アンド・ゴーの技能検定を行う訓練であり、米軍の運用により、FCLP以外の飛行訓練をFCLPと同時に言うというようなことは一〇〇%ないと断言できません。

市長に伺います。米軍の運用によりどのような飛行訓練を行うと考えているのか、具体的な答弁をお願いいたします。

○市長（長野 力君） 私は、日米地位協定で米軍の運用により低

空飛行訓練が認められていること、それからFCLPについて、待機している戦闘機については、待機中のルートについて特に定まっていないことなどを述べたものであり、これらを勘案いたしました、大変懸念されるという懸念の意を表したものでございます。上空を飛ぶとは断言しておりません。

しかしながら、日本側には空域を限定する権限はないわけですから、一度受け入れてしまえば、米軍の運用により変更されてしまう可能性も否定できないかと考えているところでございます。

議員が車の免許と一緒にいうような、その比較の仕方については、この性格上から、大変その比較の仕方がですね、物の重大さ、大きさ等を考えた場合に、それは当たらないんじゃないかなと思っております。

私も、この戦闘機が、訓練がこの上空において、待機しながらいろいろ運用され、訓練を受けながら、夜間、昼間ですね、世界で一番速いスピードのものをですね、やっていくことについて懸念をあらわしているということでございます。

○九番（中原 勇君） それでは、観点を変えて、夜間のFCLPにおいて屋久島などの上空を飛行した場合に訓練所要時間がどの程度になるかを検討して、FCLPにおいて屋久島などの上空を飛行する可能性があるのかないかを検討します。

なお、検討において使用している数値データにつきましては、インターネットで検索して得られたものを使っておりますので、これ

を付言しておきます。

関連資料②のほう、裏側のほうをごらんいただきたいと思いません。

まず、十日間のFCLPの訓練には百名のパイロットが参加をし、昼夜合計三千回のタッチ・アンド・ゴーの訓練が行われ、うち千八百回が昼間、千二百回が夜間に行われております。一人当たり三十回、昼間十八回、夜間十二回のタッチ・アンド・ゴーの訓練を二回に分けて技能検定を受けておるようです。

なお、個人の練度の程度、スキルにより、六回より少ない回数で合格する場合、六回より多く飛んでから合格する場合があるようです。

まず、資料の①、五機一分間隔、一個グループ五機が各機一分間隔で訓練する場合について検討します。一機当たり平均六回訓練をいたしますので、一個グループは三十分で訓練終了となります。一日に四個グループ、合計二十名が夜間の技能検定を受けます。次のグループとの交代時間を二十分と仮定します。そうしますと、一個グループの訓練時間は三十分ですので、夜間訓練の所要時間は合計三時間となります。二十時から訓練を開始した場合、二十三時に訓練終了ということになります。なお、六回目までに技能検定に合格せず、一、二回余分に飛ぶパイロットがいると、二十四時ごろまで訓練が続くということになります。このことは、防衛省が説明をしております深夜にまで及ぶということと符合しております。

次に、屋久島の上空まで飛ぶ場合の訓練所要時間を検討します。屋久島まで最短コースで飛行する場合には、周回距離約百五十キロメートルになりますので、五機三分間隔で飛行する場合を検討します。資料の②のケースになります。

この場合には、一個グループの訓練時間は九十分となり、夜間訓練の所要時間は合計七時間となります。二十時に訓練開始、翌日の午前三時に訓練終了となる計算です。一、二回余分に呼ぶパイロットがいることを考慮すると、午前四時から五時ぐらいに訓練終了ということになるのではないかと思います。

したがって、屋久島上空を経由してFCLPを行った場合には、次の訓練開始時間九時に間に合わせるためには、全員が六回で合格した場合においても、睡眠時間は五時から七時ぐらいまでのわずかに二時間程度になります。睡眠時間二時間では、次の午前中の訓練は、安全管理上、実施できないということになります。

市長に伺います。屋久島の上空を経由して行う夜間のFCLPは、最後のグループの訓練終了は翌日の早朝となる、また夜間訓練にならない上に、さらには安全管理上、翌日の昼間の訓練は実施できないというようなことになります。したがって、FCLPで屋久島の上空を飛ぶことはあり得ないと思えますけれども、この点について市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） ずっと引き続き訓練をしているのか、また、いつ休憩をするかなどはですね、米軍の訓練の体制についてまで説

明を受けているわけではございません。そういう意味では、そのことにお答えすることができません。

仮に議員が御指摘のとおり訓練が行われるとなると、今後危険度が増すばかりで、住民の不安はますます高まるんじゃないかなと推測いたします。

○九番（中原 勇君） 屋久島の上空を經由してFCLPを行った場合には、先ほども説明しましたように、訓練が終わるのは翌日の早朝となり、夜間訓練にならない上に、昼間の訓練が一日少なくなるというようなことから、屋久島上空を飛ぶFCLPの実行の可能性は全くないと言えます。したがって、FCLPで屋久島などの上空を飛ぶことはありません。

また、FCLPは技能検定のための訓練であることから、パイロットは、示された飛行経路を編隊飛行により整々とタッチ・アンド・ゴーの訓練を行い、技能検定での合格を目指すということになります。米軍の運用によりFCLP以外の飛行訓練を行う、低空飛行訓練などを行うというようなことは決してありません。十日間の訓練で三千フライトをこなして、百人のパイロットの技能検定を行わなければならないということからも、飛行経路以外のところを飛び回るといったような時間的な余裕はありません。市民の皆様には、このことをぜひ理解していただきたいと思えます。

次に、平成二十三年十月ごろの熊毛民報並びに西之表民報に次のような記事がありました。五機での訓練だと、飛行距離百五十キロ

メートル、島の上空を飛ぶという記事であります。五機四分間隔の夜間訓練だと、周回距離百五十キロメートルとなり、種子島全域が飛行コースに入り、種子島全域で騒音被害が発生すると主張しております。

資料の③、五機四分間隔の夜間訓練の所要時間を計算しますと、合計九時間、二十時に訓練を開始した場合、訓練終了は翌朝の五時となります。一、二回余分に飛ぶパイロットがいることを考慮すると、朝の六時から七時ごろに訓練終了ということになり、翌日の夜明けまでに夜間訓練が終了しないばかりか、翌日の昼間の訓練は実施できないということになります。

種子島全域がFCLPの訓練空域に入り、種子島全域で騒音被害が発生するということを主張せんがために、夜間の五機四分間隔の飛行パターンを考えたのでしょうか、訓練所要時間の関係からはあり得ない、非現実的な主張となっております。

平成二十三年の同じころに、馬毛島の軍事施設化を許さない屋久島の会につきましては、八機四分間隔で周回すると、屋久島の右半分が飛行経路に入り、宮之浦岳付近上空を飛ぶことにより、屋久島でも騒音被害が発生すると主張して反対署名を集めております。

八機四分間隔の夜間訓練の所要時間は、合計約十三時間となります。二十時訓練開始、翌日午前九時過ぎに訓練終了ということになります。後半の訓練は夜間訓練にならない上に、翌日の昼間の訓練はできないということになります。

この屋久島の会の主張も、熊毛民報あるいは西之表民報と同様に、あり得ない非現実的な主張となっております。

長野市長に伺います。熊毛民報、西之表民報の五機四分間隔、屋久島の会の八機四分間隔について、非現実的な主張だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） それは、それぞれの団体の独自の調査結果に基づくものだろうと思いますが、仮にこうということが実際に行われたら、大変危険なことだと思っています。

○九番（中原 勇君） 大変危険というよりも、要するに現実にはあり得ない、夜間訓練を行わんがために、五機四分あるいは八機四分というパターンを考えても、それは非現実的です。要するに夜間訓練にならないんです。後半の、例えば四時過ぎからは明るくなります。それでもまだ夜間訓練をやる、継続するということは、要するに非現実的な理論です。

私は初めて市会議員になってから馬毛島問題を中心に一般質問をしてまいりました。それは、市民の皆様には正確な情報を提供して、馬毛島問題に賛成か反対かを真剣に考えてもらいたいという思いからであります。

平成十九年二月に朝日新聞で馬毛島問題が初めて報道されてから、反対派の皆様の主張を聞いていて、騒音問題と米軍基地化の問題については納得できない疑問点が多々ありました。

その最たるものが、平成二十年九月五日の南日本新聞の空域最大

半径四十五キロメートルという記事でした。半径四十五キロメートルの外側の円と半径十二キロメートルの内側の円があり、それがFCLPの訓練空域であるという記事であります。なぜタッチ・アンド・ゴーの訓練で訓練空域という概念が出てくるのか、なぜ訓練空域に広い空域と狭い空域と二種類の空域があるのかということでした。現時点では、私の一般質問を通じて、長野市長の勘違いから生じた誤った記事、誤報であったことが明らかになっております。

平成二十三年の熊毛民報、西之表民報の五機四分間隔理論、屋久島の会の八機四分間隔の理論の誤りも指摘し、これらが間違っているという情報を市民の皆様には提供することも、正確な情報を提供する一環であります。

今後も、反対派の主張で間違っていると思われるものについては、その根拠を明らかにして間違いを指摘し、市民の皆様には正確な情報を提供するよう努めたいと考えております。

次の質問に入ります。馬毛島問題対策協議会の名称についてであります。

私は、三月議会の一般質問で、現在の対策協議会の名称、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会については不適切であり、検討していただきたい旨の要望をしましたが、さきの五月の対策協議会において検討がなされたのかどうか、市長に伺います。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。市長へ

の御質問ですけども、事務方のほうから説明申し上げたいと思えます。

今年の協議会は、五月の二十九日に開催予定でございました。当日まで準備をしておりましたけども、その朝の十時になりました。口永良部島の噴火がございまして、その当日の全ての、協議会を含む全部の総会が中止になったところでございます。

今のところ、協議会自体は七月の十四日近辺を予定してございませぬ。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） 平成二十二年に現在の対策協議会の名称が変更になったわけですけども、このときに対策協議会でのような議論が行われて名称変更を行ったのか、これについて伺います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

平成二十二年当時のことでございますけども、その当時の状況を若干御説明申し上げますと、普天間基地の移設の問題がございまして、そのときに県外ということで、民主党政権でしたけども、民主党政権が県外を主張されまして、そのときに普天間が、鹿児島県のほうの徳之島のほうと馬毛島のほうが候補に挙がりました。それもありまして、当時の官房長官は平野さんだったと思えますけども、鹿児島県知事が該当の首長を引き連れまして首相官邸のほうに要請をするような、そういうふうな状況でございました。

同じく、当時の、当時のといえますか、当時の報道の中で、地主

である社長さんのほうから受入れを積極的にやりたいという御発言等がございまして、そういう状況の背景から、協議会の中では名称の変更について特段反対意見もなく進められたというふうに認識をしております。

以上です。

○九番（中原 勇君） わかりました。

しかしながら、現時点においては、米軍の普天間基地が馬毛島や徳之島に移転してくるという案は立ち消えになっております。政府及び防衛省においても、米軍基地を馬毛島に移設するという計画あるいは構想はありません。

現在の名称は、市民の皆様にも米軍基地が馬毛島に移設してくるという間違った情報を発信する恐れがあり、早急に訂正すべきであります。

長野市長は、日ごろから馬毛島問題に関して市民の皆様にも正確な情報を提供するよう努めますと明言をしております。このような観点から、FCLPが馬毛島に移転してくる問題に対応する対策協議会であるということを確認するため、その名称はFCLP馬毛島移転問題対策協議会が適切であると思料しますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） この問題につきましては、米軍再編の大きな枠組みの中の一つであります。将来的な規模拡大等も懸念されることから、私としては名称変更を考えておりません。

防衛省からしつかりした話があるわけでも、今現在ごさいませんし、どういふことがありまして、そういう中ですね、やはり現在、異常なく動いておりますが、やはり懸念されるということは大、大と思いますので、現在のところは、引き続き同じような形で馬毛島の問題についてしつかりと検討していく考えです。

○九番（中原 勇君） 市民の皆様には正確な情報を提供するという観点からは、現在のこの馬毛島に米軍の基地が来るということを表面に掲げた名称というのは大変誤った情報を提供します。

したがって、今回の対策協議会においてはぜひ名称についての議論をしていただくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で中原勇君の質問は終了いたしました。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時四十分ごろより再開いたします。

午前十時二十九分休憩

午前十時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、瀬下満義君の発言を許可いたします。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 一般質問をいたします。今回は、馬毛島問題、そして国上の湊漁港の災害復旧工事、そして最後に、前回の議

会でたくさん施政方針に対する質疑を残しましたので、その残りの質疑を一般質問に変えていたします。

まず、馬毛島問題であります。

先ほども話がありましたが、この馬毛島への軍事基地について、米軍のFCLPの訓練基地というのが我々の見方であります。そして、これがなぜそこにつくられようとしているのかということについても思いを致す必要があるかと思えます。

これは、もうはつきり言って周辺国の脅威、ずばり言えば中国の脅威、軍事的脅威ということに尽きていると思えます。北朝鮮もあります。国力等を考えまして、恐らく実質的な脅威というほどにはならないかと思えます。

そこで、中国について我々も考える必要があるかと思うわけです。まず一番目に、この馬毛島の軍事基地建設は我が国と中国との軍拡競争につながるのではないかと、そして結果的に、アジアと世界の平和に貢献するどころか、むしろこの軍拡競争によることによつて大きな平和への障害になるのではないかと私は思うのですが、市長はいかがお考えでしょうか。

以下は質問者席からいたします。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 御質問も大変世界的な大きな課題でございますが、今議員がおっしゃいましたように、今後、そういった考え方も当然だろうという思いもござります。

○六番（瀬下満義君） 我々は日本の一小さな自治体ですが、これからは自治体もこういった大所高所からの見地、そして国際社会での役割、そういったことも、さらには自治体外交というのも言われております。そういったことについても、我々は、この軍事基地ができようとしている、計画されている自治体に暮らす者として大いに関心を持ち、発言をしていくべきだと考えております。

次に、中国が非常にアジアで、あるいは世界的に台頭してきました。経済力でも我が国を抜いてGDPが世界第二位と、やがては米  
国を抜くのではないかと言われております。

そこで、いろいろ彼らも調子に乗ってといえますか、いろいろ問題はあるかとは思いますが、内部にたくさん抱えているとは思いますが。そして、この中国の脅威にどう対処していくかというときに、中国自体を知ると、中国のことをよく知る必要があるかと思えます。

そこで、この中国の経済的發展、これは中国自ら、何とか、あれは文書が出ているそうです。そこには、中国のこれだけの發展は国際社会の平和、この平和的な環境が自分たちの、中国の經濟的發展に、国力の増大に大きく貢献しているんだと、これがないとだめなんだと、そういう認識を持っているようです。

そこで、平和を乱すようなことを、つまり、戦争を他国に仕掛けるというようなことは、まず中国はしないのではないかと。軍部の一部はわかりませんが、中国にもいろんな考え方があろうでしょうけ

ども、中国の多くの国民そして指導層は日本との戦争などは露ほども望んでいないのではないかと、私はそう思うんですが、長野市長、いかがですか。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、世界中の多くの人々がやはり戦争がない、そういう世界を望んでいることは確かでございますし、中国の方々も当然それを望んでいると思います。やはりこれからの世界は全て戦争のない、各々の国がお互い協調しながら平和を進んでいくということが我々の究極の世界であり、また、そのように各々が努力していく、そういうことが必要かなと、また、必要というよりはそうすべきだという考えが高いと思います。

○六番（瀬下満義君） とにかく馬毛島の軍事基地をなぜつくるのかということになると、とにかく中国の脅威に対応するためだということとはほぼ一致していると思えますが、そのときに、中国がなぜそんなこと、いろいろフィリピンとの領有権問題を抱えている、あれは南沙諸島ですか。日本とももちろん尖閣諸島とかいろいろあります。領有権問題でいろいろごたごた問題を起こしておりますが、なぜそうするのかということでありませう。

それは、彼らが何も戦争を見込んでとかそういうことではなくて、恐らく内部の問題がかなりあるのではないかと、内部を統治していくのが非常に難しくなっていると、その弱さ、その問題をやはりどこにか、国民の目をそらす、そういった面もかなりあるのではないかと私は見ているところです。私が見ているというか、専門家も

そういう指摘をする方がたくさんおられて、たくさんいいいますか、ネットとか何かで私も見るんですけども、書物も読んだりするんですが、そういったのがかなり、要するに、内部の問題があつて、それをそらそうとして国内の不満のはけ口を求めている面もあると。現実にはそこを、何か権益を確保したいというのももちろん多少はあるでしょうが、本当の問題はどこにあるかというところ、そういった中国内部の問題にあるのではないかと、私はそっちのほうがむしろ大きいんじゃないかと思つているところです。もしそうだとすると、いたずらに中国を刺激するようなことをしてはまずいと非常に思うわけです。

したがって、馬毛島の軍事基地建設も中国をいたずらに刺激して、結果的に日本の国益を、要するに、軍拡競争とかそっちの方面に向かつていって、中国の本当の国益のみならず、日本の国益も損なうのではないかと、そのように私は思うんですが、長野市長の見解はいかがですか。

○市長（長野 力君） この馬毛島問題が中国を直接的に刺激するということがあるかどうかというのは、ちよつと私もはかり知れませんが、せんけれども、ただ、今議員がおっしゃったような、そういう考え方も一部にはあるのかなと、流れとしてはあるのかと思います。

○六番（瀬下満義君） 馬毛島に新しい軍事基地ができれば、それは中国はそれなりに警戒はするんだろうと思います。やっばりかつての、彼らは日本が侵略と言いますが、確かに侵略だったのかもし

れません。そういったことを彼らなりに警戒する面はあるかと思いません。

そこで、我々としては抑制していくと。中国に対して、軍事面では抑制していくと。本当は彼らは戦争などしようとは思っていないんだといったところを察する必要があるかと思うわけです。

そこで、じゃあ、日本としては、中国との関係における日本の役割というのは何かといえ、新しく軍事基地をつくったりして彼らを刺激することではなくて、中国を、これからいかに彼らを平和国家へ、そして国際社会と協調する国家へと誘導するかがその主なところであつて、軍拡競争というのは、これは避けなければいけないと。共倒れの道ですので。そういった日本の役割を私たちはしっかりと認識すべきではないかと思うのですが、いかがですか。そして、軍拡競争への道はまさに悪夢ということになるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） まず、中国といわずともながら、私どもは各国とのですね、やはり平和を願いながら、最大限の話し合いをし、協調を図りながら平和を願っていくというのが基本だと思います。それは、中国に限らず、国際的な協調が入っていくというのはですね、私どもの使命であり、日本の使命でもあると思います。

そして、そのようにして、軍拡競争とかいうのは、私どもは戦争を経験しております。そういうことを踏まえて、当然、軍拡競争というのは国民誰一人、それから国もそういうことを頭にあることは

ないと思います。また、あつてはならないと思いますし。

要は、各国がやはり平和に向かつて話し合い、協調し合い、地球中、世界がそれを求めていく最大限の努力をする、これが必要かと思えます。

そういう意味では、戦争による競争ということはあつてはならないし、また、我々もそれをさせてはいけない、また、してはいけないと思えますが、今後ともですね、中国とはアジアの一つであり、より親密な関係を深め、お互いにアジア民族として連携を図り、協調しながら、お互いに繁栄する道をですね、選ぶのが私どもの日本の国民の、また国としてのあり方の大きな使命だと思いますし、これからお互いを理解し合うところにいくように努力する必要がありますかと思っております。

こういうことは、私だけじゃなく日本の国民全員、全国民がやっぱりそのように考えていることだと思えますし、世界中の人もそのように捉えていると思えます。

また、現実には各国間のいろいろな課題があり、そのことによつてそういうことでの解決というのが向かうかと思えますけれども、それは極力、そういう意味での解決をなくする世界、そういうものをつくっていく必要があると思うところでございます。

そういうことで、できればですね、そういう今議員のおっしゃったことが、それが私どもの考えている理想かなと思えます。

○六番（瀬下満義君） 中国とは我々は深い関係に既になっており

ます。もちろん、ということとは、相手もそういう深い関係になっているわけです。経済的な意味で。店に行けば、中国製品がたくさんあります。私なんか、しょっちゅう中国製品を買っています。あとは、中国からも、爆買いですか。私も、四月でしたか、ちょっと福岡のほうに、そして大分のほうに行つてきましたけども、中国人がたくさんいて、そして爆買いみたいな感じになっているようです。品物がもう一気になくなったり。化粧品とか。それで日本も潤っている面があるわけです。

非常に強い結びつきに今なっていますので、軍事面で対立してそちのほうで国力を消耗するより、お互いに経済的、文化的、そんないろんな学術文化、スポーツ、そういった面で協力していくと。

あとは、私が非常に最近思っているのは、環境面で、向こうからPM<sub>2.5</sub>ですか、我々のところもちよつと曇ってきたりしますが、あと、いろんなごみも漂着してきます。そういった面で協力していくと。お互いに軍事面ではなくてこちのほうで、平和的な面で、経済的な面でますます結びつきを強めていくと、そういった方向が正しいのではないかと思っております。

今後とも、こういった中国のことはよく見て、軍事面、我々は、今、軍事的な問題でこの自治体でいろいろ議論しておりますが、大局的な観点からの議論もしていきたいと思えます。

次に、国内の湊漁港の災害復旧工事についてであります。

私は、これは大変な問題だと思っております。なぜかといいます

と、壊れた物と同じ物をまたつくると。何もほとんど自然環境が変わらぬのに、同じところに同じ物をつくったら、また壊れるだろうと私はそう思うんですが。何でそんなことをするのかなど。全くの税金の無駄遣い。これは非常に深刻な問題で、ほとんど病理現象、役所の。何でこんなことをするのかと怒り心頭に発しております。そこで、湊漁港のその防波堤は崩壊するまで何年かかったのか。全部崩壊したわけじゃありませんが、かなり崩壊しました。そして、その崩壊の原因は何だというふうに分析しておられるのかお尋ねいたします。

「建設課長 美園博行君」

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

本防波堤は、平成七年に完成をしております、被災を受けるまでに約十八年間経過をいたしております。

原因でありますけれども、台風接近からの通過までの間、一方方向の強い波の影響により基礎マウンドの洗掘、沈下が起こり、防波堤が傾斜をし、倒壊したものと考えられております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） では、もう一度確認しますが、その復旧工事は、壊れた物と全く同じ物と同じところにつくるということですか。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

災害復旧工事という工事でありますので、事業制度上、同じとこ

ろに同じ物をつくるということであります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） それ、疑問に思いませんか、課長、そういうのを。同じところに同じ物をつくったら、それは壊れるに決まっているだろうと。壊れた物と同じ物を同じところにつくったら、それは壊れるだろう、そんなものは。同じような波が来て、それは壊れるに決まっていると私は思っているんですけども。何をそんなものを唯々諾々と制度だからとかなんとか言ってそれを受け入れてしまうのかと、そういうふうに思います。

これはちよつと後で議論していきますが、その前に、じゃあ、災害復旧工事の費用は幾らかと。国、県。県はなかったかと思うんですが、国、県、本市の負担額は幾らになるのかお尋ねします。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。施工中でありますので、現時点でわかっている範囲内でお答えをいたします。

費用は五億九千八百七千円で、国費は四億七千二百八十六万九千円、市の負担が一億一千八百二十一万八千円で、県の負担はありません。

また、工事費については、完成していないことから変わる可能性があること、また、国費についても、激甚災害に指定をされ、補助率の上乗せがあることから、変わってくるため、正確な数字はつかめていないところであります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） とりあえず今五億九千万円と言われましたが、たしか契約金額は十一億円ぐらいになったと思うんです。契約金額、工事の。ああ、十一億円じゃない、九億円か。九億円ぐらいにたしかなっていたと思うんですが、これでいいですか、大体九億円ぐらいという、全部で。今のところの見込みですか。これでいいですか、九億円ぐらいで。

○建設課長（美園博行君） お答えいたします。

査定額ですがですね、五億九千万円であります。前回、平成二十五年に工事をした分については、平成二十六年の災害が発生した時点で契約を打ち切って、打ち切ってといいますか、そこまでの工事で契約を終了しておりますので、その工事が約二億円ちよつとだったと思いますので、全体でいえば、七億円を越すぐらいであると思います。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 全体で七億円ぐらいちゆうことですか。

今のところの見通しは。七億円もかけてまた同じ物を同じところに作るということのようですが、要するに、壊れた防波堤と同じ物を同じところにつくったら、また何年か後に、これは十八年かかったんですか、今のが壊れるのに。自然現象ですからわかりませんが、予測としては、十八年ぐらいたつと、また同じように壊れるんじゃないかと私は思うんです。

したがって、この七億円の工事費は、血税は無駄になると思う

んですが、その可能性が非常に高いと思うんですが、いかがですか。○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

あの時点においてはですね、災害復旧事業での復旧が最良の方法であると判断をいたしましたところがあります。

議員がおっしゃるようになりますね、絶対に壊れないということは断言できませんけども、被災を受けるまでに約十八年が経過をし、その間に少なくとも数十回の台風による強い波の影響を受けてきております。その間、被災を受けなかったこと、また、平成二十五年の災害の復旧工事がですね、施工途中であったことを考えてみますと、基礎及びですね、被覆材が正常に施工されれば、簡単には倒壊しないのではないかと推測をいたしておるところであります。

しかし、被災を受けたということは事実でありますので、いずれか、何らかの補強対策を講じなければならぬだろうというふうに考えているところがあります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 先ほどその崩壊の原因を尋ねたときに、崩壊の原因、洗掘、沈下、基礎が洗掘されれば、当然、それはそこが土台がなくなりますので沈下すると、倒れていくと、そういうことだったと思います。それは、依然として変わっていないと思うんですが。そうなる可能性というのは。あそこはそういう自然条件だと思うんですけども。

だから、そこを防がないとだめで、原因に対する対策がなされて

いないと。今、何か補強をしようと言ったことが崩壊原因に対する対策だというふうにも聞こえましたが、そういうことになるんですか。要するに、洗掘をいかに抑えるかというのを後ですということですか。

○建設課長（美園博行君） 先ほども述べましたようにですね、議員も言われますように、確かに基礎の洗掘が原因であるというふうにして考えております。災害復旧での復旧というのが、そういった形でできないということでもありますので、この辺についてはですね、やはり何らかの対策をしなければならぬであろうというふうな思っているところであります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 他の方法はなかったのかと、ここに書いてあるんですが、あるようなことも言っていましたけどな。要するに、補助事業がほかにもあるとは言っていました、それは考えなかったんですか、その、ほかの方法。

○建設課長（美園博行君） 先ほども述べましたようにですね、災害復旧事業での復旧が最良の方法であると判断をしたところで、災害復旧においては、同じ構造の物を施工するのが原則であるということ、このような工法となったわけでありまして。

他の方法はなかったのかということですが、もちろん復旧工法の検討段階ではですね、防波堤前面に消波ブロックを設置する工法や今回のような台風にも耐えられるような基礎の被覆ブロック

重量を割り増した工法を検討し、一部申請をしたところでありまして。

しかし、災害復旧における工法はあくまでも原形復旧が原則であるということであり、割り増し型の工法については改良に当たるとして採択されなかったところであります。

他の補助事業での施工もできないのかということでもありますけれども、できないということはないと思いますが、採択されるまでの間にかなり時間を要すること、その間に現在被災を受けている防波堤がですね、さらに被災を受けるといふ可能性が出てまいりますので、やはりその年度ですぐ工事が実施できるという事業については災害復旧が最良であつたろうというふうにして考えておるところであります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） その最良であつたというのが本心なのか、仕方なくやつたのか、ちよつと私は本心だとしたらどうかなんていふなど、そんなあほなことがあるのかいなと思つて。役所の病理現象だと私は信じて疑いませんが。

そこで、市長や副市長はどうしていたのかということ。疑問を持たなかったんですか、この工事に。

○議長（永田 章君） 市長。

「副市長 坂元茂昭君」

○副市長（坂元茂昭君） いや、私。

○議長（永田 章君） 副市長が答えますか。

○副市長（坂元茂昭君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

もちろん私たちも議員と同じような懸念を持っておりました。そのため、査定にかかる前の事前工法にも私のほうも入りまして、建設課のほうと工法のほうを検討いたしましたんですけども、当初よりも随分強化をした申請方法をしたんですけども。例えば、既設のほうは基礎ブロックが今三十五トンの消波ブロックなしという工法でやっているんですけども、今回、申請については基礎ブロック五十トンの消波ブロックありで、多分、先ほど事業費の話が出たんですけども、その基礎ブロック五十トンに対して消波ブロックありで七億二千万円ぐらいのたしか事業費だったと思えます。

それで査定のほうには申請をされたんですけども、やはり査定の中で、事前の調査内容そして現地調査を踏まえて、しっかりとした上席査定官という、三億円以上の、優秀な専門技術官が査定官としていてるわけですけども、その人がやはりそういった調査内容を踏まえ、しっかりと今の構造で耐えるという判断を下したということで、それに対して私たちが補強をお願いはしたんですけども、どうしても今の構造で耐え得ると、十八年間も耐えてきたものに対して、わざわざそういう補強をしなくても、無駄な投資をしなくても大丈夫だという判断を下したものですから、それに対して私たちがどうのこうのと言える立場にないです。

しかし、それでも補強が足りないということであればですね、単独で実施をするか、それかまたは改良事業として新たに申請をし直すかという方法になっていくと思えますけども、その査定官側でもですね、無駄な国費を過剰投資をさせないという、そういう審査で来ておりますので、やはりそこら辺の取り合いというか、工法の取り合いが出てくると思うんですけども。査定官のほうは今の構造で十分これからも耐え得るという判断をしたということになります。

○六番（瀬下満義君） その査定官はどこの、財務省ですか、その査定官は。優秀なその査定官……。

○副市長（坂元茂昭君） 水産庁ですね。

○六番（瀬下満義君） あ、水産庁。その優秀な査定官うちゅうのは、無駄遣いについて優秀なだけで、とんでもない話だと私は思うけども。

十八年間耐えられたと言いましたが、このところ、余り台風は来ていなかったんですよ。そんなでかいのは来ていなかった。去年来ましたけど。上陸はしなかったけども、まあまあ来たかなど。近くを通りましたので。二つ通りましたから。それまでは、私ももうUターンして二十七、八年になりますけど、そんなに大きなのは来なかった。ある意味では特殊だったんです。台風銀座と言いながら、来ていなかったから。そんなにでかいのが来ていない。かなり恵まれた、特別恵まれた、その防波堤の防護については、安定性については恵まれた時期だったと私は思うんですけども、これからは来る可能

性が高いわけです。もともと台風銀座でしょっちゅうしていたんだから。台風のたびに。

だから、これ、普通に考えると、十八年じゃなくて、五、六年か十年で壊れても何の不思議でもない。我々が今やっているのは、災害について、五百年とか千年に一度の津波が来たっちゅうんで、それについて、やれ何だかんだやっているわけですよ。ところが、国上の湊漁港に来る大きな波は五百年とか千年じゃなくて、これまで来ていた。しょっちゅう。たまたま来ていなかった。この間。この恵まれた十八年間とか。だから、来るんです、普通。来ると思いますがよ、普通。じゃないですか。特別恵まれた間は大丈夫だったっちゅうのは、それは大丈夫だったと思うけども、これは違うんじゃないでしょうか、これからは。普通になると、それはしょっちゅう来るんじゃないかと私は思うけどな。去年来たようなのが、もうちょっと上陸するような。そうしたら、もっと壊れやすくなって、あつという間に壊れると私は思っているんだけども、そういうふうには考えませんか。

○建設課長（美園博行君） 答えをいたします。

港の防波堤とかいろんな構造物に関してですけども、設計波高はですね、三十年に一度の、確率波といまして、三十年に一度の大きな波が来たときに耐え得る構造に設計をされております。

でありますので、今議員が言われたましたようにですね、五百年とか千年にもつようなというふうな形には当たらないんじゃないの

かなというふうにして思っております。以上です。

○六番（瀬下満義君） その設計波とか何かいっても、それは当てにならないわけです。自然環境ですので、いろいろあるわけです。いろんな波が来るわけです。人間が設計波とかいったって、そんなものはそんなに当てにならないです、あれは。

だから、一番知っているのは我々ですので、優秀な査定官と言ったけども、我々のことは知らないんですから、彼らは。台風銀座なんていうのは多分知らなかったはずですから。

それをちゃんと説明して、それで、漁民の方も、まあ、要するに費用対効果もあるわけです。七億円と言いましたけども、生産額とかいろいろ考えると、もう一回やってまたやるわけですから、七億円。最初にやったのはもうちょっと大きかったのかな。ああ、そうでもなかったのか。今、撤去とか何かありますのでな。莫大な金額です。そして、我々の血税ですから、やっぱりそれなりに費用対効果も考えてやらないとまずまず、全国でこんなことをやっているわけですから。日本全国で。それは借金が積み上がるのは当たり前じゃありませんか。だから、我々はやっちゃいかんわけです、もうこういうのは、と私は思うんですけどな。

それで、その制度の問題があると言いましたけども、災害復旧工事っちゅうのは、私は知りませんでしたけども、恥ずかしながら。同じ物をつくると、こんなあほな話はないと思うんですけども、思い

ませんか。

例えば、道路が、ほら、同じ物を、同じ幅の同じ車線のものを上の部分をつくるのはわかるけども、下は当然変えるはずですから。壊れたら。地形もちょっと変わるし、より強いものを。土台を変えるはずですから。当然、変えないと壊れますのでな。

ところが、湊漁港の場合は、全く土台から同じ物をつくると言っているわけだから、それはないだろうと言っているわけです。当然、また洗掘される。あそこはそういうところだから、だめなんじゃないかなと思っはいるんですが。

そういう制度について、変えてくださいと。もうちょっと使い勝手のいいものを。我々はこれが、今言ったように、基礎を補強するようなやり方を認めてくれればいいわけですな。向こうがそういうやり方も。ところが、同じ物をつくれと言ったつちゅう話だから、それはないだろうと。そういうのを言うべきじゃないかと思うんだけどな、自治体として。わかりませんよ、言わないと。黙っておくと、わからないんだから、彼らは。それは、言わなかったんですか、そういうのは。ちょっと変えたらどうかというのは。

○副市長（坂元茂昭君） お答えをいたします。

それについて、申請の段階でやっぱり所管課のほうも訴えていたしですね、それで、しかし、査定官のほうも、現地のほうで、ここで判断するのは難しいという見解ですね、一応、持ち帰りをしまして、向こうでまた上席査定官同士の協議を行って、今の構造

で大丈夫という判断を下したわけです。その間ですね、うちの所管課のほうも、水産庁のほうにも二、三回、そしてまた県のほうにも何回となく協議に行ってますね、これを認めてもらえるように努力はしたんですけども、やはり査定官のほうがどうしても今の構造でいけるという判断をしているものですから、それに対しては、もうこれ以上私たちが努力をしてもですね、認められないということになったんです。

○六番（瀬下満義君） まあ、査定官も査定官だと思いますが。

そこで、この防波堤の目的は何かということをおつと確認させていただきます。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

当然、波を防ぐための施設であることは言うまでもありませんけども、この施設により、港の入り口や港内の静穏度を高める役割を果たしています。

その結果として、漁船の安全停泊や準備、荷卸し作業に大きく貢献をしているというものであります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） ざぱり言えば、要するに、中にもちよつと

港があります。中にさらに停泊所が。この漁船の、要するに、私は、停泊漁船の安全というか、これじゃないですか、この防波堤は。しけたときには出ていきませんので、しけたときに、要するに、停泊している船が安全に係留されるということじゃなかったんですか。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

そのようにお答えをしたつもりでありますけども、まさにそのとおりでございます。

○六番（瀬下満義君） であれば、とりあえず、波が多少は入ってきてても、例えば、消波ブロックを積んだときに多少入ってくるわけです。消波ブロックは、透過波がありますので。むしろそのほうがよかったかなとは思ったんですけど、私なんか。壊れた防波堤はそのままにして、消波ブロックつちゆうのは、あれ、石のかわりに使うものですから。石がなくなったので、コンクリートをつくって、石のかわりに。そのかわり、ちよつとかみ合わせができるだけあるように脚を出したりしていますが。その壊れた防波堤のところにはちよつと幾らか置いてやればよかったですかと私は思うんですけど。見かけはちよつと悪いですけど。見かけは。要するに、新たな岩をつくと。磯、瀬をつくるような感じで、波をある程度それで防ぐと。幾らか防げば、まあまあ停泊している船は安全だろうと。何かそんなふうでもよかったですかと思つたんですが、それはどうなんですか。

○建設課長（美園博行君） 復旧をする段階です、どのようにするのかということについてはいろいろと協議をいたしました。

しかしながら、自分たちが考えるような構造にした場合ですね、やはり災害として認められない、国の補助を受けるのには認められないというようなことがありますので、単独でやる分にはそのよう

な方法も考えられるんじゃないかと思いますが、災害復旧で補助をいただくということになれば、そういう工法はできないというふうに思われます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） そしたら、私が言いたかったのは、そういったことも提案したらいいと思うわけです。とつぴなことで、優秀な査定官には、本当に優秀かなと私は思うんですけども、反対だと私は思うんですけども、一応言ってみると。そして、そこから制度を変えていくということも出てくるはずだから。いろいろ言っていないと、黙っておくと変わりませんから。できれば市長が言って、市長は全然答えていないけども、市長が言ってやれば、それなりに重く受けとめて変わってくるだろうと思います。制度というのは、ずっと、ほら、同じ物を続けるものじゃありませんので。時代が変わり、環境が変われば、それも、制度自体も見直して、我々のための制度にしていく必要がありますので。そんなに制度に縛られてがちがちになったら、それはもう人の社会じゃありませんので。我々はロボットじゃありませんから。ちゃんと物を言うと、変えていくと、制度も。そのためには、市長とか副市長もどんどん意見を言うていくと。それをしなきゃ、もう全然変わりません。お飾りですから、そうしないと。そういうことを言いたかったわけです。

そこで、私は水産庁に電話したんです。直接。委員会が終わった後、可決した後。こんなんを、壊れた物と同じ物をつくらなきゃ補

助金が出ないという、そんなことじゃいかんだろうと、もっと使いやすいものにしたらどうかと。職員はそれに縛られて、こういうものしか出せませんと。市長も、市長は余り関与していないかもしれないませんが、もっと自由にな、地方の職員も自由な発想で物を言い、提案もできるようにしてやったらどうかと。こうしたなきやだめだとか、壊れた物と同じ物をつくらなきやだめだとか、そんなあほな話はないだろうと言って私は文句を言ったんですけども、文句つちゅうか、提案ですけどな、主に。こんなあほなことは話にならないだろうということを言ったわけですが、それが何か迷惑じゃなかったかという、議会のほうでもちよつと心配されたようで、そんなことでした。迷惑だったんですか。私がそうやって水産庁に何かかんか言ったのは。正直に。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

どの程度迷惑であったのかということに対してですけども、若干答えにくいところもあるんですけども、ただ、災害復旧事業での申請をしております、この事業というのは申請主義であります。国の担当者においてはですね、西之表市は災害を申請しておきながらどうしてそのような意見をするのかと思われたのではないのかなというふうにして推測をいたしているところでもあります。当局は市議会への対応をしっかりとやっているのかなど、県への問い合わせもありました。そのたびに、県からですね、市への問い合わせとなり、その対応に苦慮をしたということは事実であります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 私は議員として当然のことをしたと思っ

ているところです。議員でもありますし、また一市民、一国民でもありますので、税金の無駄遣いだと私は思ったわけです。とんでもない話だと、こんなのは。だから、言ったわけです。それは普通のことじゃないかなと。憲法にあるように、何かいろんなことを請求する請願権があるわけです。我々はな、一国民として。議員だったらますますある。大いに議論はしなきやいかん、意見は言ったほうがいいと、そのように思ったわけです。

それで、一般論ですが、行政当局にとって、議員が国や県にいろいろ意見をやる、こういうのは迷惑、これはどうですか。迷惑かという話ですが、いかがですか、市長。

○市長（長野 力君） 議員が言うのを迷惑ということではないかと思えます。やはり議員も当然その活動をする必要です。また、当局もそうすることが必要です。

ただ、今回の場合は、要は、手続そのものが一通り全部済みまして申請した暁の話でしたので、国のほうが、そういう話が出たところに、逆に、市のほうで手順を踏んでいるのかどうかとか、そういうことに疑問を持ったんじゃないかなと思います。国のほうがそれを迷惑と考えたのか、逆に、意見を言うてきたことについて、じゃあ、再確認しようということでは我々に電話があったのか、それは二つの考えがあると思います。

ですから、そのこと自体はですね、何ですが、進言したり意見を言うことは別に構わないと思いますし、何ですが、ただ、私どもです、今回の場合の災害復旧について確かにいろいろなことを言いましたけれども、じゃあ、今回の災害で国の制度をすぐ審査官が変えるとかいうこともやっぱり不可能じゃないかと思えますし、今議員が言った、確かにいろいろな課題はあると思いますが、そういうことは、今後、国や県に対して、実際のあり方としてそういうことがいいのか、もう少し災害復旧でもこういうふうに取り入れたほうがいいじゃないかと、こういうことは当然ですね、災害を受けた市として、行政としてですね、自治体として、今後、意見を言いながら、議員の言ったことも含めながら改善を求めていくということ、は当然私の仕事でもあるし、また、その仕事をするためには、そのような意見がいいのかということ、私のほうも議会にも一応連携をとりながら、それが一致すればですね、そういう要望をしていくとかいうことは当然のことだと思っております。

ですから、今後ともですね、議員が、いろいろな工事が始まり、いろいろあったときに、する前に、我々も一緒に話して、そういう、議員自体に疑問が起きないように、私どももやっぱり話し合いをし、進めていくということですね、今後必要なのかなという気もいたします。

ですから、これからもぜひですね、こういう大きな事業につきましては、議員のほうも私どもも、やっぱり国に対してしっかりと意見

は言う必要があるかと思えます。

しかし、大きな災害復旧のあり方の制度等につきましてはですね、大きな課題でありますので、大きくやっぱり国を動かすというか、そういうふうな要望もしていく必要がありますので、今後、こういうことを含めまして進めていくのが、私どもも含めまして、ほかの自治体も含めまして必要なのかなということでございます。

○六番（瀬下満義君）　こうやって国や県に意見を言うのが迷惑のような、迷惑でもないような、何かいま一つはつきりしませんでしたが、議員も一国一城のあるじですので、また一国民、一県民ですので、意見は私は言っているかと思っております。全体のいろんな関係とかつながらとかさういったところについて、いろいろまた問題も、そこは考えてはいきますが、これまで上下主従の関係だったわけです。国とか日本の統治機構は。それが対平等になったわけです。そういうふうにも彼らもある程度思っていますので。どんどん言っていないかと、やっぱりこれは上下主従のような関係ではないとだめだと、地方はほとんど当事者能力がないと、こういうことではいけないと思うわけです。我々に任せてくれれば、地方に任せれば、地方がやるんじゃないかと思うようなところもちゃんと示していかないと、そのためにはいろんなことを言っていくと、発言もしていくと、提案もしていくと、それは必要だと思えます。

できればトップがやったほうが良いと思います。市長が。もちろ

ん副市長もそうです。どんどん言っていくと、そして議論もしていい。彼らの信頼をかち得ていけば、どんどん我々に権限も移譲されて、予算もおりてくるんじゃないかなと思うわけです。彼らはちょっとこう、私はもう機能しなくなっていると思ってるんですけど。国の官僚機構なんかがちょっとどうしていいかわからなくなっているような気がしています。

そういうことで、今後とも、こういう問題、特に湊漁港という具体的な問題が出てきましたので、これは、私は壊れると思ってるんですけど。だから、やることは根固めのほう、ここを独自の予算で、洗掘でするので、洗掘対策はこれからやっぱりやっていくべきじゃないかと思うわけです。

次に、じゃあ、施政方針に対する質疑が残っておりますので、時間が余りありませんが、手短かにやってみます。

地籍調査について、施政方針でも述べておられました。地籍調査の終わっていない残りの地域と、調査の順序はどうなっているのか、そして山間部の優先順位がどうなっているのか、これを早くやったほうがいいんじゃないのかと。もう山に行きませんので、余り。山のことを知っている人がどんどん少なくなってくると。我々の世代なんかも、もう親どころか我々がだんだん高齢化してだんだんわからなくなってきたので、ここを早目にやったほうがいいんじゃないかと思ってるんですが、これはどうなっていますか。

○市長（長野 力君） 地籍調査、その他、次に続く質問もありません。

すので、担当課長から説明させます。

「財産監理課長 前田秀夫君」

○財産監理課長（前田秀夫君） お答えをいたします。

平成二十六年年度末での調査完了地区は六一・六％となっております。

本年度は、榕城の中西、松島、古園、それと安城の平山地域の百十七ヘクタールを実施しております。

残りの地域としましては、市街地のほぼ全て、下西と安城、中割の一部、住吉、古田地域のほぼ全域となっております。

今後の予定としましては、下西の一部、安城の一部、市街地の一部、住吉、古田、中割の一部の順序で計画をしております。

ただし、これにつきましては平成三十一年度までの第六次国土調査十箇年計画に基づいたものでありまして、平成三十二年度から新たに始まります第七次十箇年計画では、順番を含めた再度見直しを検討する予定にしております。

一方、御指摘の山間部についてですが、地権者の高齢化で境界確認や立ち会いが容易にできないケースもございますが、国より、山間部と市街地、D I D地区というんですが、を同時に優先するような方針が示されておりますので、それに沿って並行して実施していきたいと思っております。

なお、全国的にも山間部での現地立ち会いが困難であるという状況が大分ありますので、国におきましては、既存の航空写真を活用

した確認方法なども今検討されております。

本市においても、今後、これらのことを参考にしながら、進捗率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 地籍調査については、今課長も言われましたように、山間部のほうをやはりしていくべきじゃないかな、こっちに力を入れていったほうがいいかなとは思っているところです。

それで、次に、急傾斜地崩壊対策事業、これは県がやっています、本市は一割負担にしています。非常にこの事業について私は反対はしているんですが、いま一つだなと思って。

我々は、南海のアルカディアとかグリーンツーリズムとかオーシヤンプロムナードとか何か格好いいのを並べていますが、これでいいのかと。これに合っていないような私は気がしています。グリーンツーリズムじゃなくて、グリーンツーリズムかホワイトツーリズムぐらいにしかなくていい。

これはやっぱり考えたほうがいいと思います。安全と景観と費用対効果、あと財政の問題、うまく考えていかないと、これはどうかなど思っているんですが。

特にヒートアイランド、擁壁をつけますとどんどんヒートアイランドが、効果が出てきますので、これについて県への提言とかかされているんですか。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

公共工事の工法についてでありますけれども、経済性や施工性等、制約もあるんですが、これまでも環境に配慮した工法など、できる限り取り入れているところであります。

この事業においてもですね、幾つかの工法を検討し、従来のコンクリート構造で全て覆い尽くす工法ではなく、一部樹木を残すなど、安全性を第一といたしまして、背後地の状況や経済性等を考慮し、現在の工法を採用しているところでもあります。

市としてもですね、これまでも緑化に配慮した工法で、できる限り取り入れてもらうよう要請もいたしております。

県としてもですね、できる限り、工法上可能な限りですね、そのように配慮をしていくということで回答を受けております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） できるだけ緑を大事にした工法を重視していただければと思います。そのように提言していただければと思います。

次に、市立図書館について。これが指定管理者制度から直営になると聞いておりますが、この直営の運営体制がどうなっているかお尋ねいたします。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市立図書館につきましては、四月以降、教育委員会社会教育課において管理を行い、運営体制については、臨時的雇用者として常勤

の司書一名、常勤の事務補助一名、短期的・臨時的雇用者一名を雇用し運営しております。

また、移動図書館車につきましては、まちづくり公社に委託し運営しております。

直営から二カ月ほどたちましたが、順調に稼働している状況でございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） これは、運営はまちづくり公社がするということですか。指定管理者からまちづくり公社にすることかな。

○社会教育課長（松下成悟君） 移動図書館車のみについてまちづくり公社に委託しております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） すみません。わかりました。

あと、次、小学校のあり方についてですが、現在六学級以下の小学校、それと他校のこれからの見通しがどうか、さらには小学校一校体制への移行も検討するのかわかるか、さらには小学校の方についてお尋ねいたします。

○市長（長野 力君） 地域にわたる、中学校ですから、私のほうから申し上げたいと思います。

御存じのとおり、今後の児童数を見れば、これから一時的に児童数が増える学校もありますが、このままでは各学校とも児童数は減

少することになります。今回、立山小学校のように急な対応を迫られましたので、ある程度の基準があればと考えておるところでございます。

本市の小学校規模についてですが、榕城小学校を除く全ての小学校は、現在、六学級以下となっております。したがって、国が示しておる公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によれば、榕城小学校を除く全ての小学校について統廃合を検討する対象の学校にはなっております。

こうしたことから、平成二十七年度から、文部科学省の示した学校規模の基準を下回る場合の目安や地域の実情、児童数の推移などを踏まえて、全市的に小学校のあり方について検討を進めたいと考えておるところでございます。

この問題は、大変ですね、地域にとりましてもやはり非常に重要な課題でもございますので、一応、文部科学省からは、教育委員会に聞きましたら、国からこういうのが手引で説明されているということでございます。

本市といたしましても、この実情は実情として受けとめながら、しかし、これからできるだけ可能な限りですね、地域にやっぱ小学校を存続させたいという私の気持ちもございます。

ただ、どの程度までがそうなのかということも必ずそういう質問があるわけでございますけれども、一応、現時点ではですね、そういうことは、まだ基準ということは置きまして、今後、地域の皆さ

んや全体的な市のあり方等も含めましてですね、検討を進めていく必要があるかなと思っております。

そういう中におきまして、今やっております地域の再生ということも含ましてですね、これまでも努力をしてきましたけれども、現実の社会の流れをですね、やっぱりとめることができない状態です。これは私どもの地域だけでなく、全国の地域がそのようなことになっておりますが、しかし、そうはいいまして、私どもは私どものあり方として、よさを出しながら西之表市の今後の学校のあり方等につきましてですね、検討を、いろいろな方を含めながら、いろいろな意見を聞きながら、そしてまた将来にとってのことも考えながら、また現在を再生したいということも考えながらですね、この検討会を開いていきたいと、このように考えているところでございます。

○六番（瀬下満義君） 時間もないので、簡潔にお願いしたいところです。

この小学校について、できるだけ地域の方にもあらかじめいろんなことを話したらどうかと思います。そのときになって、どうしてもびっくりしますので、あらかじめいろいろなことを議論していくということが大事かなと思うわけです。

次に、行財政について、長野市長は、施政方針で三期十二年にわたる行財政改革で財政基盤を大幅に強化したと述べておられますが、これは国家財政との関係も考慮した上での発言、判断かという問題

です。私は常にここに問題意識を持っているものですから、今まで何回も聞いたことがあるんですが、改めてお尋ねいたします。

○市長（長野 力君） 国は、予算編成を行う場合には地方財政計画を策定いたします。そしてまた、地方公共団体は、予算編成を行う場合に、地方財政計画を考慮しながら地方交付税などの算定等を行いますので、そういう意味でのかかり合いということになれば、国家財政との関係も考慮しているということになるかと思えます。

○六番（瀬下満義君） これは全く当たっていないと思います。国家財政はますます破綻に向かっているわけです。このままいくと、四十五年後ですか、二〇六〇年には八千兆円も超えると、役所の借金が。そんなことはできませんので、そのずっと手前に、今、千兆円超えていますよな。国も千百兆円ですか。地方が二百兆円ぐらいだったかな。あと、隠れた債務、社会保障債務が千五百兆円ぐらいあるそうですが。鈴木亘先生が書いておられますが。そのほかに、今言ったほかに千五百兆円ぐらいはあります。積立不足があるわけ。

こう考えると、国家財政との関係を考えると、やはり我々はそこに五割、六割依存していますので、やっぱり好転というのは全然違うんじゃないかなと思っております。今後、長野市長とも議論をまたしていきたいと思えます。

次に、まちづくり公社、今年からできたわけです。役所の中に新しい何か民間会社のようなものができたということですが、これは民間の需要を取り込むとも述べておられますが、民間会社の事務も、

業務を受託することなのかお尋ねいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

公社設立の目的は、市民サービスの向上、行政財政運営の効率化、市民等との連携・協働促進、雇用機会の創出、行政経費の削減等であり、特に、職員が関与をしております仕事を絞り込むことで雇用の創出を主眼としており、公社として独立したことで業務組織体系のさらなる効率化と事業展開が期待できると考えております。

公社移行により、既存の行政サービスの向上に加え、民間業者と競合しない施設管理と市業務の受託、各種イベントや地域活動など、市のまちづくりにも積極的に関与していくことも視野に入れておりまして、これまでの行政の域を超えた市民ニーズへの貢献も可能になると考えております。

民間需要の取り込みにつきましては、市民や各種団体等からのニーズはあるが、採算性や資源調達の問題などにより民間事業所の対応が困難であり、加えて、行政サービスとして市の直接的関与が適当でない業務への取組みを想定しております。

このため、既存の民間事業者と競合するような業務の受託は考えておりませんが、公社設立の目的に沿った業務で、その需要に 대응の必要性があり、かつ、公平性や有効性が十分にたもたれる場合は公社が取り組むべきものとして検討することと考えております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） まちづくり公社も、ほかの自治体にもあるようですが、私としては、できるだけ民間的な風土をできるだけ役所に持ち込むといったようなことをされたらどうか。これは私の提案です。したら、ちよつとおもしろいかなと思つてるところです。期待はしています。

次に、国民健康保険会計の賦課徴収体制の一元化についても述べておられますが、これは委員会でもちよつと質問したことがあります。もう一回、具体的にどう変わったのか、業務の仕方とか職員数等、お尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

本年四月に、組織の効率化と経費節減、行政サービスの質の向上を目的とした行財政改革の一環として、組織の再編を実施したところでございます。

これまでも、国民健康保険税の賦課徴収業務は、税務課市税係、管理係、滞納整理係で行っていましたが、所得データの管理、世帯情報の把握、徴収方法の統一等を考慮いたしまして、今回、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収について、税務課へ一元化したものでございます。

これにより、健康保険課においては、給付を初めとした市民サービスの充実、向上、また税務課におきましては、効率的な徴収、滞納整理業務が行われることとなります。

また、職員数につきましては、税務課管理係と滞納整理係を統合

しておりますので、一名減となっております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） 一名減でしたか、二名減でしたか。

○総務課長（中野哲男君） 一名の減でございます。

○六番（瀬下満義君） 一名減、わかりました。

次に、国が、今年度、地方創生事業というのを打ち出してきましたが、その中で、それに触れて、長野市長は、生き残りをかけた最後の戦いと言われています。危機感が迫ってくるような表現ではありませんが、どうもその言葉とは違って、私は長野市長を見ていると、何か全然危機感がないかなと、そういうふうに見ていますが、この言い方、生き残りをかけた最後の戦いと、これは、このままでは、今のやり方では西之表市は単独の自治体としては存続できないと、そういった認識を持っているのかどうかお尋ねいたします。

○市長（長野 力君） 生き残りをかけた最後の戦いと私が述べたことについてでございますが、これはですね、現在、地方創生ということでも今やっております。この中でですね、それを踏まえた私の決意を述べたものでございます。

現在ですね、進展しておる少子高齢化社会、それから人口減少社会、それからそれに伴う経済の縮小社会というのが進行しておりますが、今、当然国のほうでも経済成長ということ……。

○六番（瀬下満義君） すみません。生き残り、自治体として存続できるかどうかということをお尋ねしているんですけど、という認

識なのかどうか。

○市長（長野 力君） これからですね、国の大変厳しい状況も続くと思いますが、我々は国のあり方を推測しますので、オリンピック、それからオリンピックのちよつと手前まではですね、この経済成長、これがですね、ある程度維持していくんじゃないかなと思います。

しかし、途中でいろいろなハプニングがあれば、社会的なハプニングがあれば、ちよつと別になりますけれども、現状のようなあり方としては、オリンピックを含めて、それからその後については、若干ですね、気にはなります。

ただ、国もですね、国自体が、そうならないように、今、財政をやっております。そういう中で、私どもは国の一員として、国とともにですね、存続できるように、お互い各市町村とも施策を展開しているわけでございます。当然ですね、今後、日本全体として、申しましたように、やはりこのままいくと国が大変厳しい状況になる、国が当然なればですね、本市もやっぱり厳しい状況にあるという危機感は当然持ちながらの考え方になるかと思えます。

ですから、国も、今ここで地方創生ということで、ここで人口対策それから地方対策をするというのが大きな柱になりましたので、私どもも国のこの施策に乗り、それに加わりながら、今をチャンスとしてここで物事をしていくというような政策を展開するということを私は考えておりますので、もしこのチャンスを逃した場合に、

当然、仮に国が縮小傾向に入ったときには、逆に手も足も出なくなります。ですから、今がですね、この国が挙げている地方創生のこの時期が、私どもにとつてチャンスの一つという私は捉え方をしております。

そして、そうした暁に、そしてまた国がある程度下降線をたどったときには、こういう大きなことは、大きくはですね、展開できないければ、そのときには私どもはやっぱりそれに合った格好でしっかりと考えを進めていくということが、着実にそして飛躍的な成長というのが私の考えですから、そういう意味ではですね、今がそういう時期だというふうに考えているのが私のこの地方創生に対する決意ということの意味でございます。

○六番（瀬下満義君） 何か内容が私はよくつかめなかつたんですが。私が聞いたのは、地方自治体、あれは国の審議会でしたか、増田寛也岩手県知事、元の岩手県知事が座長でしたかな、務めておられて、これから少子高齢化等で約千八百の自治体のうち半分はもう消滅に向かうと。これは何年も前にほかの何とかという方が出していました。それを見ると、西之表市とか一市二町、中種子町はもう消滅です。たくさん、七割ぐらいは消滅だったかな。要するに、単独の自治体としてやっていけない。私も確かにその認識は正しいと思います。

ですから、そういう生き残っていく、単独の自治体でやっていくには、あの矢祭町が合併しない宣言ってやりましたけども、そうや

っていろんなことを思い切ってやっていかないと無理かなとは思いますが。

何か危機感を今私は問うたつもりだったんですが、何かよくちょっとわかりませんでした。もう少し長野市長もわかりやすく自らの考えを市民にも伝えていただければと思うわけです。

次に、ああ、もう時間がありません。あと二つ残しました。これはまた次回にしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で瀬下満義君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、丸田健次君の発言を許可いたします。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

監査委員は、地方公共団体に設置が義務づけられている執行機関

であることは言うまでもありませんが、その地位は、行政委員会の性格を持ち、当該団体の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況を監査することを職務とする独任制の機関であります。これは、執行権の分散を図り、行政民主化を確保しようとする行政委員会制度の一種であります。その権限の行使に当たっては、長その他の機関の指揮命令を受けることなく、長から独立して職務を遂行することになります。

さらに、他の行政委員会の多くが合議制を建前としているのは異なり、委員会は独自の判断で行政執行を検査し、その成否を判定することを任務としており、いわゆる独任制となっていることが大きな特徴であります。

この監査のあり方については、これまでさまざまな議論も出、改善がなされてきたようではありますが、我々には見えない部分が多くあることから、監査がその所期の目的を果たし、行政執行のさらなる適正化を行えるよう幾つかの質問をさせていただきます。

監査には、具体的には地方自治法第九十五条、その規定がなされておりますが、監査の種類は十二あるように伺っております。ふだなじみのない監査もあるようですので、本市の実施している監査について基礎的な説明をお願いいたします。

以下は質問者席にて行います。

「監査事務局長 阿世知美代子さん」

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えをいたします。

監査の種類につきましては、議員が申されたとおり、十二種類ございます。そのほかに決算審査などの審査や会計管理者及び企業管理者の保管する現金について検証する例月現金出納検査等がございます。

その中で、例年本市で実施している監査につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第九十九条第四項の規定による定期監査は、市の財務及び経営に関する事務の執行が適正に、また合理的、効率的に執行されているかに主眼を置いて実施するもので、毎会計年度に必ず一回以上、期日を定めて実施しなければならぬものとされており、本市では、例年十一月ごろに実施している定期監査に当たります。

また、同時期に実施しております上期に完成した工事について実施する工事監査や庁内、庁外の備品監査、学校定期監査もこれに含まれることとなります。

また、同法第五項の規定による随時監査は、必要があると認めるときに定期監査に準じて実施するもので、本市では、下半期に完成した工事について実施している工事監査がこれに該当します。

同法第二項の規定による行政監査につきましても、必要があると認めるときに実施するもので、本市では、その年度にテーマを定め実施しております。

同法第七項の規定による財政援助団体等に関する監査は、財政援

助を与える団体や出資・支払い保証団体、信託の受託及び公の管理を行わせているものに対して必要があると認めるとき、または市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施するもので、本市では、補助金監査、指定管理者監査として実施をしているところであります。

以上が例年期日を定めて実施をしているものでございます。

その他の監査としては、公金の収納又は支払い事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、請願の措置としての監査、市長の要求に基づく監査、市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査がございますが、これらについては、監査委員が必要と認めるとき、または請求、要求に基づいて実施をしていくこととなります。

また、共同設置機関の監査につきましては、現在、市が例年実施している監査に合わせて実施をしているところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 通告の件で最初におわびを申し上げなければならぬかなというふうに思っています。最初のアの行ですけれど、本来であれば、定期監査の状況についての上に来なければいけなかったのかなというふうに思います。すみませんでした。

それではですね、早速ですけども、今、監査の種類について御説明いただきました。

ホームページを見たときに、決算審査及び基金の運用状況の審査、いわゆる審査と検査ですね、例月の出納検査、これもですね、私、実を言うと、監査の中の一つなんでしょうけど、十二の中に入っているものだというふうに勘違いしております……。

「「マイクを聞こえない」と呼ぶ者あり」

○一五番（丸田健次君） いわゆるこの検査ですね。検査と審査、これが十二の項目の中に入っているものだというふうに勘違いしています、実際は、監査と呼ばれるものが十二あって、審査と検査というのはまた別にやっているんですということですね。

それが、このホームページの中からというと、本市がやっている監査というのは定期監査と随時監査、財政援助団体への監査、それとこの行政監査ですね。これが監査というふうに、五つうたわれていきますので、監査という面だけで言えば、本市であれば、これだけをやっていると。

というのは、いろいろ調べ事をしていきますと、各自治体によってそのやり方とか考え方が違っていきまして、本市は本市なりの形を持つているんだろうなということ、私自身ちょっと勘違いしている部分がいっぱいあったものですから、それを整理したかったものですから。とりあえずですね、審査と検査の部分は、一旦、また後で出てきますので、それはこっちに置いておいて、この五つの中の一、一番代表的なものでしょうけども、この定期監査について、これは私もある一定程度知っています、どういうものなんだというのを

大体理解できるんですけども、本市において、今、どういった形で定期監査を行っているのか、その基本的な流れをお聞かせいただければありがたいです。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えをします。

対象件数等についてのお尋ねですが、地方自治法第九十九条第四項において、監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上、期日を定めて普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に関する事業について監査を行わなければならないと定めており、監査対象は極めて多岐にわたっておりますので、一概に件数を申し上げることは難しいところですので、現在本市において実施している定期監査について御説明いたします。

上期の事務の執行状況について実施する定期監査、上期に完成した工事について実施する工事監査、備品の管理状況について実施する庁内備品監査と庁外備品監査、各小中学校を対象に実施する学校定期監査の五種類の定期監査を例年実施をしているところでございます。

平成二十六年では、合計で百三十三件を対象に監査を実施したところでございます。

また、監査の実施方法については、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、市の監査基準に基づいて実施をしているところでございます。

○一五番（丸田健次君） すみません。後ろから声をかけられてち

よっと上がってしましまして、順番をちよっと間違えた部分もありましたけども。

それでは、これに関してはですね、今までとそう変わりはないと思うんですけども、どのような、今後ですね、今後の取組みについてお聞かせいただければと思います。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） 今後の取組みについてでございますが、例年実施をしている監査を主として実施していくことになろうかと思っております。

また、そのほか、例年策定している監査委員の監査方針に基づいて、必要に応じてその他の監査についても実施を検討していくことになろうかと思っております。

○一五番（丸田健次君） それでは、行政監査についてお伺いなんですけど、監査といえば、どうしても我々は財務監査が主の業務という感じを持っております。お金の出し入れであるとか領収書、支出命令書の証憑類がそろっているかどうかのチェックなどですね。そういうイメージが強いわけです。

しかし、単にその財務に関する事務の執行にとどまらずに、その事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうか、以下について行政監査を行うことができるようになっていくようにすけれども、この地方自治法第九十九条の第二項、行政監査、いわゆる事務監査のことだと思んですが、対象となるものの件数はどのくらいあるものか、また現在、この法令に沿ってどのような監査を行っている

るのかお聞かせいただければと思います。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えします。

行政監査につきましては、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査することができるかと定められているところですが、地方公共団体の事務については、その範囲が大変広範囲にわたることから、一概に対象件数を挙げることは困難だと思っております。

また、行政監査につきましては、定期監査に包含される部分も多く、明確に区分することが困難な部分も多いことから、本市においては、その年度でテーマを定め実施をしているところでは、

これまで実施した行政監査を申し上げますと、道路反射鏡、カーブミラーの設置及び管理状況について、公用車の管理及び利用状況について、財産管理、物品管理の状況について等を実施したところでございます。

実施方法につきましては、定期監査同様、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、現地での状況確認を行っているところでございます。

○一五番（丸田健次君） それではですね、この行政監査の対象となるもの、本市には枠の中に入っているものがあるんでしょうけど、それを全で一巡して監査を済ませようとしたら、どのぐらいの期間が必要なんでしょうか。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） 先ほども申し上げたところ

ですが、行政監査につきましては、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができるかと定められており、その対象は大変広範囲になると考えております。

したがって、全を一巡するための期間については、なかなか判断が難しいところだと思います。そうですね、数年以上かかることになるのではないかと考えております。

○一五番（丸田健次君） かなりの時間を要するというのはイメージとしてよくわかるのですが、この行政監査というのはイメージにはなかなかふだん見えない部分なんです。これに関しては中身的になかなか私どもの理解できない部分、よくそしゃくできない部分があるんですけど、私は、この監査事務局の役割というものを見たとき、本市にとって、外郭的なものをひっくり返す、事務事業等の業務の全てを客観的に見ることでできる位置にある部署というふうに考えているんですね。

ですから、この役割は、非常に行政監査というものは、特に今後非常に重要な役割といたしますか、今後、事務事業とかの改善をですね、進めていくというか改善していく上において非常に重要な意味を持つ部署というふうに思っております。

今後ですね、この行政監査について、どういう課題をお持ちでしょうか。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えします。

今後の課題ということでございますが、本行政監査の基本的視点

が、市民の福祉の増進に寄与するものであるか、市民の負担軽減が図られているか、市民サービスの向上に努めているかに重きを置いているところでございますので、市としてはテーマを年度で決めて実施しておりますので、市民の目線に立ったテーマをどのように定めて実施をしていくかが課題になってくるのではないかなど考えております。

○一五番（丸田健次君） 全部やるというのは非常に難しいでしょうけども、できればですね、一巡できるようなやっていただけるとありがたいかなというふうに思っているところであります。

次にですね、財政援助団体に対する監査についてであります、財政援助団体に対する監査、地方自治法第九十九条第七項の部分ですが、いわゆる市が補助金、交付金、負担金などの財政援助を与える団体、市が二〇%以上の出資をしている団体、市が借入金のお金又は利子払いを保証している団体等の団体数であります、ここが把握できていければお願いいたします。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

負担金、補助金、交付金、貸付金、出資金の交付団体ということでございますけども、大体五百三十団体、平成二十六年年度決算ベースですけれども、そのぐらいの団体がございます。

○一五番（丸田健次君） 五百三十といえますと、それこそこれを全部やろうとしたら、それこそ何十年もかかってしまうかなという

ふうな感じがしますけども、この法令に従ってですね、現在のところ、本市に対しては、この財政援助団体に対してどういう監査を行っているんでしょうか。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） 財政援助団体等に関する監査についてのお尋ねですが、財政援助団体等に対する監査につきましては、主として補助金監査及び指定管理者監査を実施しておりますのでございます。

補助金監査につきましては、市の補助金交付規則及び関係法令等に準拠して執行されているか、補助目的に沿った執行となっているかに主眼を置いて、補助金交付申請から補助金確定までの一連の書類並びに預金通帳等の提出を求め、関係職員の説明を受けるなど、監査基準に基づいた手続により監査を実施しているところであります。

また、指定管理者監査につきましては、二から三年のサイクルで監査対象を抽出し、協定書にのっとり適正かつ効果的に業務が履行されているか、所管課の指導監督が適正に行われているか、業務の履行確認は事業報告書により適切に行われているか、あらかじめ提出された資料を審査し、所管課の説明を求め、監査を実施しているところでございます。

○一五番（丸田健次君） これまでの実績といえますか、例えばどういうところをやりましたという部分と、これについて、今後の課題について伺います。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えします。

平成二十六年度の実績になりますが、補助金監査につきましては、交付した補助金百五十六事業を対象に監査を実施したところでございます。

また、指定管理者監査は、赤尾木城文化伝承館「月窓亭」ほか三件について実施をしたところでございます。

今後の課題ということでございますが、監査の実施方法につきましては、これまで同様、法令や規則との整合性や補助目的に沿った執行になっているかに主眼を置いて実施していくこととなりますが、先ほど行政経営課長から報告にありましたとおり、単年度の監査対象件数が大変多くなっており、単年度で全事業について監査を実施することは難しい状況になってきておりますので、今後は、監査委員の監査方針のもとに監査対象の抽出方法や手法について研究をいたしまして、監査の円滑な遂行に努めたいと考えております。

○一五番（丸田健次君） 改めて膨大な量のものを抱えているんだなという実感がしたところであります。

引き続きましてですね、住民監査請求に基づく監査、地方自治法第二百四十二条についての部分なんです、本市での、直接請求を含めて住民監査請求の事案といえますかね、件数の報告をお願いいたします。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えをいたします。

直近の事案について報告をいたします。平成十八年度に一件、平成二十四年度に一件ございました。

事案の詳細及び監査結果につきましては、いずれも市の掲示板及びホームページにおいて公表を行ったところでございます。以上です。

○一五番（丸田健次君） この住民監査請求あるいは事務監査請求に関しては、その手続が準司法的な手続あるいは裁判所の書記官ぐらの知識がないとなかなか手続をしていく上には非常に難しい手続なんだというふうに聞いております。

で、こういうものが、直接監査請求とかが出たときに、それに耐えられるだけの、何といいますか、体制ができていいのかお伺いします。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えいたします。

事案が多くなると、そういうことになった場合は別といたしまして、対応をしていかなければならないと考えております。

しかし、過去の事案が少ないことから、他市の事案についての研究や資質向上のための研修会等への参加も必要になってくるのではないかなとは考えております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 確かに、今現在ある職員の皆さんでここを担当していくのであればですね、かなり厳しい部分もあるんじゃないけれども、このですね、西之表市監査基準というものの中にですね、監査基準の中の第五条の一にですね、こういうくだりがあります。職責の重大性に鑑み、常に研修を心がけ、法令、条例、規則等

に精通するとともに、絶えず市政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるよう資料の収集に努めなければならぬ。いわゆる冒頭のですね、職責の重大性に鑑みというくだり、これはほかにはなかなか出てこない部分だと思えます。それほど大きな部分を抱えている部署だというふうに解釈しておるところです。大いにですね、今後も研修等を積み上げて、そういうものにはしっかり対応できるような体制をですね、整えていただければというふうに思うところであります。

続きまして、毎月の例月の現金出納検査であるとか、いわゆる決算審査、監査の領域ですね、非常に広くて多岐にわたっているわけですけども、いわゆる先ほど申し上げました、私が勘違いしてしましたという話の中の部分なんです、いわゆる検査と審査、監査とは別に審査と検査がありますよ、この何といいますかね、ボリュームといいますか、量的なものをお聞かせいただければと思います。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えいたします。

議員が申されたとおり、多くの監査業務がございます。しかし、現在のところは適正な仕事量であるのではないかなとは考えております。

しかし、先ほどから申しておりますが、住民監査請求であったりとか議会からの請求に基づく監査などもございますので、そういう事例が出てきた場合はなかなか対応が難しいということにはなるうかと思えますけど、ただ、そういう場合でも、監査といたしました

は対応していかねばならないのではないかなというふうに考えております。

○一五番（丸田健次君） 次にですね、いわゆるこの監査、ホーム

ページとかそういうのはうたわれているんですけども、その結果であるとかそれに対する評価であるとかですね、ある一定程度はホームページとかに出ているんですけども、やはりこれに関しては「市政の窓」であるとかああいう広報誌においても監査の動きが市民に十分見えるような体制が必要なのかな、まだまだ陰に隠れているというか、裏的なものが感じられるというふうに思っています。そういう意味で、やはり市民に対してですね、広く積極的に公開していくべきだろうというふうに思っているんですけど、私は、今の状況ではちょっと不十分かなというふうな感じを持っているところがあります。そこらに関して見解をお願いいたします。

○監査事務局長（阿世知美代子さん） お答えいたします。

監査結果につきましては、地方自治法並びに市の監査委員条例の中で公表が義務づけられているものについては、監査終了後、定められた期間内に市の掲示板並びにホームページにおいて公表を行っているところでございますが、議員が申されているところの施政方針、監査計画については、毎年定めてはおりますが、公表には至っておりません。

また、監査結果に対する当局の回答につきましても、指摘があった場合には主管課から監査意見等に関する措置状況報告書の提出を

求めておりますが、これについても公表は行っていないところがございます。公表を行うか、行うとした場合の公表方法等につきましては、今後、監査委員の御意見をいただきながら検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） ありがとうございます。できるだけですね、積極的に公表していただけるようお願いいたします。

次、これが最後になってしまうのですが、監査は、地方自治法においてですね、市長と対等の立場で監査をする独任の立場の機関なわけですね。そういう位置付けられているわけなんですけど、そういう意味で、非常に重い、重要な機関であるというふうに思っております。業務内容は、さらにですね、今後、高度な専門性が要求されますし、事務内容は大幅に増大しています。そしてまた変化しております。そういう意味では、公正で効率的な行政運営に対する住民要求が高まる中ですね、その政策の有効性、経済性、効率性などを最終的にチェックして改善を指摘することができる唯一の部署であるというふうに、私は監査をそういうふうに捉えているところがあります。

そういう意味で、監査の重要性について、市長の見解をお聞きしたいところであります。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） ただいま監査について質問がございました。

監査委員につきましては、御承知のとおり、地方自治における公正と効率の確保の見地から、地方自治法に基づいて設置されたものでございます。

本市においては、識見を有する代表監査委員と議会選出の監査委員の二名の方に、決算審査を初めとする多種多様な監査業務を実施していただき、地方自治の公正と効率の確保に寄与していただいているところでございます。

しかし、市民の自治意識の高まりの中で、今後、行政運営の透明性や説明責任が強く求められてきており、監査の重要性はさらにこれから増していくものと考えております。

私たち行政運営を行う側といたしましても、公正で合理的かつ能率的な行政運営を行うよう、常に緊張感を持って取り組んで今後まわりたいと考えております。

○一五番（丸田健次君） 私どものふだんのイメージがですね、やっぱり監査となると、どうしても狭いスペースのところにあつたりするものから、誤解を恐れずに言えば、地味な部署という感じがどうしてもあるんですね。

で、先ほども申し上げましたけども、何といいますか、この市役所の中の仕事あるいはそれにかかわる外郭的なものを客観的に見れる場所というふうに先ほど申し上げましたけど、会計課と監査に関するにはそういう性質があるというふうに、ほかの課とは違ってですね、そういう性質があるんだろうなと思っています。

そういう意味で、今後、業務の改善であるとか、本市がさらに成長していく上にはですね、このポジションの客観的な視点というか、そういうものが非常に重要視されていくんだろうなというふうに思っています。

前の三月の委員会的时候にですね、課の序列的な話がちょこっと出たんですけども、私は、こういう二つの部署の、いわゆる内部的な起案であるとかそういうものが今後大きな役割を果たしていくのかなというふうに思っています。

そういう意味で、特に監査はですね、会計の場合は独任制というわけにいかないんですが、特にこの監査の場合はそういう意味で非常に重要な部署でありますので、今後ですね、どんどん起案をしていただいて、今後、市の発展にですね、大きく寄与していただきたいと思うところであります。

ちよつと時間を多く余してしまいましたが、以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で丸田健次君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十五分ごろより再開いたします。

午後一時三十一分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

全国の地方で人口減少が進む中、本市においても、昭和三十四年三万三千六百人をピークに人口が半減しております。ここ十年間でも二千人ほどの人口減少となり、今後も毎年二百人の人口流出の傾向にあるとあります。

特に大字地域での人口減少が進んでおり、小学校の閉校、廃校が続き、これからもその対象となる学校があると懸念されており、先日の議会報告会でも、参加者から人口減少をどのように考えているのかの質問が多く、強く印象にあります。

これまでも取り組んでこられたと思いますが、情勢の変化や仕組みがあり、生活環境や地域環境の整備など、大変大きな課題ではありますが、急がれ、結果が求められる重要な時期にきているのではないのでしょうか。

まず初めに、大字地域に定住を促進し、人口が増えていくような政策をどのように進めていくか質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

議員のほうからもお話があったとおりでございますが、人口減少問題については日本国全体の大きな課題というふうになっておりまして、今や人口の減少に歯止めをかけて、東京圏への一極是正を行うために、元気で豊かな地方の創生を掲げて、まち・ひと・しごと創生法を制定、地方創生総合戦略を国、地方、それぞれの中で策定するとともに、大規模な予算を計上して地域の活性化に取り組んできております。

議員御指摘のありましたように、本市においても、地域の高齢化と人口減少問題は、特に大字地区の振興に大きな影を落としかねない重要な課題だというふうに認識をしているところでございます。

御説明いただきましたように、ここ十年間で毎年平均二百人以上が減少しているという状況にございます。

また、以前にも御紹介したかもしれませんが、本市、九十八自治会ございますけれども、本年二月の段階で二十一の自治会が構成員の半分以上が六十五歳以上という、いわゆる限界集落になっておりますし、また、全自治会の約四割に当たる四十二集落が五十世帯未満の小規模集落となっております、地域の担い手が不足をし、集落のこれまで果たしてきた伝統行事やコミュニティ活動の持続が難しくなってきたという声が聞かれてきているところでございます。

大字地区の人口増をどう進めるかということなのですが、さまざまな課題があるというふうに思っております。人口が増えるという

ことは、その地域に住み続ける人がいて、また新たに住みつく人がいるということの意味するわけでございますから、そのためには快適な暮らし又は暮らしのよりどころとなる環境が整うことが必要になるというふうに思われます。要素としては、仕事であったり、住まい、コミュニティ、交通、育児、生活、防災等、さまざまあると思います。

現在、各課のほうでさまざまな取組みがされているわけですが、地域支援課においては、家賃補助やリフォーム補助あるいは新築又は購入補助を通して大字地域へ居を構えやすい環境を整えるとともに、島元気郷住宅の提供によるU・Iターン者の受入れ支援も行っているところでございます。島元気郷関係では、現在まで三十五世帯、約八十人が定住をしているというところで、

ただ、前述のとおり、住み続けられる環境づくりもあわせて実施していくことが実効性につながるというふうに思われますので、地域との協働による地域再生を軸として、地域の実情に応じた広い範囲でのサポートができる体制を地域おこし協力隊や関係各課と連携をしながら構築をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今ありました地域おこし協力パートナー事業で都市の住民を受け入れてですね、地域協力活動に従事してもらうと、あわせて定住、定着を図る事業として進めていくということですが、その地域おこし協力隊ではですね、一人当たりの報酬と

経費を合わせて上限四百万円というのをですね、総務省から支援を受けて活動してもらおうようにしております。二十代と三十代を多く受け入れるようになっており、地域の力となるように、また定着ができるようにみんなで取り組んでいく必要があるかと思われれます。

次にですね、大字地域にある旧教員住宅がこのほど市営住宅に移管されましたが、どのように活用をしていくんでしょうか。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

旧教職員住宅は、平成二十六年度に十三戸、平成二十七年度に十戸を市営住宅として移管をされました。現在は市営住宅として運用をしていることから、西之表市営住宅管理条例及び施行規則をもとに活用しているところであります。条例や施行規則にのっとり行っていますけれども、大字への定住促進を図る上で、区長さんや集落長さんの紹介を優先しているところでもあります。

しかし、今後、定住促進用の住宅として活用を図るべく、あいている四戸の住宅については定住促進用として活用し、現在入居している住宅についても、あきとなった時点で定住用として活用できるように関係課と協議をし検討しているところであります。

以上であります。

○一四番（渡辺道大君） それでは、先ほどのに戻りましてですね、地域おこし協力隊の方も条件に該当すれば住むことができるのか、もし住むことができればですね、入居予定が決まっているところと

か、その他の経費に家賃への補助等、詳しくですね、どのようなか担当課よりお答えをいただけたらと思います。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今建設課長のほうからお話があったとおりでございますが、現在は市営住宅ということの位置付けになってございます。当然、市営住宅として運用される間は市営住宅の基準に合ったような形の運用という形になるかと思えますけれども、先ほど御説明のあったとおり、この住宅については、地域の要望も踏まえて、人口の減少や高齢化等によって地域力が減退をしてくている大字地域への人の流れをつくっていくための地域活性化住宅として用途を変更して活用していくということを検討中でございます。

詳細については、九月の議会において条例議案として上程を予定してございます。

今のところ、あいている住宅四戸について、そのうちの二戸については、今度地域おこし協力隊の方が住まれる地域の部分にありまして、当課のほうから目的外使用の申請を出させていただいて、九月まではそれで借用で使わせていただきたいというふうに思っております。

ただ、家賃等については、当然、市営住宅にのっとりて支払いをするというような形になるかというふうに思います。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） それではですね、そこで、この市営住宅

に關しての家賃の設定については、幅があります。例えば鴻峰の四棟ですが、一万四千九百円から五万四千三百円と、設定の幅が大きいところがあります。この基準等はどのようになっているか担当課よりお答えをいただきたいと思ひます。

○建設課長（美園博行君） 市営住宅の家賃の設定でありますけれども、これについては、地域の家賃を参考に行っております。また、建設年度、建設当時から何年たつてあるかというようなことで設定をさせていただいておるところであります。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 大字地域はですね、その土地の評価額とか固定資産税が市街地と比べてもやっぱり低いということからですね、大字にある市営住宅、今度移管されるころの家賃の設定というものを低くできないものかと。家賃は、家計の生活費の中でもですね、毎月固定される支出としてあります。それを低くできればですね、若い子育てをしている家庭には十分助かるのではないかと思ひます。

そのようですね、大字地域への定住を図る上で生活支援をしていく、また、大規模な事業になると思ひますが、大字地域に市営住宅を建設するなど、さまざまな条件とか整備計画をしていくことが必要じゃないかと思ひますが、今後のこの対策について、市長のほうから答弁をいただきたいと思ひます。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 大字地区にですね、定住人口を増やそうというのは基本姿勢にございますが、その中の住宅の問題だと思ひます。先ほどありました教職員住宅についてはこのようにやっていく。今現在、市営住宅の一部はなっておりますが、これについては、定住促進住宅ということで九月の議会に条例議案も出す予定にしておりますけれども、それはまた我々のいう市営住宅とは別個にですね、外から来た人、人口増となり、そして定住促進できるように政策、住宅手当をですね、家賃設定もしていきたいという考えです。市営住宅ということになれば、基本的には市営住宅の条例規則がございますので、当然、それに従つて実施することになります。目的が、市民の住宅政策ではなくて、人口増のための定住促進事業ということで、これからこの住宅をですね、進めていきたいという考えであります。

ですから、以前からですね、各大字地区にそういう住宅をつくらしいじゃないかというですね、話もあつたんですが、基本的に、今あいてるところを利用しようというところで今日まで来て、新しい新築の住宅に手をつけてきておりません。これには、例えば、つくったときに本当に入る当てがあるのかどうかというその辺の見込みが非常に難しいのでやっておりますが、しかし、今後、やはりこの定住策というのは大きな課題でありますので、つくつて、いろいろ手当をして、仮にあいたとしても、それは一つのちよつと、あいた場合の話になると非常にですね、リスクを背負うんですが、

長期的に見てそういうのもする必要があるかなということも一部にはありますが、現時点ではですね、まだそこまでは行き着いておりません。

今後、またこれから九月に向かっていろんなことを研究しながら、定住促進というのは本市の課題にしております。それをやるためにはいろいろな施策を展開しないといけない。単に定住促進ということではなくて、そのためにどうするかというですね、多岐にわたる幅広いものごとをしていかないと、それは目的を達することができませんので、今後、外から来たいという人にもしっかり理解ができるよう、そしてそういうことについてですね、促進窓口の強化もし、スタッフも備えながら進めていきたいという考えがあります。

そこで、その裏づけとして、今議員がおっしゃった大字に住宅をしっかりとつくるべきじゃないかということが質問があったわけですが、これは今後ですね、目的を見ながら、また他との兼ね合いもですね、しっかりと見ながら検討はしていきたいと思っておりますが、当面は空き家というものの改修、そういうものを積極的に進めたいと思っております。

○一四番（渡辺道大君）　そうですね。確かにやっぱり所得に応じた家賃の設定とか減免制度があるということでは低所得者世帯にとっては大切な住居であります。

しかしですね、生活の実態というのは、やっぱりそういうふう

してはいかないと思います。やっぱりですね、今の話ですけど、大字に市営住宅をつくったが、子育て世帯が住んでいて、その子供たちが大きくなって島外に出ていくと、これが一つの人口減少で、核家族化になるということがあります。それでも、その地域には居住している。そういったやっぱり市の努力やその姿勢ということを見せていくことが重要ではないかと思われま

す。地方においての人口減少や人口流出のその主な要因に、若い人たちの働く場所がないということとかですね、また、自立して生活ができる収入にないということが挙げられております。その若い人に限らず、多くがですね、生活費の支出を抑える努力をしているような現状であります。

地域の声である人口減少をどのように考えているか、住民がですね、今後、地域がどのようになっていくか不安になり、心配されております。

市営住宅、その家賃の設定についてもですね、所得制限とか制度がありますが、地元の若い人の定住とか定着をですね、地域は待っていると思います。一つ単純なことなのかもしれませんが、家賃を下げて、大字地域にある市営住宅の家賃を下げて生活支援を少しでもしていけば、大字に住む可能性があるのではないかと、このことを求めていますね、次の質問に入りたいと思います。

次に、子供の歯科治療について質問をいたします。

鹿児島県の平均と比べ、本市の子供たちの齲歯、虫歯ですね、罹

患率と治療率はどのようになっていくかお答えください。

「学校教育課長 谷口幸一郎君」

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

平成二十六年の本市における齲齒罹患率は小学生が四六・〇%、中学生が四二・五%で、治療率は小学生が七八・一%、中学生が五〇・五%になっております。

これに対して、県における齲齒罹患率は小学生が五九・七%、中学生が五二・一%、治療率は小学生が四六・九%、中学生が四八・九%になっております。

このことから、本市の小中学生は、県の小中学生に比べて齲齒罹患率は低く、治療率は高いことがうかがえます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 近年、大きな変化は見られないけども、

虫歯についてはですね、改善傾向にあるとあり、本市においても県平均を上回るといふことで、特にやっぱり治療率が高いということはその意識の高さを感じるところでもあります。

この治療率についてですが、虫歯にかかってもなかなか治療に行かない、行けないという子供たちがいるかと思われまます。この原因についてですね、学校や家庭などで調査が行われ、報告というのがあろうか、お答えください。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

本市小中学生が、県に比べ齲齒罹患率が低く、治療率が高い原因

についての調査報告は行ってはおりません。

ただ、本市の各小中学校における保健指導の充実、十五歳までの医療費無償化の措置、市歯科医師会の理解と協力等によりこのような結果が得られたものと考えております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） それではですね、その子供の医療費無料化が実現して歯科治療にも適用されるということから、治療への呼びかけとかですね、学校での指導というものを同時に進めていくことが大切ではないかと考えております。

なかなか窓口での支払いが厳しい現状もあるかと思えます。市長は、償還払いではなくてですね、窓口で払わない、いわゆる現物支給をと県へ要請しているということ聞いております。そのような原因というのがあればですね、その現状を県に伝えることができるのではないかと考えております。

そのことと同時に治療率を上げていくと。歯の大切さとか食べることの大切さなどをですね、子供や保護者に呼びかけていって、学校での指導力を入れていただきたいと思えます。

そして、ほかの自治体のモデルになっていくようなことを進めていくべきだと考えておりますが、今後、どのような対策を進めていくかお答えください。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

現在、熊毛一市三町の全小中学校で齲齒治療率一〇〇%を掲げ、

学級活動や保健体育等の時間に歯の大切さや齲歯予防の指導を行っております。

例えば、歯科衛生士を招いての歯の衛生指導、歯垢染め出し剤を使つてのブラッシング指導、八のつく日を歯の日に設定して、毎月一回の齲歯予防の指導などの取組みを行っております。

また、学校保健委員会やPTAの会合等で齲歯に関する話題を取り上げたり、保健便りなどで齲歯の特集号を配付したりして、保護者への啓発を行っております。

さらに、市でも、毎年、歯科医師会と協力して歯のポスターコンクールを開催したり、学校保健研究大会を通じて齲歯予防の啓発を行つたりしてきております。

その結果、年々治療率が向上してきていることから、今後とも、このような齲歯予防への取組みを継続的に行つてまいります。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） それではですね、教育長は、その調査や報告とかを受けて、どのように進めていくかというのをお答えください。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 先ほど課長が答弁をしておりました。調査を行つて、それを報告を受けてということはありません。ただですね、今課長からお話ございましたけれども、熊毛の一市三町ですね、一つの目標を掲げまして、全ての学校でこの治

療率を一〇〇%にしようということですね、校長を中心にして、今、学校で強力にこの指導を進めております。今年で三年目になりますかね。地区内の全ての小中学校でこのことについては一生懸命校長先生、養護教諭、学級担任が中心になって取り組んでいるところですので、もちろん保護者も巻き込んでですね、こういった取組みをですね、今後ますます続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今教育長からもありましたようにですね、やはり治療率を上げていって、ほかの自治体のモデルとなっていくように進めていってほしいと思っております。

最後にですね、再生可能エネルギーの制御についての質問に入りたいと思います。

先日、種子島が全国で初めて再生可能エネルギーを制御するとの報道がされて、なぜ種子島だけなのか、そしてまた太陽光発電などを進んで設置したところがですね、今後、どのようになるかというのを疑問に感じました。このことについて、九州電力の会社側から本市への説明があったでしょうか、お答えください。

「行政経営課長 大瀬浩一郎君」

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。九州電力のプレスリリースが四月の二十八日だったと思っております。でも、それより大体一週間ぐらい前の四月の二十二日に九州電力の

ほうから説明がございました。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 中身についての話というのは、具体的にどのようながあったでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 再生エネルギーの出力の制御についてということで、再生可能エネルギー特別措置法の中の法令に基づきましてその措置をさせていただくということで、議員のおっしゃいますように、確かに全国で初めてということで、そういう御説明でした。

で、対象者はですね、五百キロワット以上の事業者で、太陽光で行っている事業者が七社、風力が一社であるというふうな御説明でございました。

制御時期ですけども、ゴールデンウィークの期間以降、需要が低く、前日において晴れが予想される、当社内燃力発電所を最低出力で運転しても需給バランスがとれなくなる日、そういった日に制御をさせていただくというふうなお話でございました。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 私もですね、会社側に直接お話を聞きに行きました。

種子島においてはですね、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの取組み、その設置がですね、急速に進んで、時期的な、ゴールデンウィーク期間以降、島外に出る方が多いということで電力の使

用量が少ない、晴れの日を中心に再生可能エネルギーが出力が増加して、そのうちの内燃力発電機ですかね、会社側ですね、その最低出力運転というのを実施しても供給力が需要を上回るため、再生可能エネルギーの出力制御が避けられないという見通しにあるそうです。それでですね、再生可能エネルギー特別措置法で認められている再生エネルギー発電設備に対する出力制御を実施したということでした。

この晴れの時期というのがですね、一番需要が少なくて、太陽光の出力が大きくなって内燃力の発電機と需給バランスが維持できなくなり、天気が悪くなった際に急に発電力を上げての対応ができなくなる、そういうふうにして私も大まかに理解をしたところでした。

改善としてもですね、たくさん電気を使う大型施設ができるか、需給バランスがうまくとれるような会社内の努力、技術の向上ですね、か蓄電池施設の増設かといったところがその対応策になるのではないかと思われております。

今後、自然エネルギーを生かしたエネルギーを進めるとして、これをどのようにして普及していくかお答えをいただきたいと思えます。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

再生可能エネルギーに関しては、風力がございますし、太陽光がございますが、お聞きしましたところ、非常に供給のほうが大

安定、時間によって、時期によって、日によって変わってくるという事で大変制御がしにくいことだそうでございます。

そういうことで、それ以外の木質バイオマスとかですね、そういった関係、あるいは、昔、古田のところでもやっていたというふう聞いていますけども、小水力発電による発電とかですね、そういったもので全体的には再生可能エネルギーの可能性については追求していくことができるんだろうと思います。

ただ、非常に、何といいますか、困ったなと思ったのが、おととい参議院のほうで電気事業法の改正がありましたけども、その関係で、電気事業の関係は二〇二〇年までの間に環境がどんどん変わっていきます。で、今度の二〇一六年の四月の一日から小売りが自由化されますし、発電電の分離が二〇二〇年には始まってしまいます。

そうなった場合に、再生エネルギーでやることも非常に大切ですけども、エネルギーの確保ということで種子島のような過疎地が切り捨てられることにならないかというのも若干心配しております、全体の需給バランスを見ながらそういった取組みをしていきたいなというふうに考えております。

議員のおっしゃいますように、手段としては、蓄電池ですとか、それとか技術的に送電の方法を変えるとかそういうのがあると思いますので、専門的なことはわかりませんが、その事業者さんいろいろなお聞きしながら改善点は探っていくなど考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） それではですね、今回、再生可能エネルギー制御について、会社側は、特に意見ですが、混乱はなかったとしておりますけども、国が進めてきた政策でですね、急速に設置数が増えてきたとか、時的なことでも売電等を頭打ちにしているというの、やっぱり設置をしてきた事業者や個人というのは戸惑う部分があるかと思われま。

本市においても、やっぱり小学校や庁舎に蓄電池を備えた風力プラズ太陽光システムを導入する取組みが進められております。

また、第五次長期振興計画にも、行政の役割としてですね、太陽光や風力などクリーンエネルギーへの転換を推進するとともに、その導入に対する支援を行うものとしております。

今課長のほうからもありましたように、そのような蓄電池などへの補助というものができないものか、市長に答弁を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） 国にはですね、蓄電池の補助の制度があるみたいですが、市のほうで蓄電池の補助はございません。

ただですね、今後は、一つのあり方として蓄電池、一番近い方法としては、電力を安定化するためには蓄電池というのが今手っ取り早いですけど、それについては、当然、装置費用がかかります。

そういう意味で、それと、電力との兼ね合いが種子島内どういうふうにしていくのかというのはですね、やっぱり検討していくこ

とになるかと思いますが、私も九電とは常に連絡をとりながら、何かいろいろな変化がないのか、また我々としては再生可能エネルギーを、種子島はですね、そういう環境に優しい再生エネルギーをするという大きな方針を立てております。

ただ、九電さんにおきまして、これまでの全ての電力を供給するためにその施設を全部つくっております。そういう中において、非常にさつき申しました太陽エネルギーが供給が不安定というところがあります、制御が難しいと。大きなところだと、事業者が多くありますので、ある程度のもはやりくりができるでしょうが、種子島はこの島内での消化ですから、それが難しいということと種子島が一番最初にこの話が出てきたところでございます。

今後、そういう意味ですね、蓄電池補助とかですね、そういうことよって再生可能エネルギーの普及が進んでいくことになるのか、そしてまたそれに対する負担がいいのか、どのくらいが適正なのかとか、そういうことも総合的に考えて政策を進めていくことになるかと思っております。

○一四番（渡辺道大君）　そうですね。今回、種子島が初ということとで着目をしたところがあつたんですけれども、逆に、工夫を凝らしていけば、種子島では自然エネルギーだけを生かした発電ができるということを示せるのではないかと実感しております。再生可能エネルギーの島としてですね、魅力を発信するというところで、このことを求めて私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君）　以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おむね十四時二十分ごろより再開いたします。失礼しました。三十分から再開いたします。

午後二時十六分休憩

午後二時三十分開議

○議長（永田 章君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん）　通告書に従いまして一般質問を行いましたと思います。

まず、地方創生総合戦略について伺いいたします。

地方創生総合戦略とは、昨年度末に安倍内閣が打ち出した緊急の経済対策です。しかし、本当に地方の活性化のための戦略とするならば、このような緊急の経済政策とあわせて、持続可能で少子高齢化社会のニーズに合った国民健康保険や介護など国庫負担の増額や中小企業への支援、農林漁業など第一次産業への支援や女性、若者など労働者の雇用を進める支援こそが各自治体や国民に求められているのではないのでしょうか。

そもそも地方が疲弊した大きな要因は、地方を切り捨ててきた歴

代の政権の責任にあると思います。とりわけ長期間に及ぶ自民党政権の政策が現状の危機を招いているものであります。

国民が本当に願っている社会は、選挙対策のばらまきともとれる小手先の経済政策ではなくて、社会保障の充実や若者の働く環境を整備し、結婚し安心して子育てできる社会ではないでしょうか。

本市も、人口減少、後継者不足、医療、介護の不安など、疲弊する地方の問題を抱えています。緊急経済対策として出された新たな経済政策を自治体として有効に活用するための真剣な議論が今求められていると思います。

まず初めに、地方創生総合戦略が人口減少を食い止める政策となるのか、その根拠についてお伺いをいたしまして、あとは質問者席より伺います。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

地方創生の戦略が人口減少を食い止めるものになるかということでございますけれども、国全体のお話としてのものでは、そういうふうなところで国のほうは目指しているというふうにしかな言えないんですけれども、西之表市の場合に置きかえたときに、じゃあ、西之表市で人口減少というのがこれからの取組みで食い止められるのかという問題に置きかえますと、正直なところ、短期間でそれがすぐできるというのはなかなか難しい問題でございます。西之表市のみならず、ほかの地域との関連もございまして、なかなか大変な

問題だと思っています。

それに、これまで過疎計画あるいは離島振興計画、そういったものであるずっとやってきておりますので、そういった意味も含めましてですね、全てこれで解決できて対処できるという妙案というのは、これはまたなかなか難しいものだろうなと思っています。

ただ、だからといって今何もしないでおくのかというのは、これもまたどうかと思いますし、時代背景としても、大体二〇二〇年ぐらいまでがピークです。その後、ピークアウトの時期が多分来るんだろうなと思いますので、それまでの間にできるだけの施策のところを組んでおきたいということは考えております。

人口減少を食い止めることを対処する施策を複数の事業を組み合わせさせてやっていくこと、そしてまたそれが直接人口減少という現象につながらなくても、その影響を食い止めることができること、そういうことを目指していきたいなと思います。本当はこの場でこういうことをやれば人口減少を食い止められると言えればいいんでしょうけれども、なかなかそこまでは難しいなと思っていますので、しっかりと検討して努力してまいりたいなと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 今課長が答えたとおりですね、これがあれば人口減少を食い止められるというものがないから、今大変な状況になると思います。短期間では難しいという、課長が今おっしゃいましたが、本当に今緊急の経済対策ということで短期間で、例

えば八月いっぱいですね、この計画をつくりなさいという状況が今出ていると思いますので、やはりそれは本当に国のこの緊急経済対策というものに無理があるというふうに思います。

が、しかし、今そういうふうに現実に出ていますので、本当に今課長がおっしゃいましたように、影響をどれだけ少なくするかというところが肝心の課題だと思います。

本市では、人口減少がまずあり、そして医療、介護の現状、本当に大変な現状となっています。それに加えて子育ての現状、雇用の現状、こういうことが今度の緊急対策の中でどこまで解消されるのか、影響を食いとめられるのかというのが今皆さんと一緒に議論しているですね、この地方創生総合戦略だと思しますので、やはりそこをぜひ議論をしていきたいと思しますので私も取り上げているんですが。

やはり、計画の中では五年間が計画の策定期間だというふうになっています。今課長が答えましたとおり、そういう中でどれぐらいの影響を食いとめようと思っているのかというのが具体的にわかっていけばお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御質問は影響ということでございますが、取組みの分野といたしましてはですね、雇用の安定ですね。雇用の安定によって仕事をつくり出してきたいということと、それと人の流れを食いとめるということと、あと先ほどの国民健康保険の問題とかにも関係してくるかもしれません。子育てに

関係するかもしれませんけども、そういった結婚とか出産、子育ての希望をかなえる、そういったことの取組み、そしてまた中心部ですね、大字との連携による地域づくりのようなことで取組みを進めていきたいなと思っております。

今私がお話ししましたのは本当の柱のところでございますが、実際のところは、もうちょっと細かく分野別に分けていってですね、取組みをやっていかないといけないんですけども、その個々の事業のところは現在検討中でございます。

柱といたしましては、先ほど申し上げました雇用、人の流れ、子育て環境、地域づくり、そういったものの改善、状況のよさということでの人の流れを呼び込むということをつくりたいなと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 具体的には計画はあると思いますが、やはり大字地域の人たちと、市内全域を巻き込んでどういうふうにごこの活性化を図っていくかということを考えますと、やはり今住んでいる人たちが、私たちがいかに大事にして、その人たちがこの地域を盛り上げていくかということが基本になると思っておりますので、自分の住んでいる地域を誇りに思って行政と一緒に取り組んでいくということがぜひできればいいなというふうに思います。

時間が余りないので次に進みますが、にぎわい創出事業の具体的な中身に入りますが、拠点施設について計画がされていると思いま

す。この拠点施設についての目的をお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

長期振興計画の中で、農林水産業を中心に、あと商工業とか観光業の振興を図りたいというのがありますけども、その中の戦略的なものとしてですね、多くの観光客や市民が交流できる機会や場の創出を核に、市全体の波及効果を見据えたにぎわいの創出に取り組むという部分がございますけども、その部分が目的になるかどうかと思います。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 今後五年間を見越したときに、本当に今、観光客が、こういう口永良部の噴火もあり、あちこちで自然現象がかなり大変な状況になっておりますが、屋久島にしてもですね、にぎわい創出のあのアンケートのまとめを見ますと、ここ平成二十六年、平成二十七年、本当に観光客が激減しているという状況があります。

そういう状況もあり、今後、地域のニーズがどう把握されていくのかなと、非常にそういう観光客を見越した上で拠点施設を建設していくということの不安がまず私があります。このアドバイザーの視点というところと市民代表の視点というところからこの拠点施設ということが出てきているとは思いますが、市民アンケートの結果にしても三〇%台ですよ。十人に三人ぐらいしか。三九・四%ですね。あ、これは高齢化率。三二%ぐらいがアンケートの回収率だ

ったと思います。そういう意味では、本当に市民がそういう拠点施設を欲しているのかということの分析がまだ不十分じゃないかなというふうには私は個人的に思ったりします。

ですので、やはり地域のニーズがもつときめ細かな把握のされ方が必要ではないかなというふうに思います。その拠点施設の財政計画、例えば具体的にどういうものを計画していて、そこにどういう経費が必要で、ランニングコストをどういうふうに見て、雇用をどういうふうに見ているというものを具体的にお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

まずインシヤルコスト、建設の経費でございますけども、大体二億八千万円程度を予定してございます。

検討の当初では、道の駅的なもののランニングコストの試算もやっておりますけども、現在のところ、施設に関しましては、公共施設である交流施設であるという考え方をしております。

自身が、交流の機能と、それと情報発信の機能と、もう一つ、いわゆる物産の機能、そういうふうな検討をしております。現在のところ、その三つの機能のバランスを探っている最中ですので、詳細の数字はお示しできませんけども、施設的には、例えば図書館から開発総合センター、そういったものに近いランニングコストになるのではないかなというふうに私は試算して、自分で考えております。それは、その物産の売り上げとかそれは別に話ですけども、

それでいきますと、図書館で大体一千万円かからないぐらいになります。開発総合センターでいけば、ランニングコストは大体一千五百万円ぐらいになるかと思えます。そういったものの、そのぐらいのランニングコストプラス、あと地代が賃借を予定してございますので、それを加えたものが大体のランニングコストになるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 二億八千万円の事業だ、それにプラスランニングコストがかかるということが今報告されましたが、今ある施設で有効活用できないものだろうかというのをすごく思います。やっぱり身の丈にあった地域の建物、箱物、そういうものがまず必要じゃないかと思えますし、今、西町、東町からの、鴨女町も含めてですね、まちづくりというものが本当に、例えば鴨女町の住宅もまだ、議題には乗りますが、全然構想中だということですし、西町の高齢者住宅がどうなるかということも議論した経過があります。そういう、そのどれをとつてもですね、まだ未消化の状態の中で、じゃあ、全然違うところに拠点施設というのは本当に、この今にぎわい創出、臨時、地方創生の突然降って湧いたようなと言っているのかどうかわかりませんが、安倍内閣のこういうのが出てきたから、さつと私は感覚的には飛びついてはいけないうんじやないかなという。やはり今、人口減少の中で、高齢化社会だという中でですね、やっぱりもっと立ちどまって、本当に住民が求めているものは何なのか

ということをもっと議論してほしいと思います。

例えば、高齢化社会といいますが、今、介護の職場を見ましても、六十歳以上の人がばりばりの労働力として社会に貢献しています。ですので、高齢化社会、限界集落という話が先ほどからありますけど、やはり六十歳以上の人たちの社会参加をしながら、若い人たちがどう地域に住んでいくかということをもっと真剣に議論すれば、地域は活性化するんじゃないかなというふうに、私は展望は持てるんじゃないかなというふうに思っているんですね。

そこで、市長にお伺いします。拠点施設がなぜ必要なのか、どういふものをイメージしているのか。まず、現和物産館もあります。で、市場もあります。そういう中で、今、市民が本当に活用をし、定着をできつつある状況の中での拠点施設構想ですので、市長の見解をお伺いしたいと思います。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） このにぎわい拠点施設、課長が申しましたように、一応、長期振興計画の一環、一つの中に取り上げたものの具体化の話でございます。

私どもの町は港を持っております。それで、屋久島という世界遺産もございます。私どもの方針としては、やっぱり観光を進める、観光誘客。とにかくこの島に観光客、人を寄せない限り、物は動かない、人は動かない、金は動かないわけです。まずその始めとして人を呼び込む、その策をしようということでございます。

それが一つのにぎわいの拠点施設となっているわけでございますけど、これがですね、西之表市だけですね、誘客じゃなくて、種子島全体の観光のですね、視点に立ちながら、港という大量に連れてくるその交通機関を利用して、それを観光客として誘客したいと。

そしてまた、屋久島が世界遺産でございますして、観光の利点からすると、やはり屋久島のほうに流れるということも皆さん御存じだと思います。それを何とかこの島にとどめて、そして島の観光を回してもらい、そしてまた宿泊してもらってですね、それで経済効果を出すというのが一点でございます。

そしてまた、もう一つは、やっぱり交流人口を増やすことによつてですね、これが後日、定住人口に発展することを期待するんです。先ほど申しましたように、定住人口の促進をうたっております。これが後日、定住人口に入っていくことを期待するわけでございます。

そういう意味で、我々の受入れのための、先ほど申しました受入れの環境整備は、当然同時にやっていく必要があるかと思っております。

そして、種子島には、観光客が来ても、どこに何をどうしていいかわからない状態があります。港から相当の人がおられてきます。おりにきたら、観光バスで宇宙センターに行つて、帰つて、そのまま帰ります。我々は、港でおいたその人たちをですね、どうしてもつかまえて、いろいろなことを情報発信しながら、いろいろなことに魅力を持たせながら、何とかこの島にとどめる、そしていろいろな

経済効果を上げていくというのがですね、大きな課題です。

ですから、今後ですね、まず外からの誘客、そして観光の拠点として、交流の拠点としてですね、そこをセンターとした機能を果たしたいということです。

それともう一つは、やはりですね、これからは高齢化もいたします。そして、町をにぎわいするためにはですね、やはりある一点から回遊というか、そこに人を集めて流す、回す、回遊させる、循環させるということが、これはもう経済のですね、基本でございます。

そういう中で、それをですね、ぜひ進めていき、それで、その拠点と商店街をですね、今のままだったら、幾ら努力してもですね、やはり皆さんも努力してきたけれども、やっぱりそこが非常に寂しい状況、それでは、とにかく人を呼び込んでおつて、そこから回遊させようという手を打たない限り、そのまま、今の状態で同じようにやっても進みません。そのためにはですね、これを種子島の拠点としてしっかり位置付けて、人、物、金、これを動かす、これが大きな目標でございます。

それともう一つ、それをもとにして、私ども、市内の、私どもの市の地域、これが大字のほうの高齢化とかいろいろございます。高齢化すれば、介護関係も発生します。そして、介護の対象者になる方も、元気なものをつくり上げんといかん。

そういう意味ではですね、ぜひ外回りから町に出ていただいて、そして買い物もしていただくという方策、そしてまたそこで一休み

をしていただく方策、それも環境整備をせんといかんと思っております。そういうことへのですね、交流の場として位置付けてですね、おきたいと思っておりますし、それからもう一つ、これからは子供の育てが重要でございます。今度の地方創生も、地方に定住させるということと地方に子供を多く増やすということが大きなテーマです。

ですから、子供を増やすためにはですね、やはりそれなりの環境を整備せんといかん。そのためにはですね、この前の委員会の中にも意見も出ました。町の中にお母さんたちが一緒になって話し合う場とか、そして、買い物をするときにちょっと一休みする、子供を抱いて一休みするという、その場所も欲しいなという意見もありました。それは当然だと思います。大字からですね、お母さんたちが来てどこに座るのか、どこで休むのかという場所がないんです。

ですから、子育てをしているお母さんたち、これから子育てをしたいというお母さんたち、この方たちが町に出ているいろいろな交流を図る、話し合いをする、子育てについてのお互い話し合いをして自信を持つ、そして多くの子供さんを産んでいただける、そういう場もですね、つくる必要がある、そういう場にもですね、貢献するんじゃないかと私は思っているところでございます。

そしてもう一つは、やはり定住というのを言いました。今、市役所で定住の窓口、Ｉターン・Ｕターン窓口、いろいろしております。もちろん市役所が所管ですから、それはやりますけれども、やはり

その窓口として、私はですね、そういう交流の場に、外からおりてきた人に我々の情報を、定住促進の情報をしっかりと教える、そして受け付ける、話し合いに応じる、話し合う、そういうものをですね、接点としてやることによって、こちらに来てくれる人を待つ、そうじゃなくて、積極的に踏んで出るといいますね、ことをしていかない限り、誰もつかまえない。

だから、何もしなければいいというですね、物事が発達するわけじゃないです。どんなことがあっても仕掛けをし、一つ一つをこなしていかなければならない。そういうことをですね、今がチャンスと思っております。

何でかという、今、地方創生で、これがですね、この資金も地方創生の中で、地方創生というか、今、安倍政権の、悪い、いいという是非は別にして、私どもにとって、その財源としてですね、そういうのがもたらえるというのであれば、それはそれでですね、私もはそれを生かしていかなければならない、そういうことじゃないかと思えます。

ですから、ある意味では今がチャンス。国も、地方の創生、定住促進、交流、子育て、こういうのを挙げていますので、その拠点として利用できればというのがですね、今回できたかどうかということですね。

そして、回遊ですね。要するに、そこに集めて、商店街、西町、東町、ほかにも商店がございます。今、手っ取り早いところでは中

心商店街、そこにですね、集めた人をどう流し込むか、そして、商店街の人たちが集めてきたことをどう引き寄せるか、これを今話し合いをしております。集めて流す、流されるところはそれをいっばい引き込む、これをやっていく、その場として、これが情報の場、物の提供の場としてですね、活動することが今がチャンスではないかという考えがございます。

そして、全てのターゲットは種子島全島のターゲット。西之表市が種子島の中心であります。経済の中心、行政の中心、観光の中心、そうであればこそですね、我々が交流の人口を引きとめて、そしてまた南のほうにもですね、しっかりと流し、また帰ってきていただきたい周遊していただく、回遊していただく、こういうことによつてですね、活気が出るということを考えているところでございます。

いろいろですね、じゃあ、それで効果が出るかではありますが、しかし、出るという基準のもとに物事はやっていかないと、一〇〇%現時点で将来を見きわめることはできない。可能な限りの皆さんとの話し合いのもと、いいなということの流れがあつて、今回それを進めているわけでございます。

ですから、一ポイントじゃなくて、総合的にいろいろな絡みで、絡めることは力が増幅します。一ポイントだったら一ポイントになります、絡めることによつて力の増幅をね、含める、これが本当のですね、経済の振興、地域の振興だと思っております。

とはいいいましても、しかし、これは商店街の皆さんいろいろな方

と、それから地域の大字地区の皆さんとですね、しっかりと人が動く、物が動く、金が動くことを話し合いながら、連携しながら進めていくことは前提としては必要かと思しますので、今後、私どもはこれをきっかけにして、一つの起点にしてですね、進めていければと思つてございます。

そしてもう一つは、そこをですね、交通の拠点にしたいと思っております。西之表市にですね、いろいろなバス、タクシーが回っておりますが、どこか一カ所、例えば南種子町に行く幹線のバス、これも必ずここを通る、停留所になる、それから空港に行くバス、これも必ずここを通る、停留所になる、どんがタクシーも必ず通る、停留所になる、わかさ姫も必ず通る、停留所になる。

そして、そこで高齢者の皆さんも一休みする、そして元気が出たところで町に行つて買い物をする、そしてまたそこに来れば、必ずどんがタクシーも乗れる、わかさ姫に乗れる、そういうことをですね、して、やっぱり高齢者の皆様に安心感を与えることも必要、また、できるだけですね、バスを利用する人はそこに来て、道端に立っているより、ちょっと歩いてきてそこにいれば、そこに椅子に座つて待つていれば、安心して次のバスに乗れるということもでございます。そういう交通の拠点をしたいと思っております。

今日も交通運輸局の方が来て、今、セミナー、いろいろな私ども市の交通体系について勉強会、研究会をしておりますし、また、他の地域から私どもの交通体系を勉強したいということに来ており

ます。今、勉強中でございます。

そういう意味ですね、この交通体系もしっかりしたい。総合的な拠点施設として、これを含めていければ、必ずですね、人の流れ、それから誘客ができるんじゃないかというですね、ことを計画しているところでございます。

しかし、そうはいいまして、先ほど申しましたように、多くの皆さんとしっかり話し合いをしながら、今から細かいこともしっかりですね、あれやったり、これやったり、流れはどうしよう、こうしようということもしたいと思っております。

そして、先ほど言いました市民の先行き、市民への直接行政サービスの窓口としてこれが活用できるようになれば、また市民の役所に対する利便性、これも効果があると、親しみが出てくる、こういうことも可能かなと思いますので、今後ですね、そういうことを含めまして今後の施策をですね、このやることにつきまして進めていきたいというのが今の考えでございます。

○一三番（橋口美幸さん） とても長い説明でしたが。

先ほど言い忘れましたが、拠点施設のアンケートですね、三二・四％という数字が出ています。本当にこの回収率で決めていいのかなどというのが今あります。

そして、市長が今お答えになりましたが、私は何もしないでいいとは言っていないですね、今がチャンスだから、何をどうすればいいのかというのが大事だというふうに思います。

先ほどの同僚議員の質問の定住促進住宅のことでですね、地域協力隊のための定住促進条例を九月に出すというような話がありました。が、やっぱり地元の人たちがそこに住みたいと言っているのに、地元の人たちの要望をどう受け入れていって、そこに定着する若い人たちをどう育てていくかというところもすごく大事な視点ではないかなというふうに思いました。

そういう意味ですね、やはりもちろん入って、Ｉターンをしてここに住みついていく人たちが、本当に今、種子島はいいところだ、西之表市はいいところだと言ってくださって定住してくれている人もたくさんいます。

そして、一緒に地元で、ここで暮らしたいんだという人たちの、地元の要求をどう酌み入れていくかということも本市のやっぱりもつと力を入れてほしい視点だなというふうに思いながら私は今市長の思いを聞いておりました。

ですので、やっぱり交通の拠点にしても、プール前が一番交通量が多いとかですね、そういう数字はありますが、やはりあそこは通学で送り迎えをしたりとかですね、中種子町からこっちに、西之表市から中種子町にという通勤する人たちの台数が多いという現状もあります。

だから、なぜそういうあそこが交通量が多いのかという分析も含めてですね、もうちょっとときめ細かい方向性が必要だと思いますので、ここを指摘しておきたいと思えます。

時間もありませんので、次の質問に行きたいと思います。

農業政策についてなんですが、農業政策について、本当に第一次産業、さとうきびが今年、市長の所信表明にもありました。二十年来の不作だということと発表がありました。

で、そういう農業政策の取組みというところで、何が特に大事かというところ、さとうきびは株出し三分の一生産力向上支援だとか、三分の一、五分の一というような支援はありますが、やはり本市独自の補助制度というものがもっと必要なんじゃないかなというふうに思います。

例えば、直近では、中種子町が即ですね、さとうきびの低収入に向けて、十アール当たり二千四百円、基金を使用して三千二百万円を各農家という情報もありました。

で、この西之表市ですね、重点施策として、どういうことを考えて政策をつくっているのかなというのを伺いたいと思います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

長期振興計画後期計画において、重点取組事項として掲げております産業の振興の中でも、一次産業を基幹産業として位置付け、豊富な資源を生かした稼げるまちづくりを目指した取組みを引き続き実施しております。

本市の農業農村を取り巻く情勢は、生産者の高齢化と担い手不足、本土より割高な輸送費、鳥獣被害などのさまざまな課題を抱えてお

り、国、県等が示す施策等に基づき、本市独自のニーズも捉えながら、担い手の育成、確保、安納いも等の特産物のブランド化、畜産農家の経営安定による畜産振興に関する施策等を各種補助事業の活用をしながら、引き続き実施しております。

農業政策の目標は農家所得の向上にあると考えており、それが積み上がることによりまして、最終的には農業が所得の場になればという思いがあります。そのために、今述べました施策等、複合的に取り組んでいるところでございます。

例えば、農地を整備しても、生産者がいなければ意味がありませんし、生産者がいても、栽培管理がよくなないと、作物は収穫が確保できません。作物がよくても、シカの被害により収入が得られませんか。

そういった意味でも、何か一つ重点を置けばいいというものではないと思います。農業を取り巻く現状、課題を踏まえまして、本市の将来あるべき姿やその実現のために政策を打っていく必要があるのかと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ農業、食べていけるような農家が本当に増えていくと、税収もですね、平成二十六年の税収が、本当に農家の収入が減ったという報告もありました。農家の人たちが食べていける農業政策というのが、この税収の減から見ても、かなり求められているんじゃないかなというふうに思います。

今、レザリーリーフファン農家の今後の増収を図っていけるような対策が必要だったり、それからレザリーリーフファンというのは高齢化社会に向けて本当にいいんじゃないかという、現に就農している人たちの声もあります。

そして、農家ですね、園芸農家の人たちのハウスへの補助。やっぱり資材を一元でも二元でも安くしてこそ農家の収入になるんだというのを、よく農家の人たちの声を聞きます。

資材への補助というのを市の単独補助としてもっとやってほしいと思うんですけど、例えば、今、レザリーリーフファンがハウスの貸し出しというのをやっていますが、耕作放棄地になる前の農地をきちっと把握をして、そしてそこにハウスを市の経費で建てるなりして、一緒にそういう園芸作物農家とか花卉農家への補助制度の新設をしてほしいと思うんですが、そういう政策的な姿勢はないでしょうか、お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 答えをいたします。

本市の施策につきましては、先ほど述べましたように、国、県の補助事業を活用しながら展開しております。

御質問の市の単独の補助事業につきましては、さとうきびハウス施設補助等の新制度の創設についてでございます。

まず、さとうきびにつきましては、議員のほうからありましたように、さとうきび振興対策事業の中で株出し管理作業、土壌改良、新植マルチ作業に伴う費用の助成を行っています。

今般、平成二十六年・二十七年期の不作に対応するため、管理作業、土壌改良に関する補助率の増、それと事業対象面積の拡充を行いまして、農家の方々が活用しやすい形になりますので、さとうきびの生産力の回復、増産に取り組んでいただければと考えています。

また、増殖した優良種苗を一般農家が購入する費用といたしましては、一部助成をしております。苗代、一本につきまして二元の助成を行っているという事業でございます。

次に、ハウスの補助につきましては、対象者には条件がございますが、安納いもの育苗ハウス又は園芸品目等、カボチャ、スナップエンドウ、枝豆、パッション、デザートになります。のハウスにつきましては三分の一の助成を行っているという状況でございます。

新たな制度創設につきましては、現補助事業の内容の見直し、それから充実等に対応したいと考えております。

また、その内容についてはですね、頑張った人が報われるといいですか、今後も農家の方々が生産力向上に向けてやる気が、モチベーションが持てるような仕組みを、農家の方々の意向もいただきながら、関係機関と連携、協議を行い、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） やはり三分の一の補助というのは、本当に農家にとっては負担なんですよ。二、三日前も回覧で回って

きていましたけど、手出しの金額を見ると、本当に若い農家の青年がこういう金額を出すのは本当に大変だろうなというのを思っただんだとところです。

ですので、やはり農業を大事に掲げる、第一次産業を基幹産業だということこの本市の姿勢としては、ハウスをもっと二分の一補助をするとかですね。

それから、市長に答弁を求めたいと思いますが、今年、きびの収入が、本当に農家の人たちが今年早くしてほしい、いつも八月末に入るんだそうですが、今年は本当に生活が苦しくて大変だということをよくきび農家の人たちが、私、しょっちゅう耳にしますので、ぜひ共済金ですね、早期支給を申し入れていただきたいということとを、二点を市長にお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 共済資金の早期支給ですが、当然、これはですね、やっぱり農家もそういう状態ですから、しっかりですね、早く支給するような方向にお願いをしていくことになるかと思えます。

○一三番（橋口美幸さん） ハウスの補助を、どういう考え方なのかお願ひしたいと思いますけど、もう一点、桜島降灰対策は本当に七割ぐらいの補助なんです。今、口永良部の噴火もありまして、南種子町、中種子町の茶農家の灰の影響もあったと聞いております。ですので、そういうハウスの補助もぜひ考慮を今後していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○市長（長野 力君） 一時、ハウスの補助もですね、たしか二分の一ということを実施した時間もありましたが、一定の効果があった、特に安納いもの育苗等がございましたが、一定の効果があったかなということですね、一度戻した経過がございます。

今はハウスの補助というの、私もですね、このハウス園芸につきましては、高齢者というか、若い女性の農家というか、そういうことについての対象の園芸だろうという考えはありますので、ハウスですね、補助等については今現在三分の一ですが、品目により、また生産農家の状況を見ながら、いわゆる戦略作物ということをするのか、そのもうちょっと一つのランクで推進作物ということであるものを主として指定するのか、そういうことを、体系的なことを組み合わせして、じゃあ、そういうことを推進しようということであれば、当然、これは生産農家がどのくらい集まるかわかりませんが、あればですね、それに向かってやはり検討をするということですね、一つの手だとは思っております。

じゃあ、三年間思い切つてやろうかとかいうことはですね、一つの手だと思えますので、何も今の三分の一が全ていいという見解は持っておりません。今後の研究課題かと思えます。

○一三番（橋口美幸さん） 三分の一から二分の一に、そして三分の二の補助にという形ですね、時限でもしばらくはいいと思いますので、ぜひ前向きに検討していただき、若い農家の育成に努めていけたらいいなというふうに思います。

続きまして、青年就農給付金事業や農業公社などの農業後継者育成に対する具体策についてなんですが、今、修了した人が、資料をいただきました、二十八人いて、修了者が四名、四年目十一名、三年目六名、二年目四名、一年目二名というような形で、今、青年が農業を学んでおります。

で、そういう人たちに手だてがどういうふうになっているのかなというのをすごく気になります。例えば、公社への要望もですね、技術指導員の能力向上が必要じゃないかとか、公社に農業機械が余りなくて、農業機械がもっと欲しいんじゃないかなというような要望も出ております。

そういうことも含めて、青年の農業に従事する人たちへの精神的な、そして技術的な支援も含めた形で、今、どういうふうにやっているかというのを伺いたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 新規就農者の支援につきましては、市の単独事業をもちまして、就農当時はやっぱり収入もないということ、単独でございますので、最低限必要な機械について、上限五十万円ではございますが、二分の一の補助を実施しております。また、資金を借りられた方につきましては、市単独で資金の利子補給を行っていますし、それから、国の公庫資金も無利子の活用をする場合には相談に乗っているという状況でございます。

あと、その後の営農の指導につきましては各機関等と、議会からも御指摘がありました。それにつきましては、昨年度から、地域支

援員それから技術専門員、三名おりますので、そういう方々も活用しながら各新規就農者の個別指導を実施するようにしております。

そしてなおかつ、昨日、六月の十七日でしたが、市長の参加もいただきながら、そういう方々と関係機関の技術者それと懇親会をしたところでございます。

そういったのを活用しながら、新規就農者のフォローアップに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、先ほどの地域人口が減少する状況だとかですね、少子高齢化の問題と大きく絡んだ、関連した問題だと思っておりますので、若い人たちの農業後継者が本当に各大字に根づいて、もつといろんな形で活発化した地域づくりを進めていける機動力になればいいなというふうに思いますので、ぜひ農業政策をお願いいたします。

もう一点お願いしますが、今、国の制度で、雇用できる制度の導入というのがあるんですけど、高齢者対策事業というのがありますが、やはりこれは国の制度ですので、かなり使い勝手が悪くてなかなか難しい法律だということがあります。

市内で、四十代、五十代、六十代で、脑梗塞で体調を壊して、でも働きたいけど、そういう職が見つからないという人たちが、リハビリも兼ねて若い人たちの農家に、圃場に出ていくという、そういう人たちも結構多くなっているという状況も聞きました。

です、ここもあわせてですね、市長にお願いしたいのは、そういう市の制度も、ぜひ状況を調査してみても、必要な制度だったら、ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうな要望をいたしまして、これはぜひ検討してください。要望をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

すみません、時間が余りなくて。すみません。あ、何かありますか、市長。ごめんなさい。じゃあ、それは、今後、検討課題としてですね、市長にまたその都度お伺いしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

放課後児童健全育成事業についての質問に移りたいと思います。今、放課後、子ども・子育て支援新制度、今年から始まりましたが、やはり放課後の小学一年生の壁というのが働くお母さんたちにすごく大きいのかかってきているということが日本全国で言われています。

そしてまた、この西之表市でもですね、母子家庭の方たちも多く、そして共働きももちろん多く、そして帰りがですね、なかなか危険な道路を通らなきゃいけないということで、学童クラブへの要求が、放課後児童健全育成事業についての要望が高まってきております。そういう各校区からの要望が出てきておりますが、現状はいかがでしょうか、お願いいたします。

〔福祉事務所長 小山田八重子さん〕

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、御説明をいたし

ます。

保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない小学校に就学している児童、いわゆる放課後児童を対象にした各校区の取組みと要望についてでございますが、現在、市の助成を受けて実施しているのは榕城児童クラブと若宮児童クラブでございます。

このほか、上西校区につきましては、校区が自主事業として、市の助成を受けずに、上西小学校の放課後児童預かり事業を実施をいただいております。上西校区の取組みにつきましては、上西小学校に通う全ての児童を対象に実施をいただいております。

また、国上小学校に通う児童につきましては、今年の四月から保育士等の資格を持つ方が個人で学童保育を実施をされ、現在、五名の児童の方が利用をしている状況でございます。この国上の学童保育につきましては、今後も安定的な運営を行っていただくように、国の放課後児童健全育成事業の活用について、先日、情報提供を行い、現在、運営主体となる組織づくりをお願いをしているところでございます。

また、今年四月に保育園が閉園となりました古田校区につきましては、地域づくりの一環として放課後児童クラブの運営にも取り組みたいとの御意見をいただき、現在、校区内において協議を進めていただいているところでございます。

また、住吉校区の保護者の方からも開設を望む声があり、現在、有志の方々が開設に向け、支援員の確保等、積極的に動いていただ

いているところでございます。

こうした各校区の自主的な取組みに心から感謝を申し上げるとともに、行政といたしましても、補助事業等に関する情報提供、それから人材確保について積極的に支援をしてみたいと思っております。

現在、新たな取組み状況や要望について具体的にお聞きをしているのは以上となっておりますが、ほかの校区に対しても放課後児童健全育成事業に係る事業説明をさせていただき、取組みに御理解を求めていく予定でございます。

今年度示された放課後児童健全育成事業について若干触れさせていただきましたが、市が実施主体となり、保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に実施するもので、四十人以下の子供に対して放課後児童支援員が二人必要となります。開所日数は年間二百五十日以上、開所時間は、小学校の授業の休業日が一日八時間、休業日以外、平日は一日三時間と規定をされており、

その他詳細な規定がございますが、厚生労働省が示す実施要項の基準を満たしますと、児童一人の利用であってもこの補助事業の対象となります。

しかしながら、補助事業を活用するためには、運営の母体となる組織づくりや放課後児童支援員の確保が必要となってまいります。

特に、支援員の確保につきましては困難が予想されますので、福

祉事務所といたしましては、放課後児童クラブの開設を支援するために、広報紙等を活用して放課後支援員として活動していただける方の募集を予定しているところでございます。補助事業があるとはいえ、人件費等に十分充当できる金額とは言えませんので、生きがいくくりや、それからボランティア精神を持って放課後児童の見守りに従事をしてくださる保育士等の資格を有する方、そのほか子育て支援に意欲のある方で今後子育て支援員の資格取得に意欲的な方を募集したいと思っております。

市としても、引き続き新たな放課後児童クラブの開設に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 以上のように、本当に使い勝手のいい、四十人以下、一人からでも開設ができるという情勢になっております。

そういう、今福祉事務所からの説明でございましたが、先ほどかと言いますが、若者定住対策としてもですね、やはりこれは大事な観点だと思しますので、地域支援課そして教育委員会の空き教室の問題などを含めて各担当課からお願いたいと思います。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほど一四番議員の御質問でも少し触れさせていただきましたけれども、大字の活性化、若者定住対策については、例えば住宅を貸し

ますよとか、そういう単に一つの政策が実を結ぶというよりは、さまざまな課題に対する地域の皆さんでの助け合いだとか、そういった部分と行政の多面的な支援を結びつけていくことで暮らしのよりどころとなれる場所をいかにつくっていくかということだというふうに考えています。

その一つとして、子供を安心して預けられる環境づくりは、親の負担の軽減や児童の健全育成の面で地域への若者定住に必要な要素でありますし、また、そのことで地域の人々のきずなを深めていくことにもなり、地域力の強化にもつながっていくものというふうに考えております。

ただ、今福祉事務所長からもお話のあったとおりですが、地域等組織の受け手の資質や資格、あるいは施設の安全性であるとか運営方法等の問題もございまして、福祉事務所や地域おこし協力隊とも連携を図りながら、地域の需要や実現の可能性を見きわめながら定住環境の整備を進めていきたいというふうに考えているところであります。

ちよつと違いますけども、先ほどの定住促進地域活性化住宅について、私の説明不足もあって何か誤解があるようでございますので再度説明をさせていただきますけども、これはやっぱり地域としてこういう方に住んでいただきたい、こういう方が来てくれればいいというような部分がやっぱりかなりあるわけですよ。で、そういう方々を、地域に入っていたら、地域の行事であるとか、ある

いはPTA活動、そういった部分に積極的に参加をしていただく、そのことで地域を活性化していくというための住宅だというふうに捉えてございますので、何も地域おこし協力隊のための住宅をつくるということではございません。

ですので、去年と今年、平成二十七年度と平成二十六年度に二十七戸の教職員住宅が市営住宅に移管をされましたけども、そのうちの榕城地区を除く二十六の住宅について、あきができ次第、順次、地域活性化住宅として受入れを行っていくというような考え方でございますので、補足で説明をさせていただきます。

以上です。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） ただいま小学校の空き教室の現状についての内容もちよつとあったかと思っておりますので、お答えをしたと思います。

市内の小学校の普通教室以外のいわゆる余裕教室でございますけれども、学校施設として、学習方法、指導方法の多様化に対応するためのスペースあるいは特別教室として活用されているのが現状でございます。まして、利用されていない空き教室というのは現在ないというふうに教育委員会では認識をしております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 普通教室はありませんというのは従来変わらない答弁だと思います。ぜひこういう対応をですね、福祉事

務所、地域支援課、教育委員会を含めて横の連携を強めていって開放ができるような形で進めていただきたいというふうに思います。

それではですね、そういう状況について、やっぱり地域の人たちとの理解を深めるような取組み、今福祉事務所長もおっしゃいましたけど、本当に支援員として携わる人の配置というのが非常に難しい、困難だと思います。

で、市長が、そういうことですね、地域の皆さんに協力を要請するということが大事ではないかと思いますが、市長の姿勢をお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、当然ですね、地域の人に御協力いただくということは当然お願いをしていかなきゃならないと思っています。

それともう一つは、支援員にお願いする場合は研修というのが少し必要になりますので、今後、その研修をです、どのようにするかということも出てくると思います。

そういう意味で、今後、非常にこの支援員というのは大事な、重要なものになってくると思いますので、地域の人にですね、いろいろお話をしながら協力を得るようですね、また協力していただくようお願いをすることが必要かと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、賃金がたくさん出るわけじゃないんですけども、国の政策として有償ボランティアという形の支援員配置ということも出てきておりますので、努力をしていただき

たいと思います。

続きまして、県立中種子養護学校給食の自校方式の実施に向けての質問に行きたいと思います。

今、中種子養護学校が高校まで開設をいたしまして、西之表市の、本市の子供たちもですね、二〇一三年度は十四人、そして今年度は十六人という子供たちが通学しておりますが、そういう子供たちの在籍状況については、本市の教育委員会はどのような形で把握しておられるでしょうか。

〔学校教育課長 谷口幸一郎君〕

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

中種子養護学校に在籍する本市の児童生徒数は、小学部が三名、中学部が七名、高等部六名の計十六名になっております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） そのような子供たちが、今、ほとんどバス通学で通っております。

そういう中で、給食の問題がですね、今から未就学児も、この中種子養護学校に通学したいという子供たちもいらっしゃいます。現に、本市の子供ではないんですけど、やはり今のセンター方式の給食では発達の状況ですね、かなり無理な状況があるというのもあります。

本来、養護学校の、特別支援学校の給食実施基準というのは平成二十五年に改正をされて、特別支援学校の児童生徒については、障

害の種類と程度が多様であって、身体活動レベルもさまざまであることから、学校設置基準に当たっては、個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態や地域の実情などに十分配慮して弾力的に運用する、そして障害のある児童生徒が無理なく食べられるような献立及び調理について十分配慮をすることというふうに留意事項として述べられております。

で、今後、本当に地元の、本市の子供たちですね、中種子町、鹿児島に家族が別居状態というような、経済的にも精神的にも負担のあるような、そういう状況にならずに済むような自校方式をぜひ求めていただきたいというふうに思います。

中種子養護学校は鹿児島県立ですので、本市の子供たちも通学しているという意味では、私たちの地元の子供たちが通っている県立中種子養護学校の環境充実に向けてですね、各自治体の私たちとか市長とか教育委員会が県の教育委員会に向けてですね、実態を報告して要望をしていくという姿勢が求められているのではないかなと思いますので、学校教育課と市長に答弁を求めたいと思います。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

自校方式実施に向けた要望が保護者等から多く寄せられるなどの状況が出てきた場合、熊毛管内の三町とも連携して県教育委員会に要望を出すことも検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（永田 章君） ということで、橋口さん、市長に答弁を：

…。

○一三番（橋口美幸さん） はい、お願いします。

○議長（永田 章君） 求めますか。今、課長の答弁では。

○一三番（橋口美幸さん） 市長、お願いします。

○市長（長野 力君） 今課長の答弁がありました。

ですから、やっぱり保護者の多くの方が、そういう要望がですね、出てきた場合にはですね、これはあくまでも県の施設でございます。一市二町、熊毛を足すと一市三町になりますが、熊毛の一市三町の地域として、そういう要望が、どうするかということも踏まえてですね、検討した結果で行動を起こすということになるかと思えます。

○一三番（橋口美幸さん） 現状は本市には、今、給食センターから届けられる給食では無理があるという子供さんは現状ではないかもしれませんが、今後、未就学児がいる中でですね、出てくるし、そしてその体制をつくるのが今だと思うんですね。今、二年後、三年後に本当にそういう学校給食が充実して、そしてこの同じ地元で養護学校に通えるという体制は、私たちの子供たちの教育環境づくりとしては十分やらなければいけない課題ではないかと思えますので、ぜひ横の首長そして教育委員会、連携をとってですね、県教育委員会に充実を求めていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 橋口さん、自席のほうにお願いします。

ただいまの橋口美幸さんの質問をもって本日の日程は全て終了い

たしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす二十日と二十一日は休会です。二十二日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまです。

午後三時三十三分散会

本會議第三号（六月二十二日）

本会議第三号（六月二十二日）（月）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君  
 二番 鮫島市憲君  
 三番 濱上幸十君  
 四番 小倉初男君  
 五番 下川和博君  
 六番 瀬下満義君  
 七番 小倉伸一君  
 八番 田添辰郎君  
 九番 中原勇君  
 一〇番 川村孝則君  
 一一番 榎元一巳君  
 一二番 長野広美さん  
 一三番 橋口美幸さん  
 一四番 渡辺道大君  
 一五番 丸田健次君  
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課総括補佐	下川由喜さん
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年六月二十二日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 諸般の報告

日程第 二 一般質問

五番 下川 和博 議員

一番 木原 幸四 議員

三番 濱上 幸十 議員

一番 榎元 一巳 議員

八番 田添 辰郎 議員

日程第 三 特別委員会委員の辞任の件

日程第 四 特別委員会委員の選任

日程第 五 特別委員会委員の互選結果報告

日程第 六 請願・陳情の委員会付託

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、諸般の報告を行います。

ただいま市長から議案第五三号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）及び議案第五五号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）並びに議案第五六号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）に係る正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第二、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

まず、市長の所信表明でもありましたけれども、まず口永良部島の大噴火によりまして避難をされております島民の皆様方に対し、一日も早く帰島ができますように願っております。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

あっぱくらんの利活用についてでありますけれども、これにつ

いては議会報告会の中でも、市民の皆様方からたくさん要望があったところです。

まず一番目に、ゲートボール場の雨よけについてであります。雨の日はコート内に雨が打ち込み、使用できないコートがある状況でございます。特に西側にはカーテンのようなものを取りつけておりますけれども、風が強いと効果が余りないようでございます。抜本的な対策が必要ではないかと思えますけれども、どのような対策をするつもりか、お答えをお願いいたします。

以下については、質問者席から質問いたします。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

屋根つき競技場は、雨天時にゲートボール場として使用する際には、軒下からコートまでの距離が十分にとれていないため、北側や南側に雨よけ対策を計画をし、平成二十五年度に北側に可動式のネットを設置をし、状況を見ていたところでもあります。しかし、思いのほか、風の当たりも強くて、ネットの維持管理に苦慮しているところでもあります。

この施設は、天候の悪いときでも使用できることで多くの方が楽しみにして競技を行う施設であります。利用者も多いことから、楽しく、気持ちよく競技ができるよう、どのような対策をとつたらよいかと検討をいたし、よりよい改善策を立ててまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○五番（下川和博君） 対策をとっていただくということでありま

すけれども、私も最近ゲートボールを少しかじるようになりまして、実は下西校区の球技大会でもゲートボールの選手として、部落の代表でしたけれども出させていただきました。ふだんなかなか行かないものですから、向こうのコートの状況もわからなかったところもあつたんですけれども、実際に行ってみて自分がするつてなると、特に東側とか西側は、雨が打ち込んでコケが生えているというか、そういう滑りやすいような状態もありました。議会報告会の中でもそういうふうな指摘もあつたり、雨よけも落ちていたりということ、今は修理をされているみたいですが、やはり今課長が言われましたように、楽しく競技ができるようにあつてほしいなど、そしてまた、できれば雨が打ち込むと四面あるのが二面しか使えなかつたりですね、そういうふうな可能性もありますんで、ああいう種子島でも本場に立派な競技場ですから、ぜひ、利活用が盛んにできるように、そして安心してできるようにですね、してほしいなと思えます。

私の個人的な思いですけれども、できれば西側、ダムのほうですね、東側はグラウンドがある方向というふうに変定していただければありがたいですけれども、あそこはできれば二メートルぐらい出して、屋根を出すとか、相撲場のテントみたいなのでもいいんですけど、ああいう形でしていただくと。北と南のほうは、椅

子があったりとか、少しコートとはすき間があるもんですから、そこまでないんですけれども、あそこら辺は一メートルぐらい出していたとか、そういうふうな対策を検討していただくのも、ですけれども早急に、ぜひやっていただきたいなと思います。

ある人によれば、二面また外につくるといふような計画もあるようですけれども、屋根はなかとかなというふうな話も出ておりますので、そこら辺はなかなかきゅうきゅうには難しいんだろということとは言っていますけれども、そういう要望もあると。

そしてもう一つですね、ゲートボール場で思うのが、明かりが少ないんですよ。照明をつければ済むことだと言いますが、照明をつけると一日八千円ぐらいか、一万円ぐらい余計に費用が出ていきますんで、できれば明かりとりをつけていただくとか、そうせんと年寄りの皆さん方、なかなか歩き方も滑ったり、目もなかなか見えづらくなっているようなところもありますんで、明かりとりのほうもぜひ同時に設置をしていただければありがたいかなと。負担のないような明かりとりといいますかですね、市のほうでスイッチを押せば電気がつくとか、そういうのも検討していただければありがたいと思うんですけれども、これについては市長いかがですか、今のことについて。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） ゲートボールの整備につきましては、先ほど申しましたように、あと二面ですかね、二面増設していただきました

いというのがございます。それで、この前もお話したと思うんですが、二面のほうについてはですね、検討しています。ですけれども、屋根をつけるのには相当な場所も要りますし、それから資金も要るといふことで、とりあえずは斜めに並べて二面ということは今計画をしたいと思っておりますけれども、それともう一つ、雨が吹き寄せてくるということにつきましてもですね、もしやるとすれば、そういうときに一緒になって何か対策を、何をすればいいのか、屋根を出したらいいのか、今は何か網をしているということでございますけれども、まだきめ細かな網をしたほうがいいのか、ネットをしたほうがいいのか、それとも逆に、南西かな、板塀でもうちよつと風と雨が吹き込まないようにするかという、そういうようなことも考えておまして、今建設課のほうで何がいいのか検討をしたらということ、今やっているところです。

○五番（下川和博君） 二面できる、増設の予定だということですが、西側になるんだろうと思いますが、増設したら、屋根を出したら雨が漏ってきて、なる可能性もありますんで、雨はもう横に流れていって打ち込まないような形でぜひ検討を。検討と言わずに、早急に取り組んでいただきたいなと思うところです。ぜひお願いをしたいと思います。

それと、グランドゴルフ場ができていっていることなんですけど、これも議会報告会の中で出たんですけれども、たまたまだったのかもしりませんが、野芝が強くて、根が、なかなか難しいと。確

かに、ゴルフですからいろいろな障害物もあって、結構あったほうが楽しいのかもしれないけれども、やはり管理を結構徹底してやらんと、せっかくの、つくったグラウンドゴルフ場もなかなか使い勝手が悪いということになりますんで、できれば鹿児島県の大会とか全国の大会とか、そういう大会をあっぼくらんどでやろうと、そのついでにいろいろなところも見てもらって、利活用していただければというところもありますんで、ぜひグラウンドゴルフもせっかくつくって、それで終わりではなくて、管理関係は徹底的にしっかりとやっていただきたいというのを要望しておきたいと思います。

それでは次の質問ですけれども、多目的グラウンドについて少し聞いてみたいと思います。

十六年目になるということです。実際に市の生涯スポーツ大会がありましたけれども、これについては土曜日に中止が決定をされました。多分、日曜日は天気はよかったんじゃないかなと思います。土曜日までは雨だったんだらうなと思います。それから、下西校区で申しわけないんですけども、下西校区も球技大会をあっぼくらんのグラウンドでソフトボール大会をやるうということを計画をしておりますけれども、下西校区は金曜日に中止を決定しました。滑ったり、いろいろな藻があったり、コケが生えておったということとで、とにかく水はけが悪いということでありまして。

ですから、せっかくみんなが集まって大会を企画をしても、このような状態であると、何のためにああいうグラウンドをつくって

るのか、年数もかかっていますんで、その間にいろいろな工事もしたかもしれないけれども、もしされていらないのであれば、せっかくスポーツ少年団なんかでずっと大人まで使うわけですから、使い勝手のいいようなやり方をさせていただきたい、これは早急にお願いしたいんです。排水というか。できれば全体的なやり方をするとか、変えていくとか。当日中止はまだわかりませんが、前日、前々日の中止というのは、そこまで一生懸命練習もしてきたり、やっているんだらうし、天気はいいのに中止なのかっていうこともありまして、ぜひ検討していただきたいんですけど、まず課長に答弁をいただいてから、市長お願いします。

○建設課長（美園博行君） 答えをいたします。

多目的グラウンドの維持管理として、日常的な芝刈りやくぼみの補修ほか、サッカー関係者のボランテアによる除草作業など、面的な整備に努めているところでもあります。

これまでの使用により土の硬化が進んでいることから、開設当時から比べると排水効果も薄れ、雨天時あるいは雨天後に水たまりができている状態でもあります。グラウンド内には地下に排水を施しており、現時点においては改修等の計画はいたしておりませんけれども、状況等を見ながらですね、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○市長（長野 力君） この多目的グラウンドにつきましては、毎

年そういう排水とか、それからそういうことに、それから雑草とかいう話がよく出てきます。雑草については、ボランティアとか連盟の人とかいうことで幾らか取っているみたいですけど、排水についてはですね、聞くところによると、大変、土地柄、排水のあり方が難しいなということをよく聞くんですけども、現実には排水効果薄いということでございます。何らかの改善をしなければいけないかと思っております。

今後ですね、後でも述べたいと思っておりますが、あつぽくらんどの利活用についての全体的な構想も含めてですね、今後、この多目的グラウンド場のあり方とかいうことも考えていく必要があるかなということでございます。当面、皆さんが使用されて、支障がないように、いろいろな対策は打ちたいと思っております。

○五番（下川和博君） 私も子供が小さいときには、よく向こうで大会があったりして行きよったこともあったところです。当時は十年ぐらい前ですから、できたばかり、五、六年目ということで、まだよかったです。思います。

四面ソフトボールができるんですよ、普通に。大人でもできます。そういうところは今西之表市にはないですから、市長がよく今後のスポーツ施設ということと言われる二面できるソフトボール場をつくりたいという話もしております。ぜひああいうところを有効に利用できるようにですね、今も計画の段階といいますか、改善をしたいということですけども、やはりこう動きを早めていただい

て、あそこだけがでもしたら大変なことになりますから、いろいろな面。そういうところをぜひ検討していただきたいんですが、市長、もう一回お願いします、やる気を。

○市長（長野 力君） 先ほど利活用の話をしましたけれども、おっしゃるとおりですね、今サッカーとソフトが主に利用しております。たまにグラウンドゴルフも利用するかと思えますけれども。できたらですね、私の考えとしては、西之表市には専門のコートがないということ、向こうはサッカーですね、これは体協の方とか皆さんの中でいろいろ意見を聞く必要があるんですけども、サッカーの専門ですかね、そうすることによって、今若い子供たちも大分サッカーが盛んであります。それをして、それからソフトをやはり二面、サッカーの隣あたりに市有地を探して、そこに集約したらどうかというような考えを持っております。

屋根つき競技場がありますし、その下にはグラウンドゴルフ場を今度整備しようとしていますし、今、それからサッカー場というか、多目的グラウンドがございます。その周辺にソフトボール場をつくることによって、一帯がスポーツ施設としての集客、利活用が非常によくなるんじゃないかと、またにぎやかになるということがあるんじゃないかと。あつぽくらんなどは都心部から若干遠いというのがね、不利益をこうむっています。だったらもう、遠くても向こうに行く近くは全部スポーツ施設だということになれば、遠さも余り感じないじゃないかなということがありまして、そういう計画

をしたいなとございます。

一応、周辺ですね、土地のあり方とか、スペースとかいうのは、建設課のほうで調べておりまして、素案でもできたり、またしたら、体協さんとか、いろいろな団体、もちろんいろいろな方の意見を聞きながら、本当に計画に着手するかどうかということですね、進めていければと思っておるところでございます。

何はともあれ、今度の地方創生でも若者の定住、若者についてのですね、重点があります。若者はイコルスポーツということに、短絡的に言いますと、いうことになるかもしれませんが、そういう視点からいくと、今いろいろ検討するのでもいいのかなと思っております。

○五番（下川和博君） 検討は非常にありがたいことですし、計画はあっていいことだと思っておりますけれども、やはり早急に、サッカーはサッカーでそのままいいんですけれど、ソフトボール場が計画をして十年先になるんですかね、どうなのかわかんけれども、できれば早く、そういうのも出していただいて、取り組んでいただきたいなと思います。

次に移ります。

次に、遊具施設ですが、ゴーカートとかいろいろあります。ああいうのが、自分も余り行く機会も少ないんですけれども、なかなか人が乗っているとところを見たことがないような状況が続いているんですから、せっかくああいういいのがあるのであれば、使ってい

ただきたいなと思うんですけれども、今の利用状況を少し説明をいただければありがたいです。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

遊具関係でありますけれども、土日、祝日に営業いたしているところであります。ローラー滑り台のある遊具広場の利用者は、昨年度で二万六千五百六十一人でありました。有料の遊具利用者でありますけれども、四千七百三十五人で、その内訳は、遊覧ボートが千二百四十六人、ゴーカートが六百十二人、パターゴルフが二百六十七人、電動カートが二千六百十人となっております。ここ三年間の利用者数の推移を見ますと、有料遊具の利用者は、平成二十四年が四千三百九十四人、二十五年が四千六百五十四人、二十六年が四千七百三十五人と、わずかではありますが増加傾向にあります。

先ほど市長も述べましたけれども、今後あつぽくらんどのあり方として、遊具や老朽化による更新を機に、アンケートなどを参考といたしまして見直すことも必要であろうと考えております。例えば、多目的グラウンドを中心としたスポーツをメインとした若者向けのエリア、屋根つき競技場やグランドゴルフなど高齢者向けのエリア、そして、子供向けのエリアとしての遊具広場の充実など、より活用が図れないか検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○五番（下川和博君） 土、日、祝ですから、単純に五十日としても年間百五十日の中で、四千七百人というのが、すると幾らですか

ね、三十人ぐらい、これが多いか少ないかというのはいろいろあるうかと思えますけれども、ぜひ、できれば親子で弁当を持ってきて、向こうで一日楽しく遊んでというふうなそういうふうな公園にしたいだければなと思っておりますんで、また今後とも増やしていくようにお願いをしたいと思います。

それでは、ツバキの木の利用についてですけれども、実は熊本郡の植樹祭があつて、向こうにツバキの苗を植えたわけですから、その後どうなっているか、その状況をお願いします。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

平成二十四年に熊本地区の植樹祭において、ツバキ二百三十本を植樹いたしました。植樹した場所は、ハエまじりのかたい土壌であったということで、生育が思わしくないため、花の広場の山際などに移植をしまして、現在は樹高一メートルほどに成長いたしております。今後、大きく成長し、森の一部を形成することを期待しているところであります。

その利用ということでもありますけれども、今、建設課においては、今のところ、その利用についての考えはないということでもあります。

○五番（下川和博君） 私の個人的な思いですが、例えば桜島の小学校ではツバキの実を拾って油をつくっているようなところもあるようです。ぜひ、このツバキの木をですね、一つの森にして、ツバキの実を拾って、何かこう一つ産業を興せないものかと。結構ツバキの実がありますんで、何かそういうのも考えたら、今後ですけれど

どもね、検討していただければありがたいと思います。市長、いかがですか。

○市長（長野 力君） 植樹祭によつて、ツバキを植えたわけですから、正直に言ひまして、私が見たところ、思ったわりには成長が遅いような気がしております。同じところに集約して植えていたんですけど、それで今度ですね、今、建設課からも話がありましたけれども、一部やっぱ土のいいところにとつて、またグラウンドゴルフ場を今度しましたんで、あの周辺とか、あのあたり、しつかりツバキの、何とか植栽というかな、そういうのはどうかということ、一部直して利用しているということがございます。

それとまた、まだ確かではないんですが、今年の植樹祭、まだ確かでございますけれども、植樹祭、屋久島の予定がああいう状態だったもんですから、西之表市でやってくれないかというちよつと話が来ております。私のほうとしては快くお受けしていきたいと思つております。それでまた、今年も植樹祭が本市で開催されるというのにしたいなと思つていますが、そういう事業をもとにですね、これから計画に入るわけですけれども、今、議員のおっしゃったようなことも頭に描きながら、どういうイベントをしたらいいのかということ、一つの大きな材料にしたいと思つております。

それと、先ほど、元にちよつと返りますけれども、せっかく利用のことを申しました。それからあのあたりにスポーツをまとめたという話もしましたが、ちよつとつけ加えさせていただきます

思いますが、これはあくまでもまだ決定でございませぬし、庁内で検討したらどうかということを今調査しているところですが、子供がですね、結構ゴーカートとか電動車あるんですが、もうちよっと利用を深めたいとすればですね、下のほうにグレンデのあるところの広場というかな、大きな広場がありますが、子供の遊戯場を、遊戯場所というか、あれをもう、せっかくきれいな芝生で広い場所です、向こうに公園も持つていつて、もうちよっと広く子供たちが利用、例えば電動車なのか、ゴーカートかわかりませぬ、そういうことを含めてですね、子供園というか、子供の園というか、そういうものをあの下にすると。やっぱりこれから全体のあつぽく利用の活用も焦点が絞られていいのかなという気がします。

ただ、これはこの議会で私が申したのは、あくまでも考え方でありまして、今後、裏づけとして可能かどうか、財源の裏づけで可能かどうか、またそのほかにも下は利用価値が、利用する希望が多くあるんだよということは、今後、皆さん、市民の意見を調べていきたいと思っておりますが、要は、下のほうに子供の遊具、遊戯場、子供の森みたいな、子供の公園みたいなをつくり、上のほうにはスポーツセンター、全部スポーツをまとめたあり方、そして一体となつてですね、そしてあとは周辺は自然の森、これをもつてあつぽくらんどの利活用ができないかという考えを今検討しております。そこで残されたのが、都心部からあつぽくらんどへ行く交通の便、時間、足、これとの、その関係がどうなるかということも課題とな

るかと思っております。今後、今いろいろ議員からの質問がありました。相当時間もかかっておりますんで、いろいろなものがあるう更新の時期とか、見直しの時期に来ているかと思えますが、土曜、日曜は子供さん、ファミリーの利活用も大変多いみたいですので、これは進めていきたいと思っております。

○五番（下川和博君） ぜび、そういうふうな形であればいいなと思えます。いい考えではないかなと思えます。

このあつぽくらんどについてはですね、いこいの森から入ったところから行くと、今コスモスの花が幾らか咲いていました。時期的におかしいなと思つたんですけれども、去年植えたのが今年また芽が出てきて咲いたということでありました。最初見たときには、どうせ植えるんだつたらもうちよつとちゃんと植えてもらえればなと思つたんですけれども、そういうふうな話を聞けば、ひよつとしたら、一年じゅう花が咲いて、四季に合わせた花が咲いて、そういうのを見に行く人もいるんだらうし、今市長が言われたように、スポーツ施設、子供が集まる施設、あそこで一日できるような、そういう施設に将来持つていつてほしいなと、私も思います。

それでは次の質問に入りますけれども、次は農業対策についてであります。

私ども、産業厚生委員会で、先日の六月四日でしたか、午前中でありましたけれども、子牛の競りを視察に行つてまいりました。それぞれがいろいろ感じたところだらうと思つたんですけれども、この

子牛の競りの状況について、今回のですね、手短に説明をお願いします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

六月の子牛の競りの状況につきましては、熊毛管内で六百三十二頭、うち百九十三頭が本市より上場され、前年同月期と比較しますと、管内で百五十頭、本市で五十四頭の減少をしましたが、平均販売価格は熊毛郡で五十九万三千二百二十六円、本市で五十九万七千九百九十七円と依然高値で取引をされ、前年同月期と比較しますと、熊毛管内で七万七千四百円、本市で八万六千五百五十七円上昇しており、今後も高値で取引されることが予想されております。

この高値は継続実施しています付加価値の高い子牛の商品性向上を図る種子島あかおぎ牛産地確立推進事業による優良種牛の精液の購入や、購買者対策の効果でなからうかと考えております。

また、本年度より新たにJA種子屋久の御協力も得、使用頭数の減少に歯どめをかけるため、繁殖雌牛の頭数確保のため、子牛や育成牛を導入し、増頭した場合には増頭一頭当たり四万円を支給する畜産増頭推進支援事業を実施いたします。この事業を活用して、増頭運動に積極的に取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○五番（下川和博君） 高値であるということは大変いいことであると思います。聞くところによりますと、九十何万円かの牛が出て、

それを西之表市の方が導入したというふうなことも聞いております。資金繰りもいろいろ大変でしょうけれども、そういうふうなことがどんどん進んでいけば増頭にもなっていくんだろうと思います。

それとですね、一つ思うんですけれども、今課長が言われた市が二万円、農協が二万円ということは四万円ですけれども、子牛を導入するということは、やはりそれなりの自分たちのお金も必要になつてくるわけで、その牛が子供を持つまでは二年間ぐらいかかるわけですから、結構な投資にもなつてくるわけですから、なかなか余裕がないとできないところもあるんだろうと思うんですが、個人的に、冗談の話になるかもしれませんが、二万円と言わず、市が十万円ぐらいぽんとやるとか、そのぐらいすれば、本当に畜産農家も増やそうかなと。四万円で本当にどうなるのかなというのが、私個人的にはものすごく疑問もあります。現状維持がいつぱいじゃないかなというところは思うところなんです、そこまでしてくれるのかというぐらいの、後のさとうきびのことについても同じようなことになるかもしれないけれども、市長、どうですかね、牛ばっかりとか、農業ばっかりというかもしれないけれども、農家がびつくりするようなことを、こういう状況のときにやってみたらどんなんでしょう。市長、お願いします。

○市長（長野 力君） 今、いろいろ考えた末、こういう補助をしておりますが、それはもう皆さんがびつくりするような支援体制というのをやりたいという気持ちはいっぱいありますけれども、やっ

ばりいろいろな形でですね、いろいろなそういうことを含めながら考えていかないといけないということでございます。

ただ、いつも言いますように、二万円がいいかどうかとかいは、当然、検討というんですが、状況判断をしていくことは必要かと思えますけれども、議員が言うように、思い切ってというのが、思い切ってほどの程度のことなのかというのは、びっくりが人によっても違うでしょうが、どのくらいかわかりませんが、今後やはりしつかりとですね、増頭もですね、進めていきたいと思っておりますし、特に若い農家を育成したいということがございますので、おっしゃるとおり、まだまだ支援は考える必要があるかなということは考えております。

○五番（下川和博君） 次のさとうきびの対策なんですけれども、これも議会報告会の中でいろいろ出てきたんですが、中種子町は反当二千四百円すると、補助を出すということを、結構皆さん知っております、西之表市は一体何をしてくれるんだろうと。

先日、市役所の説明があったんですけれども、中を見ると、株出しとかそういうのに三分の一補助とか、そういうのがあるわけですが、けれども、これもありがたいことです。ただ、今年の場合ですね、量が少ないというのは今まであったんだらうし、糖度が立たないというのもあったんだらうけれども、両方、今年は初めてだと思えます。自分の親もずっとさとうきびをつくってきていましたけれども、ここまで悪いというのは初めてだっただろうと思えます。

共済のほうも一億八千万円ぐらい出るといっていますが、これについても共済に加入してない人には全くないわけで、私みたいに共済を何年ももらう人は、かなり下がるわけです。初めてもらう人はかなりもらえます、共済は、びつくるするくらいあります。こういうときこそ、二千四百円というばらまきはいかがなものかと思うところもありますけれども、早急にまずできること、農家に対して、例えば千円でも、反当当たり、緊急にやるとか。聞くところによると、百町歩近く今年も減るといことです。西之表市は七百町歩ぐらいですから、さとうきびが、そのうちの一五%近くですかね、減るわけですよ。ですから、ばらまきはだめだといときには、例えば、今から夏植えがありますし、秋植えもあります。そういうところに、穂が一本六円ですかね。半分するとか、何かこう、農家もやろうかなというのができないもんかなと思うんですけれど。気持ちも大事だと思うんですよ。減った分を増やすというのは、なかなか厳しいですよ、難しいと思うんですよ。市長、いかがですか。

○市長（長野 力君） 大変、さとうきびは厳しい、これはもうこれまででもずっと言ってきましたし、厳しい状況であることは間違いないと思いますが、本市としては、本市のあり方の支援をしたところでございまして、中種子町はそういうことでお金を皆さんに渡すということですが、何がいかとうと、それはお金をもたうにこしたことはないと思いますけれども、やはり本市としては、生産というんですか、そういうものに幾らかでも寄与する方法をで

すね、とつたところでございますんで、これが最善のものかどうかということになればすね、当然、きびの最近の状況からして、やはりいろいろと農家とも話をする必要があるかとは思っております。

現在のところは、そういう形で進めております。

○五番（下川和博君） 確かに、ばらまきがいい悪いはいろいろなことがあるんでしょうけれども、中種子町も三千万円前後使うという事です。中種子町は千二、三百町歩あるんじゃないですかね、面積的に、そこまではないかもしれませんが。

ばらまきは確かにいろいろあるかもしれませんが、農家の意欲をなくさないためにどうするか。例えば、株出しを今度は補助を出すと言ってくれるけれども、来年の、年が明けてからですよ、作業に入るの。そのときに、三分の一あるからって、本当にみんながやるうかなと思うのかなというのを、特に高齢化の方々も、全体の二割から三割ぐらい、さとうきびの面積を占めています。ですから、そういう方々に対してもすね、何かこう、市として気持ちをさせてもらいたいというのは、私も生産者ですけれども、そういうところを非常に思うところですんで。

また、茶農家も今非常に大変だということで、今回、請願も上がっていますけれども、茶の農家さんも出稼ぎに行こうかなというふうな方もいるようですから、茶については、もうあれがないですけれども、市長、この気持ちというのをもう少し出していただくわけにはいかんですかね。それでよくなるかどうかはわかりませんけれど、

ども、意欲を保つためにお願いします。短くお願いします、一言で。

○市長（長野 力君） いろいろな形で気持ちを出すようにしていると考えておるわけですが、その量の問題とか、あり方の問題だと思えます。当然です、きび農家もそれから茶農家も、芋農家も、ほかのことをいろいろやっている農家も、全ての農家がやはり気です、すね、持ち直して頑張っていたかどうかについては、当然、可能な限り一生懸命やることになるかと思えます。

○五番（下川和博君） いろいろ大変だとは思いますが、ぜひ農家にしても、漁業にしても、林業にしても、商業も一緒でしょうけれど、ぜひこの気持ちを少しでも高めていくような施策というか、やり方というのをお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入りますけれども、西之表市から種子島市への名称の変更についてなんです、これについては、西之表市百十六年という文献の中で、元の西之表市長、名越不二郎さんが昭和四十六年に出している本の中なんです、この中で、大正十三年、北種子村から西之表町にしようという話が出てきて、西之表町となったわけですけれども、この西之表という名前になった理由は、北種子村から北種子町にすると、種子島を三分割することになるから、ただ単純にそういうことになるんで、それはちょっと妥当ではないのではないかと。そこで、西之表というところは、西之表港という港もありますし、また県の役所とか、当時は警察署、郡の役所、今の熊毛支庁です、それから税務署、専売局の出張所とか裁判所



マイナスの面もいろいろあるかと思いますが、ぜひそういう議題をしていただきたいという意味で、質問させていただいたんですが、市長いかがですか、よく東京に行かれますけれども。

○市長（長野 力君） この名称につきましては、以前から議会でもそういう質問が出たことがございます。私も基本的には種子島市、それから対外的にも種子島市、これが皆さんが考える話だと思います。特に観光面とかですね、交流の推進の面ではそういうことになるかと思えます。外から見たら、ほとんど一市二町が種子島一本に絞られていますね、当然だと。

ただまあ、各行政の名前を変えろということについての問題がございいますが、質問の、市民が皆さんで議論をするということはいいいことだと思いますし、それが、我々が行政のほうからそういうことを議論をするという場を設けたほうがいいのか、それとも市民自らがそういう場を設けながら、自ら湧いてくる、その気持ち湧いてくるということのほうがいいのか、やはりこれはやっぱり市民からですね、行政が頭からというよりは、市民が、こういうのが我々のまちにふさわしいじゃないか、いろいろするのにも種子島市がいいじゃないかというのがですね、いろいろな形で湧き出てくることがあれば、それを私どもは受け取りですね、それでまた、近隣もございまして、近隣の兼ね合いもはっきり、説明もしながら、種子島全体が、変えたことによってマイナスが出てはいけないと思えますので、変えたことによってよくなるように進めていくのが必要か

など思っております。機会あるごとに、こういう課題は提供していただくのいいのかなと思っております。

○五番（下川和博君） ありがとうございます。

それでは次の質問に入ります。

次は子育ての支援についてなんですけれども、今、西之表市は特に介護施設とか福祉の施設が結構多いと思うんですけども、やはり子供のいる方が働いたときに、日曜、祝日がないものですから、なかなか子供を預ける場所がなくて、仕事自体も、施設も困りますし、本人も非常に困っているというふうなことを聞きます。

そこで、この日曜とか祝日に子供を預けるような施設というものの拡充をしていくというか、市のほうとしてもぜひお願いをしていければ、ありがたいのではないかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

現在、市内の各保育園そして認定こども園において、日曜、祝日の預かり保育は実施しておりません。休日保育の必要性についてでございますけれども、平成二十六年の三月に子育てに関するアンケート調査というものを実施し、報告書をいただいておりますが、その中で土曜、休日の定期的な教育・保育事業の利用意向という結果が出ておりますが、この中には土曜日も含まれておりますので、正確な数字とは言えないところですが、ただ、その利用意向を見て

みますと、ほぼ毎週利用したいというのが三六・九%、月に一、二回は利用したいというのが二三%というふうになっておりますので、大変利用意向の高い事業であると思っております。

今後、各保育園等を通して、休日保育の利用意向調査を実施するとともに、受入れの可能性について各保育園そして認定こども園等と協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） ぜひ、保育園等、認定子ども園等をお願いをしてですね、これが拡充できるように、要は、保育園とか認定子ども園も、こう言ってはあれですけど、運営費というか、そういう予算面だろうと思うんです。そこら辺は行政としても、ぜひやっていただきたいな思っているんですけども、市長、短く一言お願いできますか。時間も時間ですので。

○市長（長野 力君） 短くということ、いろいろ説明したいんですが、短くですから言いますけれど、やはり子供ですね、働く、特に女性の方の、子供さんを持った方のニーズは高いと思いますし、しかし高いとしてもですね、やはり預かる以上はしっかりと形で、子供さんですから、預かることになりまして、私はこれを進めることには、もう今、前向きに福祉事務所長と話し合いをしております。

今後ですね、各保育園とか幼稚園、認定こども園とかいう皆さん方、事業所の皆さんと、どういう形であれば預かっていただけるの

か、当然それには我々の負担増になります、また預ける人の負担増になりますんで、そのバランスを考えながら進めていきたいと考えています。

○五番（下川和博君） ぜひ、早くできるようにお願いをしたいと思えます。

次の出産祝い金などの検討ということですが、これも少子化対策ということで、いろいろ報告会でも上がってきてですね、子供三人目以降、特に三人目以降ですが、その子供たちに一時金を出しているところもありますけれども、そういうふうな方法もあるでしょうし、また、十五歳から十八歳になるぐらいまで、月々幾らかずつの生活の子ども手当みたいな形でもいいんだらうと思うんですが、ばらまきと言われればそうかもしれないけれども、何かしないと子供の数が減ってこない。人口の減少には歯どめがかからないということもありますんで、少子化対策の一つとしてそういうものは検討できないものかということなんです、これは市長にお願いします、答弁を。本人の気持ちがあるかどうかですけれど。

○市長（長野 力君） 先ほどの続きでございますが、やはり子供を育てる、産み育てる、これを進めていく、これはもう我々に課された大きな課題でございますんで、今後ですね、これは一つの重点項目になることは、ただ、子育て支援について、お祝い金を渡すことがベストなのかどうか、それはお金ですから、もらうことにこしたことはないと思えますけれども、限られた財源の中からど

う有効的に相対的にですね、長期的に本当に利用されていくのかと考えるとですね、お祝い金も結構だと思いますが。ということですね、当面私どもは、御存じのとおり子育て応援券というのを拡充してやっておりますし、また医療費の無料化もやっております。それでまた、産み育てる環境づくりということで、周産期医療関係も今やっております。そういうふうにして環境づくりをしていく。

ただ、ここで言われるのは、いわゆる経済負担の軽減、経済へのですね、家計への負担の軽減ということだと思います。今後ですね、確かに二歳児、三歳児は、経済負担が大きいのと思いますんで、お祝い金という言い方がいいのかどうかは別にして、何らかの形でですね、幾らかでも子供さんが多くおる、工夫して育てている、教育しているお母さんたちに少しでも負担軽減ができないかですね、そういう方策はまた祝い金等とは別にですね、また祝い金になるかどうかわかりませんが、検討するのも必要かなと思っております。非常に、でも数も多いですし、金額によりましては相当数の多額の財源になってきます。可能なものをいろいろ考えながら進めることが必要かと思えます。

○五番（下川和博君） 確かに多額のお金が必要だろうと思うんですけども、でも子育てにやっぱりちよっとお金をかけないと、なかなか子供を次に持とうかという、その意識を変えていかんとなかなか難しいと思うんですね。そういうところはぜひ、今から子供を持つという方々が、今二人で、もう一人持とうかというふうな意

識を持てるような、そういう政策をぜひとっていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

どんがタクシーの利用状況についてなんですけれども、これも日曜、祝日は運行しないのかというふうな話が出ておまして、それについてはどうでしょうか。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

どんがタクシーでございますけれども、利用状況等は昨年よりも三・五％増えておりまして、今、議員が御質問のように日曜日あるいは祝日の運行の御要望があったようでございます。

日曜日の運行というのは、なかなか業者さんともお話しして難しい状況もあつたようなんですけれども、今年度は、市の行事ですね、試行的に鉄砲祭りと市民体育祭の二日については運行するということを予定しているところでございます。

以上です。

○五番（下川和博君） 特にそういう遠いところからの車を持っていない方々からの要望もあつたわけですけども、今年は二回試行的にやるということですが、できれば来年以降、経費の面も必要になろうかと思えますけれども、施行できていくようお願いをしたと思います。

それから、次の巡回バスの状況なんですけれども、この利用の状

況についてまずお願いします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

巡回バスのわかさ姫でございますけれども、平成二十六年度の実績で八千七百五十二名、対前年度比で六〇・六％の増加ということで、大幅な増加ということになっております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） その要因は何だと思われませんか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 平成二十六年の五月から古園、美浜町にバス停が新設されて、そちらでのバス停の新設で増加したという要因が多いようでございます。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 本日に数が増えるということは非常にいいことだと思います。その次の中ですね、できれば国の合庁、今度は産婦人科の医院もできるということですが、できればサムズのあたりまでお願いできれば非常にありがたいんですが、以前下西校区のほうからも陳情が出ておまして、議会としては全会一致で採択をいたしました。ところが、プールでとまったわけです。

いろいろ理由もあろうかと思えますけれども、巡回バスが行くようになると、どんがタクシーが使えなくなるというふうなことを言われておりますが、例えば川迎がですね、一年間、平成二十六年度四人の方が使っています、人間、利用者数が。年間百七十六回、四人の方が使っています。湊泊は十人の方が四百四十四回使っていま

す。上石寺は七人の方が百四十七回利用しております。これが多いのか少ないのかというのは、単純にはわかりません。一番多いところで、深川が千二百四十一回使っていますね、二十一人の方が利用していますけれども。そういう状況です。

そこで、あくまでも要望になりますけれども、産婦人科ができれば、そこまではどうにかされるんだろうと思いますし、今利用されている方が不便になるということもありますんで一概には言えないところですけども、また大和さんが普通にやっていますから、そこら辺の影響もあろうかと思えますんで、いろいろ難しい点はあろうかと思いますが、あそこに、無線のあの辺には警察署もあつたり、いろいろなものもありますんで、ぜひあそこまで延ばしていただければ、向こうでおられるだけではなくて乗ってもいいわけですから、そうすれば美浜みたいに数がぐっと増えるかもしれません。十人乗るのに一人、二人では非常に寂しいと思います。できれば七人、いつも乗っているような状態ですね、あればいいんではないかなと思いますんで、難しいところはありますけれども、そこら辺をぜひ考慮していただいて、せめて産婦人科の医院ができるころには、そういうような形ができるようにしていただければありがたいと思いますし、腹の大きい人はバスには乗らんという人もおるかもしれませんけれども、見舞いに行く人もおるだろうし、合庁に用事のある人もいるでしょうし、警察署に行く人もいるでしょうし、そこら辺をぜひ加味していただいて。

それともう一つ、下西校区からも請願、陳情が採択を全会一致で  
されているところも見てほしいと思うんですね。年寄りの  
方は、ずっと乗っているのは四十分ぐらいが限界だというふうな話  
も聞いておりますけれども、どこか途中で乗り継ぎができるような  
形をつくるような、八の字を書いてやっつていくとかですね、いろい  
ろな工夫をしていただいて、あれに乗れば便利だなというふうなこ  
とで思います。サムズのほうからも要請があったんですが、だいわ  
には行くのに何でここまで来てくれないんだろとかかかっていうの  
もあるかと思うんですね。言いたくもなろうと思います。モリの  
ほうでもですね、ですから、ぜひ検討していただきたいんですね。す  
けど、市長、いかがですか。

○市長（長野 力君） 巡回バスわかさ姫は、最初ですね、ちよつ  
とあれつと、相当みんな利用すると思っていたのが、若干あれつと  
思ったことがありましたけれども、またその後、徐々に乗車率は上  
がってきておりますんで、そのこと自体はいいことかなと思ってお  
ります。ただ、先ほど申しました停留所を増やす、走行距離を延ば  
せば乗っている時間が長いというのがあるし、そうするためにはや  
つぱり車両を多く手当てしないといけないということも出てくるん  
じゃないかと思えます。

ただ、延びた時間がどのくらいが許容範囲であるかということも  
人によっても違いますけれども、社会的、平均的に見て、そのぐら  
いはバスに乗っていいじゃないかとかいう距離の、時間の長さであ

ればですね、何せ、利用するためにこのバスは回っていますんで、  
バスの利用があれば、別にできるだけですね、いろいろな場所にと  
まることはいいこと思っております。

ただ、いろいろとまるということは時間が長くなるということ、  
それから走行距離を延ばすとそれでも時間が長く、そのためには運  
転手と車両をもう一回体制を整え直さないとということ、  
いろいろなことが絡んできます。ただ、今おっしゃった仮に下西校  
区とかサムズとか合同庁舎、あの一帯が、いろいろな施設ができて  
きておりますんで、あの施設についての路線のあり方、これはまあ  
ちよつと、以前からもそうなんです、考え方が残っておりますん  
で、産婦人科医院ができたことを一つのきっかけにして、もう一回  
見直しをですね、多くの方の利便性をとっていくということに  
なるかと思っております。

それともう一つは、やはり下西校区だけじゃなくて、まだですね、  
それも含めまして、わかさ姫は常にせつかくの市民の足ということ  
で、これをもっとちゃんと広げるなり、増数をやるなり、これもう  
当然考えていきたいと思っております。そうするこ  
とによって、中心市街地にですね、また人が自由に集まることので  
きる、またそこにぎわいが醸成できるということになれば、一つ  
の課題でありますんで、このことは大きな検討課題でございます  
で、活性化協議会とか、業者さんも入ったり、いろいろな協議会が  
ございます。この前も運輸省から来まして、セミナーもあつたり、

それから福岡運輸局からも来まして、こんな話を全部勉強が有りました。多くの方に参加していただいて、市民それから業者ですね、そしてこの公共交通のあり方について勉強したところでございます。言えば、我々が指定されたのは、私どものこのどんがタクシー、わかさ姫について、運輸局から一定の評価というか、受けて、モデルとして、各自治体からも二、三日前ですか、木、金ですか、来て勉強があったわけでございますんで、さらにそれにまた磨きをかけて、市民の足として確保できるように、今、議員のおっしゃったことも検討させていただきたいと思えます。

○五番（下川和博君）　どんがタクシーは、確かに本当、遠いところはよく利用されていると思えます。本当にいいやり方だろうと思つています。ただ、巡回バスはですね、増えたといつても、一周回る中で、平均ですよ、二人までいっていないんじゃないかと思うんですよ。十人乗りですから、運転手を入れて三人です。これを四人、五人、六人と増やしていくためには、いろいろ難しい問題もあるうかと思えますけれども、そういうところを少しずつクリアをしていって、本当にいつも半分ぐらい乗っているぐらいのところまでレベルを上げてもらいたいなというふうに個人的には思います。ぜひ、最終的にはサムズあたりまでとは思いますが、今回、本当にできれば産婦人科ができるあの辺ぐらいまでは延ばしていただきたいというのが私の本音でございますんで、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、馬毛島の問題についてですけれども、私は前からこれは何回も言っていますけれども、例えば国が白紙に戻して、FCLPはもうなくなったよって、種子島には来ないよということになったときに、馬毛島ですね、市長はとにかく汗も流して頑張らんばいけんというふうなことを言いますが、具体的に、市長、何をどうしてやればいいかなというのを、具体的にお願いできませんか、難しいでしょうけれど。

○市長（長野 力君）　国が今はかかる状況にございます。そういう中で、今度は国が白紙に戻したとき、ぜひですね、国が白紙に戻していただきたいと思っております。

その理由はですね、これはずっと馬毛島問題で伝えてきました、そのことが理由でございます。私どもは、四方を海に囲まれた自然、この自然環境が地元の財産です。都会にない財産です。その財産を生かした生き方、そして多くの人がそれを思っておりますね、訪れる、そういう魅力のある島に、そのためにですね、馬毛島もそういうふうなものであつてほしいと思えます。また、島自体のことを考えれば、自然環境を生かしたエネルギーの問題とか、それからまた教育施設、交流施設等があつてですね、そこで子供たちが全国から集まり、いろいろな研修ができるとかいうことも、多くの考え方の一つの中にあるかと思えます。それはもう具体的な例でございますが、何はともあれ、今残された日本の国でもですね、残されている、四方を海に囲まれて、ちよūdい具合の島、そしてまた本土とも種

子島はちょうどいい具合の離島、離れ島ということであればですね、多くの青年、少年、子供たちが来て、そこで自然を堪能し、そしてそこでまた、そこに対して我々もいろいろな支援をしながら、お互い生きていくということがですね、あのすばらしい馬毛島が生きる道ではないかと思っております。

仮にこれをですね、ほかのものに仮に使ったとしたら、そのこと自体で申し訳ないなと思います。そして、そういうことは、私どもこの四方を海に囲まれた、鹿児島あり、指宿あり、屋久島あり、種子島あり、大隅あり、そのど真ん中にあるこの島は、どこから見てもすばらしい島だと思います。そのすばらしい島ということに皆さんが感銘を受ける、利用したいと思う、そういう島につくっていくことが必要だと思います。

それには何をつくるかということは、今後ですね、いろいろな方が知恵を出し合い、していく必要があるかと思えます。産業を興すこともあると思います。それからまた、エネルギーの基点であることもあると思います。教育の場でもいいかもわかりません。夏の、多くの外国の子供さんも入れた、そこで皆さんと交流をする、青少年の、外国の子供さんを入れた青少年の交流の場でもあってもいいと思います。

我々はそれをもつてですね、国が白紙にしていた場合は、皆さんと一緒に、市民と一緒にですね、この島をぜひ、本当にすばらしい島、世界遺産までいきまなければならない、本当、自分たちの遺

産ということですね、していけばありがたいなと思っています。もちろん、そういうことをするためには、所有している方にしっかりと御理解をいただき、一緒に連携をとりながらそういう方向に行けるということが一番のものかと思っております。

今後、馬毛島は日本の中でも残された自然環境のいい島ではないかと思っております。飛行機から眺めても、本当にすばらしい島であります。今、世界で、残された世界遺産というのを大事にし、その遺産を産業としてやろうという、一生懸命世界じゅうがやっております。そういう意味では、ある意味では、くだいですが、自然界遺産と言いませんけれど、そういう意識を持った、気持ちを持った島として利用していければいいかなと思っています。

○五番（下川和博君） 私とは非常に見解が違ふところですが、私も、それぞれの意見ですから、それはそれとしていいと思います。

どっちにしてもですね、この問題については、するにしてもしないにしても、やっぱり市民の中でも議会の中でもいろいろ意見を出し合って、そして最終的に何がいいのかというのを目指していくべきだろうと私は思います。そういう意見をとにかく繰り返しられるような場所をつくっていただければ非常にありがたいですけれどねと思うところです。

西之表市の十年後については、六十五歳以上が約四〇%近くになっていくと、いわゆる高齢者ですね。人口の減少もこれから顕著に出てくるんだろうと思います。やはり、そういうことも、この町の

将来というものをしっかり考えて、十年後、二十年後ですね、生き残っていけるようなまちづくりというのを、ぜひ市長にもやっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時五分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、木原幸四君の発言を許可いたします。

「一番 木原幸四君登壇」

○一番（木原幸四君） 皆さん、こんにちは。

通告に従い一般質問を行います。

議員として十年間を振り返りますと、市民の安心・安全なまちづくりについて、また市民の所得向上についてであります。特に一次産業が西之表市全体の産業を支えているとの思いで一般質問をしてきたように思います。

一回目の一般質問は、十三年激甚災害を体験、タクシー乗務員と

して体験したときの不安、疑問であります。防災無線と屋内子機について、非常に大事なものとそのとき感じたからです。十三年災害時は、一時間百二十ミリの雨の中、お客さんを無事に送り届けるために、連絡のとれない不安な状態が一時間三十分も続いた。いつもなら三十分で送り届けるところを、行く先行く先の崖崩れのために前に進めない。川が氾濫して橋の欄干は流れ、田んぼは一面池になり、どこが道路かわからない状態でした。行く先の自治会長宅にタクシー無線で連絡をしても情報がとれない、携帯電話、固定電話が通話できない状態でした。また、自治会長の宅地の法面崩壊のおそれがあり、公民館に避難した自治会長、また家とも流された人の捜索に出かけて連絡がとれなかったこと等わかった。これ以上は営業できないので、うちに帰ると、防災無線屋内子機での放送で、行方不明者の情報提供を求めていたために、現場の確認後にタクシー無線で消防署へ連絡したけど、消防、警察ともに現地には出動できない。その当時は、公共交通機関であるバス会社又は市民が多く集まる病院、学校、保育園に情報提供することで、安心・安全な家庭に帰れるようにしてほしい思いで、各施設に取り付けを、取り込むように要望したことを思い出します。

現在の防災無線について、現況についてお尋ねいたします。以下については質問者席より行います。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

防災無線屋内子機の現状と今後についてという御質問でございますが、議員が申されましたように、安心・安全なまちづくりにつきましては、市民の皆様が等しく望んでおられることとございまして、行政といたしましても、最も重要な責務であると考えております。

本市の同報系防災行政無線は、平成十二年七月に開局をし、平成十三年一月から運用を開始しております。公民館等の屋外拡声子局のスピーカーや個別受信機から、緊急情報や行政のお知らせが放送されます。防災行政無線の運用から今年で十五年目を迎え、拡声子機の保守点検を毎年実施しておりますが、経年劣化により、故障等が増加傾向にございます。

保守点検の結果につきまして、結果に基づいて、バッテリーやスピーカー等の交換や修繕を実施をしております。個別受信機につきましても、市民の皆様から急に聞こえなくなったとか、雑音が入るようになった等の相談が寄せられております。これは、機器の老朽化に伴う不具合や、近年の電波を発する機器の増加による電波障害等が主な原因となっております。

相談事案に関しましては、電源コンセント、個別受信機側面の電源スイッチの確認、受信機の位置の変更による調整、停電時に備えた乾電池の交換など、対応をお願いをしております。それでも改善が見られない場合は、機器の交換をしております。昨年度は五十台の交換を行っております。

現在、使用中のアナログ系防災行政無線は製造されておらず、修

繕等の対応が困難となつてきております。アナログ系の防災無線を使用している自治体においては、次の機器更新におけるデジタル化への取組みが広がっているところでございます。

今後の対応につきましては、災害時における情報の迅速かつ確かな伝達は大変重要であると認識をしております。市民の皆様への気象情報や避難勧告などの情報共有のため、防災無線の整備は必要不可欠であります。デジタル化に伴い、市としての必要な機能を見極めるとともに、国の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○一番（木原幸四君） 今、課長のほうから答弁がありました。アナログからデジタルに、それまでにいろいろな機器についても外部に取りつけている屋外の機器については、腐食部分についてはコンクリートで補強して使用している。また、屋内子機についても、取りつけて何十年経過で、本体、部品とも製造、部品製造保管期間が過ぎているため、なかなか困難なようございます。

一時は、FM放送に取り組む調査研究もされたかに聞きましたが、現在、使用されている消防等ではメール配信等がされております。それらの状況の中で、今後、災害から市民、島外観光客の安心・安全を守るためにも、将来に向けてどのような調査研究がなされてきたか、必要性を強く感じていますので、お尋ねします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

これまでもですね、調査研究ということでございますけれども、それぞれ皆様御承知のとおり、防災安全・安心メール等でそれぞれの連絡網、体制を確立しているところでございますけれども、その調査につきましては、現在のところ、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○一番（木原幸四君） 現在の機器で対応が何年ぐらいできるというような見通しのもとに調査研究がなされていないのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、部品等がつけられていないということで、向こう数年間は検討していかねばならないということもございますけれども、アナログからデジタルに変更する場合には、それほどメリットがないということもございまして、その辺の費用も含めまして、検討しているところでございます。

以上でございます。

○一番（木原幸四君） 先ほどからずっとお聞きしておりますけれども、市民の安心・安全なまちづくりのために、今後とも、検討をされていないということでございますけれども、今のあるものを大事に改善というか、できるところは補修して、対応していただきたいと思います。

次に、二番目のAEDについての、活用についてでございます。

が、当時は行く先行く先で必要性を訴える同僚議員がいて、今に至っていると思います。これも、民間では市民が鹿児島島の病院に通院するときに高速船やフェリーに、また島の観光客増加を願う、行政では小中学生が体育、部活にスポーツ交流人口を増やすためにも、安心・安全をうたい文句に取り組んだ結果だと思えますが、現況についてお尋ねします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDでございますけれども、これは機能を失った心臓に対して電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための医療機器でございますけれども、その設置につきましては、市役所を初め、保健センター、市民会館、市民体育館、小中学校等の市の機関で十九基、浦田海水浴場、能野海水浴場には、海水浴期間中各一基を設置しており、その他医療機関など三十一基、市内合わせますと五十二基が整備をされております。

AEDの普及につきましては、津波防災マップや土砂災害防災マップに公共施設のAED設置場所を掲載するほか、民間施設も含めて地図上に落とししたAEDマップを市のホームページにも掲載をしております。小中学校などの市指定避難所には、標高やAEDの設置の有無を明記した表示板も整備をしております。AEDの管理につきましては、パットやバッテリー等の交換が必要となりますので、施設管理者による確認が行われております。

次に、AED利用に関しましては、熊毛地区消防組合を中心に講

習会が実施をされておりまして、これまで普通救急救命講習五千三百二十九名、上級講習五百四十九名が受講をされております。昨年度、本市における受講の状況は、普通講習百四十四名、上級講習四十一名が、その他受講証明書が交付をされない短時間の講習を受けられた方が千九十五名となっております。また、近年、AEDを使用して人命救助をされた事例は、平成二十四年度に一件の報告がございます。

今後の利活用につきましては、特にイベント開催時に主催者において、会場周辺のAEDの設置箇所を把握をいただくとともに、近辺にない場合は会場に準備をいただくなど、万全の体制をお願いをしたいと考えております。それ以外につきましては、防災マップで機器設置箇所の確認をいただき、一人でも多くの方に心肺蘇生法を初め、救急救命の方法について、機会を捉え講習会に参加をいただき、安全・安心の確保に努めていただきたいと思います。あわせて市職員への研修につきましても、今後、検討してまいりたいというふうを考えております。

以上で終わります。

○一番（木原幸四君） 一つ確認したいと思えますけれども、今、必要性については感じておりますけれども、管理されている学校が廃校又は休校となると、管理状況はどのように変わっていくのか、お尋ねしたいと思います。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

閉校、休校になった学校のAEDの取扱いについてでございますけれども、既に鴻峰小学校の分については、もう撤去してございせんけれども、立山小学校のAEDにつきましては、現在、休校中の学校の備品の管理の移管作業を実施をしております、AEDにつきましましては、社会教育施設で利用するように今検討しているところでございます。

以上です。

○一番（木原幸四君） 鴻峰小学校の廃校というか、閉校の学校については、校区長さんの相談のもとに設置場所が示されていると思います。次に、実際、現和小学校に行ってみましたら、体育館入り口に両側に目立つ赤いポスターで職員室の廊下に管理してありますと書いてありました。また、先ほど廃校、休校じゃなくて、土曜日、日曜日、休日の長期休業中についての取組みについて、お尋ねします。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

休日の、長期休業中の取扱いですけれども、通常、学校のほうには教職員のほうが勤務をしておりますので、通常の取扱いと何ら変わらないというふうに考えております。

以上です。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 夏休みや冬休み等の長期休業中について

はですね、土日以外は学校に職員が必ず誰かおりますので、ただ、土曜、日曜の場合は、職員が勤務をしております。そのときにどうするかというようなことになるわけなんですけれども、校長に連絡をして鍵をあけてもらってというようなそういう時間はないと思いますので、そういう緊急の場合にはですね、もう窓を割っても構わないと思いますから、中に入ればどこかに保管をしてありますので、ガラス窓を割ってですね、入り口の窓を割って、入って、活用、使用ですか、してもらえばというふうに思っております。

○一番（木原幸四君） 管理については、今、教育長より話がありました。ガラス等を割ってでもいいということでございますけれども、そこら辺、広報っていうか、近くの地域の方に広報をして、今後とも取り組んでいただきたいと思えます。

それと、学校に行くと、必ず固定的にAEDが備えられているということで安心しますが、また、議会報告会でもある地域から、地域の行事っていうか市の主催する行事等について、持ち運びができる予備のAEDがあればという話がありましたけれども、これについては、先ほど総務課長のほうから、あるというような答弁がありましたので、これについてもスポーツ推進委員を通して広報いろいろな地域の方に広報するなり、今後とも続けていただきたいと思えます。

次に、大字地域における緊急搬送について。これについては、若いときは静かな環境で生活してきたが、年をとると病院の近くで、

スーパーの近くがいいと思うのが、大字に住む人の思いで、だから、子育て中の若者は病院の近くに住んでもらいたいというのが、高齢者の本音だと聞きます。

そこで、種子島は国道を中心に発展しています。西之表市は、種子町、南種子町との違いが、西之表港を中心に発展している、極端な話が西海岸沿いに集中しているので、東海岸沿いの人口減少の原因が見えてくる。

そこでお尋ねします。緊急搬送時間について調べてみると、消防署を出動して、現地着までの平均時間で国上港が十五分、中目十二分、伊関十三分、安城十六分、立山二十一分、中割二十三分、古田十二分、現和十分です。人口にして三千九百四十一人が住んでいるそうです。参考までに、大崎九・五分、安納九分、住吉八・七分、深川が十分です。これについては、私の考えでは、早いうえはないんですけれども、十分ぐらいが、電話をしてから十分ぐらいが現地に到着してほしいものだと思います。

そうした中で、時間の短縮、防災上、今の消防署を移転する場合は高台で、それとまた、大字の学校跡地利用についても極端な話ですけれども、分遣所などどこか、調査研究する考えがあればお尋ねします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今、議員が御案内のとおり、救急搬送の状況につきまして、平成二十六年中七百三十三件、六百九十七名というふうになっており

ます。榕城校区で三百三十七名、上西二十九名、下西九十二名、国上六十三名、伊関十名、安納十二名、現和四十二名、安城十七名、立山四名、古田十四名、中割四名、住吉校区七十三名というふうなことで報告をいただいております。また、その出勤から現着の平均時間でございますけれども、議員に御紹介いただきましたけれども、平均で十一・七分ということで、最長で中割校区で二十三分ということでございます。

そういうことで、消防署、分遣隊の場所についてでございますけれども、こういう一刻を争う市民の命がかかっていることでございますので、そういう救急医療機関までの距離も含めて、今後検討させていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○一番（木原幸四君） 一人の命というのは、大字にいても市街地においても平等であってほしいものです。今後そういうようなことを、それだけじゃないと思うんですけれども、総合的なことを調査研究して、取り組んでいただきたいと思っております。

それと、次に移ります。

自衛隊のFCLP歓迎看板についてでございますけれども、個人の思想信条は理解できませんが、私も何も言える立場ではありませんが、たとえ許可を得て看板を立てているとしても、FCLPの歓迎の看板が増えていることが不安になります。

市民はもちろんです、島外観光客、またスポーツ交流来島者等

に、安心・安全なまちづくりを推し進める上で、不安と悪影響を与えない心配です。よくよく考えて、過大にならないように取り組むべきと思いますが、お尋ねいたします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 最近、出ている看板についての質問だと思いますが、最近とみにですね、特に増えてきているとは、私も認識しております。ただ、どのような方が、どのようなときに、どのような方法で、どのような形で活用して立てられたかはですね、私自身も関知していないところでございます。

大変多くなってきておりますので、皆さんがどういうふうに、今後また増えていくのかどうかですね、私のところではまだわからないところでございます。

○一番（木原幸四君） 一番懸念されるのが、種子島観光の受入体制を整えて、ずっと、私たちが議員になったときからもそういう考えで来ております。そうした中で、よそから来る人に不安、悪影響を与えないように、今後とも気をつけて見守っていききたいと思っております。

次に入ります。

熊毛の畜産業についてというテーマで出しておりますけれども、これについては、今現在、安納いもについてもなんですけれども、熊毛牛というような形で高い評価をいただいているということで、熊毛の畜産業についてということで質問しておりますけれども、西

之表市のことについての、後については、西之表市の畜産業についての答弁をお願いしたいと思います。

先ほど同僚議員が言いましたように、産業厚生委員会で和牛の六月競り市場に調査に出かけて、私が思ったことは、昔の環境とすると、見違えるほど違っていました。生産者の笑顔に安心した態度が見えました。午前中の結果についても、先ほど答弁がありましたけれども、六十万円近い平均価格で取引されていきました。確かに生産者もマニュアル化した、努力した結果だと思っています。

そうした中で課題も見えてくると思います。というのも、高齢化と後継者不足、解消、解決するための施策があれば、お尋ねします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。本市の畜産業についてお答えいたします。

本市の畜産業は、子牛生産を中心とした肉用牛、大規模経営の多い乳用牛、島内消費向けの鶏卵鶏、豚等が飼養されており、特に肉用牛については、粗飼料不足を補うため、さとうきび梢頭部、さつまいも茎葉、稲わら等を利用するなど、他作物との複合経営が主流であります。

平成二十六年度の農業粗生産額は、乳用牛十二億六千四百九十八万円、肉用牛十一億三千五百五十万円、畜産部門の粗生産額の総額は二十四億九百一十万円に上がり、全体の三八・八%を誇る本市の重要な基幹産業となっております。

本市の畜産振興につきましては、これまで経営の安定や生産基盤の確立を図るため、政策を実施してきておりますが、飼養農家や頭数の減少、T P P問題、粗飼料の確保対策などの課題もあるところでございます。

このようなことから、畜産農家が新規に牛を導入するための資金を貸し付ける畜産振興資金、付加価値の高い子牛の商品性向上を図るための種子島あかおぎ牛産地確立推進事業など、継続実施に加えまして、平成二十七年から新たに本市の肉用牛の増頭対策につきまして、少しでも増頭につながる畜産増進推進支援事業を実施するなど、その対策に努めてまいっているところでございます。また、平成二十八年度からは、草地造成、飼料基盤の整備、草地基盤整備と施設の一体的整備を実施する畜産基盤再編総合整備事業を進めることとしております。

いずれにしても本市の畜産は、農業振興の大きな柱であると考えており、今後、本市の畜産の強みを十分に生かしながら、耕種と一体となって畜産振興に取り組んで、所得向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一番（木原幸四君） 若者の規模拡大と高齢者のバランスこそが必要だと思います。そうした中で、飼育期間でも、先ほど競り市場の中でのあれなんですけれども、飼育期間で二カ月ほど若い子牛を生産して、高い価格で、生産者が購買者とともに種子島、熊本でプ

ランド化しつつある、今をチャンスに変えるためにも、先ほど課長のほうからも答弁がありました。外国からの乾燥トウモロコシ等の天候に左右されない生産性の高い粗飼料、濃厚飼料等を、現地とどうか地元で生産供給体制の確立のために、きびの精脱トップ又はハカマ、でん粉いも、安納いも、飼料米、稲わら等に大型導入すること、安定供給と価格安定、維持する考えはないかお尋ねします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

現在、本市における粗飼料自給率は、酪農が五割、肉用牛六割弱ですが、本市農家においては、さとうきび梢頭部やでん粉、焼酎かす、さつまいも茎葉など、副産物資源を活用し、飼料費の抑制に努めてきました。

御承知のとおり、さとうきびにおいては、精脱葉施設の整備が進んでおり、今年度、農業生産法人が市内の機械収穫の半分を処理する大型精脱葉施設を整備し、これまでのように冬場の粗飼料であるさとうきび梢頭部の確保が困難になります。そのかわりに精脱葉施設から排出されるセビが粗飼料となります。これまで関係機関と連携し、安定的な畜産経営を行うために必要不可欠な粗飼料の確保について、良質かつ安価な粗飼料が供給できる体制作りを検討してきていますが、今後の粗飼料対策の方向性としては、公共牧場の効果的な採草事業の展開、セビの効果的な活用、副産物・未利用資源等の効果的な活用、水田を活用した飼料用稲や飼料用さとうきびなどの活用、効率的な粗飼料生産のための高性能機械及び施設の導入

などが考えられます。

質問の濃厚飼料化施設の導入については、現在、JA種子屋久など、関係機関とセビやでん粉、焼酎かすなどの未利用資源の活用ができないか検討をしていますが、飼料化した場合の栄養価、嗜好性、加えて施設の設置及び運営について多額の費用がかかるという観点から、効果的な飼料供給拠点施設となり得るか、さらに検討、調査を進めていく必要があるかと判断されます。

いずれにせよ、安定的な生産飼料確保は畜産経営のなめです。で、畜産農家の実情を把握し、農家所得向上につながるような対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（木原幸四君） 最後に市長にお尋ねします。

私が熊毛と言った最初の表題なんですけれども、今現在、本当に屋久島、種子島を取り組んだ畜産振興がなされております。本当、今後ともそういうようなことで、他市町村とも、生産者の供給、生産者のためにも、今後リーダーシップをとっていただいで、頑張っていたきたいと思います。

今後のますますの畜産業ブランド化を進めていく考えはないか、お尋ねします。

○市長（長野 力君） 畜産業につきましては、私どもの西之表市においても最大の農業でございます。シェアを占めております。特に酪農、そして和牛生産ということでございますが、私も大きなで

すね、農業振興の中の柱に、酪農はそれなりの国の体制とか、そういうことですね、いろいろありますけれども、今後、和牛農家については、高齢化して、非常に承継する農家がないということもございまして、非常に危機感を覚えております。

そういう中で、どうしても若い和牛農家と酪農家を確保するためには、今、議員がおっしゃいました、何はともあれ、やはり飼料のすね、確保、これが一番だということを、私はよく、そこに携わっている若い人と話をするときに言われます。和牛の何が問題なのかといいますと、出てくるのはやっぱり飼料の確保、これが自分たちは不安だということを言われますんで、この飼料の供給体制が一番大事かと思っております。

今後、一市二町、屋久島も含めてということになるかもわかりませんが、やはり種子島は一つというような格好ですすね、この和牛農家、酪農農家の育成、特に若い農家の育成にはすすね、ぜひ努めていきたい。その裏づけとしては、何といたしても、我々がしっかり安心してすすね、飼料体系というのを、我々が構築してやるのがすすね、農家の皆さんが和牛に手をつける大きな安心感だと思います。

そのために今後、どのようにしてこれを確保していくかということと大きな課題でございますんで、農家の皆さんやまたJAの皆さん、そして私どもを含めまして、しっかり体制づくりに走りたいと思っております。

○一番（木原幸四君） ぜひとも安納いもと並ぶ安定した畜産業のブランド化を推し進めていただきたいと思えます。

次のシカ対策について、お尋ねいたします。

支柱補助は本当にだめなのかということですが、答えは生産者の負担を考慮した結果という、あと、財政的に厳しいということだと思っております。それについては、生産者の負担ということを一つ取り上げますと、一本五百円だとしますと、十年もつ考えでいきますと、五十円という減価償却になるわけですが、確かに高いかもしれませんが、シカに食べられるという農家の本当の気持ちだと思えます。つくったものが収穫できないというのが、本当に生産者にとっては、厳しいものがあると思えます。

そこで、生産者というのは、中種子町、南種子町と常に情報交換をしているわけですが、なぜ西之表市は支柱補助がないのかというのは、西之表市の市民の声でございます。確かに西之表市のほうがシカが多いわけですが、被害についても大きいと思うんですけれども、補助事業に対しても今後とも横の連携をして、そこら辺、市民に報告がもう少しほしいと思うんですけれども、その部分については、確かに農談会とか、説明していることと思えますけれども、なかなか農家の人も厳しい生活状況の中では、農談会にも顔を出していなかったり、また若い人たちは勤めの関係でなかなか農談会にも足を運ばない状況であると思えます。そうした中で、

今後、どのような対応を考えていくか、お尋ねします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

支柱の補助につきましては、先般の九番議員に答弁しましたとおりで、支柱に対する補助については、これまで同様で御理解いただきたいと思えます。

なお、考え方としましては、一応、推定頭数が三千頭ということでしたので、それを抜本的対策ではございませんけれども、まずはネットの購入の助成をいたしまして、それでまずは個々の対策を打っていただきたいというところです。予算の範囲もございまして、支柱まで助成をしますと、そこまで対応ができないんじゃないかなるかろかと考えていますので、そのことを御理解いただければと考えております。

以上です。

○一番（木原幸四君） そうであれば次に移りますけれども、金網さく、この推進が弱いのではないかとというような考えがあります。行政として目標を立て、金網さくを今後推進していくんだという指導体制はとれないものか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

平成二十七年当初における鳥獣被害防止総合対策整備事業を活用した鳥獣の侵入防止さく、電気さく、金網等の設置の御要望につきましては、種類別に申し上げますと、金網が二万六千七百六十九メートル、電気さくが四万九千四百二十メートル、ステンレス入り

ネットさくが七千五百七十五メートルとなっております。特に、金網さくは、面積換算ですと前年比の二倍の三十三ヘクタール、地区数は四倍の、十二地区の要望が出ているという状況でございます。

議員御質問の件でございますが、金網につきましては、事業の制度上、設置は事業実施主体自らが施工することになることから、完成するまでに多くの労働力がかかり、ある程度まとまった人数がないと設置が困難なことや、平成二十五年程度までは設置件数が少なく、農家の皆様にも知られていなかったこと等が挙げられていると思えます。しかし、市政の窓、また座談会等の活用によりまして、周知徹底が図られたことにより、また設置箇所が増加等に伴う侵入防止効果等の波及によりまして、設置要望が増えてきているという状況です。

今後の設置地区につきましては、圃場全体といえますが、団地が一体的に囲めて、侵入防止の効果がより広くなるような地区を中心に設置していただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○一番（木原幸四君） 次に入ります。

シカ対策とは、鳥獣被害対策とは、補助金を使うネット、電気さく、金網さくだけなのかというのが私の考えなんです。

私は、今までも、せめて天然林の中でも広葉林、これについても三十年に一回は更新して、再生させてほしいというのが、シカ対策

のまずもつての原則だと思います。山に住めない状況をつくつたというのが、そういう考えからでございますが、人間の生活環境又はシカの生息環境には、必要なことだと思いますので、広葉林については、炭焼き補助金を出してでもやると、やるべきであると思いません。炭の効用については言うまでもなく、農薬除去とか、農地に還元すると、水分調整に適しているというような、災害機能がある、そのようなことも数多くあると思います。

そうした中で、広葉林の利活用についても、循環型の一次産業活性化につながるためにも、並行した事業は考えられないか、お尋ねします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

天然林、広葉樹につきましては、木質バイオマス燃料としての需要が拡大することも予想されることから、適正な伐採を推進し、萌芽更新により、山全体の資源の循環利用を促進し、森林の再生に努めているところにより、一次産業の活性化に努めていきたいと思っております。

なお、本年度は、市町村の森林整備計画を策定予定でありまして、天然林、広葉樹の計画についても再度議員の言われた意見等も踏まえて、再度検討していきたくと考えております。

以上でございます。

○一番（木原幸四君） 最後に市長にお尋ねします。

以下の、同様の質問でございます。

○議長（永田 章君） ここで議長からお願いたします。

市長答弁中、正午となることも予想されますので、そのまま審議を続行いたします。

○市長（長野 力君） 議員の今の質問でございます。

大変、シカ対策と比べて、より原点に返つたような大きな意味ではないかと思っております。

おっしゃるとおり、シカ対策はしなきゃいけません。しかし、やはり、私も自体も、天然林、そういうものをですね、しっかりと守っていく、また切りかえて更新していくということが、シカにとても、またいろいろな意味でですね、自分たちの生息というのができないかということかもしれません。また大きくいうと、そういうことがあるとしても、やはり今後、広葉樹の整備、それからいろいろな利用がこれからあると思います。

今ですね、こういうものの、種子島については、今度、木質バイオマスの燃料の需要とかですね、それから木材の利用とかですね、いろいろな形で森林に関するものを改めて、やはり検討していくということだと思っております。やはり、今議員の質問の中で、やっぱり、そういうことが結果的にまたシカということにもつながっていくのかということの考えもいただいて、なるほど、やはり我々は大きな意味でもやっぱりそういうことをしていけないといけないという考えを持ったところでございます。

今後とも、ぜひですね、研究し進めていきたいと思っております。

○一番（木原幸四君） いろいろな総合的な事業をする中で、いろいろな多面的な考えを参考に、またいろいろな先人の、先輩たちの意見も聞きながら、種子島の農業をどうやってしてきたかというようなことで、実際、私もシカの猟友会の仲間と一緒に山を歩くんですけれども、炭焼き小屋というのがものすごく、川の近くには必ず二、三個の大きな炭焼き窯があります。そうしたのは、私が言うまでもなく、海に対しても、川に対しても、やっぱり浄化機能とか、いろいろなことを考えてのことと、昔の人たちは本当に偉いなあというようなことを感じて、最後の質問といたします。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で木原幸四君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、濱上幸十君の発言を許可いたします。

〔三番 濱上幸十君登壇〕

○三番（濱上幸十君） 通告書に従い質問いたします。

まず、ふるさと納税に対する記念品についてでございます。

記念品の贈呈につきましては、県内市町村の平均をとって記念品の率を決めたと前回の質問に対して答えてくれておりますが、安過ぎと、率が公平でないと思っております。

安過ぎる点につきましては、出郷者の皆さんの方の意見もほとんど同じでした。

率が公平でない点につきましては、記念品の金額は、一万円以上二千元、五万円以上三千元、十万円以上五千元となっております。率にしますと、一万円以上については、一万円の方には二千元で二〇％、二万円の方にも二千元で一〇％、三万円の方にも二千元で六・七％、四万円の方にも二千元で五％、五万円以上につきましては、五万円の方には三千元で六％、六万円の方にも三千元で五％、七万円の方にも三千元で四・三％、八万円の方にも三千元で三・八％、九万円の方にも三千元で三・三％、十万円以上については、十万円の方には五千元で五％、十五万円の方にも五千元で三・三％、二十万円の方にも五千元で二・五％、百万円の方にも五千元で〇・五％と率が不均衡になっております。つまり高額になればなるほど低率になっている状況です。

一万円の二〇％でも安いと感じるのに、五％、四％、三％というのは不公平で安過ぎると感じますが、市長はどう感じているのでしょうか。率を変えることについて検討する予定はあるのでしょうか。

以下、質問席から質問いたします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） ふるさと納税は、当初の趣旨がありまして、こういうのが制度化されたわけでございます。その後、それを利用して自分たちに物を還元してまたもらおうというような流れができたところでございます。一万円以上、その金額によってパーセントが違うので、それがおかしいんじゃないかということでございまして、これは考え方でございまして、均率に率を当てはめて、十万円の人はいくら、百万円の人はいくらというように決める一つの方法があると思いますし、それからまた、小さくですね、ふるさとを思っていてやってくれた人には率を高くするとか、いろいろ考えがあると思います。

今のこの比率は、ほかのところも見ながら、ほかの例も勉強させていただきながら、このあたりがいいんじゃないかなということを決めているところでございます。これは確固たるこれがいいというんですね、判断のものではございませんし、今議員がやっぱり少ないんじゃないかということであればですね、またいろいろ研究をしながら、高くすると多くの方が寄附してくれるということもあろうかということも予想もされれば、そういうことの考慮というか、考え方を含めるとかいうこともあるかなと思っております。それは、今後いろんな流れによって検討の課題になるかと思えます。

○三番（濱上幸十君） それでは、今の回答ですけども、考慮すると。考慮するつちゆうことでよろしいですか。

○市長（長野 力君） 今後、研究をさせていただきます。

○三番（濱上幸十君） 研究させていただくことでありますので、ぜひ率を変えてですね、高額にしていきたいと思えます。ふるさと納税に対する取り組み姿勢について、出郷者の方から、市役所にふるさと納税について担当課に説明を求めたところ、担当者がいまいせんと言われたと。「どうなってんの。縦割り行政じゃないかと思った」と言われました。もう少し情熱をもって取り組みを要請しまして、次の質問に移ります。

二点目は、ふるさと納税が一位の長崎県平戸市が、来月七月三日、四日の二日間、ふるさと納税九州サミットを開催し、同二位の佐賀県玄海町、同四位の宮崎県綾町も参加し、それぞれの取り組みをPRするそうです。

同三市町のほか、インターネット上で各地の特典を紹介しているトラストバンクという会社が主催し、三百五十人の参加者を募集し、初日は同社の代表者が基調講演、二日目は平戸市の特典を発送する農林水産物直売所を視察するそうです。平戸市には、企画財政課にふるさと納税推進班が設置してあるそうです。

このふるさと納税九州サミットに職員を派遣することについていかがでしょうか。市長、お願いします。

○市長（長野 力君） 今議員がおっしゃいましたように、七月三日から四日にかけて、ふるさと納税九州サミット in 平戸市が長崎県平戸市で開催されます。

本会議は、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」を運営するトラストバンクが自治体と共同して開催するもので、六月から八月にかけて全国七都市で実施されることになっており、その九州版ということになります。

内容といたしまして、先進的な取扱いを行っている自治体が開催地となり、自治体職員による講演やパネルディスカッションなどが予定されており、その後、自治体職員の情報交換の場も設けられているようにございます。

本市から、この平戸の大会に、担当課である地域支援課から二名の参加を予定しているところでございます。

各です、平戸市は非常にこのふるさと納税を利用して多額の寄附を集めたところでございまして、そういうことも、どういふふうにやって集めたのかですね、ことも含めまして、今後、私ども、このふるさと納税については積極的にですね、運動を展開しなければいけない、その手法等も含めまして、勉強にですね、行かせたいと思っております。

平戸市とともにふるさと納税の先進自治体である佐賀県玄海町や宮崎県綾町も主催自治体として参加されるようですので、先進自治体のふるさと納税を通じた地域活性化の取組みに、職員がしっかりと体感して、身をもって勉強していただくことを願って、勉強に行かす予定です。

○三番（濱上幸十君） 二名の職員を参加させるということではござ

います。しっかりと勉強してきていただきたいと思えます。

ふるさと納税に対するお礼につきましては、西之表市の特産品はけて、市民の所得が向上する効果があると思えます。半分とは言いませんが、せめて四割のお礼をすることを要請しまして、次の質問に移ります。

二番目の日米安全保障条約と馬毛島関係について質問します。

最初に、日米安全保障条約について質問いたします。

日米安全保障条約につきましては、地方議会になじまないと考えましたが、当市は馬毛島問題を抱えておりまして、それで取り上げました。

さきの戦争について、今では太平洋戦争と言われておりますが、戦争開始時は大東亜戦争と言っておりました。戦争に負け、GHQが太平洋戦争と呼び方を変えたのです。この戦争について、中国や韓国は侵略戦争と呼んで日本を責めておりますが、日本は今の中国とは戦争をしておらず、朝鮮半島は日本の領土でございました。彼らとは戦争をしておらず、したがって、彼らから侵略戦争と責められる筋合もないのです。

さらに、この戦争については、GHQの大將だったマッカーサーも、昭和二十六年五月二十六日のアメリカ議会上院の軍事外交合同委員会、日本が戦争に入った目的は主として自衛のためだったと証言し、日本の侵略戦争を否定しました。マッカーサーは、北朝鮮が韓国に侵攻して始まった朝鮮戦争を経験して、日本が中国大陸に

行ったのはソ連等の共産主義国と戦っていたことをやっとなり理解したのです。

また、昭和三十年に開催された第一回バンドン会議においても、出席した日本の加瀬俊一氏に対し、インドネシア・スカルノ大統領、インド・ネルー首相、エジプト・ナセル大統領、中国・周恩来首相、このほかアジア・アフリカ各国の代表者は、「よく来てくれた。日本があれだけ犠牲を払って戦ってくれなかったならば、我々は今でもイギリスやフランス、オランダの植民地のままだった。こうやって独立できたのは日本のおかげだ」と感謝のことばで大歓迎をしてくれたそうです。

さて、今、日本の周辺を見ますと、尖閣諸島をめぐる、中国が自国の領土だと主張して、毎日のごとく公船を尖閣諸島に集結させ、ときに日本の領海を侵犯している状況になっております。さらに中国は、フィリピンのスプラトリー諸島及びベトナム領土の島々の海面を勝手に埋め立て、飛行場を建設しており、この飛行場については軍事目的だとはつきり堂々と公しております。まさにアメリカのプレゼンスが失われると中国の侵略を許してしまうという見本が、今の日本、フィリピン、ベトナムの前線で行われております。

戦後七十年間続いている日本の平和は、日本がアメリカと安全保障条約を結んでいる結果と私は考えます。憲法第九条があったからではありません。憲法第九条には、軍隊を持たないこと、戦争放棄がうたわれております。しかし、国連憲章では、自衛、敵が攻めて

きたときのための戦争は否定されておりません。ですから自衛隊が創設されたのです。もともと、朝鮮戦争が起きたためでもありますけれども。

市長にお尋ねします。戦後七十年日本が平和であったのは、要因は何だったと考えますか。また、日米安全保障条約は日本にとって必要だと考えますか。回答をよろしくお願いします。

○市長（長野 力君） 今、戦後の、戦争中のいろいろな状況説明をされました。日米安全保障条約でございますが、強力な軍事力を有する米国と同盟関係を築くことで、我が国への軍事攻撃を想定される場合の抑止力が働いているものとは、考えも当然あるかと思えます。

また、そうしながら、我が国は、さきの戦争で多くの国民が死亡しましたが、戦争の深い反省の上に立って、二度と戦争を起こさないという、そういう平和国家を築いてきた国民の思いや行動も大きかったものと考えます。

そういうことで、一方ではですね、日米安全保障条約、同盟国による抑止力の効果もあつたらうと思えますし、また、国民自体がそういうことを含めてしっかりとさきの戦争の反省の上に立って行動してきたということではないかと思えます。

○三番（濱上幸十君） 市長は、日米安全保障条約は必要だということではよろしいでしょうか。

○市長（長野 力君） 日米安全保障条約は、これまでの日本の安

全保障の中で非常に重要な役割を果たしてきているものと認識はしております。

しかし、一方、世界で軍事力による力の支配の世界からは脱却しなければならぬという認識が広がっていることも感じてはおりません。

また、日米安全保障条約第六条から発生している日本国とアメリカ合衆国間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定というのにもございますが、日米安全保障条約は、そう見ながら、この日米地位協定につきましては、ある程度時代の流れとともに改善すべきものは改善していく点があるんじゃないかなという感じはしております。

○三番（濱上幸十君） なかなか煮え切らない判断ですけど、ずばり聞きますけど、日米安全保障条約について賛成か反対か、どちらかお答えください。

○市長（長野 力君） 現在、日米安全保障条約は、日米とも締結をしておりますし、その条約そのものはですね、必要かと思っております。

○三番（濱上幸十君） そうすると、必要であるということであれば、じゃあ、賛成ということでしょうか。

○市長（長野 力君） 中身のいろいろなことはあつたとしても、そのこと自体は、日米の間で条約は締結されております。

○三番（濱上幸十君） 答えになってないんですけど、賛成か反対か。賛成ですか。

○市長（長野 力君） 日米安全保障条約そのものについてはですね、一応賛成ではございますが、今後、さっき言いましたように、世界の動きとか、そういう時の流れ、それからいろんな具体的なことを含めまして、幾らか改善の余地もあるんじゃないかなという気はいたします。

○三番（濱上幸十君） それでは、市長は賛成ということでございますので、次の質問に移らせていただきます。

続いて、次の質問に移ります。馬毛島問題関連についてでございます。

一点目は、馬毛島に自衛隊基地が建設されることについてです。市長は、同僚議員の馬毛島に自衛隊基地が建設されることについての質問に対して、「馬毛島には自衛隊基地とFCLP施設ができてから反対である」と答弁しております。

また、平成二十三年七月八日付、米軍基地等馬毛島移設対策協議会の広報紙で、市長は「七月二日開催された防衛省の説明会においてこの話が浮上してから、我々の主張は一貫しており、たとえ自衛隊であろうと、FCLP関連施設の整備は反対である」と主張しております。この気持ちに間違いございませんか。

○市長（長野 力君） 今我々が検討して、今の話は、あくまでもFCLPとのセットであると防衛省から聞いておる、そのセットで

ある限り反対であるという見解でございます。

また、この問題は、日米間で行われたツー・プラス・ツーの合意文書に書かれており、これに関して国と国との間で新たな約束が交わされない以上、自衛隊基地単独でできるようなことはないんじゃないかと思えます。

そうなった状態になり、自衛隊基地の話が来るのであれば、またその内容をお聞きして、市民の皆さんに報告して対処していくことになるかと思えます。

○三番（濱上幸十君） 今の答弁です、市長は、FC LP施設がセットで来るから反対ということでございますか。

○市長（長野 力君） 今我々が馬毛島問題にしているのは、FC LP、さつき申しましたツー・プラス・ツーでFC LPを恒久的な施設としてという合意がなされております。そういうことで、私もFC LPセットの自衛隊は反対ということになります。

FC LPについてですね、国のほうでその合意の取消しとか、そういうことはないということになって、また自衛隊のことが話が出てくるとなればですね、それはそれなりにその自衛隊の内容をお聞きしながらですね、皆さんと一緒に報告を一緒に進めていきたいということになります。

○三番（濱上幸十君） 市長はですね、私の先ほどの質問ですね、日米安全保障条約については賛成ということございましたけども、それは間違いないですか。

○市長（長野 力君） はい、先ほども説明をいたしました。

○三番（濱上幸十君） FC LP施設は、これは米軍の施設でございます。そうすると、日米安全保障条約賛成というのはちよつと矛盾しないでしょうか。市長、いかがですか。

○市長（長野 力君） たとえ日米安全保障条約賛成といいますが、我々の地域にとつて、いろいろなことですね、そのことを改善したり、地域を守るといことは、私は日米安全保障条約賛成だからだめというわけではないと思えます。

この地域のそのFC LPについて、この地域に来ることについては、今までもずっと説明しておりますが、そういうことで反対している。それが来なければですね、自衛隊そのものについては、さつき申しましたように、その内容をお聞きしながら、市民とともに報告し、対処していくということになるかと思えます。

○三番（濱上幸十君） 市長は、先ほど、FC LPがですね、自衛隊とセットで来るから反対と。ということであれば、自衛隊が馬毛島に来ることについても反対なわけですか。

○市長（長野 力君） 先ほど申しましたように、FC LPがこの合意から取り消されて馬毛島には来ないと、また自衛隊のこととしてまたこれからは別な話で来るということになれば、当然それはですね、そうということでお話を聞くことになります。

○三番（濱上幸十君） 市長と討論していますとですね、禅問答で何が何だかわかりませんが、市長は日米安全保障条約に賛成なん

だけでも、FCLPが馬毛島に来ることは反対と、ということはおわかりました。

続いて、次の質問に移ります。馬毛島関連の二点目ですけども、FCLP訓練についてです。

市長は、今私が話しました平成二十三年七月八日付の協議会の広報紙で、防衛省の説明を受けたと挨拶しております。その防衛省の説明の中で、FCLPの訓練についてどのような説明を受けておりますか。例えばですね、一年間の訓練回数、一回の訓練日数について、いかがでしょうか。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。ちょっと事務的な話の分野に入りますので、私のほうから御説明させていただきたいと思えます。

平成二十三年七月二日の防衛省の説明時に、そのときに、訓練回数とか時間帯とかございましたけども、回答といたしましては、平成二十三年の実績として、五月三十一日から六月二十日の九日間、硫黄島で行い、着陸回数二千七百八十回、夜が千二百二十回、平成二十二年が一回、八日間で千二百三十回の発着回数、平成二十一年は二回で十二日間、平成二十年は一回で一日だけ、平成十九年は三回で十九日といった実績だけの回答があったところでございます。あわせて、一回当たり十日ぐらいとの説明を受けています。

以上でございます。

○三番（濱上幸十君） よくわかりました。

私が受けた防衛省の説明ですね、訓練回数は年一回、訓練日数は十日間との説明でございました。さらに、準備に十日間、実際の飛行訓練が十日間、後片づけに十日間、合計三十日とのことでございます。実際に戦闘機を使つての訓練は一年間に十日間であることを紹介しまして、次の質問に移らせていただきます。

馬毛島問題の三点目、再編交付金についてです。

前回の質問で、沖縄県名護市への再編交付金が一年間で十億五千万円、四年間で四十二億円交付されるはずが、反対しているため交付されていないことについて質問しました。

今回、馬毛島に関する再編交付金の新聞記事を見つけましたので、このことについて説明します。お手元に平成二十五年六月二十一日の読売新聞記事を配付しておりますのでごらんください。中央部に「一部に反対派離脱の動き」の記事があります。その左横に米印をつけてあります。読んでみます。

「移転に伴う地元への交付金は十年間で約二百五十億円に上るとしているが、長野市長は、農業などを軸に自立した地域振興を図るとし、受入れの姿勢は見せない」と書いてあります。この十年間で再編交付金の十年間で約二百五十億円に上るといふ記事につきましてはですね、読売新聞に問い合わせてですね、防衛省に確実に取材したという回答を得ております。

市長のこの農業などを軸に自立した地域振興を図るとし受け入れ

る姿勢は見せない、この立場に変わりありませんか。

○市長（長野 力君） 先ほどもずっとこれまで申しましたけれども、ええ、私も今は、今、農業等の軸にしまして、この自然、この島を生かして地域振興を進めていきたいということには変わりません。

○三番（濱上幸十君） 記事はですね、移転に伴う地元への交付金は十年間で約二百五十億円に上るとあります。この二百五十億円という金額について、市長はどう考えますか。私は当然大きな金額だと考えております。これを利用しない手はないと思います。市長の考えを聞かせてください。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 市長への御質問でございますけれども、事実関係のところだけちょっと事務方のほうで御説明させていただきますと思いますけれども、金額でございますけれども、まだ、報道等が出ていますが、まだ一遍もそういう金額を聞いたことはございませんで、平成二十三年の七月二日の、当時は井上地方協力量長でございますけれども、そのまま読みますと、交付金でございますけれども、これは米軍再編特別措置法という法律がございます。それに基づく制度となっております。そして、具体的にどのような算定でもって交付するかということは省令と政令で決まっております。これまで通常の飛行場について、こういう制度をこれまでで決められております。ただ、FCLPというのは、これまでに米軍再編の中で対象としていないものですので、今後省令等を定められて

いく必要となっております。こういう質問でございます。

新聞記事等で数字等出ます。で、やはり気になりますので、このときも町長さんが質問してございますけれども、それ以上は出てまいりませんでした。それが実態でございます。事実関係だけちょっと補足で説明いたしました。

○三番（濱上幸十君） この二百五十億円につきましてですね、読売新聞に私直接電話してですね、聞いております。これは間違いなくですね、防衛省に取材したと、結果だということでございますので、私は、先ほど言ったとおりですね、この二百五十億円という大金をですね、活用しない手はないと考えておりますけれども、市長はどうですか、二百五十億円について。

○市長（長野 力君） 二百五十億円というのが、新聞社がそう言ったということでございますし、我々が聞いたのは、それはまだはつきりしていないことでしたけれども、私は、その二百五十億円がいいかとか、百億円がいいとか、金額の問題は別にしまして、基本的な反対姿勢は、やはりそれはもう金が多いことはいいでしょうけど、基本的な反対姿勢は、未来永劫にですね、こういう施設の中でこのまちの、この島の地域の発展はすることはないというのが考えであります。

○三番（濱上幸十君） この地域の発展については何とおっしゃいましたか。もう一回お願いします。

○市長（長野 力君） 地域の発展ですね。発展をですね、この二

百五十億円があるからこれを受けることはしないということです。

○三番（濱上幸十君） 地域の発展のために、二百五十億円があるから受け入れるとは言わないと。じゃあ、この二百五十億円は必要ないということでしょうか。

防衛省側の説明ですね。再編交付金のほかに、基地交付金、これは総務省が固定資産税に相当するものを交付金として交付するもので、馬毛島に自衛隊基地が存続する限り交付されるものだそうでございます。再編交付金は十年間ということで、一時金であると、位置付けであると反対の方は主張しますが、そうではなく、そのほかに基地交付金が出るということでございます。さらに、自衛隊の基地の工事が始まればですね、仕事も増えてですね、人口も増えるという考えであります。

市長は、この二百五十億円が要らないということで、いう考えでございます。最後にですね、現在FCLPが実施されている硫黄島についてお話ししたいと思います。

皆さん御案内のとおり、戦争末期、硫黄島で日本、アメリカの激戦があり、日本側二万一千九百名の死者、アメリカ側に二万八千人超の死傷者が出ているとのこと。アメリカ側は一名の不明を除き全員の遺骨を収集しているとのことでございます。ところが、日本は、二万一千九百名の戦死者のうち一万一千五百四十柱の遺骨が眠ったままになっているそうです。FCLP訓練が実施されている

滑走路の下にも多くの遺骨があると言われております。

市長にお伺いしますが、この硫黄島のFCLP訓練が実施されている滑走路の下にですね、相当の遺骨が眠っていると。このことについて市長は認識されていらっしゃいますか。

○市長（長野 力君） 向こうが以前戦場でありましたんで、どういふ格好になっているかというのは、全てが解決すれば別ですけども、そういうのも一部あるのかなという気は、報道を見たことはございます。

○三番（濱上幸十君） このことについては御存じですね。

○市長（長野 力君） 確固たることではないんですけど、よくそういうような新聞とか、そういうので、遺骨の収集とかいう一連の中でですね、そういうふう聞いたことはあります。

○三番（濱上幸十君） 新聞記事等の中でですね、硫黄島で遺骨を収集しているということは認識しているということでしょうか。市長、どうですか。

○市長（長野 力君） そういうことですね、聞いたことはあるということでございます。

○三番（濱上幸十君） この遺骨をですね、家族に、家族のもとにですね、連れ帰す必要からですね、馬毛島にFCLP訓練施設等つくるべきであることを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

三件目でございます。公園に子供の遊び具、いわゆる遊具の設置

について質問いたします。

これは、小さいお子さんを持つ親からの話ですけれども、地域の公園にブランコ、滑り台等の子供を遊ばせるものが全くないという話が出ております。

私の地元の能野について御紹介しますけれども、二つの公園があります。いずれもゲートボール用の公園で、いわゆる大人への遊び場としてなっております。幼い子供が親と一緒に遊べる公園ではないのです。また、幼いお子さんを持つ親の話では、南種子町やあっぱくらんどまで行かなければ遊ぶことはできないと、かなり不満の様子でございました。

市長は、同僚議員の質問に対し、あっぱくらんどにこども園をつくる考えと答弁されましたけれども、大字の再生のためにも、地元の公園にもブランコ、滑り台等子供の遊具を設置してもらいたい。さらに、高齢者の方にも、公園に鉄棒、腹筋台等を設置し、健康増進につなげる考えはいかがですか。市長、考えありますか。

「地域支援課総括補佐 下川由喜さん」

○地域支援課総括補佐（下川由喜さん） お答えをいたします。

子供の遊び場、遊具の設置についての御質問ですが、市においては、市が管理する都市公園であったり、また、小学校の中の教材又はそれに準ずる遊具について管理を行っております。

御質問にあります各地域の運動場や広場については、それぞれの地域の資産であり、その活用方法も地域の意向に沿ってそれぞれで

あると思います。例えば各地区のゲートボール場にしましても、地区民の意向で整備をされたものであり、その管理も地域の責任の中で行われてきているものでございます。

このことから、市において各地区が所有する広場等にそれぞれ遊具を設置することは、経費的にも、また、安全管理上も大変難しいと言わざるを得ません。

地域においては、各集落に地域活性化交付金を助成しておりますし、また、宝くじ関係のコミュニティ助成事業もございますので、それらを活用しながら整備していただければと考えております。以上です。

○三番（濱上幸十君） 市としましては、じゃあ、地区の公園について遊具を設置する計画はないと、そういうことでよろしいですか。

○地域支援課総括補佐（下川由喜さん） はい、現状ではそのとおりでございます。

以上です。

○三番（濱上幸十君） わかりました。了解しました。

最後ですね、長椅子の設置についてでございます。町なかに長椅子を設置することについて質問いたします。

これから直面する高齢化、高齢者対策、さらに、市長が計画するにぎわい創出にも関連すると考えます。

まず、街角にベンチを増やしていくという新聞投書から紹介します。横浜市の六十六歳の男性からです。「散歩をして困ることがあ

る。トイレ、水飲み場、休憩するためのベンチである。中でもベンチは、近所の横浜だけでなく、東京銀座や渋谷の街角でもほとんど見当たらない。もつとベンチがあれば、健康増進のため積極的に外出する高齢者が増えるかもしれない。かつて仕事で訪れたニューヨークのセントラルパークには、寄附者の名前などが刻印されたベンチが並んでいた。都立公園にも寄附者の名前やメッセージが刻まれた思い出ベンチが増えているようだ。公園以外の場所に設置するのは簡単ではないかもしれないが、寄附を募ると同じ方法でベンチを増やすことができればいいと思う」という内容でございました。

投書の中にもありますけれども、高齢者が買い物、散歩に出かけて、疲れたらベンチに座り疲労回復を図る、このためにベンチを増やす。ふるさと納税で記念品に名前やメッセージが刻まれたベンチを設置すれば、来島したときに、私が贈呈したベンチがあると喜ばれると思います。

また、市長が計画するにぎわい創出にも好影響があると思います。高齢者に配慮したベンチが、にぎわい広場、町なかにかくさん設置されれば、高齢者はもちろん、子供連れの方にも喜ばれ、参加する人は増えると思います。

また、林業振興にも役立つと考えますが、市長の考えはいかがですか。

○市長（長野 力君） 各ところにベンチを設置したらどうかと。特に、質問では高齢者の皆さんが疲れたときにお休みなるというこ

とだと思えます。まさにですね、そのとおりかと思えます。

市街地にですね、ベンチを置くのは、それなりに私も考えておりますが、その非常に実際やるときに、道路のですね、障害とか、道路にですね、置いていいかどうかですね、そういう細かいことはよくある話ですけども、今後設置するときには、そういうことも含めながら、いい場所を探す。そういうことをしてですね、町なかにベンチを設置していくことは進めたいと考えております。

今後、高齢者が多く増えてきます。そして、特に大字にいる高齢者の今後まちの中で誘導したい、来ていただきたい、そして元気になっていただきたいという考えがございます。そうすると、やはり町なかに憩いの場所、ちょっと休む場所、そういうのはどうしても必要になりますので、そのことはですね、私のほうのですね、計画にしっかりと入れておきたいという考えもございます。

その起点として、にぎわい創出のところにもですね、来ていただいてゆっくりしていただけたら、それからまた、疲れがとれたら町なかに歩いていろいろ食べ物に行ったり、しゃべってもらったりして歩いていただく。それでまた、疲れたら休んでいただく。そういうことはですね、今後非常に大切な課題だと思って、設置については研究したいと思います。

そのためには、通り会の関係者とか、商工会、その辺のところともですね、いろいろ細かい検討は要るかと思えますけども、そこはしていきたいと思えます。

もう一つ、私はもう一つ考えていることは、大字の地区にですね、バス停というか、コミュニティバス停というかですね、そういうものが、大字だと比較的土地を道路のそばに確保することは容易かなと思いますので、そういうのも含めて、そこにその地域の人が集まって、椅子に座って団らんするとか、また、そこに今度はどんがタクシーを呼んで一緒に乗ってくるとか、そういうのもまた一つ大字の高齢者の方が非常に楽しくなるというか、元気になるというか、そういうことも考えておりました、今後、このベンチ設置、それで、ベンチ設置や、また、バス停をですね、より大きくしながら、コミュニティの、その集まる、コミュニティができる場所、そういうものに仕上げたら非常にいいのかなと思います。

ですから、議員おっしゃったように、こういうのですね、資金の一番のあれはふるさと納税がございします。こういうのを設置して、その写真を撮り、いっぱい利用しているということで、納税していただいた方にそのまたお知らせをすると、お互いに気持ちを通じ合っていて、本当によかったなという結果になるかと思っておりますので、今後ですね、これは十分検討したいという考えでございします。

○三番（濱上幸十君） ありがとうございます。何か最初と最後にですね、いい回答をいただきまして、大変ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で濱上幸十君の質問は終了いたしました。

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時五十分ごろより再開いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、榎元一巳君の発言を許可いたします。

「一一番 榎元一巳君登壇」

○一一番（榎元一巳君） 通告に従い一般質問を行いたいと思っております。

順番は若干違いますけれども、最初農林水産業になってますけれども、まず女性の労働環境と人口対策についてということで、このシングルマザー対応策ということで質問をさせていただきます。

近年においては、さまざまな社会環境の変化で、シングルマザーそれからシングルファザーが増えていくわけですが、これへの取り組みが、自治体の取り組みが非常に望まれているときだと思います。それぞれの環境の中で、それがもとによってその貧困が生み出されたり、さまざまな境遇に置かれて充たな生活ができなかったりというような状況が発生している例もございします。

本市においてどのような対策をとっておられるのかお聞かせを願

いたいと思います。

以下は質問者席より行います。

〔福祉事務所長 小山田八重子さん〕

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、御説明をいたします。

シングルマザーへの対応という御質問でございますけれども、現在福祉事務所で把握しているひとり親家庭について御説明をいたします。

平成二十七年六月時点におきまして、母子家庭が百七十六世帯、父子家庭が二十五世帯となっております、ひとり親家庭に対する支援としては、医療費の助成と児童扶養手当の支給となります。医療費につきましては、母又は父及び児童の保険診療分の自己負担分が全額助成対象となります。

また、昨年度から母子家庭自立支援給付金事業として、就職に有利な資格取得を目指す方に対しまして給付金を支給しております。現在、一名の方がこの制度を利用して資格取得に向け頑張っていたところでございます。

制度上の支援は以上になりますが、御質問は労働環境についての御質問でございますので、シングルマザーとなられた方々の働き方を行政としてどう支援しているのか、支援していくのかという趣旨の御質問だと思われまます。

特に未就学児を抱えたお母さん方につきましては、働く上で最も

大きな困りごとが子供を預ける場所、そして子供を預かってくれる人がいるかどうかということだと思われまます。

午前中の御質問でも御説明をさせていただきましたけれども、ひとり親の家庭に限らず、休日保育を望む声は少なくありません。皆さんが安心して働くことができるよう、休日や祝日の子供の預かりについて、今後、各保育園や認定子ども園とも協議をさせていただきます、実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、一時預かり保育、それから放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターの活用等、市が実施している子育て支援の各施策につきましまして、まだまだ周知不足のところもございますけれども、新たに開設を予定している子ども総合センターでは、子育てに関する相談を受け付けるとともに、家庭の事情に応じて利用できる支援策をお母さん方と一緒に考えてまいります。お困りのことがございましたら、積極的にセンターを利用していただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○一番（榎元一巳君） 今とられているさまざまな支援制度について御説明があったわけですけれども、午前中の同僚議員の発言の中にも、いわゆる日曜日の保育の話が出ましたけれども、この点については、以前から市内の介護施設やその他の福祉施設の中からやっぱり強い要望があったとは、福祉事務所のほうにもあったとは聞いておりますけれども、先ほどの答弁で、市長も前向きに検討して

ということでしたので、この件については、やっぱりそのこと自体がやっぱり働く環境の問題に大きく影響してきますし、一番ひとり親で身の狭い思いをするというのがですね、やっぱり介護施設の方から聞いたことですが、やはり日曜日をどなたも休みたいたいけど、最初のうちは同情してくれて、いいよいよと交代してくれる。しかし、それが一カ月、二カ月、半年になると、「何でわあばっかいや」という職場での差別やら、いろいろな問題が発生すると。そういうことがあった、ぜひこういう問題を解決してもらいたいというのは一番の思いだったでしょうし、シングルで働いていられる方にとっては重要な問題だと思います。

市長は前向きに解決をしたいということでしたので、それは評価をしたいと思いますし、それとまた、子ども総合センターについても、十分な配慮を今回されられて、全体的に切れ目のない施策というところでお伺いしているところでございますので、その件についても今後またさらに取り組んでいただきたいと思えます。

それと、もう一点は、視点を変えますと、シングルマザーそのものがですね、やっぱり全国、これはどこでしたかね、浜田市だったですかね、やっぱり全国からこのシングルマザーの募集をしました。というのは、市がさまざまな要件で仕事を世話し、住宅を世話し、子供の保育の環境を世話し、それによって本市にぜひ来ていただきたい。その若者というか、その定住の施策として取り上げた市がございました。これは全国的にニュースになりましたけれども、私

はそれを見て、ああ、なるほどなというふうに判断をしました。

それぞれさまざまな壁があるかと思えますけれども、そういった視点で捉えるということも重要なのかなと。都会で過ごしているシングルマザーそれからファーマザーの方でもそうですけれども、さまざまな問題を抱えて、新天地を求め方もいっぱいいらっしゃると思います。ぜひ今後、これは地域支援課になりますかね、何かそこから辺もなるのかどうかわかりませんが、またぜひ取り組んでいただければと思います。

その点について、市長さん、市長、どういうふうに考えられますか。そういう定住という考え方についてですね。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 女性のシングルマザーの労働の問題でございますが、今意見がございましたけれども、定住という観点からいってみても、私は、外からいっばい定住をですね、呼び込んで推進しているわけでございます。

ただ、一つ考え方によっては、定住促進をするためにシングルマザーということになれば、我々のこの地域は、ある意味では子育てしやすいという環境もあると思えますし、そういうことであれば、あとは保育の時間とか、それから職場の問題とかいうことがあるかと思えますので、そうであればですね、やはり今例が出ましたけれども、そういうことで呼び込みもするとか、やっぱり定住促進の観点から呼び込むし、呼び込んだ以上は、やっぱり働くこと環境を

しっかりとつくってやるということは必要かなと思いますので、定住促進そのものはやっておりますが、じゃあ、その中の一つの対象として、シングルマザーには何のメリットで、何の呼びかけでできるかということもですね、一つの考えを今後整理していけたらと思っております。

〇一番（榎元一己君）　そういう一つの見方もあるということですが、逆にも、先ほどシングルマザーに資格を取らせるという部分もあります。そして、介護だとか福祉とかという、このこれから本市に必要となるマンパワーの育成という観点からも、この事業と絡めることは非常に重要だと思いますし、それから、空き家対策、住む場所、そういった問題についても総合的にこう組み上げると非常にいい判断ができるんじゃないかなというふうに思います。

ただし、先ほど言いましたように、そのマンパワーということも言いましたけど、やっぱり働ける場所、雇用があるということが大前提でありまして、そのところをやっぱり私たちはこれから取り組んでいかなければならないですし、特に安定して働ける場所があるって子育てができるというのが大前提でございます。ぜひ今後ともこの点について御検討をいただければと思います。

それから、質のよい雇用の創出ということを書いてありますけれども、地方創生の中でも質のいい雇用というのが出てくるんですけども、やっぱりそういった環境をずっと育てることがやっぱり都会からの呼び込みにも必要だというふうに考えております。

ですから、人口の定住化と含めて、先ほどの復唱になりますけれども、ぜひこの点についても考えていただいて、やはり三つの市長がやっておられるその中には、やっぱり基幹産業の発展ですね。これを育て守り抜いていくことと、もう一つは、子育て環境の支援、いわゆる今言われたようなこと、それから、もう一つは、やっぱり流動人口の増加、いわゆるこの島内との関係、アクセスの問題も含めて、その三つに市長も取り組んでおられるんじゃないかと思う、私もそれは重要だと思いますので、そのうちの一つとして、ぜひ今後ともこれを検討していただければと思います。

次の質問に入ります。

それでは、農林水産業のことについてです。午前中もいろいろ質問がありましたので、いろいろあるんですけども、午前中も、和牛の問題、それからさとうきびの問題がありましたけれども、和牛についても、確かに競りではない値段がついているし、補助金を今度四万円という制度もつくりまして、もうちょっとびつくりするよなお金をとるような発言もありましたけれども、私はそれでもこのそういうのは当然必要ですし、きびも今回のような不作が続いているのも事実ですし、そういう対症療法的なものも必要ですけれども、それでも朝が来るじゃないですけど、それでも減っていくという状況があります。

ここに対しても、やはり何が問題で、どうすべきかというのをいろいろ考えなければならぬと思っております。これまでも、その

規模の拡大というか、土地の集積化、あるいは機械化、それから農業法人化、さまざまな方向で進んできて、それでもなかなか思うようにいかないというのが実情だとは思いますが、この現状についてのどのように考えるか、抜本的対策といってもなかなか難しいかもしれませんけれども、基幹産業として農林水産業を捉えらるるとしたら、今この時期にその部分に手をつけないと、なかなか厳しい状況になってくると私は思っているんですが、その点についてどういふふうにお考えをされているかお聞かせ願いたいと思います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

本市の農業振興につきましては、長期振興計画後期計画において重点取組事項として掲げております産業振興の中でも、第一次産業を基幹産業として位置付け、豊富な資源を生かした稼げるまちづくりを目指した取組みを引き続き実施しております。

農林水産業費においては、大体本年度六億九千万、失礼しました。八億九千万ほどしております。うち政策的経費が二億五千万円、普通建設事業が一億六千万円ということで、その農林水産業費のうち五〇%を占めております四億一千万円の予算を確保しておりますが、これらについては、国県の平成二十六年補正予算等々も活用しながら、限られた予算の中で農林水産業の皆様のニーズに対応している、対応した予算と考えております。

このような中、農林水産振興においては、各施策、事務事業等の

効果を検証するとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、あるいは長期振興計画の計画的推進、また、重点施策へのめり張りのある予算配分と農林水産業者のニーズ、それでまた意見等を十分に踏まえ、御理解と御協力をいただきながら、前例に捉われない新たな発想又はチャレンジ精神をもって予算確保、失礼しました、政策を図りたいと考えております。

以上でございます。

○一番（榎元一己君） 予算構成、それから予算の配分、それから重点政策、長期振興計画、今述べられたんですが、私は、何が重要だと思っておりますかということなんです。

三月の質問にも、行政経営課長が平成二十六、七年にわたって約倍の予算を組まれるという答弁をいただいたんですが、対症療法的な問題やら、現在に考えられる方針に基づいて施策実行して予算を配分しているわけですけど、抜本的に、それでも減るといっても、皆さんの計画の中には横ばいで行きたいという状況があるのかもしれないけれども、それでも減っていく状況をどう考えるかというところをお聞かせ願いたいんですが、市長、どう思いますか。

○市長（長野 力君） 農業が基幹産業としています。私ども、農業を従来から基幹産業に位置付けておりますが、そうは言いつても、今減っていくということでございます。

そういう意味でいきますと、私なんかも含めて、他地区を含めて、この農業については本当に厳しい状況であるということは皆さんお

わかりと思いますが、種子島、私どもにとりましては、何といたしましても後継者、いわゆる農業を後継者がいないというのがですね、大きな課題ではないかと思っております。

やっぱり後継者がいなければ、現在の農業をしている人たちのこれから対する投資とか、それからいろいろな研究そのものがですね、非常に停滞するという意見がございますし、そういう意味ではですね、非常に人が、農業人が少なくなっているということで、私も、営農大学校とかですね、農業を育てようという、人を育てようということをやっておりますが、しかし、正直言います、その成果については、努力はしていますけど、思ったようにはいかないのも事実でございます。

そして、あと、やはり種子島の農業は、一次産業ということになっておりますが、やはり農業人口も減りますし、また、やはりこれを外に向かって出すためには、一次産品でなく、何かそこでもう一つ付加価値をつけて出すというこのほうですね、今後やっぱり一つ大きく考えていかなきゃならないかと思っております。

一つは、基幹作物、きびがございます。このきびは、国の政策の中によって進んでおりますし、次を戦略作物ということにしております。これは、我々が自主的に安納いもを戦略作物として育成し、ブランド化を図ってきたというですね、そういう作物体系。

それから、もう一つ、私はですね、今後の推進作物ということで、ひとつ園芸の作物をある程度制定しながら、集中的にそれを育てて

いく。そして、少量ながらも味のあるもの、地域のものということですね、大きな市場に出していく。そういうのをですね、三つ構えでしていかないといけないかなと。きびだけに頼っていてもだめだろうと。それから安納いも一品だけでも大変リスクがあると。じゃあ、もう一つですね、推進作物ということで戦略を考える必要があるというふうに考えております。

そういう中で、何はともあれ、やっぱり人をつくっていくということが大事かと思えますし、今後、農業振興、いろいろな課題がございます。余りにも大きな課題があり過ぎて、具体的にこの場合はどうと言うことも非常に難しいですけども、先ほど申しましたように、三つの分類に分けながら、そこに付加価値をつけながら、そして、そのためにはやっぱり農業人を育てていくという施策を展開することが必要かなと思っております。その策をいたしましては、今後ですね、具体的にまた話を進めていければと思います。

〇一番（榎元一己君） なかなか厳しいというのはわかっているんですが、昨年の農業の生産実績はちよつとわかりますかね。若干二億円ぐらいは減ったと思うんですけど、和牛、酪農ほか含めて、ちよつとお聞かせ願えますか。

〇農林水産課長（園田博己君） お答えします。

えーとですね、平成二十六年年度の農業生産額におきましては、総額六十二億円でございます。そのうちベストスリーといいますと、

安納いもが十三億六千万円、そのあと、乳用牛が十二億六千万円、そのあとが肉用牛の十一億円という形で続いております。

以上でございます。

〇一一番（榎元一已君） 非常に、合わせると、先ほど言うように六十数億円という生産高になります。これの対策がなかなか見つからないという状況は非常にまずいんではないかと思えます。

行政経営課長にお伺いしたいんですが、これまでさまざまな長期振興計画やら、さまざまな施策を集中する場合に、この生産高の推移についてさまざまな計画を持っているわけですが、この状況でこういう判断をして施策集中をしているわけですが、抜本的な問題でこう取り組んでいるというのは、今市長は難しい話をされましたけど、そこがないとさらに数字は沈んでいくだけだと思うんですが、この状況についてどういうふうにお考えですか。

「行政経営課長 大瀬浩一郎君」

〇行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

大変厳しい状況だろうと思えます。長期振興計画あるいはローリング等やりますときに、施策の評価とかやるんですけども、やっぱりなかなかその数字が伸びて来ないというのがあります。

では、我々も予算をつけていきますときに、補助金等をつけてまいりますけども、議員おっしゃいますように、それが本当にどんな効果があったのか、対症的なものだったのか、そこはやはり疑問に思うこともございます。

やはり経営している方々を實際直接こう支える何かが必要なんだろうと思えますけども、そのところはまだ模索中で、答えは持っておりませんけども、そういったことを考えながら、予算編成あるいは施策の優先度の決定に今やっている状況でございます。

以上のような状況です。

〇一一番（榎元一已君） 数字的には、背景を見るともう歴然としていると思いますので、やはりここはやっぱり集中的に物事を論じて、必要であれば集中的な予算を講じるべきだと思います。

財政の問題でも関連をしてくるわけですが、じゃあ、いつの時点で問題点を、いや、これはもう三つでさまざまな大きい数字が出てきているわけですので、これはやっぱり基幹として考えた場合に、それに政策を集中するというのは当然の考え方だろうと思えます。

今市長が言われたように、新しい感覚で別のものを持つてくる、あるいはそれをリンクさせるっていうかね、そういうものも必要でしょうけど、今ある問題に、いやあ、わからないんですよというのが現状ですよ。なかなか打つ手がないんですよ。でも、そのままでもいいかという、私、絶対あり得ないっていうふうに思います。

皆さんがこれまでさまざまな問題を解決するときにいるんな手法を使ってきたのと同様にですね、これには絶対答えというのはないかもしれないけど、答えを出さないと明日の未来はないという、これは産業の構造ですから、ぜひお考えをいただきたいんですが、そ

ここでやっぱりじゃあ何をするかという問題いろいろ出てくると思いますが。

私は、三月の議会でも、この雇用確保、労働力の確保の問題をいろいろお話ししました。それには様々な問題に対して付随していることだろうと思うんですけども、やっぱり将来的には、働く人たちがいなければ、規模の拡大もできませんし、新規の作物にも取り組むこともできませんし、じゃあ、そこを労働力をどういうふうに確保するのかというのが一つ問題だろうと思っております。

現在も、シルバー人材センターやら公社が人材派遣の業務を一部やっているかとは思いますが、こういった労働力の確保についてですね、やっぱりどういうふうに考えるか。私が言った外国人労働者の、ちよつと飛躍する話になるかもしれませんが、現在の段階でこの問題にどういうふうに取り組んでおられるか、あるいはまた、どういうふうに取り組む姿勢でおられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

農家人口の大幅な減少が予想されている中で、農業生産に必要な労働力は雇用によって担われていく部分が高まっていくと考えられております。農業雇用労働力に対する施策は、より積極的な確保対策が求められている状況でございます。農業経営を継続させていくためには、農業生産を担う労働力の確保は重要な政策課題として位置付けていく必要があるかと思っております。

農業労働力を考える場合は、政策上の課題といたしまして、他産業と比較した場合、また、どのような作業において労働力が不足しているのか、農業雇用の実態把握、また、政策を目標をどのようにするのか、雇用条件と長期間就農でできるような施策が必要ではないかろうかと考えています。

また、もう一点、法人化推進が今農業振興では進んでおりますけれども、法人以外も含めた雇用型の農業経営を施策対象にする、明確にする必要があるかと思えます。

このようなことを踏まえながら、農業労働力確保については、これから策定する予定の地方創生総合戦略計画の中で、安定した雇用の創出を基本目標に掲げ、当該の若者と、また、外に向けては外国等も視野に入れた、外国人等も視野に入れた交流推進対策とか、移住定住施策との連携、マッチングなどの展開ができるよう、関係各課と連携はもちろんのこと、産・官・学、勤・労の連携を積極的に進め、施策展開を図る必要があるかと考えております。

以上でございます。

○一番（榎元一己君） 非常に地方創生に沿った御答弁で、耳ざわりがよかったです。実際に、じゃあ、雇用がいるかないないかっていうことになる、いないんですよ。ない。なぜいないのか。市長、どう考えますか。この地方創生でも雇用をつくれと言っているし、ここでも労働力をかりたいと。なぜいないと思えますか、この労働力。

○市長（長野 力君） もう労働力がいないというのはですね、最近とみに、この農業の市場もそうですが、ほかの市場も人がいないということ、大きな今課題になって、問題になっております。

ですから、何でかと言われても、私も何でいまいかということはちよつと答えにくいですが、基本的には、人は減ってくるということが従前から言われておりましたけど、ここにきて如実にやっぱり本当に人が減ってきたという実感が各現場現場に出てきているなという気がするわけでございます。ですから、それで、もう一つは、やっぱり高齢化がやはり拍車をかけているということになるうかと思えます。

そういう意味で、やはりこの労働力というのは、一番のですね、物をつくるまず最初の基本のところでございますので、この対策といたものは、議員のおっしゃるように一番の課題かなと思つていて、ところでございますが、今の質問はどう思うかということでしたのでこのぐらいにしますが、対策として言うてよければ、また後で、今でもいいですけど、説明したいんですが、私はですね、この地、ここで労働力を増やそうといつても、非常に難しい気もいたします。ですから、今回ですね、農業が高齢化していますので、農業作業、農作業を委託する、そういうシステムをつくつて、それから、これは雇用でございます。そして、農家の作業、機械作業、手作業も委託して、そこに雇用を発生させて、それが訓練とともに農家独立ができるんだつたら、それが農家独立させていくという、営農大学と

は違いますけれども、仕事をさせながら独立させていく。そのためには、しつかり外から、島外から、都心から人を呼び寄せて、ある期間は雇用する、そして農作業に従事させるというですね、ことをひとつ構築することがですね、ある意味では手っ取り早いかなという気もいたします。

そうは言いましたも、一挙に何十人ということはないと思つたので、それをやっぱり含めてですね、やっていきたいと思つております。

ですから、あくまでもその、じゃあ、その財源はということになります、雇したときの。やはり基本的にはやっぱり行政のほうのやっぱり農業政策、農業者の育成政策ということが一部なるでしょうし、そして、仕事をさせ得ることからあわせてやるということのですね、そういう体制を今度農業公社に構築したいというふうになら考えておるところでございます。

これは、これもですね、もし思い切つたというと、先ほど、思い切つてやるべきだとかいろいろ話、わつというぐらいやればいじやないかという話もよく出ました。おっしゃるとおり、この対策についてはですね、今研究中でございますが、ひとつそのシステムを構築して、そして、農業者の手が足りないところ、または、高齢化して、畑は持つているけど、農業はしたいけどできないから放棄地になるということがあると思つた。ですから、この事業、この事業部にですね、やはり耕作放棄地の再生をまた請け負わせる

ということもダブって考えさせて、考えればと思っています。

具体的にはですね、ここまでの質問であったかどうかわかりませんが、具体的にはそういうことをですね、今度進めて、労働力の確保、それから、あわせて、それからスタートの農業人の育成、これに持っていきたいと思います。それも外からの移住定住というのが条件です。

〇一番(榎元一巳君) 私も一定の賛同はするところです。まずは、その、なかなか後継者がいなくて何とかというのは、やっぱりそのお金がとれないということですよ。満足できるお金がとれて、その姿を、背中をですね、息子が見て、ああ、金になるんだ。

昔、茶が非常にいい時代は、その姿を見て跡取りは市役所を辞めてでも跡取りになった時代もありました。そういったように、まずは一次的には、お金のとれる農業がなければならぬというところがありません。そこがやはりですね、一定の雇用というか、お金で雇用する能力がないと、人は集まってきましたし、雇われもしませんので、とうちゃんかあちゃん農業だと、所詮そういうふうにならなくなってしまふという現状があるかと思っています。

だから、その部分は、農業政策で生産性を高めるとか、さまざま今までとつてある政策もあるんです。そういうふうにするべきであらうし、市長が今言った管理センターに、その雇用のね、受け皿みたいなものっていうふうに話しましたが、私もやっぱりそれは必要だと思っています。

というのは、農家がそれ全部手配して受けるんじゃないで、組織としてそういうものを持つ。そして、必要に応じて、時期、いろんなものがありますから、農作業には。それによって派遣をする。そして、なおかつ、そこに一定の農家が育つまでには、補助金を若干加えて、両方に負担をさせるわけですけども、そういった具合で雇用の確保をすると、雇うほうも雇われるほうも、雇われるほうは身分の安定をし、仕事の安定をし、お金の安定もする。それから、雇入れるほうは、余り大きな投資をしなくて雇い入れて仕事に当たっていただく。

それを全体でやると、市長が一人二人と言いましたけど、そういうものを全体的にやっていくと、例えば空き家を使ってやるとかですね、そこに住まわせてそこから派遣をするとか、先ほど、私は前回三月で言いました、移民ではないんですよ。移民ではないんですけど、現在非常に困っている労働力の確保のために、外国人労働、今研修生制度というのがありますので、それを使って既にやっているところがありますけど、これは非常にちよつと影の部分というのもありまして、職場によってはひどい扱いを受けて悪い環境のところもあります。しかしながら、そこをやったりですね、実は、ぜんだつてテレビを見ていましたら、ミャンマーのある州と日本のNP O 法人が一緒になつてこの対策をして、現地で職業訓練をしながら研修生として受け入れるという方向をやっております。私どもは、そういう会社じゃないですけど、島として、労働力の確保のために

そういう関係が、信頼関係が常熟できれば非常にいいんだろうというふうに思います。

これから先の島の農業には、そのことも含めて、先ほど市長が言われる、国内を言ってもそういうことが必要ですし、国外を言うても、では、島全体、前回岩手県の例を説明しましたが、今回こういうふうには私どもの島あるいは市でそういう現地の州とですね、直接そういう関係をつないでいくというのは、非常にこれから重要になっていくと思います。

それでもって、国も研修制度の年限を三年から五年に延長する方向にもありますし、そのことによって両方が信頼関係に基づいてやっていけるという、私は、ぜひこの時期にもこういうものに、将来絶対必要になるものに取り組んでいただきたいというふうに思いますが、市長さん、どう思われますか。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、外国人の一時的でもいいから労働力の補完ということがありますが、当然ですね、逆に、今私どもにそういう支援の窓口というか、一般の必要性のある農家の方、又、農業法人の方があつたとしても、そういう私ども支援の窓口をつくっていませんから、大変そういう意味では、どうしていいかわからんてなると思いますが、今そういう研修の制度も利用するとなればですね、そういう窓口というか、そういう支援窓口というか、受付窓口、相談窓口というか、そういう中継的なことも私ども市がやって、設けてもいいかなと。

そのことによって、必要な農家、農業法人の方が相談に来て、季節的でもいいから、何とかカバーできたとかいうことが、つなぎとすることになりますけど、かと思えます。それはそれで必要なことだと思えますし、それとあわせて、海外の労働力は、そういう当面はそんな形ですね、いろいろございます。とにかく私が申しましたように、島外から、都心から受け入れたいという気がいたします。

そこですね、私ちよつとそういう形で種子島が非常に見られているというケースを言いますと、ちよつと時間がない中申しわけありませんが、ふるさと地域おこし協力隊というのを募集をいたしました。そうしましたらですね、全体で四十二名の方が応募したわけですね。正直言いましてびっくりしたところです。十人かそこらで来るだろうとあつたんです。ということは、逆を考えますと、都会にはやっぱり種子島というのが一応頭にあるんだなど。そして、応募するということは、何らかの魅力は感じているから応募するんだなど。何も感じなかったら応募しないと思えますね。来てみてがっかりした人もいるかもわからないし、また、いい人だったけど、私のほうが落としたという人もいるかもわかりませんが、とにかく実績としてやっぱり四十二名の人が応募したという、この実績はですね、私どもは、種子島は外の人は見ているということを感じてもいいかと思えます。

そうであれば、私先ほど申しましたように、外からこういう若い

人を雇用として、それは地域おこしの協力隊ですけども、逆に、農業をしたいんだという、じゃあ、三年間、五年間はじゃあ雇用しましょうというふうにやった場合は、やっぱり外から来るのかなという気が、期待しておりますので、そういう意味ですね、今後それをぜひ立ち上げたいということでございます。

〇一番（榎元一己君） 先ほど、外国人の話も、研修生の話もしましたが、これは一定のいわゆる企業になっている、いわゆる、何ていうんですかね、農業法人になっている、その力のあるところは事前にできる。確かに負担は大きいけども、ただ、先ほど言った全体の労働力確保になると、やっぱり和牛とか酪農のヘルパーの感覚ですね、その人たちを派遣できる。身分の保証をする。そういったその構図が私は絶対必要だと思いますよ。それはやっぱり行政がかかわることだと思います。

先ほど、ヘルパーの話も、ヘルパーじゃないですか、何でしたっけ、地域支援員の募集でも四十二名が来た。それは確かに応募があったかもしれないです。それは種子島の魅力はあったかもしれないですけども、職種によります。それと、行政のかかわり、その安心安全の思いがあります。だからこそこういうふうにはなっていないんだと思います。

ですから、ぜひそういったことを総合的に考えると、やっぱりこれから基幹産業である部分の労働力の確保のために、今行政がやることというのは絶対私は必要になってきていると思います。その点

をぜひお願いしておきたいというのが、今まで話した内容であります。ぜひ、国内国外にかかわらず、そのことをぜひ、もちろん効率的な生産や、あるいは品質の保証やら、さまざまな農業政策で必要なものは従前と変わらぬ努力をしなければなりませんけれども、その点についてぜひお願いをしておきたいと思います。

やっぱり大きい事業になりますので、大きい事業というか、取組みは、そんなに四億円も五億円もかかる問題ではないですけど、あの意味、どこかにそういう部門を設置して専門的に働いて、いわゆる労働力の分析、雇用の必要性の分析、時期、金額、そういうものを分析しながら、大きな事業展開をしていかなければならないと思いますので、ぜひそういったことも含めて御検討をいただければというふうに思います。

農業のことについては、ほかにさまざまあるんですが、一つ、和牛、さとうきび、さとうきびも、先ほどから対症療法も必要です。やる気がなくなるところに幾らやれやれと言っても元気が出ませんよね。やっぱりそれにはカンフル注射も必要でしょうし、対症的療法も必要ですけども、抜本的対策というのがそれに伴って政策の中心にやるべきことが一番重要だと思いますので、その点含めてよろしく願いしておきたいと思います。

農業でも、先ほど出てきました安納いものことも出ておりましたけれども、やっぱり品質の保全というか、品質をずっと守っていくというのは、市場性は非常に大変大切なことです。たしか去年の資

料だと思いますが、全国のいわゆるチェーンストアの資料で、安納いもはずっと上だったんですが、六位ぐらいにたしか下がっていると思います。それには紅はるかとかいろんなものが出てきておりまして、すけれども、その中で一番重要なのは、やっぱりおいしいということだと思えますよ。

ですから、品質の保全をずっとやっていくことですけれども、そのためにブランド推進協議会があったんですけれども、最近ちょっと小耳に挟んだんですが、ブランド推進協議会を抜けた農家がいるということをお聞きしますが、何かつかんでおられますか。

○農林水産課長（園田博己君） ブランド推進本部の生産販売部会員の減少のことですが、西之表市・中種子町については減少はございませんが、南種子町において会員が減少したというのを聞いております。

影響につきましては、バイオ苗の供給体制の違いによるところが大きいところで、南種子町においては、生産部会の会員でなくとも、町の園芸振興会員は購入できるという制度上の関係で、ブランド推進本部の生産販売部会会員でなくとも購入ができるということに減少していると聞いております。

以上でございます。

○一一番（榎元一巳君） 生産できるからということなんですけど、ただ、その推進部会に入っていて、そこがさまざまな施策をしてさまざまな認証制度をやって、そこにいるとメリットがあるというこ

とがなくなっているという裏返しですよ。ということは、生産品にばらつきが生じてくるということです。このことは非常に簡単に考えがちですけど、非常に難しい問題じゃないかなというふうに思います。

ぜひ、今後のことですので、その点も含めて、ブランド推進協議会がやっぱりブランドとしての力を持つことが必要ですし、それとまた、推進協議会がですね、やっぱりこれは生産技術のやっぱり平準化を図る作業をどこかがちゃんと責任を持って行わなければならぬと思います。

去年の何月でしたか、二月ぐらいに、熊毛支場の前の支場長さんが集まって、全員何人か集めてですね、品質のばらつきのことをずっと協議会があったんですが、熊毛支場の持ち込みであったんですが、やっぱりですね、品質のばらつきが本年になって出てきておりますし、それから、その生産体制を品質の維持のためにどうにかする方法をつくらなければならぬというふうに私は思います。中種子町の一部ではやっているようですので、ぜひ今後その点を含めて、やっぱり求心力を持つと、ブランドをですね、そういうことがなければいけないと思います。

もう一つ、最近、いわゆる何とかのワインとか、どっかのチーズとかっていう、世界で地域何とかっていうのがありますね。ハードルは非常に高いと思いますが、ああいうものに取り組む姿勢がありますか。

○農林水産課長（園田博己君） 農産物のブランド化を後押しするということで、地理的表示制度が国のほうで施行されましたので、安納いものさらなる知名度向上、それから高価格販売、また、まがいものの排除に期待できることから、この制度の活用につきましては、今、推進ブランドの幹事会のほうでも進めているという状況でございます。

以上です。

○一 一番（榎元一巳君） やるなら早くですね。安納いもの特許のときも、やれやれと言ったのが遅れてしまつてこういう結果になりました。ハードルは高いですけども、どこもハードルを高いのをやつて、なおかつ付加価値の高いものを生み出すというのは大事なことです。早急に取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、財政についてちよつと書いておりますが、時間がちよつとなくなつてきましたので。財政はもう私どもが話すようなことは、毎日財政にしていると、私どもみたいにテレビかラジオで聞くことのない人にはですね、非常に釈迦に説法になるかもしれませぬけれども、予想される国の財政、地方財政の考え方とですね、当市への影響について、いろいろあるでしょうけど、具体的に、簡略に、簡略にはならんかしらんけど、ぜひどういう状況であるかということだけをちよつと説明いただけますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。時間も無いということで、あわせての答弁でよろしいかなと思ひ

んですけれども、国のほうの借金が非常にありまして、大変な状況なんですけれども、地方財政計画とかですね、各種計画、報道であります計画等が全部二〇二〇年ほどで切られてございます。

交付税の関係もですね、地方創生に関しましても、一兆円ずつ配るといふ話もしておりますけれども、実際上は地方財政計画の中での調整に過ぎませんで、国の議論で財政化の、健全化の計画もございませぬけれども、その議論も、実は二〇二五年問題という後期高齢者の問題がございませぬけれども、そこもできておりませぬ。

そういうことで、二〇二〇年過ぎたあたりから、必ず緊縮の状況が来ると思つておりますので、今のうちに、できる芽は今のうちに育てるといふのが大事だと思つています。そういうふうな認識でございます。

○一 一番（榎元一巳君） 簡単に言つてはそういうことなんですけれども、この地方創生もどういふふうな財源措置がされてくるのか、まだまだ、私、信用するとか信用しなかつたという問題じゃなくて、やつぱりこの地方創生でこの予算を取り組むということは、全国の市町村がですね、人口ビジョンをつくり、さまざまな計画をつくり、これに充てるお金を基本的に、基本的なところで分けると、大体幾らぐらいになりますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。現在のところ、交付金の額というのには示されてございませぬけれども、地方財政計画を見ましたときに、地方の税収で全部交付税とか

が算定されてございますので、もし地方創生の額に交付金が充当されなくても、それはほかのところの補助金がそちらに回るだけだろうと思っておりますので、実態としてはさほど来ないだろうと思えます。

ただし、その事業をやったところにはお金を回すという話でございまして、確かに取合いになるのは、そういう状況になるんだろうなというふうに考えてございます。

以上です。

〇一番（榎元一巳君） 当然、私は、何ていうんですか、地方交付税が、いわゆる地方創生の財源を含めて、そのままというのはあり得ないというふうに思います。

国はですね、釈迦に説法かもしれませんが、社会保障費を、どんどん増えていますので、その削減をすること、それから、消費税のアップ、これも限度がありますけれども、消費税のアップ、それから、今安倍さんが言っている成長戦略、それと、私は、地方交付税の縮減、この四本の柱で国は迫ってくるというふうに思っております。

そして、この五年間の間にそのさまざまな重要施策をやらないことには、多分その先は闇です。

闇という表現が悪いかもしれませんが、そういうふうな財政状況を考えるとですね、我々がちょっと地方税財源の確保のために市長さんも一生懸命お願いをして、税財源、いわゆるよその足らないのを臨時財政対策債を、地方税財源を確保してくれというふうにい

っぱいお願いをしていくんですけど、それも去年より今年減り、減った分はどこに行くかというところ、またそれは交付税をカットしなければ、どこかでそういう埋込みをしていかないといけない状況です。だから、この、あと五年間というのは、国が言うこの基礎的収支ですね、プライマリーバランスがそこでやらないことには、国債はパンクしてしまいますよね。

その状況はいろいろ、いろいろさまざま予想されることはいろいろあるんですが、そんなことを考えると、この時期にやる事業というのは非常に重要なものになってくるかと思いますが、どうですか。

〇行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

確かにそういうふうな状況になるかと思えます。財政のところの健全化計画につきましても、プライマリーバランス、今三・三％のGDP比で赤字でございますけれども、二〇一八年度で一％にしようというふうにしています。ただ、その後の絵は全然描かれておりませんので、もう来るのは確かに歳入歳出の改革しかございませんので、そこところの改善というのが来るんだろうと思えます。

そうなると、交付税のところでおっしゃっていますのが、頑張る地方には交付税は配りますよと言っていますので、逆にいいですよ、頑張らないところには配らないよという話でございますので、今やるべきことをやるべきなんだろうなと思います。

以上です。

〇一番（榎元一巳君） 今回の当初の予算書の中にも、皆さんが

いろいろこの財政力指数をやったり、経常収支比率、それから、その公債費比率がよくなつてですね、調整団体がなくなつたというのにも至っているんですけども、しかし、類似団体に比べると、かなりまだ厳しい状況にあるんですよ。そのことを考えると、今後そういう時代に五年後突入したときに、さらに政策的経費はですね、縮小されて、もう何もどうにもならないという状況が私は既に来ると思っています。だから、先ほど、この時期の政策というのは非常に重要になる。だから、私は、基本的に必要な、いわゆるベーシックな一番のものと政策をやるべきで、今はそのときなんだろうと思います。

それから手をつけようと思つてもですね、もう、いわゆる政策的な経費をもつてなくなるといふのがもう五年後に私は来ると思っていますので、今のこの状態の、皆さん家庭の、何て言うか、財政の問題もそうですが、破たんするときね、家庭が倒産するときに、やっぱり貯金を出す、それから財産を売り飛ばすですよ。それでも倒産するわけですから、いつもこの起債残高の問題もそうですが、最近、去年よりは何億円か増えていますし、今後また予想される事業、財政計画の中にお持ちでしょうけれども、今回の中で、今後、起債残高は今わかつておられるでしょうけど、どのように推移をするのか、それは長期振興計画のつとつてということなんでしょうけれども、必要なもの、どういうふうに変化していかれますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

現在のところ、起債の残高が百億円を切るとかそういった状況が決算上で続いておりますけども、これは、繰越事業が非常に大きな事業がございましたので、財政計画上もこれから起債の残というのは後年度にわたつて増えていくと思いますか、一時ですね、一時期今より増えるというふうな状況はあろうかと思ひます。

そういったものを踏まえまして、起債の調整等をしたいと思ひますけども、過疎債、辺地債、そういったものが七割補助あるいは八割補助等の効果がございますので、そういったものを活用しながら、実質公債費比率は抑えていくというふうなことを考えたいと思ひます。

以上です。

○一一番（榎元一己君） 財政をあずかる方としてはそういうことだろうと思ひますけれども、有利な過疎債、辺地債やですね、交付税措置がなされていると。だけど、私もよくはわからないんですけど、いつどういふうに手当てをされたのか、その交付税措置があとどのぐらい残っているのか、そういうのは皆さんは地方財政計画が生まれてその後に類推をするしかないのかもしれないんですけど、そういうふうな、どういうふうな形になるんですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

交付税で見られるという言い方は非常に難しいですけども、例えば過疎債の場合には十二年償還です。三年間の据置きがございまして、けれども、九年間ございます。その分を毎年償還していく額の七

割を基準財政需要額というんですけれども、そこで見ることによって直接交付税が増えるという仕組みになります。

全体の計算をしますと、そのところは地方でも計算できるわけなんですけれども、若干怖いのは、交付税特別会計ですね。国の交付税特別会計のほうの実怖くて、あそこの借入れは相当ございますので、これがこれからどんな償還を国が考えるのかというのは注視しております。

以上でございます。

〇一 一番（榎元一巳君） 長いこと、平成十七年ごろから、行政経営ですかね、当たっている方で、言えるのかどうかわかりませんが、けれども、やっぱり首長さんの政治的判断もございましょうが、何ていうんですかね、やっぱり財政の担当として、国の手法もありますでしょうし、地方財政対策、地方財政に対する国のこれまでの取組みというんですかね、そういうのもありますし、私は、言えるのかどうかわかりませんが、非常に疑っております。どういうふうに考えますか。

〇行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

疑っていると言うわけにはいきませんので、大変恐怖をしております。

以上でございます。

〇一 一番（榎元一巳君） そういった状況下にあるわけですので、先ほど家庭の話をしましたけれども、西之表市が百何十億円の負債

を全部返却して、基金は充当して、財産も売っぱらってペイになるのかなっていう、孤独な、ちよっと孤独ちゆうより、素朴な疑問を持つところですけど、売れない物、売れる物ありますでしょうけど、非常にそういった意味では、起債の残高も、財政計画に基づいているとはいえ、非常に厳しいものがあると思います。ですから、今後もそういった上で取り組んでいきたいと思えます。

それと、にぎわいの中心拠点施設についてでございます。さまざま財政の問題も申し上げましたけれども、やっぱりこのことがですね、やっぱりこの施設についてどうなのかという、私はね、議論もしたかったですね。これは全体で二億七千万円ぐらいです。ただ、これには回遊の部分についての予算措置はないですよ。そのことを考えると、どのように考えますか。

私は、回遊の部分では、さまざまこの委員会の中で措置が出てきておりますけれども、これもですね、過去の焼き直し、道路の一方通行化、タイトルの張替えとかですね、電線の地中化、議会でも議論した人もいますけども、そういったものがいっぱい入っております。私は反対ではないんです。私は、まだ牧建設課長の時代に市長さんと語ったことがあります。現在の土地の利用と背後地の一体感の問題も、やっぱりこうすべきだって議論をしたことがあります。私とその事業自体に反対するわけではないんですけども、ただ、現状ではなかなか認めるわけにはいかないと思っています。

それはなぜかというと、先ほどから言った回遊の問題の一体化の

問題、その予算がまず入っておりません。それは最終的にはどうなるかという、先ほどの財政状況を考えると、これわかりました。平成二十八年度が来ました。いろいろやりました。あともうできませんと考えております。財政の状況では、成長率がぐんと上って、また違う分が出てくれば別ですけども、そういった意味ではもともと議論をしなければならぬし、それはもともと地元の方と議論をもっと進めるべきだと思います。

こういったやり方で、さつきちよつと見てたんですけど、コンパクトシティという、御存じだと思いますけど、これは背後には改定土地再生措置法がもとにあります、そのことよって、住宅だとかを中心部に集めてこの論議する。それもやっぱり二年も三年も全国で百三十市町村ぐらい取り組んでおりますよ。それも、それ、まち全体でいろんなことを取り組んで、二年、三年かかって物をつくり上げていくという、そういうものです。私は、それがなくなかなか厳しいんじゃないだろうかなど。最終的に建物とかそういうところは残ったという議論になってしまうので、財政上もいろいろだと思いますが、どう思いますか、行政経営課長。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 確かにですね、議論も必要ですし、回遊の施策のところは現時点で予算措置がついてないというのは事実でございますけども、今、委員会をつくりまして、そちらで検討中でございますので、全体を通じましてですね、そういった計画ができてくるんだろうと思います。

財政的には厳しいというのもございますけども、今、一方で、今やらないといけないところはやっぱり取り組むべきだろうと思えますし、我々のその説明が足りなかったのかもしれないけれども、やってきた当事者といましては、二、三年かけて議論をしてきてございますので、そういう意識なんですけど、やっぱりそれは足りないという御批判がありましたら、それは甘んじて受けたいと思いません。

以上でございます。

○一番（榎元一巳君） まあ、答弁言われちゃったんで、私、二、三年かかってないと思いますよ、実際的にはですね、内容が。詰められてないですもん。私、反対じゃないんです。だけど、これではね、市民の理解はなかなか得づらいと思いますよ。だから、もう時間もありませんが、やっぱりよくもうちよつと議論をすべきじゃないのかなというふうに思うんですよ。

そして、やっぱり回遊というの、にぎわいの目的もいろいろあるんですけど、やっぱりそれはお客さんに商店で買い物してもらおうと。それよってにぎわいで元氣出てくるっていう構図のもので、から、そこら辺は考え方はいろいろあるうと思えますが、現在の、現在の状況でやるとですね、これは株で言うところサムゲームですよ。どっかが取るとどっかが減っていく。どっかがよくなるどっかが潰れていく。それは仕方ないって言うけど、それは、サンシードが潰れたり、だいわが潰れたり、コスモタウンが潰れたりですね、

それは民間のやることです。それは市場性の原理ですから。ただ、行政がそれをね、どういうふうにやるかというのは、よっぽどの議論をして市民説明をしないと、非常にまずいことになるんだろうと私は思います。

ですから、ぜひそこら辺もですね、状況をですね、考えて、ぜひ、議論を進めていると言うんですけど、どういうメンバーが入っているのか、もう時間がありませんので、いろいろわかりませんが、やはり私はもう少し準備不足なんだろうというふうには思いません。

○議長（永田 章君） 榎元議員、長野市長が答弁を求めておりますが、いかがいたしましたでしょうか。

○一一番（榎元一巳君） ちょっと九分より短くお願いします。

○議長（永田 章君） 長野市長、短目にということであります。

○市長（長野 力君） 昨日も説明しましたが、回遊もですね、一過的にぽつとやるわけでもないわけですが、基本的には、この拠点に多くの人を、島外からまず人を集め、外からも集めてですね、それでそれをですね、回遊ということで組み立てていくことは絶対必要かなと思っております。

今言うた商店街の皆さんとかですね、いろいろ話をしながらやってきておりますが、それが基本的に十分であったかどうかというのには、まだこれからも話は継続して進めていきたいと思えます。

とにかく、やはり私が申しましたように、今出ている多くの港か

ら来る人、それから種子島中ですね、観光を回る人とか、それからまた、定住促進等、行政のサービスを含めて、そこに拠点として機能を発揮していきたいというふうに考えております。

今議員が指摘したことは、当然ながらですね、今後、最終的にはそれがもう課題になりますので、そこはそれでですね、しっかりと検討し進めていきたいということになるかと思えます。

○一一番（榎元一巳君） 交流から定住についていう考え方や、交流人口をして屋久島のやつをここにまとめておきたいという考えもいろいろ私は理解はします。ただ、手法としてそれがどういうふうになっていくか、地元とのその一体感をどうするのか、そういうことは非常に重要だと思っております。

そしてまた、時期の問題でありますけれども、じゃあ、あえてこれを、私たち三年もかけましたって言うけど、内容を見ればすぐわかりますけど、そうではなくて、もう少し私が言う基幹であるべき農業がもつと自立できる、あるいは将来展望ができる、あるいはそういうった中でも遅くはないんだろうと私は思いますよ。だって、にぎわいに歩く、出て歩く、人口減少も含めて、その部分が成長しないと、ここに来る人だっていなくなるんですから。

ですから、私は、市長が昨日九分間しゃべった問題をですね、農業政策で九分、十分しゃべっていただいて、だからこれは問題がここにあるんだと、これに今銭をつげんと、あと五年たったら財政は動けなくなる、だからこれをやるんだっていう議論をですね、私は

もう一つしてほしかった。それを非常に残念に思っております。

考え方はさまざまですので、今後十分な検討をしていただいて、私どもが考えている内容が払拭されることを希望いたします。これは予算はまだですので、ぜひ御検討いただいて、いいえ、お互いによくしたいと思っっているわけですから、この地域をですね、絶対よくしたいと思っっているわけですね。そういう議論ですので、御理解をいただきたいと思います。

最後に一点だけ残りました。馬毛島問題についてであります。

これは、現状、基本的な考え方ということで、私いつも同じようなことなのですが、市長は変わってないということなのですが、何か現状で、どうしてもここで今お話ししておきたいということはありませんか。

○市長（長野 力君） 特に基本的な考えは変わっておりません。

これからも、これまでもずっと言ってきたことなので、それと、現在国から特別な構想というのが出て来ないこともあると思います。基本的には変わっていないということです。

今後ともですね、私ども、何回も何回も申し上げますけれども、やはり私どもが自分たちの力で可能な限りですね、この自然を守りながら、やはりこの地域は、先ほど申しましたけれども、一次産業も含め、観光振興も含めながら生きていく。そして、一過性でなくて、やはり持続可能なそういう島づくりをしたいと。後でしまったと思っただけに、もう手遅れとならないようにですね、その判断を誤ら

ないということを常々私は自分に言い聞かせながら判断しております。

○一番（榎元一巳君） やはりちゃんと思いをずっと持ち続けることと、やっぱり真実を真実として伝えることが一番重要だと思います。

事務方に一つだけお聞きしたいと思います。今度新しく中種子町の町長になった方が、何か報道陣に対して、この協議会を離脱するというお話を聞いたんですが、その事実関係を伝えてください。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

私も報道のほうでお聞きしたばかりなんですけれども、例の口永良部島の噴火で協議会が開催されませんが、その後の意思というのはお聞きしていませんので、また七月にそういうお話になるのかなと思います。

以上です。

○一番（榎元一巳君） これまでも一市二町はさまざまなおみ問題やら、介護保険の問題、一部事務組合の問題、消防の問題、島民の捉えるさまざまな問題を共通課題として取り組んでまいりました。さまざまな考え方がありますのでしようけれども、今後また、今までとられたような共通課題としてこの問題も取り組んでいただいて、所期の目的を達せるよう努力をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で榎元一巳君の質問は終了いたしました。

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時十分ごろより再開いたします。

午後二時五十六分休憩

午後三時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

〔八番 田添辰郎君登壇〕

○八番（田添辰郎君） 二年前に市会議員の選挙を当選させていただきました。二年がたちました。三年目でございます。あと残り任期となりました。その間、一生懸命西之表市民のために微力ながら尽くしたいと思う覚悟でございます。今回も、いろいろな意見は分かれるところでございますが、市民のため、また、市民の一人一人を代表して一般質問をさせていただきます。

まず、田上病院の脳外科医の問題でございます。

新聞報道でも、また、市の広報でも紹介されておりました。大体的内容はわかっております。また、医療関係で言いますと、産婦人科、種子島産婦人科医院のほうは二名体制になるということで、これまでより、より一層されるということございました。

その件につき、少し市長のほうから御説明をいただいで、また、

脳外科医のほう、これからどのような方向になるのか、今現時点でわかっていることを教えていただきたいと思えます。

以下の質問は質問者席より行います。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

田上病院の脳神経外科医の現状についての御質問でございますが、本年第一回定例市議会でも御説明をいたしました。その後、三月二十六日に、一市二町、田上病院、鹿児島大学病院、同脳神経外科、同救命救急センターの七者において、種子島地域において発生する救急患者の受入れに関する覚書を締結し、種子島地域において発生する救急患者の受入れについての合意を図り、専門的な救急医療を必要とする心疾患、脳疾患の患者については、優先的に鹿児島大学救命救急センターで受け入れをいただくことになりました。

脳神経外科の体制につきましては、四月は鹿児島大学以外に四人の非常勤講師が対応し、平日は毎週水曜日が休診、月・木・金は夜間も受け付けておりましたが、五月からは毎週水・木が休診で、夜間は月・金の受け付けとなっております。

この五月からの診療体制は九月末までの予定となっております。十月以降の医師の確保につきましては、現在、種子島地区脳神経外科医確保対策協議会を中心に、要請活動を展開しているところでございます。

以上です。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

行政のほうも、市長を先頭にして一生懸命頑張られているのはわかっているわけですが、この医師不足という問題は、やはり国の医療体制の問題もございます。また、研修医制度の問題もありまして、一市町村、また、熊毛が一つになって動いてもなかなか難しい問題かとは思いますが、また、それゆえに、行政が民間の病院である田上病院と一緒に行政もともども動く、今その体制で動いていらないか、そのように感じておるわけでございます。

これまで田上病院、私、民間病院と言いましたが、いろいろ批判される方はいらっしゃるわけですが、病院に関してですね。ですが、今回の脳外科医の問題ではつきりあらわれたことは、田上病院がきちつとですね、体制を整えてくれる前は、前にはですね、田上眼科さんがございました。河内耳鼻科がありました。その病院がなかったとき、田上病院さんがその医師の確保をしていただけなければ、いまだに眼科のほうも耳鼻科のほうもないという、なかったという現実もございます。

そういった現実を考えると、ただの一民間病院として捉えるのか、やはり行政としても、公的な財産である、市民の命を守る財産であるという捉え方をさせていただいて、今まで以上にですね、強力で連携を進めていく必要があるのではないかと私は思うんですが、そういった意味で、行政として田上病院の西之表市の医療体制における

位置付け、救急指定病院とかいろいろあるわけですが、それをどのように考えているのか、そしてどのように持っていきたいのか、連携を持っていくのか教えていただきたいと思えます。

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

田上病院は、病床数二百四床で、診療科目は内科・外科・整形外科・脳神経外科・小児科など全てで十七科目あり、高度な医療機器・設備が整備され、豊富なスタッフなど、環境が整っております。診察、手術、リハビリが一連で行うことができ、また、積極的に救急患者の受入れと治療を行い、地域医療圏の要請に对应いただいております。西之表市のみならず、種子島地域における拠点病院であると考えております。

以上であります。

○八番（田添辰郎君） 四月にですね、中種子町のほうの町長選、南種子町の町長選、それぞれ議会議員の選挙もございました。中種子町のほう、ちよつといろいろ勉強しに、南種子町のほうもちよつと行ったんですが、一番の問題はやはり医療の問題なんですね。やはり高齢化があるということ。

西之表市でも同じなんでしょうが、今抱えている問題は、どうやって医療を支えていくか。先日新聞報道にもありましたが、ベッド数を鹿児島県は三割以上減らすというお話も出ております。在宅医療のほうを増やしていくことなんです、お金の面では在宅医療のほう安いのというのは当然わかるんですが、ですが、在宅医

療にするためには、医師の時間と人数がかなり増えてまいります。その辺を国がどのように考えられているのか今現状では見えない状況でございますが、これまで以上に厳しい時代になってまいります。

それと、先ほど行政経営課長がおっしゃいました二〇二五年問題でございます。今、消滅自治体とか、限界集落という言葉が前ありました。それも当然であります。「消滅自治体」という本もございません。それも人口統計上見れば当たり前なんです。子供をお産みになれる若い女性の方がどれくらいいるかということで、二十年、三十年の人口規模はもう確実にわかってくるわけでございます。そういうった中で考えていきますと、西之表市は、限界集落も増えていく。また、市自体が、種子島自体が消滅していく可能性も十分に指摘されているところでございます。その中でどうなのか。

二〇二五年、東京、埼玉、千葉、都市圏がどうなのか。市長は、団塊の世代を呼ぼうということでこれまでも御努力されてまいりましたが、団塊の世代、最も人口が多く、競争も激しい時代を生きてきていらつしやった方でございます。学校も厳しい、就職も厳しい、その中で一生懸命働いてきて、地位を、今の地位を得て、今ほとんどの方が退職されたりとか、いろんな仕事をやられたりとかしております。その方たちが一番増えてくるのが東京、千葉、埼玉、神奈川でございます。そこも、うちが今医療が大変になる、介護が大変になる、それと同じ状況が東京、千葉、埼玉、神奈川で行われます。財政力でいうと、東京、神奈川、千葉、埼玉、東京は圧倒的に大

きいんですが、私たち西之表市、ほかの鹿児島市もそうなんですが、そのような東京みたいな大都市と比べると財政規模が少ないんです。我々は限界都市と言われていますが、二〇二五年までの団塊の世代が後期高齢者になる時点までに勝負をつけなければ、その二〇二五年時点で、医者、看護師の確保、そして介護の大きな担い手である介護士の確保、これをやらなければ、若い男性、女性の労働力は全て東京近郊に奪われていく現実がございます。それを見据えた上でこれからは医師不足を考えていかなければならない。市長が行政の長として医師会の方々と、そして田上病院、ほかの熊毛の方とも連携しながら今取り組んでいらつしやるのはわかります。しかしながら、もっと力を注ぐべきである。

市長も私も平成九年に市会議員にならせていただきました。多分航路港湾の委員会だったと思うんですが、東京の陳情のときに何回か、そのころ、山中貞則先生ですが、事務所にお寄りさせていただいているいろいろお願いをしたこともございます。一度は落合市長もいらつしやったこともございます。やはりこの危機的な状況、国会議員の数は、都心が増えて、田舎のほうは人口比例で減っていつてるわけでございますが、やはり私たちの西之表市の代表である国会議員、衆議院議員、鹿児島県下では何人かいらつしやいます。地元では森山先生がおります。その方たちの力をですね、昔以上におかりしなければ、この医師不足、ひいては西之表市の医療、西之表市の市民の命を守ることができないと思うんです。その辺の覚悟をど

うお思いになるか、市長にお尋ねします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、これから医療関係は大変厳しくなつてまいると思います。

一つは医師不足、それから医療従事者のスタッフ不足というのが顕在化してきているということと、あわせて反比例的に、今さっき言いました二〇二五年の団塊の世代の後期高齢者に入っていくという問題等もございまして、これからそのところまでは大変厳しい状況が続くということです。だけど、そうであっても、我々は、地域の住民にそういう不安がないよう、しっかりと医師体制、医療体制を確保することが私どもの使命でありますので、どういうことがあつても、不安、島民が、市民が不安が出るようなことのないように、しっかりと対策をとっていくことは必要かと思つております。

脳外科医につきましては、私ども、対策協議会を立ち上げております。いろいろ陳情活動しておりますが、やはり大学等から言われることは、とにかく医師の絶対数が少ないということの話になつてきまして、駒がいつばいあつて、それをどうするかということになれば、我々も相当ですね、いろいろなことができると思ひますが、絶対数が少ないという話になつてくると、それ以上ですね、話が進まない、壁に当たるとというのが現実でございます。

ただ、そうはいいまして、やはりどんなこんなしても、やはり脳神経外科医というのは緊急を要する医師でございますので、これ

はしっかりとですね、またさらに運動を進めたいと思ひますし、また、私どもだけでは解決できませんので、医師会、郡の医師会、県の医師会、そして県、それから大学、そしてまた、国会議員の皆さん等の力をかりながら、総合力を出しながら離島の医療を守つていくと、お願いするということになるかと思つておるところでございます。

そういう意味で、ほんとこれから厳しい時代がこの医療に続くと思ひますが、どんなことがあつても、医療のほかには介護という問題もあわせて出て来ます。これも、介護も幾らか医療的なところも必要になつてきますので、今後、そういうことも関連しながら、さらにですね、運動を展開していきたいと思ひます。

○八番（田添辰郎君） 本当にですね、これまで以上に強力に、二〇二五年と言いました、医療体制、介護体制が大変だという話があるんですが、若い若者を奪われていく時代になる可能性が大いにあるということですね、その危機感を常に持つていただきたいと思ひます。

そのためにも、今はですね、男性の介護士、看護師、多くいらつしやるんですが、やはり女性の方が多、割合的には多いのが現状でございます。そういう意味でも、男性の働く場をいかに確保していくか。ある意味、市長の努力のおかげで財政のほうは少しよくなったようにございます。また、落合市長が積み残していった大規模なやらなければいけない当然の事業もこれまでこなしでまいりま

した。そういった意味で、やはり男性の雇用をある程度一定に確保しなければ、奥様である女性の方もここに住むことができない。

やっぱり公共事業がある意味では必要なところがあるかと思えます。また、これまで公共事業をやれなかった部分、やり残した部分があると思うんです。二〇二五年を見据えた上で、やはり医療の担い手、介護の担い手を確保するためにも、公共事業というのをいまひとつ見直していただきたいと思います。

次に参ります。にぎわいの拠点施設についてでございます。

これは、先ほどもほかの同僚議員のほうで質問されておりました。拠点施設をつくるのかどうかということでございます。先ほど、同僚議員のほうは反対ではないということではあったんですが、長期振興計画のほうには載っていたようでございます。ですが、市長からの口頭の中ではですね、検討するとか、考えるとかという言葉を聞いていたような気がします。三月議会でもはっきりとしたつくるという声は聞かれなかったように思うんですが、市長、やはりもう皆さん年内にできることはわかっているんで、つくるっておっしゃるんでしようが、その点もう一回確認いたします。つくるとかどうかです。

○市長（長野 力君） これは前からですね、話もありましたし、話もしていました。それから、長期振興計画にも乗っけておりました、それも御理解いただいたところでございます。

今回、財源的にもですね、ここで地方創生という話も浮上してき

まして、とにかく今、五年後、二十年後になりますと、今おっしゃったように、いろいろな状況が発生します。今ここでいろいろなものを取り込んでいくことが一つの起爆剤になるという考えもありまして、港と、昨日も話をいたしました。この拠点施設をですね、しっかりとつくって、外からの観光客、交流人口の誘客を行い、一部もしよければ定住人口、また、それをするための地域密着の行政サービス、市民相談サービス、支援サービス等も含めたですね、いろいろな拠点になるようなものをつくりたいと思っております。

それとまた、そこを拠点とした回遊ということも、商店街の回遊、これが最終的には大きな目標になりますが、大字とのつながりを含めるために、やはり交通機関等の整備、つながり、高齢化していきますので、大字の人がまちに出てくる、そこで一休みする、今日の話がありました。そういうことも含めて総合的にですね、広がりを持ったものに最終的にはしていきたい。

ただ、その前に、やはり拠点というものを、センター的なものかどうかでも必要ということでございます。そういう意味で、ぜひですね、ここは御理解をいただいて、拠点施設を中心市街地の中につくり、そこから種子島中を見回しながら、多くの島外からの人を呼び込み、そして、多くの呼び込んだ人をしっかりと地域に、商店に回す、回遊させる、その施策をですね、今回ぜひやりたいということでございます。

そういう意味では、たまたまですね、私どものところには、歴史

的にも、火縄銃の問題とか、ポルトガルとの関係、それからJAXA、宇宙センター、いろいろな形で歴史の材料も豊富でございますので、そういうことも含めた格好でその拠点の施設がアピールできないかということも考えておるところでございます。

そういうことで、ぜひですね、これを一つの起爆剤として、種子島の、そしてまた、特に西之表市の、そして港の、商店街の大きな発展の一点ということで、総合力を発揮しこれを進めていきたいというふうに考えて、今練っているところでございます。

○八番（田添辰郎君） 市長は御存じですかね。観光客の見込みで、当市としてはどのような見通しを立てているのか、御存じであれば御紹介ください。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） 御質問にお答えいたします。

観光客の推移につきましては、今、入込客の数字で把握をしているところでございますが、平成二十六年度の状況で、対前年比一〇・二%と、ここ五年減少傾向にありました交流入込みの数のほうが若干横ばい上昇傾向にございます。このことは、島外に向けた情報発信含め、体験的な部分ですとか、さまざまなおプションをですね、組み合わせた結果、このような形になってきているところだと考えております。

入込客自体でも、人口減少の中におきましては、通常であれば微減していくものですので、この一〇〇・二%というのは交流人口拡

大をしたものだというふうに考えているところもでございます。以上でございます。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

最新のあれでは一〇二%ということで、少しほんとにですね、上昇したということなんですけど、にぎわいのこの計画、資料をいたいたところでは、その中では、やはり長期的に見たら観光客は増えはしないんだという統計が出ているかと思えます。

これは大体当たるとは思うんですが、うちの場合、観光客の要因といっても、入込客、実質的な観光客というのはつかめていまして、ので、入込客になるんですが、これはジェットフォイルの値段と、金額とかなり差があるんですね。朝一便で往復五千五百円の時代と今の金額ではちよつと違いますので、今の金額は最初に岩崎さんがやったころの金額より高くなっています、計算してみればですね。今最も高い状況になっていますので、その影響も観光客にも影響がある、そのように考えるわけです。

ですから、市長が今おっしゃったように、拠点施設をつくって人を集めて、それを西町、東町とか商店街に回すんだよというような御意見も十分わかるんです。ですが、統計的には、人は余計集まらなくなる。もし集めようとするとしたら、拠点施設より、やはりトッピーの料金だと思えます。高速船の料金だと思えます。

それと、もう一つあるとすれば宇宙センターです。宇宙センター、今、展示館のほうに行っても、食事をする場所もございません。あ

そこ、前は一時間半から二時間は潰せた施設なんです。それが、三菱重工に委託されたということで、いろいろな問題があつて、三菱重工さんが、民間の会社が悪いわけじゃないですが、あそこをやはり五、六時間でも間をもたせてくれる、観光客が時間を使って十分に楽しめる場所にしてもらう。もう真つ先に考えるのはそこですよね、僕が考えるのは。観光客をどう増やすか。やっぱり宇宙センターを何とか充実してもらおう。そして、素通りではなくて、一泊でもさせる。五、六時間ここにいさせれば一泊してもらえますから、落ちる金額が変わるんです。

それと、トッピーの料金。トッピーの料金は、航路改善港湾整備特別委員会のほうでお願いにも行つてまいりましたが、なかなか行政が行つても難しいところはある。ですが、チャンスとしては、市長も御存じのとおり、トッピーが老朽化しております。新船をつくらなきゃいけないという時期がございます。民間の川崎重工のほうは、自分で一隻、二隻はつくれないということなので、まとめた数をつくりたい。そうなると、国の出番であるわけなんです。ですから、やはり国と協力をしながら、この高速船の料金の問題にも絡んでいかなきゃいけない時代だと思つてます。

ですから、私とちよつと、市長は拠点をつくれれば人が集まつてこつて言うんですけど、どうです、僕、多分ね、二億八千万円使つて、同僚議員が言つたように人が回るようにちよつと七、八千万円お金を使ったとして、三億五千万円ぐらい使つたとしても、僕、失

敗すると思つてますよ。

失敗した場合、向こう、なぜ悪いかというと、駐車場があるからなんです。駐車場がなきゃだめだと思つていてるんですけど、駐車場あるから、そこで入つて情報を集めたら、車に乗つて行つちやうんですよ。

僕、だから、やっぱりそういった意味でも、本当に、船井総研さんのほうが最初からかわつていますが、船井幸雄先生が生きていらつしやつたとき、十年前ですけど、そのとき、つくるとしたらまるその跡地ぐらいいしくないねと。西町・東町商店街を生かすにはね。そういう話をされていたんです。船井先生が亡くなって、今こつういうふうな県の所有地でつくるといふ話になつたんですが、あの土地ではちよつとですね、市長が思うような結果は出ないと思つます。観光の起爆剤ではなくて、西町・東町商店街を潰す起爆剤になりこそすれ、反対の方向に行くと思つてますよ。市長、この辺どのように考えていますかね。

○市長（長野 力君） えーとですね、反対の方向に行くことはまずないと思つます。いわばそれは仕掛けの問題も出てくると思つますけれども、まず、この市街地を見ましても、そういう拠点的な施設の場所を探したところ、ほかにやっぱり機能的に合う場所がないと、あれが適当だろうということになるかと思つます。ただ、西町のところにある程度のものであれば別ですけども、ないとするとですね。だから、今あるものをしっかり使つて、とにかく今後西町、

東町に回遊させる、それで、必ずこちらのほうの海岸のあれも一部取り除いて、流れをですね、しっかりさせるということも技術的には入ってくると思います。

ですから、今後、もちろんJAXAの当然話もあると思います。とにかくこういうことをつくって、時間を稼がして、それで一泊させる。基本的には、それが一つの狙いでもあるわけでございます。そこに来て、観光案内をして、メニューを渡して、必ず西之表市内を見てもらう。それから宇宙センターに行ってもらう。そういうことでですね、通過じゃなくて、何らかの形でそこを拠点に仕上げていくというのに効果があるというふうに考えております。

もちろんJAXAもですね、当然、さっき申しましたように、JAXAは種子島の大きな観光資源として大きな形でございますので、それも有効に使いながら、やはり人をですね、集め、それをとにかく私どもの商店街のほうにですね、この商店街に回遊というのは、あくまでもやっぱり商店の皆さんと一緒に、いろいろな手引きをし、企画をし、そしてやっていくことが、それは当然全体としての課題でありますので、その辺のところも今後ですね、ぜひそういうことにしていこうという話も出ておりますので、何とかこれを起爆剤にしたい、このように考えているところです。

○八番（田添辰郎君） 市長の考えはよくわかります。

僕は、昔から思っている、スウェーデンの教科書、社会科の教科書なんです。皇太子が紹介した社会科の教科書がありました、七

年か八年前ぐらい知ったんですけど、その中に、やっぱり商店街は守らなきゃいけないということが教科書に書いてあるんです。国民に、商店街を守りなさい、そばにある商店、商店街を守っていこうというのがあるんです。どうしてなのか。車を運転できないお年寄りや子供は、そばのお店とか商店街にしか行けないからなんです。国として、やはりそういうふうになっちゃなお店、商店街を大事にしようという国もあれば、日本みたいに民間市場の流れでそのままいってしまうところもあるかもしれません。でも、私は、これから西之表市、種子島全部で人口が減っていきます。お年寄りも増えていく。それは段階があつて減っていくんですが、子供たちは少数になっていきます。でも、観光観光、観光も力を入れないといけないんですが、僕、西町、東町、天神町も含めていいんですが、やはりその商店街にですね、子供や年寄りを戻す仕組みをまたつくっていったほうがいいんじゃないか。

昔から思っているのは、子供の図書館を西町、東町の空き店舗に持つていく。調べたら、中種子町のほうは、町営駐車場をつくって、あれはまあ買取りされたそうなんですけど、買取りされて商工会が運営されているんですが、西之表市を見ると、市長も御存じのように、駐車場にするっていう空き地もないし、新たな施設をつくるうという土地も大きな面積ではあいていないわけではないんですね。ぼつんぼつんとあいてるところなんで、中種子町より難しいところはあるかもしれませんが、まずはやはり子供たちが集まるような

図書館、それで、放課後にも集まれるようなもの、お年寄りが椅子に座って茶も飲みながら囲碁を打ったり将棋が打てる場所、せめて空き地がもうちよつと見つければ、日影ができるような木を植えてですね、そこでゆつくりできるとか。そのためには、夢みたいなことを言わなきゃいけないです。昔言っていた電柱の地下埋設化とか、また、国道をすげかえてやったほうがいいんじゃないかって夢みないなことになるかもしれませんけど、地元に住む人間がここに住んでいてああいいなと思わなきゃ、観光客が来たって喜ばないと思うんですよ。

箱物一つで人を呼べたら、こんな楽なことないし、市長、一緒に行ったことがあるじゃないですか。綾町に行つて、綾城までつくつてですね、あそこは。道の駅もつくつてましたよ。あれ、何十億とかけていて、それで、綾町のほうは有機農業の町ということで宣伝がうまくいったんで人が集まってますけど、陸続きで、県外ナンバーばかりだったじゃないですか、車は、来てる車は。あれを考えると、僕、この拠点施設うまくいくのかなとほんと不安に思うんです。あれを見て、同僚議員は、一緒に行った方は、やっぱり道の駅をつくつたほうがいいよと言う人もいるんですけど、でも、今回失敗したら、やっぱり泣く人出て来ますもん。困る方出て来るんで、やっぱりもうちよつと慎重に考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○市長（長野 力君） 先ほどちよつと説明も不足しましたけど、

これは、観光客だけじゃなくてですね、いわゆる交流センターみたいな交流の部屋もつくることにしております。そこでいろいろな、子供たちも含め、いろいろなものがですね、集まり、それでにぎやかになり、そこからまたいろいろな外に出向くというようなですね、機能も一つやっておりますんで、その観光客だけが来てという意味じゃないです。観光客も、土日の、大体シーズンというのは土日ですから、その後はですね、地元の人がしっかり利用できる、そして遊べる、そういうことの仕掛けもしっかりしなくてはならないかと思っておるところでございます。

今後、綾町も一緒に行かせていただきました。あのあたり、道の駅というのを見にも行って勉強もしたんですが、やっぱりあのときは、しっかりそういうこともしようということいろいろ話もしたことが記憶にありますけれども、そういうことも含めながら、今後ですね、一つの大きな起爆剤として、この拠点センターを総合的にいろいろなことで使えるように、行政のサービスの拠点、窓口にもなり、それから定住促進、移住の受付窓口の機能も果たしながら、観光インフォメーション的なもの、それからまた、市民が憩う場所、一時的に憩う場所、それからまた、交通のですね、待つときの安心したそういう控えの部屋、そういうものを含め、また、お母さんたちがゆつくりできるように、また、交流をしてそこでいろいろ話し合いができるような場所、そういうものも含めて、総合的なですね、したい。一部物産もありますけれども、そういうことにですね、

いけたら、そこから大きな流れが、やっぱり人の流れがそこから出ていくということになるかと思っております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 意見は平行線のままでと思います。本当に拠点施設をつくってメリットはあると思うんですよ。見方によれば、そのメリットが全てデメリットになる。見方によってはそうだと思うんですね。ここに失敗した場合、誰が責任とるのか。聞かなくても、誰も責任とらないってわかっているんです。だから、したいとは思わないですが、本当に拠点施設で子供たちもお年寄りも集まって楽しくしたら、僕が言ったような夢物語、僕は力がないんできないんですけど、あの西町、東町にちよこつと集まってというのは、それ、西町、東町の商店街は不必要になってきますよね。ある意味では、行政が商店街を切り捨てたという形にもならないかって、それをものすごく危惧しております。市長のみならず、ほかの課長さんですね、その辺を十分考えていただきたいと思っております。

では、続きまして、馬毛島の自衛隊・FCLP施設について質問いたします。

今日、同僚議員もいっぱい質問してくれたんで、同じことになるんですが、簡潔に答えていただければ結構です。自衛隊・FCLP施設に反対かということで、自衛隊に反対なのか、それと、FCLP施設、自衛隊が単独の場合どうなのか、FCLP施設のみ単独、

これはあり得ないんですが、わかっているんですが、自衛隊・FCLPセットの場合反対なのか、この三つについて確認したいと思えます。

○市長（長野 力君） 今のところ、何回も言いますように、FCLPの施設が恒久的な施設ということで、これは反対しておりますんで、自衛隊だけということになればですね、そういう内容も話し合いながら判断することになるかと思えます。

○八番（田添辰郎君） 自衛隊だけなら検討する余地があるということでした。先ほどもお伺いしたんですが、自衛隊といえればですね、新空港ができましたよね。もういつできたか忘れたんですけど、中種子町のほうは、新空港ができるということで、平成七年ですかね、自衛隊誘致の決議を議会でもとめました。それから地道にこつこつと運動されています。旧空港跡地に自衛隊を誘致したいということですね。そういうことで誘致しておるんですが、他町の話も市長に聞くわけにもいかないんで聞かないんですが、そういった問題もございませぬ。種子島の一部では自衛隊誘致をしたい。西之表市もそうなのかもしれないが。そのような問題もありまして、ちよつと市長の反対の理由を一つ一つ確認したいと思えます。

こちらは、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会、先ほど同僚議員も使っていました、対策協議会が出した、こちらですね、こちらのほうが一番詳しく協議会の反対理由について書かれています。協議会の会長が市長ですので、市長の反対理由だと思っております。

れでちよっと、十項目あるんです。その辺をちよっと一つ一つ確認したいと思います。

騒音被害という大きな項目で、一、家畜の生育不良や水揚げの減など騒音による農林水産業への影響、二、騒音による不眠・耳鳴りなどの健康被害、市民の健康への影響、三、児童生徒の学校や自宅での学習への影響。まずこの三点ですね。騒音被害、根拠を教えてくださいませんか。

○市長（長野 力君） 一部、これ、出しまして、便りに出しまして、一から三の話ですけども、日米地位協定で米軍の運用によるですね、これは低空飛行訓練が認められていることや、待機している戦闘機については待機中のルートについて特に定まっていないこと、それから、FCLP以外の飛行経路についても今後の調整事項であること、また、将来的な規模拡大の可能性もあることから、騒音についても当然危惧されることと考えております。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。危惧されるということは、そういうおそれがある、可能性があるというふうに捉えていいわけですね。根拠はないということで受けとめてよろしいでしょうか。

○市長（長野 力君） それは、今私が申しましたのが一つの説明の根拠になります。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。ちよっと水差しがあります。ちよっとこれ馬毛島だと思ってくだ

さい。紙とボールペンがあります。これが飛行機だとしますよね。騒音の問題で、うちの特別委員会のほうも、今まで厚木もですね、普天間も行かせてもらったんです。厚木も、普天間も、どうしてもああいふ基地を許しちゃいけないですよ。市長、そう思いません。ほかの周りの方もみんな一緒だと思うんです。なぜかって。僕らここで住んでいるというと、ここでぐるぐる回っているんですよ。沖縄の普天間なんか見てくださいよ。後から大学で来たって言うけども、大学のほうにヘリが落ちていたりするんですから。世界中でも、やっぱりアメリカ軍でさえ、世界中で一番危険な基地だって言っているぐらいなんです。

でも、その話をですね、頭の上で飛行機がぐんぐん回ってる、ヘリコプターが回っているっていう話をですね、ここにある馬毛島で回っている事件と同様に、同列に理由に使ってもらったら困るということなんです。こういう理由付けの仕方したら、うそをつくつもりはないですけど、真実を伝えることにはならないんじゃないですか。はつきりと、普天間や厚木みたいに頭の上は飛ばないけど、十二キロ離れた馬毛島を飛ばす周回するとき、僕の計算では四キロか五キロ先を飛ばす。飛行経路どおりいけばですね、飛ばす。この事実をきちり伝えなきゃいけないんじゃないですか。

今、三点質問しました。家畜の生育不良や水揚げなどの減の騒音、騒音による不眠・耳鳴りなどの健康被害、児童生徒の自宅での学習への影響、これ、頭の上を飛ばさそうだと思います。でも、十二キ

口離れているんですよ。何で反対の理由が騒音なんですか。僕には反対のための理由としか思えないんですけど。市長、どうですかね。

○市長（長野 力君） 今申しましたように、そういうことで我々是非常にそういう騒音にですね、自分たちの地域はそういう地域であつてはならない、そういうふうにしないということで、一応反対ということになります。

○八番（田添辰郎君） 続きまして、脅かされる安心安全と日常生活とありますね。四、五、六です。ジェット戦闘機などの不慮の事故による日常生活の不安、危険性の増大、⑤米軍の遠隔地訓練施設が恒久的に配置されることによる将来の危険性の同在の懸念、六、訓練時の民間航空機の運航制限や船舶の立入規制等の住民生活への影響。四、五、六、ええ、どのような影響があるのか僕わからないんですよ。ちよつと教えてください。

○市長（長野 力君） それでは、不慮の事故、米軍機や自衛隊による緊急事故や、近年の人為的な航空機事故など実際に発生してきますと、危険性は当然伴うものと考えております。

また、恒久的配置の将来の危険性は、防衛省から説明があつたときに、「仮に米軍が使う場合は、現時点においてFCLP施設と考えています。ただ、今後さらにこういうふうな形で使いたいということがあつたらば、ここの地元とよく相談させていただかなければならないというような問題だと考えています」との発言がありました。

また、元の防衛大臣は、嘉手納基地の戦闘訓練移転も含まれるのではないかと質問に、「負担軽減の面から見れば、FCLPの場所を特定すれば、そこに訓練が幾つか配置されているのではないかと配置できるのじゃないか」と衆議院の安全保障委員会において発言をしております。

あわせて、歴史をひもときますと、他の自治体では、一度受け入れたばかりに、いわゆるあめとむちと申しますか、交付金を盾に、規模が拡大していつていることは事実でございます。

また、民間航空機の運航制限や船舶の立入禁止、船舶に關して言いますと、防衛省からは立入制限がある旨の説明を受けています。航空機につきましても、現在もさまざまな調整が行われておる状況であります。つけ加えますと、日米地位協定により米軍は空域を限定できる強力な権限を持っているということにあるかと思えます。

○八番（田添辰郎君） 四、五、六のほう、これ、ね、隠そうとか、理由付けがあるのか、なっているのかどうかかわらないですが、ジェット戦闘機の不慮の事故による日常生活の不安、危険性の増大とあるんです。馬毛島、ここに十二キロ離れてあるんですよ。今、鹿屋ですか、近いところで。それに比べると危険性は同在するのかもしれないですね。これは可能性としての問題ですよ。先ほど言った普天間とか厚木は頭の上を飛んでいるわけですから、その可能性と比較したら微々たるものではないですかね。危険ですよ。そういう考え方もあると思います。

将来の危険性の増大という話がございませぬ。これは、宇宙センター、先ほども申し上げたんですが、観光施設、観光のシンボルとしての宇宙センターということで言ったわけですが、これは以前反対運動がございました。そのときは何を言われたのか。軍事に転用されて、戦争があったときのターゲットになるから危ないということ。昔の先輩議員の方たちは反対して、南種子町にできたわけでありませぬ。

そういったことを考えてみても、我々は常に意識していません。危険性はあるのではないかと。大隅海峡がすぐそこにあります。国際海峡であります。中国の艦船が通っても、いろんな艦船が通っても大丈夫なわけです。日本の自衛隊のほうは何が通っているかというのは確認できているでしょうが、中国が海に出てこようと思つたら、大隅海峡か、また、台湾のほうか、海岸が、海が浅瀬になつておりますので、幾つかの箇所しかございませぬ。そういった意味でも、対外的にも、大隅海峡がそこにあつて、種子島、馬毛島がある。ある意味では、意識はしてないですが、危険性がある程度含んでいるというか、危険性を持った場所ではあるんです。地理的にです。種子島の場所をどこか危ないから移そうと思つてもできないんです。地理的にですね、そういう場所であるということは認識していただきたい。そういうこともあるからこそ、国がFCLPを馬毛島にという話も出てくると思ひます。

決して国のほうはFCLP施設を馬毛島につくりませぬよとアメリカ

かと約束をしたわけではございませぬ。FCLP施設をつくるという、つくるために地元で説明して理解を得るように努力させていたでございますということ。約束したわけですから、その辺をわかつていただきたいと思います。

それと、訓練時の民間航空機の運航制限、これはもうはつきり言つてナンセンスだと思ひます。船舶の立入規制等の住民生活への影響、これは当然訓練時期には必ずあると思ひます。FCLPだけではなくて、自衛隊の訓練、向こうに馬毛島に自衛隊の基地だけをつくつてもらうとしても、訓練をしてもらわなきやいけません。基地交付金というのは固定資産税替わりですから、いかに何度訓練をやつてもらつて、あそこに箱物をつくつてもらうか、そこが基地交付金を増やすあれです。お金もらえばいいつていうもんじゃありません。有効に国民のために馬毛島を活用していただくためには、あそこに施設が増えていく。施設がいけば訓練日数も増えていくということ。漁師の方やそういう方に御迷惑はかけるかもしれませぬ。でも、それに対してはきちつとした国は補償はしていきます。いかなければ、こんな軍事施設ができるわけがないわけでございます。それから、そういうことも考えていただきたい。

それとですね、次の七、八です。依存経済等。七、⑦、いわゆる基地経済へ依存することによる悪影響、八、一時的な助成金が与える悪影響。どういう意味か教えてほしいと思ひます。

○市長（長野 力君）　　こういうですね、危険なものにつつまして

は、当然その補償というか、そういうのが出てくるわけでございます。補償になるか、交付金ということになるかと思えます。

やはりこれまでも私も、その交付金によつてですね、経済を立て直すということじゃなくて、やはり自らの力で可能な限り進めていくということになるうかと思えます。今までですね、あめとむちの話をしておりますが、交付金を盾に、今後ですね、規模の拡大があつたり、仮に交付金を活用して行つた施設整備や事業の維持の問題などですね、その後いろいろなことが考えられるんじゃないかと思つております。

ですから、一応私どもは、持続可能的にですね、依存したような形はやはり避けていったほうがいいということは考えです。

○八番（田添辰郎君） 地方分割、何だっけ、地方一括、何か分権法ができましたよね。あれから国と地方が対等だとか言われたんですよ。市長は責任ある立場なんで、国と地方が対等になるわけじゃないつて、国のほうに陳情に行かれたとき、身に染みてわかつていると思えます。

そういった意味でですね、我々、うちは二割自治なんですかね、三割自治なんですかね。やはりほかの議員の皆様も一般質問で厳しいことをおっしゃつてましたけど、国も大変なんですけど、その大変な国に依存しているのは私たちではないですか。はっきり言つて、今、馬毛島にそういった施設ができて、その補助金に依存したらよくないよと言いますけど、今現実が、制度上、国に依存している

というのは現実だと思ふんです。

そして、悪影響とあるんですが、それは、そのときのリーダー、市民の結集、力によつてどうでもなると思ふんです。悪影響を好影響にする、その腕を見せるのが市長の力だと私は思ふんですが、また、そして、一時的な助成金が与える影響とあります。十年間で二百何億円ですか、幾らかわかりませんが、これは、再編交付金のほうは市長は要らないと言ふわけですが、ちゃんとしたことを考えればですね、基金としても扱えますし、すぐその場で使わなくてもいいわけですね。農業のために、子供たちのために、お年寄りの医療のために、医者確保のため使おうと思えば使えるわけです。

そういった意味で、何で依存経済どうつて、これ、反対する理由にも、賛成理由にもなつちゃうんじゃないですか。反対のために書いてあるんじゃないですか。どうですか。

○市長（長野 力君） やはりですね、そういう交付金で、要らないというわけじゃないですが、それを我々は、私は求めないのでね、その基地を。当然これは入らないということになるうかと思ひます。やはり私どもは、そういう交付金等によつて仮に立ち上げたとしても、じゃあ、それによつてですね、先行きも同じような格好でその振興ができるかというのも、それは疑問だと思ひます。やはり一時的には、それはそれでまた一つのためになることはあるかもわかりませんが、やっぱり永久的にはですね、やはりそうじゃなくて、やっぱり可能な限り自分たちで一生懸命やつていく、そういう持続

可能の世界をつくっていくことが必要だと思えます。

また、いろいろな意味で、そういうところ、そういう場所に多くの人が来る魅力があるのか、ないのか。そうじゃなくて多くの人が来てもらった、そういうことの経済効果を出していくというのも考え方であるかもわかりませんので、私がやはり言いましたように、もらえばいいじゃないかということになるかもわかりませんが、やはりそれは一時的な依存の経済に頼るといふことになるうという判断をしています。

○八番（田添辰郎君） 馬毛島につくるとしたら、空港もつくり直さなきゃいけないんですね。港湾のほうもつくり直さなきゃいけないです。FCLPの施設というのは、空港と、あと知れてるんでしょうが、自衛隊が日常的に年間を通して訓練をしていく。昨年の奄美、中種子町もそうでしたけど、奄美諸島をずっと使って訓練をやるということを馬毛島のほうでやるとすれば、ほんと日常的に訓練もされることになると思います。その施設をつくるためには、一時的な工事期間といえますけど、十年ぐらい、十年以上かかると思うんです。まだそれ以上かかるといふ見通しがあるんですが、ですが、考えてください。十年って長いんですよ。僕、今五十二歳なんですけど、一番末っ子が小学校二年なんです。十年たったら幾つですかね。わかりやすく小学校一年生だとしましよう。十年たったら、小学校六年間、誰でも計算できますよね。中学校三年間、九年間、小学校一年生の子が高校一年になるんですよ。

僕、ほんと子供を育てるのは大変だと思えます。僕、議員通らせてもらったから、まだ首つらなくて済んでる。現実ですよ。でも、僕と同じように苦しい思いをしている方、若い子、いっぱいいると思います。仕事がないから、やっぱりよそに行った。出稼ぎじゃなくて、今は家族ともども行くっていうパターンが多いですから、そういう苦しい思いをしている方もいっぱいいると思うんです。きれいごとではなく、そうやって苦しい思いをしている人間にとっては、一時的であるうがなかるうが、子供たちを食わすために、育てるために、仕事があることが大事だと思うんですが、そして、基地経済に依存するかどうかは我々の判断です。その判断力は自分たちにはあると信じなきゃいけないんですが、市長はこの考え方はどうでしょうか。

○議長（永田 章君） 市長、しばらくお待ちください。

ここで、議長よりお願いをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、これをあらかじめ延長いたします。

長野市長、答弁お願いします。

○市長（長野 力君） それは人各々ですから、その努力によってそれをカバーすることもできる人もいるかも知れないし、逆にそれによってできなくなる人もいるかも知れない。我々は、そういうことができなくなる可能性、そのほうがウェイトが大きいと、このように考えています。

ですから、それです、金があつていいじゃないかという、確

かにそのこと自体はいいかもわかりませんが、それで何の産業をおこすのか、そこに人が来るのかというですね、必ずそのお金を使えば、そういう性質のお金に依存せざるを得なくなる状態がやはり今後続くのではないかなということになるかと思えます。

○八番（田添辰郎君） 金が欲しいと言っているわけじゃないです。僕自身はやっぱね、金が欲しいですけどね。たばこもやめろって言われちゃうしね。もうたばこやめなきゃいけないんですけど、やめられなくて困っているんですが、お金というよりは、本当に子どもを育てる、妻もいますし、子供もいますし、その子たちを守って育てていくにはどうしようというときに、ああ、一時的、たった十年と言えども、十年まだあるとは思いますが、それがありがたいなということ言ってるわけです。

お金が欲しいからじゃないんです。自分のためにじゃないんです。子供を育て上げて、また、僕の子供がここが好きだったらここに残ってくれて、誰かいい伴侶を見つけて結婚してくれるかもしれない。今のままでは、子供たちは残ってくれないし、ここに残りたいと思っても残れない状況が現実だというのは行政に携わる人間だったらわかってくれるはずですよ。わからなければ、この場所にいる必要はないと思うんです。

これからの時代は、先ほど言いました二〇二五年の問題もございませう。ここが好きで大好きで、ここで働きたいと思っても働けないっていう時代になっていくわけです。ほかの地域と違って、僕らの

子供たちは僕らの島を愛してくれてるんですよ。僕は、その子たちに少しでも仕事をあげましようよ。一緒に仕事あげましようよ。

僕らの世代で決めることではないと思うんです。未来永劫と言いますが、僕も市長も未来永劫生きていられないんです。今、小学校、中学校、高校のPTAに、三人とも小学校、中学校、高校分かれているんで行くんですが、子供を育てている人間に市長に感謝している人はいっぱいいますよ。ほんと、医療費の無料化、もうほんと感謝しています。ありがたいと思っています。ですが、仕事を何とかしてくれのほうが本音なんです。結婚したいという人もいっぱいいます。でも、経済力がなきゃ結婚できないっていうのが現実じゃないですか。

市長は市長で生活ができるかもしれない。課長さんは課長さんで生活ができるかもしれない。でも、民間は、公共事業がなくなったら首になったりとか、ほかの農業でも生活が失敗したら首になったりとか、そういう状況でいるわけです。ここにいたい人間を一人でも残せるように、馬毛島の問題、もつと柔軟に考えるべきじゃないですか。どうですか、市長。

○市長（長野 力君） 今、そういう人がいたい、ここに住む人多くありたい、それはもう一緒でございます。ただ、それを呼び込むため、維持するための話として、選択の話にはなるかと思えます。今議員が言った、当然もう皆さんそのために毎日の生活して頑張っているわけでございますので、ただですね、そういうことでの産

業おこしなのか、生活維持なのか、または、長い目で見て、我々が進めている、それがなくての進めるやり方でもいいのかというのは、一つの判断、選択の問題じゃないかと思えます。

○八番（田添辰郎君） 九番、十番に行きますね。地域づくり、まちづくりへの影響。一次産業の衰退などによる商工業への影響の不安。十番、世界自然遺産や豊かな海を生かしたまちづくり、観光産業等への影響。マイナスがあると言っているんですけど、証拠を出せないですね。先ほどの拠点、にぎわいの拠点施設だっとうなるかわからないんだもの。馬毛島にできたからって、一次産業の衰退につながるのかなと言っているんですか。観光産業に影響があると言っているんですか。反対のための理由じゃないんですか。市長、もう一回確認します。

○市長（長野 力君） やはり外から来る人が、そういう訓練施設とか、そういうことがあればですね、やはり来る人はそういうのを見に来るわけでもないし、やっぱり自然とか、そういうのを見に来る観光客じゃないかと思えます。それでまた、ゆっくりと遊びたいとか、そういう観光客ではないかと思えます。そうなれば、やはり観光客については、やっぱり大変厳しい見方になるんじゃないかと思えますし、また、そういう基地とか騒音が嫌な人はまたどこか出ていくとか、そういうこともあるんじゃないかと思えます。

ですから、いろいろですね、受け方、選択の仕方があるわけですので、議員は議員でそういう考えをお持ちかと思えます

が、私は私でこのようにですね、とにかく持続可能でとにかくやっていける、そういうまちづくりを、で、努力してやっていきたいということ伝えていっているわけですので。

○八番（田添辰郎君） なかなかですね、議論はかみ合わないわけですが、門前払いという形ですよ、副大臣がいらっしやったときですね。

それで、こちらの十の質問には出ていないですが、よく聞く質問が、国に対して熊毛が一つになっているいろいろ反対のお願いもしたけど、何度も何度もお願いしたけど、そのときはできないと言っていて、急にアメリカとの交渉、ツー・プラス・ツーで文章として明記した。それはけしからん、許せないという反対理由がありました。僕はなんだろうなと思うんです。

うーん、そうか、国と国が一緒に手をとり合ってお互いの国を助け合って守りましょうねというのが日米安全保障条約だと思えます。それで、やはり一々、失礼な言い方ですよ、沖縄もちよつと念頭に入れているんですが、よく議会報告会でも、ほかの席でも言うんです。沖縄の現実を勉強してみると言われるんですけど、僕、沖縄の現状おかしすぎるからこそ、種子島西之表がすっかりしなきやいけなと思うんです。

防衛、今言われているのは、国名を挙げたらいけないですけど、もう昔と違って、ロシアのほうは力は弱まりました。北朝鮮もござ

います。核ミサイルは開発したということでございます。隣の韓国にしたって、竹島を強引に奪い取ったっていう、戦力が、日本が戦力はほとんど充実しないときに奪い取っていった国です。中国はどうなんでしょう。僕が言うまでもないじゃないですか。新聞報道、テレビ報道見ればわかるはずですよ。

そういった意味で、どうやって僕らの安全を確保していくのかということを考えていけばですよ、やはり門前払いをするのはおかしいと思うんです。国と国同士の話し合いはあつて、きちつと、後からつて、これは地元の間人としてはちよつと嫌な感じはしますけど、僕が国の立場だったらどうでしょう。市長は国の立場だったらどうでしょう。相手の責任者と話すときに、ああ、地元の市長さんに話して説明してからじゃないと何も話できませんよつて、そんなことできませんか。そんなことやつた沖繩の知事さんもいますけど、アメリカへ行ってアメリカの国会議員にお願いするような筋違いなことをやる人もいますけど、普通はやりませんよ。だって、国防の問題ですもん。種子島の島民も含めた、西之表市民も含めた国民を守るための政策ですもん。

濱上議員がおっしゃったように、平和の憲法である第九条で日本が守られてきたわけではないですよ。ある意味、戦争に巻き込まれなかったのは偶然でもあるかもしれせん。そして、やはり日米安全保障条約というきずながあつたことも大きいと思うんです。それを考えてみますと、やはり今申し上げた理由、地元で相談しなかつ

たからつていう反対理由も、余りにも大人げない幼稚な反対理由だと思ふんですが、市長はどう思いますか。

○市長（長野 力君） 私どもは私どもなりに、やはり地域を守つていく、地域とともに生きていくという、それはもうそういう気持ちがございます。それで、こちらに何の話もないままにですね、やはりこういう大きな問題がもう決められてくるというのは、やはり国のあり方としてもですね、余りいい傾向じゃないと私は思います。ですから、そしてまた、この問題そのものがですね、FCLPという非常に米軍の訓練基地ということでもありますんで、私はやっぱり地域の住民がそれに対して驚いたということは正直素直なところじゃないかと思つております。

私どもは、どういふことがありましても、いろいろそれは議員のおっしゃるように、国の問題、いろいろなことが、事象があると思ひますが、ただ、私どもはここに住んでいる、毎日朝起き、寝て、そして住んでいる。そして、何を楽しみにするか。やつぱり安心して暮らせる楽しみ、それで、自然を楽しむ、そういう生き方の人が私はこの種子島に居付いていると思ひます。ですから、選択としては、やはりこの施設は要らないんじゃないかというのがですね、多いのじゃないかと思ひます。

おっしゃるとおり、交付金をいただき、そしてそこにお金がつぎ込まれれば、当然金ですから、そこに経済に反映します。活力になります。しかし、それだけでいいのかどうか、そこから何の産業が

でき上がるのかということも考えればですね、いろいろな考えが出てくるじゃないかと思いますが、ただ、私もは何でこういうことを非常に言っているかという、国のそういう、国、国家的な、これも確かにございます。ただ、私は、そのほかに、このまち、この地域、そして、これから一緒になって暮らしていくこの地域を大事にしたいという考えも十分あっていいと思いますし、また、そうあるよう主張してもいいと思っております。

そういう意味で、今回、馬毛島が立地する場所は、鹿児島島の海の玄関口でもあり、また、県はアジアの玄関口と言っております。県が豊かな生物多様性や美しい自然環境を生かして、アジアを見据えた外国人観光誘致と図ろうということもしておりますし、また、東アジアの玄関口だという見方もしております。私もは、やっぱりそういうことも含んで、そういうことを材料にしながら、しっかりと地域を支えていくのがいいんじゃないかという判断が、今、各住民の皆さん、島民の皆さんにあるというために、こういう反対の意見が出ていると思っております。

そういう中でですね、私どもの島にこの訓練施設としての、これも大変世界でも今有数というか、最強というか、わかりませんが、そういう戦闘機の恒久的な施設が存在しているのかどうかというのですね、大変判断をお互いに迷うところでございますが、ここにあるのは、そういうことを含めて、後でしまったと思わない手前で、それを、意思を主張していかうというのが今日かと思いません。

○八番（田添辰郎君）　ほんと、宇宙センターを持っていかれて、しまったと思った人いますよね。島間のほうに九州電力の施設もできましたよね。しまったよと、後から思うとですね。宇宙センターは南種子町にできて、ああ、南種子町はいいよなっていう人、南種子町はごうらしかつて言う人、聞いたことないですよ。

市長はそう思うかもしれん。市長も僕も、できたってできなくて責任とれないですよ。やはりそのためには、市民の方に本当の情報をきちつと伝えた上で、話し合つて、市民とか、ほんとにもしかしたら孫子の代まで責任とつていかなきゃいけないですよ。それを考えると、僕、今、十の理由を、反対理由について質問しました。きちつとした、見方によるとそうともとれる。でも、見方によると違うんじゃないよと。僕、言葉は悪いけど、反対のための反対じゃないのと、そういうものとも言えるんじゃないですか。

それと、この一番最後のページにですね、こう書いてあるんです。「今回の説明会を受けて、協議会の種子島・屋久島一市三町の各自治体で反対の署名活動を行っていきますので御協力ください」。これによって七割ぐらいの署名をもらったというふうにおっしゃるんですが、これ、署名をもらう前に、市民の意見を聞く前に、結論を決めてないですか。市長。僕、市民がどうだからっていうならわかるんだけど、この事実を見たって、市長は市民に聞く前に自分で決めているとしか思えない。どうですか。

「行政経営課長 大瀬浩一郎君」

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 市長への御質問ですけれども、状況の背景みたいなものを御説明申し上げたいと思います。

平成二十三年の五月でございましたけれども、そのところまでこういった状況になりましたが、その市民の意見を聞かなかつたわけではなくて、当時は議会は全会一致で反対してございました。ほかの市町村も全部全会一致で反対という状況でございました。市民の代表であつて市の意思である議会がそういった結論を出した以上、そういった動きになるといふふうに思います。それを判断されて市長はそういったことをされてきているといふふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 全会一致だつたんですよ。先ほど市長はおっしゃいました。誰だっけ、何とかザワ、何とかザワ、防衛大臣だかな、副大臣かな、シモザワ、北澤か、ごめんなさい。民主党の防衛大臣だつたんですよ。余り防衛のことを詳しくない大臣で、すぐ訂正されたんですけど、本当に今の米軍は、はっきり言います、オバマさんになつてから、失礼ですが、弱腰になつております。本当に軍のほうも撤退撤退の方向で動いています。グアムのほうに沖縄の米軍のほうを移動しようとか、日本に集中的に増やそうという方向ではないんですよ。これが実態だと思います。ちよつと中国さんがあんまり大暴れするんで、ちよつとシフトしようかつていう話も出てますけど、基本的に、アメリカは民主主義の国ですから、

大統領がやるぞと思つても、なかなか民意がそうついてくれなきややれないという部分があります。

うちの場合はですよ、この十の理由は余り根拠が僕はないと思つています。それをもつて決めていつている。市議会の方たちも、こんな反対理由をまともにそうだと思ふんですか。農林水産業への影響、あるよね、ないよねつて、やってみなきやわからないこと、さっきのにぎわいの拠点施設だつてそうじゃないですか。そういうことを考えるとどうなのかなと思ふんです。

それと、ちよつと時間がなくて簡潔に。以前、大瀬課長に四つの道があるよねつて言いました。自衛隊の施設、FCLP施設が馬毛島にできる場合、できる場合とできない場合、二つ方向はあります。まだほかに道はあるかもしれないよつて大瀬課長がおっしゃつただけど、できない場合、民間所有者が、ああ、西之表市さんの言うことはいいいね、やつぱり西之表市さんが言うように自然を残してこのまま残していきましようという方向ね。できない場合よ。二つ目、国に売れなかつたら、今度は民間所有者がどつか売らなきやいけないつてまた右往左往する時代が来るんじゃないか。今回の自衛隊、FCLPが来る、話が来る前の以前の状態にまた戻る。できない場合はね。西之表市が買い取るといふ気持ちがあれば別よ。一つ目になるんだらうね。でも、できない場合、二つしかないと思う。方向的には、大まかに。

それで、できる場合、市長がおっしゃつたように、できる場合、

反対反対と言いながら、僕は住民にきちっと意思を確認はしていないと思うけど、自分の意思で、議会の判断で反対と言いながらつくられた場合どうなるのか。市長がおっしゃるように、補助金はもらわない。基地交付金は自動的に入ってくるとは思うんだけど、総務省の管轄だからどうか怪しいという話も聞きました。悪い、いや、かなりの部分でね、ここが馬毛島だとすると、やっぱりかすめ通るんで、騒音するんですよ。迷惑をこうむるのは西之表市民。でも、ほかの部分でいいところが、メリットの部分を取られるとしたら、中種子町とか隣のところになっちゃうんじゃないですか。反対反対って。

それで、宿舎の問題もごさいます。宿舎の問題、つくるとなれば西之表市につくるって言うんだけど、言う人が多いんだけど、考えてみて。自分たちの社員、おまえの会社大っ嫌いだという人が、住民がいっぱいいるところにかわいい社員と子供と奥さんを置けます、人間としての情として。甘えていると思う。反対反対だったら、官舎とか宿舎とかつくらないよ。反対の人がいっぱいいるんだもん。子供まで置けないよ。

だから、もう本当にデメリットばかり受けて、いいところももらえないという場合、話し合いによってきちっと納得ずくで、市民にもきちっと情報を得てもらって、どうするかどうか、市民がきちっとよ、こういったにせ情報じゃなくてね、ちゃんとした真実を、事実をわかった上で賛成反対するんだったら別に構わないよ。僕ら

が責任を負うんだから、市民が。でも、今違うじゃん。違いますよ。それを考えると、僕は、少しでも市民に情報を与える、そして胸襟を開いて話をする、その姿勢が今求められていると思うんだけど、市長はどうですかね。

○市長（長野 力君） 今までも市民には一応伝えてきてました。また、これからも市民にもですね、全部伝えて、判断を仰ぎながらやっていく、これはもう当然のことだと思いますので、それは議員の言うとおりに、いろいろな形で市民との話し合いを進めることはやぶさかでないと思っています。

○八番（田添辰郎君） 時間がないので、ちょっと最後の質問はできませんけど、四つ目、国についてノーとばかり言っていて西之表市の未来はあるのかとあります。

最初にですね、今日は、医師不足の問題を話しました。二〇二五年どうするんだ。若い人は全部東京に取られちゃう。その問題をどうするのか。そして、ジェットフォイルの話もしました。交付税の話もしました。僕ら弱い自治体、離島は、国会議員の先生方にも頭を下げなきゃいけないけど、国にもやっぱり手をとり合って協力しなきゃ、よくはできないんじゃないですか。島民と市民のために政治が行えないんじゃないですか。

僕は、そういうことを考えて、ノーとばかり言っていて、今やっていることは、この前の説明会でやったことは、やっぱり門前払いだとしか受けとめられない。門前払いされたところに国がわざわざ

また説明に来るわけじゃないわけじゃないですか。これを見ても、ほんと、文言が失礼だもん。

それより、やはり西之表市の医療、介護、また、子供たちの未来を考えたらですね、国は国、西之表市は西之表市、立場は違えども、この国のために、西之表市のために対話をすべきだと思っています。それをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。田添議員、自席のほうにお願いいたします。

#### △特別委員会委員の辞任の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、特別委員会委員の辞任の件について報告いたします。

ただいま丸田健次君、橋口美幸さん、濱上幸十君、長野広美さんから航路改善港湾整備特別委員会委員の辞任願が、また、下川和博君から馬毛島対策特別委員会委員の辞任願が提出され、西之表市議会委員会条例第十四条の規定によりこれを許可しましたので報告いたします。

#### △特別委員会委員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、航路改善港湾整備特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任は、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指

名いたします。

先ほどの航路改善港湾整備特別委員会委員の辞任に伴う補充委員として、木原幸四君、小倉伸一君、榎元一巳君、渡辺道大君を指名いたします。

ここで、委員会開催のため、しばらく休憩いたします。航路改善港湾整備特別委員会は、直ちに委員会の開催をお願いいたします。特別委員会の会期が終了次第、再開をいたします。再開についてはブザー等でお知らせをいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後四時二十一分休憩

午後四時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

#### △特別委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、航路改善港湾整備特別委員会正副委員長の互選結果等を報告いたします。

同特別委員会は、直ちに委員長及び副委員長の互選を行い、委員長に田添辰郎君、同副委員長に渡辺道大君を選出いたしました。以上で報告を終わります。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新たに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会、ごらんのとおり産業厚生委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす二十三日から三十日までは本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、二十七日と二十八日の休会を挟んで、二十三日と二十四日は産業厚生委員会、二十五日と二十六日は総務文教委員会、二十九日は各常任委員会を開きます。

三十日は各特別委員会及び議会運営委員会です。

七月一日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後四時三十二分散会

本會議第四号（七月一日）

本会議第四号（七月一日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君  
 二番 鮫島市憲君  
 三番 濱上幸十君  
 四番 小倉初男君  
 五番 下川和博君  
 六番 瀬下満義君  
 七番 小倉伸一君  
 八番 田添辰郎君  
 九番 中原勇君  
 一〇番 川村孝則君  
 一番 榎元一巳君  
 一二番 長野広美さん  
 一三番 橋口美幸さん  
 一四番 渡辺道大君  
 一五番 丸田健次君  
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年七月一日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一	議案第四九号 西之表市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について	日程第 八	議案第五六号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）
日程第 二	議案第五〇号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について	日程第 九	議案第五七号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）
日程第 三	議案第五一号 西之表市道路線の認定について	日程第一〇	請願第三二号 「川内原発再稼働に反対する意見書」 の鹿児島県知事への提出を求める請願書
日程第 四	議案第五二号 平成二十七年西之表市一般会計補正 予算（第一号）	日程第一一	請願第四〇号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の 採択を求める請願書
日程第 五	議案第五三号 平成二十七年西之表市簡易水道特別 会計補正予算（第一号）	日程第一二	請願第四一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担 制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政 府予算に係る意見書採択の請願について
日程第 六	議案第五四号 平成二十七年西之表市国民健康保険 特別会計補正予算（第一号）	日程第一三	請願第四二号 種子島・屋久島を「活動火山周辺地域 防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを 求める請願書
日程第 七	議案第五五号 平成二十七年西之表市介護保険特別	日程第一四	議案第五八号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担 制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政 府予算に係る意見書の提出について
		日程第一五	議案第五九号 西之表市議会会議規則の一部を改正す る規則の提出について
		日程第一六	議案第六〇号 西之表市議会基本条例の一部を改正す

る条例の提出について

日程第一七 議員派遣の件

日程第一八 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第四九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第四九号、西之表  
市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし  
ます。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

議案第四九号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について。

本委員会が付託を受けました議案第四九号、西之表市手数料条例  
の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたしま  
す。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に  
より、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

法律に改めたこと及び字句の整理をするため、条例を改正しようと  
するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五〇号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第五〇号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第五〇号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報、情報提供等記録等の取扱いについて必要な事項を定めるため、西之表市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、特定個人情報の利用の制限、特定個人情報の提供の制限、情報提供等記録の提出先への通知、特定個人情報の利用停止請求権等が定められており、マイナンバー法が特定個人情報の取扱いに対する本人による監視の機会の拡大を求めていることを踏まえ、必要な改正を行うものです。

附則は施行期日についての規定で、この条例は平成二十七年十月一日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する規定は、平成二十九年一月一日から施行するものです。

審査の過程において、委員から、年金の個人情報流出への不安が高まる中で、個人の情報の流出を防ぐことができるのか、自治体の

準備がまだ不十分ではないか、また、情報の漏えいについては万全の態勢で取り組むべきだが、制度については行政の効率化、企業の利便性を図る上でも重要であるとの意見があり、本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一三番 橋口美幸さん登壇〕

○一三番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第五〇号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

マイナンバー共通番号制度は、今年十月からの個人通知、そして来年一月からの実施を目指しています。国民一人一人に番号をつけ、社会保障や税など、あらゆる個人情報を一括して国が管理し、活用することを目的とする制度であり、プライバシー保護の問題だけでも重要な問題をはらんでおります。

そればかりか、日本年金機構からの百二十五万件もの個人情報が流出した重大な問題があり、管理のずさんさが指摘されているところです。五月八日にウイルス感染を指摘されたのに、公表は二十四日後の六月一日でした。さらには、ネットに接続したパソコンで個

人情報を保管したということも判明していません。

このように、国民の大事な個人情報が出たその原因説明も、そして二次被害を出さない、そういう対策もまだ示されていません。早急に国の責任で解決すべき重要問題でありながら、国民の不安は払拭されていません。

そのような中で、マイナンバー共通番号制度の実施は余りにも無責任です。自治体は厳格にするとはいえ、あらゆる個人情報が集積するマイナンバー制度は、悪用したい者にとっては価値の高い情報だと言われて、ITの専門家も完全なセキュリティーなどないということが言われています。

さらに、マイナンバーは年金番号と違って、勤務先など第三者に提示したり、管理を委ねることになります。国民にとってのメリットは何もないばかりか、個人情報の漏えいのリスクがさらに高まるのが、このマイナンバー制度だと言われています。

情報漏れになれば、住民税や医療保険料、銀行預金口座など、被害はわかり知れません。よって、十月一日からの個人通知、来年一月からの実施は中止にすべきだということを強く指摘をし、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 議案第五〇号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立

場で討論を行います。

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に一人ずつ一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることなどを確認するために活用するもので、マイナンバー制の導入によって、行政の効率化や国民の利便性を高めること、また、これまで以上に税の公平かつ公正な負担を求めることができるなどが利点とされており

ます。今回の改正は、二〇一五年十月から各個人にマイナンバーが通知され、二〇一六年一月から番号の利用がスタートするために、本市においても必要な事項を改正しようとするものです。

あらゆる個人情報という反対討論者の御指摘がございましたけれども、委員会では、今回のマイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の三つの分野に限定している、また、行政のみで使用すること、さらに、情報の漏えいなどには違法な取扱いについて罰則規定が科せられるなど、管理体制の強化の方向性も委員会の中では説明をされました。

以上のことから、委員長に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。  
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五一号 西之表市道路線の認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第五一号、西之表市道路線の認定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五一号、西之表市道路線の認定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、道路法第八条第二項の規定により西之表市道路線を認定するため、議会の議決を経ようとするものです。

開中之田代線ほか三路線は、道路改良工事により県道国上安納線道路の旧道として存置しており、県から本路線の引き継ぎを受けて、市道として認定しようとするものです。

本委員会は、現地調査の結果を踏まえ、審査の結果、全会一致で

原案のとおり可決すべきものとして決しました。  
以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五二号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第五二号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五二号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第一号）について御報告します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億七千四百七十六万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億五千五百七十六万六千円とするものです。

債務負担行為の補正は、汚泥再生処理センター新施設の運転管理業務委託料と平成二十七年種子屋久農業協同組合がさとうきび農家に貸し付けた緊急支援資金に係る利子補給の二件であります。

地方補正は、辺地対策事業と緊急防災・減災事業の変更二件です。新規追加及び交付金内示に伴う財源調整、辺地債への組替えによるものです。

次に、歳入について説明いたします。

国庫負担金の現年発生災害復旧事業が増額、また、国庫負担金及び県負担金の低所得者保険料軽減負担金が増額されています。

農林水産業費県補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲対策交付金（定額）と離島漁業再生支援交付金が増額されています。

基金繰入金を増額は、財源不足を補うため、財政調整基金、ふるさと応援寄附基金から繰り入れるものです。

雑入の増額は、住吉、深川地区のコミュニティ助成事業及び伊佐市交流事業負担金による増額であります。

市債のへき地集会所防災機能向上事業は辺地債への切替え、かもめ児童館擁壁等設置事業は新規項目として追加、教育債のへき地集会所防災機能向上事業は辺地債を充当したための減額との説明がありました。

次に、歳出について説明いたします。

各課の人員費の増額は、四月の人事異動及び共済負担金率の変更によるものです。

総務管理費、一般管理費には、新規事業で、戦後七十年を機に伊佐市とのさらなる友好関係を築くため、伊佐市交流事業が計上されています。

地域振興費の負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業は住吉、深川地区、また、過疎地域等自立活性化事業は古田校区への伝統継承、景観整備、加工施設等への補助金であります。

教育費、事務費の委託料の減額は、小規模校特認通学生が伊関小への四人で確定をし、現和、住吉校区がなかったことによる減額であります。

小学校管理費の委託料の増額は、立山小学校の休校に伴う学校管理、清掃業務に係る経費、また、古田小トイレ水洗化に伴う実施設計委託料が計上されております。

社会教育費、開発総合センター管理費は、新規事業で鉄砲館特別展「戦後七十年展」開催事業に伴う経費が計上されています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第五二号、平成二十七年度

西之表市一般会計補正予算（第一号）のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

民生費について。

社会福祉総務費の補正の主なものは、国民健康保険特別会計への繰出金は一億九千八百四十八万一千円、介護保険特別会計への繰出金では、低所得者保険料軽減二千四十九人分として六百九十六万六千円。

また、児童福祉費の児童館の補正はかもめ児童館の擁壁等設置工事で、子どもたちの安心・安全を確保するためのものです。

衛生費について。

清掃費のし尿処理場費は西京苑事務及び汚泥再生処理センター整備事業に係るもので、委託料は新施設の運転管理業務を民間に委託するための費用で、平成二十七年十月から二十八年三月までの六月間の人件費、薬剤費、消耗品費、水質分析管理等の費用であります。農林水産費について。

農業振興費は、新規事業として、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、有害鳥獣の捕獲対策が計上されております。

また、さとうきびの株出し管理作業、地力増強対策、経営緊急支援資金利子助成、助成金が計上されております。

林業振興費で有害鳥獣駆除への報奨金、水産振興費では離島漁業再生支援の交付金が計上されております。

商工費について。

観光費の負担金補助及び交付金は、観光ガイドブックで有名な「地球の歩き方」の種子島版、初版として六千部の製作負担金です。これは観光協会と一市二町で製作費を負担するもので、全国の書店やインターネット書店での販売になるとの説明がありました。

災害復旧について。

現年発生補助災害復旧費は、五月十四日から十五日にかけての豪雨により斜面が崩壊した現和下之町石堂線の災害復旧に係る経費を計上しております。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、要望事項として次のとおりの意見の一致を見ましたので、あわせて報告いたします。

農林水産課について。

有害鳥獣捕獲目標を二千頭として取り組まれることは評価いたします。目標達成に向けたさらなる予算措置や猟友会等との連携強化による体制整備に努めていただきたい。また、さとうきびの不作により、農家は極めて厳しい経営を強いられています。耕作面積の維

持ときび農家の生産意欲を低下させないよう、施策の充実を図っていただきたい。

建設課について。

現和下之町石堂線については、梅雨期や台風時期以外の日常でも大小の落石があるなど、危険度は極めて高く、道路幅員の余地も余りありません。スクールバス路線でもあることから、路線の新設、改良の変更等も含めた早急な対応に努めていただきたい。

以上を要望いたします。

また、先月実施されました市民一斉の海岸清掃等を通して、ごみ問題に対する意識は高まりつつあるものの、場所によっては依然として不法投棄が多く見受けられることから、防止の推進及び啓発に努めていただきたいとの意見もありました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 総務文教委員長にお尋ねいたします。

今度の補正予算で職員数、一般会計の分ですが、これがまあ、当初予算で百六十四人だったのが、今度の補正予算で百六十人と四人減っております。職員数につきましては、職員のこの人数の目標もあつたかと思うんですが、その正職員数の目標数と、それとも一つ、その臨時職員、臨時職員の人数の問題があるかと思うんですが、

その兼ね合いについてどのような議論があつたのか。

二点目には、二点目には、まあ、人件費が今回予算に削減されてきて出てきております。まあ、予算資料を見ますと、人件費の費目が八千二百万円減となっております。まあ、この要因について、簡単でいいですけど、その審査の内容があれば、お尋ねします。

三点目には、今回の補正予算で、この一般会計の債務残高が百九億円になっております。まあ、いろいろ施設もつくっております、だんだん膨らんできております。これのまあ財源対策、今後の、についての議論があつたのかどうか。

もう一つは、四点目ですけども、予算には、補正予算では上がつては来てませんでしたけども、まあ、大きな関心事だろうと思えます。このにぎわいづくりの拠点施設、これについての議論があつたのであれば、お尋ねいたします。

以上四点、お尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） お答えいたします。

一番目の市の職員数の件ですけども、これについては特に議論はなされませんでしたけども、平成二十七年四月、百九十三名の予定が、実際は百八十九名となっているということです。本年は新規採用者が二名の辞退もあつたという説明がなされました。

二番目の人件費八千二百万円の要因については、総務管理費の一般管理費の人件費の減については、人事異動及び共済負担金の変更によるものとの説明がございました。

それと、債務をどう見るかと、百九億円の債務残をどう見るかという事ですけれども、これについても議論は、委員会での起債についての議論は特にはありませんでしたが、委員の質問に対して、今は表には余り出ていないけれども、汚泥再生処理センター、また湊漁港の災害復旧事業と全体事業を含めて膨らんでいるので、平成二十七年決算ベースでいくと、起債の残高は上がってくる旨の説明はございました。また、汚泥センター、再生処理センター、市民会館の改修事業、今年で終わるということで、その分で残りの起債をはめていきたい旨の説明でございました。

それと、四番目のにぎわい拠点施設については、議論はありませんでした。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに。

○六番（瀬下満義君） 今の質問の、質疑の補足を当局からお願いできないでしょうか。よろしいですか。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、どの部分の補足ですか。

○六番（瀬下満義君） 四点言いました。一つは、その職員数。百六十四人から百六十人になったわけですが、目標人数があるかと思うんです、定数の。それと、その臨時職員。もしあれば。臨時職員数も、常時、今、五十名以上の方が働いておられるんじゃないかと思うんですけども、これとの兼ね合いについて、何か目標とか計画があれば。

あと、その人件費のその八千二百万円の減、この要因についても補足があれば。その人の入れかわりとか何かいろいろあったと思うんですけど、大きな要因。

あとは、その債務残高、百九億円ぐらいに今度なるわけですが、これについてのその財源対策とか何か考えておられるのであれば。

それとまた、にぎわいづくりについて、まあ進捗ですか、計画の進捗状況等何かあれば、お願いいたします。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、拠点施設、にぎわい創出について、拠点施設については補正外でございしますので、それは次の機会にお願いをいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

まず一点目、職員数でございしますが、先ほど委員長の御報告があったとおりでございしますが、総職員数、定数管理計画の中で百九十三名となっておりますが、百八十九名でございまして、その中で、すいません、採用予定者の辞退等がありまして、そのうち派遣職員の休職者五名がおり、実働人員としては百八十二名という現状でございします。

それから、臨時職員については、手元に資料がございませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。

それから、補正予算の減額についてでございます。二点目でございます。この分の詳細につきましては、農業公社の派遣分一名の減、

早期退職者一名の減、短時間再任用者の一名増、採用による補充三名減、育児休業者二名の減額及び産休退職者四名と新規採用者との差による減額になっております。そのほかは、詳細を申し上げますと、各種手当について、平成二十六年十一月以降の認定及び認定終了による増減となっております。

以上でございます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

まず、債務残高に關しましての財源対策ということなんですけども、一般的には歳出を減らしまして歳入を増やすということなんですけど、財源としましては、なるべく交付金とか補助金、そういったものの活用をする。それと、起債に關しまして、交付税措置のある起債がありますんで、そういうまあ有利な起債を借りるといふことになりますけども、一番注意してますのは、単年度ではなくて複数年度で見たとときの財政計画、そういったものを見ながら、全体のコントロールをするっていうのを考えてます。

で、今、經常収支が非常に西之表市の場合が高くてですね、あと平成二十六年年度決算の今計算最中ですけども、まだ經常収支が九六％ぐらいで、非常に高い実態があります。で、一方で、公債費の残高は落ちてまして、実質の公債費比率は落ちてきてるんですけども、その公債費は落ちてるんですけども、実態として、市内の経済状況等を配慮しましたときに、そういったその工事費とかそういった

ものをどれくらい配分するか、そういったものを複数年度で見ながらやりたいと思っております。起債のコントロールと基金のコントロール、それをやりながら財政運営をやりたいと思っております。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第五二号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算につきまして、反対の立場から討論をいたします。

平成二十七年の一般会計予算も百五億円ほどになりました。まあ内訳を見ますと、国から五十二、三億円ですか、来てます。まあ五割を切つてはいるんですが、これが通常、これまで六割ぐらいになってました。

ところが、今度は市債のほうが十七億円ぐらいになっております。国から来なければ、市独自の借金を増やしてやってくと。こういった構図でありまして、まあ、その国のほうがまあ、これから二〇二〇年ですか、を用途に基礎的財政収支、プライマリーバランスとこののを、これ均衡させると。借金を除いた経費以外のものと通常のその計上、通常の経費をまあ同じにしていくと。問題がなければ何とか賄っていける状態に持っていくと。そんなことを今打ち出し

てはおります。

そうなると、今は幾らでしたかな。何か十数兆円ぐらいは削減しないと、歳入を増やすか歳出を削減するかしないといかないというところです。

まあ、その社会保障経費なんかは、もう毎年黙っとけば一兆円ぐらいは増えていくと。これも三年間で半分ぐらいに抑えるといったようなニュースも出ていました。なかなかこれがまあうまくいかないわけです。

そこで、私としては、その歳出削減のほうを思い切っってこうやっていかないと、財政はもう持続可能ではないと思っるところであります。まあ、これに対しては、具体的には、そのまあ職員の給与削減とか補助金、負担金、ここら辺を思い切っってこう削減していくというのがまあ一番の手法になるわけですが、まあ、前の議会でしたか、担当課長の話だと、この給与を削減していくんじゃないかって、下げていくんじゃないかって、所得の拡大、これを図っって、まあ、むしろ給与、民間の給与なんかを上げていく、それが大事じゃないかと言われたんですが、これが実はできないと私は思っんです。なかなかできない。

まあ、ギリシャの破綻の問題が出てきております。たしかもう預金封鎖になっってるんじゃないかと思っます。まあ、一日に八千円ぐらいですか、ぐらしか引き出せない。事実上、もう銀行が金を、要するに、封鎖してると。こんなことになりました。まあ、ギリシ

ヤにしても、もうあれは前からわかってたわけです。今破綻したんじゃないかって、前から、ずっと前からもう破綻してたわけです。そこで手を打たなかつたから、こんなことになつたわけ。

我々も同じだと思っわけです。早く手を打っって、この財政問題に本格的に取り組んでいくと。その一番のわかりやすいといっますか、我々が取り組むべきなのは、その官民格差の是正、これなんじゃないかなと、まあずつと前から思ってます。もうこれを言い始めて何年になりますか。もう十数年がなるんですけども、一番最初言ったのが、私がまあある程度こう、まあこんなもんじゃないかと言ったのは、正職員数を半分にして、一人当たりの給与も半分にする。すると、四分の一になるわけです。それぐらいしないと、多分だめだろうと思ってました。

まあ今でも、まあ大まかにいけば私は変わってないんですが、ところがこれ、ところが、市長が、三役、市長以下三役が、何と一年間に、三人分合わせますと、年俸だけで五百六十万円ぐらい上がってしまったわけです。元に戻つたわけです。元に戻っって、ちよつとそれよりも上がってしまったと。ところが、正職員の分は徐々にさすがにこう下げてきております。これは、私は非常に大きな問題で、まあ、大きくこうつまずいてしまったなど。大変その市役所のあり方、社会のあり方を考えたときに、この三役の給与の大幅な上昇といっるのは、市民に対しても、職員に対しても、大きなその誤つた合図だと、メッセージになつてしまったんじゃないかと思っわけです。

その根底には、その要するに、財政の好転と。本市の財政の好転というのがまああるかと思うんですが、今の自治体の財政は、国と一体となって考えなきゃいかんわけです。国がもうどうにもならなくなっているわけですから。このことを考えましたときに、一刻も早く私たちは、この、まずは、その三役からその給与の大幅な引下げをやっぱりやっていくべきじゃないかと思うわけです。

まあ、それに対して議会はどうかと言われます。我々も元に戻しました。十万円ほどまあ元に戻した、元に戻して、平議員で年俸四百万円ぐらいですか、になってます。議員につきましては定数削減もやってきたわけです。私が最初立候補したときには二十一人ぐらいでした。これが今十六人になってます。それと、年金を廃止したわけです。議員年金。個人負担だけで年間五十万円ぐらいでした。同じ額ぐらい役所が払ってたわけです、一人につき。ですから、これはかなり、その意味では、まあ削減はしてきたかなと思います。良識はある程度發揮してきたかなと思います。

ところが、三役のほうはどうなのか。戻ったままじゃありませんか、昔に。昔のあの人も割と多かった。まあまあ右肩上がりの名残もあつたという時代にこう戻ってしまったんでは、一体これはどうしたことかと。私は非常にこれは危機感を持っています。

まず市長、まず隗より始めよといいます。まず三役からここは襟を正して、市民に訴え、自らも身を切る。その姿勢を示さずして、私はできないと思います。結局は、職員がこの改革は担っていくん

だと思えます。私はそう思っています。ですから、そのためにも、市長以下が、三役がその思い切った給与の削減と退職金のまあ削減、私は廃止が妥当だと思えますが、そういったところにやっぱり踏み切って、この西之表市の将来を、まあ、このままいけば、まあ大変怖いといえますか、単独の自治体としてはもうやっていけないことはもうわかっているわけです。生き残っていくためには、長野市長も言いましたように、最後の戦いと、生き残りのための最後の戦いと言ってるわけですから、ここは思い切った対策を、自ら身を切る姿勢を示していただきたいと思うわけです。

まあ、あともう一つ、長くなって申しわけないんですけども、美浜児童館の擁壁の工事が出てました。予算が。四百五十二万円ですか。ちよつと私もうっかりしてまして見てなかったもんですから、慌てて昨日夜行きました。あそこはこんなに大金かけてするところではないんじゃないかと思えます。何か虫が出てると。土どめ工事を古いタイヤでやっていますが、まあ、今でもそんなに問題はないように思えます。まあ、するとすれば、土を盛って、土の土手をつくって、表面を芝で保護してやればどうかかと。まあ、それぐらいで十分かなと私は思いました。ぜいたくはできないわけです、私たちは。そのことも考えて、ここもまたコンクリート擁壁のような大がかりなものではなくて、環境にも優しい、経費もかからない、簡単なもので済ましていただければなと思うわけです。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。賛成討論は。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） おはようございます。

議案第五二号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算（第一号）につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

反対討論者の御意見をお伺いしますと、まあ簡単に言えば、市長の政治姿勢ということに尽きるのかもしれませんが、幾つか反論をさせていただいて、賛成討論とかえさせていただきます。

まず、人件費の問題。反対討論者は毎回のようにおっしゃるわけですが、私、退職金の問題一つを考えましても、私が議員にならせていただいた平成九年と現在を比較いたしましたとしても、退職金の額は一千万円近く減少になっております。また、手当のほうもですね、反対討論者も御存じのとおり、廃止されたものもあれば、見直しされたものもあります。これはですね、時間をかけてですが、少しずつ改善されていっていることは御理解をいただきたいと思えます。

それ以上に問題がですね、世代間の公平の問題なんでありますが、団塊の世代が大量退職いたしました。その部分の、そのときの団塊の世代の一生の所得と、今当役所に入られた若手の職員の生涯所得

を比較しますと、かなり歴然とした差が出てまいります。退職金の金額にしても、今何とか支給できてる状況でございますが、これから三十年、四十年勤められる方に退職金が支給できるかどうか、誰にもわからない状況であります。そういったことを考えますと、大変難しい問題だと思えます。

また、人件費削減の問題、人数の削減の問題ばかり言っておりますと、市民生活に多大な支障も生じる可能性があると思います。市民パートナーシップとかいろいろな仕組みはあると思いますが、それでも難しい部分がある。人件費の問題を訴えるならば、やはり職員意識改革を訴えなければなりません。

そのように、本当に大変重要であり、また難しい問題である。私は、やはりこういう重要で大きな問題はですね、反対討論としてはなく、一般質問の場ですね、きちっと市長と議論をしていただく。また、委員会の中の自由討議の中でも議員間で討議をしていただく。それほど重要で大事な問題だと思っております。

さらに、市長の人件費の問題とか三役の人件費の問題とかございました。これは、反対討論者御存じのとおり、市長のほうは自らの意思で、私の誤解かもしれません、私の理解している範囲では、自らの人件費はなるべく少なくしたいという方針でもともといらっしやっております。今回も、反対討論者のおっしゃるような事実にはなっておりますが、市長が喜んでしているわけではない。機会があれば、そのほうも是正をしたいという思いがあると思えますので、

その辺は御理解をいただきたい。自分だけがいい思いをするというような市長じゃございませんことを御理解ください。

それとですね、財政問題、国の財政の問題、本当に厳しい問題でございしますが、私と基本的に、まあ議論をすれば、全く意見が食い違うと思います。財政削減とかおっしゃいますが、私は財政削減、さらなる財政削減は今以上に景気を悪化させる。それがまた財政の悪化につながっていく。悪いほうにですね、スパイラルで影響が出ていくんじゃないか。そういうふうに思っております。

定数の問題もそうです。縮小再生産はさらなる縮小再生産を生み出して、決して財政状況をよくすることはないと私は信じております。

まあ、補正予算ですんで、補正予算に関係したことも説明させていただきます。

特にですね、今回、シカ対策もございました。また、大変だというさとうきびの対策についてもですね、これまでにないような意欲的な、そして市民、農家の方の心情を思いやった施策が行われております。

また、今回の補正予算のほうを通らなければですね、市民の健康、安全に、安全を担保する重要な補正予算でありますんで、これが認めなければ、市民生活に混乱が陥る可能性もございします。そういうことを考えまして、市政が、市民生活が円滑に進められるようにですね、議員皆様の御理解を求めたいところでございます。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案に対する各所管常任委員長の報告は可決とのことであり、各所管常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五三号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第五三号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議

案第五三号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ百二十一万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億五千五百二十一万六千円とするものであります。

まず、地方債の補正については、簡易水道事業債の限度額を四十七万円とするものです。

次に、歳出について。

簡易水道総務費は職員の人事異動に伴うものです。

簡易水道経営費は、国庫補助金の内示による財源の組替えであります。

歳入については、簡易水道事業費補助金の減額。これは国上簡易水道統合整備事業について、国の減額の内示に伴うものです。

また、一般会計繰入金は職員の人事異動に伴うもので、これにより、年度末基金残高は五千六百九十一万九千円となる見込みです。

簡易水道事業債は、国上簡易水道統合整備事業の国庫補助金の内示による減額相当分を増額補正しております。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五三号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

まあ、趣旨は先ほどの反対討論とほとんど同じでありまして、まあ、財政の問題、これは喫緊の課題といつも思っております、まあ、そのためには、その職員の給与も下げていくべきだろうということですが、まあ、そして、その先頭にある市長以下三役については、特にそういった、まあ自ら範を示す態度が必要じゃないかと。まあ、こういう立場から、まあ反対をしてくるわけです。まあ、そういうふうになつてないと。自ら範を示すどころか反対のことをしてると立場から、市長の政治姿勢を問題にして、まあ反対をしてくるわけです。この職員給与のことについては、まあ先ほど議員のほうから意見が出まして、一つには、その所得、給与を下げると、それだけ消費が落ちていくということですが、お金はどう使いますので、これはどこに使うかという話になるかと思うんです。職員に配分するのか、民間のほうに今度回していくのか、直接回していくのか、その予算をどこにこう直接最初に一時的に回していくかっていうことになつてきます。

まあ、私の考えは、職員その給与が、まあ一般市民に比べてか

なり高いと。まあ十倍格差論を私は唱えとるんですけども、まあ、これが非常に問題だと。まず、その社会的な不公平だろうと。予算はそういうふうに使ってはいけないと。一般市民に合わせた、一般市民の所得、給与に合わせた内容に正職員のほう、役場の職員もしていくべきではないかというのが、私のこれは基本的な考え方です。そのほうがいいんじゃないだろうか、まあ主張してゐるわけです。

まあ、とりあえずは、その一般市民並みでなくても、全国平均、全国のサラリーマンの平均、これはもう既に出てゐるわけです。厚生労働省が三百万円出てます。国税庁が四百万円ぐらい。最新のもので、私が最新の見たのでは四百十三万円ぐらい出てました。本市は大体六百万円ぐらいになってます。今度の補正予算を見ると、五百九十万円ぐらいですか。その給与関係を見ると、まあ六百万円近くになるわけです。ですから、まあ、かなり全国平均に比べても高いと。本市は多分二百万円から二百五十万円ぐらい、三百万円はいつてないと思います。ですから、これを一般市民並みにしていくべきじゃないかと思うわけです。それが社会的な公平、社会正義にかなつてゐるんだろうと思うわけです。で、そうすることによって、所得の低いほうにお金が直接行くと。そのほうが消費も上がるんじゃないかと。だから、景気は上がるんじゃないかと私は思います。あとは、まあ、職員の待遇が非常にいいことによって、そこに人が集まり過ぎると。役所に。役所へ役所へと人が集まってくると。これが最大の問題だと思ふんです、私は。これを一般市民並みに近

づけていって、そのことによって人材が各方面に、民間に散つていくと。これが非常に大事だと、まあ思うわけです。

まあ、そのためにも、まあ、その市長の給与がどうかという話も出ましたけど、まあ一つは、具体的には、名古屋の河村たかし市長、私よく出しますが、あの名古屋の河村市長が、年俸が八百万円です。退職金はゼロです。本市の、たった一万六千五百人しかいないんです、私たちの自治体は。そこで年俸が千二百万円ぐらいですか、長野市長は。退職金は千五百万円ぐらいあるわけです。まあ、そういうところを考えたときに、まあ思い切ったこともしたほうがいいんじゃないのかと。

まあ、もう一つつけ加えれば、財政再建中の夕張市は、三十歳ちよつと過ぎですか、まあ所帯を持つてゐる方で、奥さんもおられると聞いておりますが、方が年俸が三百八十万円ぐらいです。退職金はありません。それで生活をされております。まあ、そこまですることはないかと思ふんですが。

まあ、上を見れば切りがありませんが、この小さな自治体で、そして所得も低い、思うようになかなか上がつてこないわけです。ここでは、やはり我々は、このみんなのお金であるこの予算、これを分かち合つて、そして、そこにははつきりとした、この困難な時期ですので、はつきりとしたメッセージを市内外に打ち出していくと。発していくと。それは非常に大事なんだと思います。三役の給与は、まさにその最たるものと私は思います。もちろん議員もそうです。

そういったことを考え、もちろん、さらには職員もそうなんです。そこを我々は心して、この予算の配分には取り組んでいくべきだろうと思います。

まあ、私は、そういう観点からいくと、この予算はもうとてもそうなつてなくて、全く反対の方向に行つてると。そういうことに、そういうことを思いますので、まあ反対といたします。

○議長（永田 章君） 瀬下議員に申し上げます。

瀬下議員、一般会計補正予算と特別会計の討論のあり方については、ちよつと違うと思います。今後、そのあり方についてはですね、自分自身もう一度検討いただいて、配慮をしていただきたい。指摘をしておきます。

ほかに賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論、賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五四号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第五四号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五四号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千八百一十一万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千九百一十一万一千円とするものです。

主な内容について、歳出から説明いたします。

保険給付費、療養諸費は、過去三年間の実績を踏まえて積算し、一般被保険者を五千三百三十九人、退職被保険者を二百七人と見込み、一人当たりの療養給付費も、一般被保険者分を二十四万八千八百九円、退職被保険者分を二十八万六千七百五十円と見込み、計上しております。

また、高額療養費についても同様に積算し、それぞれ予算計上しております。

後期高齢者支援金は国の示す算定方式により、介護納付金は社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

まず、財源不足への対応について、今年度は国民健康保険所帯の所得、特に農業所得が大幅に落ち込んでいることや、平成二十七年度の制度改正により課税限度額が八十一万円から八十五万円へと引き上げられたこと及び国や県の動向を見きわめるため、やむを得ず、税率改正は行わず、一般会計からの法定外繰入金一億八千五百万円に対応することで調整したとの説明がありました。

このため、国民健康保険税については、一般被保険者分一億五千六百六十七万七千円、退職被保険者分一千四百九十九万七千円、合わせて一億七千六百七十四千円の減額となっております。

基金積立金については、西之表市国民健康保険基金条例第二条の規定に基づき、前年度繰越見込み額六千九百五十二万円の五%を計上しております。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五四号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対討論をいたします。

趣旨は前号議案と同趣旨ですので、省略いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 議案第五四号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について、委員長報告に賛成の立場から討論します。

国民健康保険制度の運営に当たり、財源不足から大変に苦勞している現況にあります。今年度は、特に国民健康保険世帯の所得、その中でも農業所得が大幅に落ち込んでおります。さとうきびの落ち込みは特に著しいものがあります。平均反収四・八九五トン、平均糖度一〇・六度であり、三年続きの不作の中でも、今年度は近年にない大不作でありました。

このような状況に鑑み、財源不足の対応について、今年度の税制改革は行わないこととし、一般会計からの法定外繰入れ一億八千五百万円に対応するという決断をしております。

このことは、農家の生産意欲を低下させない施策の一環としても評価すべきものであり、このような観点から委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第五四号、平成二十七年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の被保険者は、一般被保険者、退職被保険者を含めて五千五百四十六人で、人口の三四・一％となっております。女性や若者のパート化、そして非正規雇用者、年々削減される年金受給者が被保険者となる国民健康保険の財政運営は、大変厳しくなっている実情です。

昨年度の税収では、主に農業所得で一億二千六百万円、年金所得で五千五百万円の落ち込みがあり、一般財源から一億八千五百万円を繰り入れると報告をされています。その対策は必要で、所得の低い世帯が加入する国民健康保険税は、払いたくても払えない負担となつていきます。

にもかかわらず、この間、国庫負担が一九七九年は六四・二％だったのが、一九八四年に国民健康保険法の改悪で三八・五％に引き下げられています。その後も改悪は繰り返されて、医療費の四五％が医療給付費の五〇％となり、実質三四％、一六％が調整交付金ですが、実質もえない自治体もあるということになっております。

そういう中で、国庫負担が年々減らされています。国民の賃金が減り続けている中で、国庫負担も減らされ、今、全国の自治体が厳

しい国民健康保険運営を強いられている現状です。

そういう中で、国は国民健康保険の広域化が計画されております。厳しい自治体が集まっても問題は解決しません。国庫負担金を一九八四年以前の水準に戻して、健全な国民健康保険運営にするべきだということを指摘します。

さて、税金はどのように使われているのでしょうか。国は税と社会保障の一体改革で年金の支給額を削減します。そして、介護の利用料も一割から二割に負担をします。今年度だけでも三千九百億円の社会保障費を削減しています。そしてまた一方では、二百八十五兆円という内部留保を持つ大企業には、向こう二年間、一兆六千億円の減税を決めています。そしてまたさらに、軍事費は、横浜や岩国、佐世保、沖繩などへの米軍自衛隊の配置、アメリカへのゴルフ場建設や娯楽施設など思いやり予算に至っては、同盟国の中でも、日本は財政難にもかかわらず、最も気前がいい国だと評価されるほどです。そういう中で、軍事費は年間五兆円を超えています。財政の健全化を言うなら、こうした分野を見直すべきではないでしょうか。

以上の点を指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 議案第五四号、平成二十七年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、委員長報告

に賛成の立場から討論をいたします。

反対討論者の方、いろいろ国に対する批判、また要望なのかわかりませんが、いろいろおっしゃっております。私は、今回の議案に関して一番肝心なところは、この議案を否定することはどういうことを意味するのかがございます。国の批判も構いません。国防費を減らせも構いません。そういう問題反対して構わないんですが、今回の補正予算で求められていることは、この予算を否決することは、一億八千五百万円、これをストップしろということを意味しております。すなわち、国民健康保険税の値上げをしろということになります。そのようなことをお考えの上で発言されているのか、私は疑問に思います。

先ほど賛成討論者おっしゃいました。人件費の問題とかそういう問題もございます。一番の問題は、国民健康保険税の値上げをせずに、市民の負担を増やさずに、何とかこの現状を守り抜いていこう。そういう思いでできた補正予算でございます。皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時八分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第五五号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第五五号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五五号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百十九万二千

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億四千九百八十万八千円とするものです。

歳出から説明いたします。

総務一般管理費の減額は、職員の人事異動及び育児休業に伴うものです。

一般介護予防事業費は、地域における介護予防の充実を図るため、専門職を雇用するものです。

次に、歳入について説明いたします。

一般会計繰入金の減額は、職員の人事異動に伴うものです。

低所得者保険料軽減繰入金の増額は法改正によるもので、低所得者の保険料の軽減を行うものです。

基金繰入金の減額は収支調整によるもので、これにより、平成二十七年末の基金残高は四千三百一十五千円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五五号、平成二十七年西之表市介

護保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場からの討論といたしますが、趣旨はまあ前号議案と同じなのですが、この介護につきまして私も大変関心を持っていまして、まあ親が九五歳、九十歳を過ぎた親が二人おります。まあ、これ今後どう、この介護の問題をどう解決していくのか、まあ大きな課題だと思います。

介護の保険給付費が十八億円ぐらいになっております。これをまあ、今介護を受けている方が千人ぐらいですか。これ割ると百八十万円、年間一人当たり百八十万円保険から出ているということになります。これをまあ、みんなで支えていくのも大変かなと思います。そこで、まあ一つの社会運動、よく予防、医療、予防、介護といいますが、こういった予防のまあ大きな社会運動も必要じゃないかと思うわけです。

高齢化してくると、いろんな問題が出てきます。私も先ほど気づきませんでした、何かかもめ児童館のことを言うところを美浜と言ったようであります。全然気づきませんでした。まあ、こういったのも、まあ高齢化の一つの影響かなと私自身もまあ思っているんですけども、まあ、お互いこの若いうちから、私も六十半ばになりましたが、この若いうちからこう、この介護とか医療とかについてのこの予防をちゃんとしていくと。生活習慣をちゃんと変えていくと。そういう大きな運動がもう必要じゃないかなと思います。

まあ、それを提案して、私の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し……。

○五番（下川和博君） 議長、賛成討論をします。

○議長（永田 章君） あ、賛成討論ですか。

「五番 下川和博君登壇」

○五番（下川和博君） 議案第五五号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま反対者の方が、まあ人件費関係、それと予防に力を入れるということを言われました。私も確かに予防に力を入れるということは、もう本当に大賛成であります。

また、審査の委員会の中でですね、国のほうが、要支援の一、二は切り捨てるとするか、保険の対象外になるというふうなことを言われておりましたけれども、本市においては、今のまま、サービスはそのまま続けていくということで報告がございました。で、本市の今要支援の方々に対してのこのことに対しての影響はないということでありました。

まあ、私自身も、自分が介護保険料を払うときには非常に高いというふうにも思ったところもありますけれども、いざ自分の親が介護

保険を受けるようになったときには、こんなにいい制度はないのかなと思っておるところです。

できれば、まあヘルパーさんとか介護に携わる方々の職場改善をもう少ししていただいて、この介護保険の制度が続いていけるようにしていただければと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五六号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第五六号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を

議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五六号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百六十八万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千九百六十八万八千円とするものです。

歳出から説明いたします。

総務費、一般管理費の増額は、職員の人事異動に伴うものです。次に、歳入について説明いたします。

繰入金、事務費繰入金の増額は、歳出の一般管理費及び後期高齢者医療費適正化事業に対応するものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第五六号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の討論といたしますが、趣旨は一般会計の補正予算と同趣旨であります。

まあ、この後期高齢者医療保険制度につきましては、もう県のほうに移管されております。まあ、そのせいもあってか、我々はその数字を見るだけで、内容についてはもうほとんど審査もすることがなくなってきましたので、一つ、担当課におかれましては、我々にもその情報開示のほうをお願いしたいと思います。

それをつけ足して、私の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） ほかに反対討論、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五七号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予

算(第一号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第九、議案第五七号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長(鮫島市憲君) 本委員会が付託を受けました議案第五七号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第一号)について、審査の結果を報告いたします。

第二条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、職員の人事異動に伴うもの及び減価償却費の補正であります。

第三条は資本的収入及び支出の補正で、収入では、過疎基幹農道整備事業に伴う配水管移設補償費、消火栓に要する経費四基分の増額、武部、深川の集落水道整備に係る補助金の内示による減額分を補填するため、水道事業債の起債額を増額補正するものです。支出では、簡易水道の認可関連業務の委託料、過疎基幹農道に伴う配水管布設替え、阿曾第一配水池流動計更新、阿曾浄水場薬品注入設備のための増額補正を行うものです。

第四条は企業債の変更で、国庫補助金の減額分を補うため、限度額を補正するものです。

第五条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、

職員の人事異動に伴う職員給与費を改めるものです。

第六条は一般会計からの補助金で、職員の人事異動に伴う児童手当に要する経費の減額に伴い、一般会計補助金の額を改めるものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番(瀬下満義君) 議案第五七号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第一号)につきまして、反対討論をいたします。

まあ人件費でいいますと、ここに載っていますが、まあ七人分、一般正職員の分、七人分で五千七百万円となっております。まあ、こういった給与も削減がまあ必要じゃないかと。その趣旨で反対をいたします。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

初めに、継続審査案件から行います。

△請願第三二号 「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島

島県知事への提出を求める請願書

○議長（永田 章君） 日程第一〇、請願第三二号、「川内原発再

稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受け継続審査となっております請願第三二号、「川内原発再稼働に反対する意

見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書について御報告します。

本請願書は、長野広美議員、橋口美幸議員を紹介議員として、西之表市安城二七〇二番地二八、反原発・たねがしま代表和田香穂里氏外五百九十七名より提出されたものです。

趣旨は、原発の安全対策は不十分であり、多くの専門家が原発の危険性について厳しく指摘している。このような中、県知事は再稼働容認の発言をしている。地元住民の生命と財産を守るため、川内原発再稼働に反対する意見書を県知事に提出してほしいとのことです。

本案は、地元議員や県は同意の結論を出したが、避難経路の確保や安全対策の説明など、国や県、地元自治体の対応を十分に引きわめて判断したほうがよいのではないかと判断から、継続審査となっていたものです。

審査の過程において、八月中の再稼働の動きがある中で、速やかに西之表市議会の意見を決めるべきではないか、また、賛否両論ある中で、国や会社は安全確保に向けて取り組んでいる、一方で、避難計画や安全対策について住民が納得したというような話も聞いていない、そういうことを踏まえて結論を出したほうがいいのではないか、などの意見が出されました。

本委員会は、審査の結果、地元議員や県は同意の結論を出したが、避難経路の確保や安全対策の説明など、国や県、地元自治体の対応

を十分見きわめて判断したほうがよいのではないかとの意見が多く、賛成多数で継続審査と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

川内原発はこの八月にも再稼働すると伝えられており、この六月議会での継続審査は、真剣に議論をしていないに等しいのではないかと、まず厳しく指摘をしたいと思います。

福島第一原発の被害は、四年を経過した今も住民は苦しめられています。昨日も、二〇一一年七月に精神的な苦痛から自殺に追い込まれた住民は、原発の事故がなければ死を選ぶことはなかっただろうという判決が下されました。

川内原発では、口永良部島や桜島、活火山の真ん中にあり、専門家も危険であると指摘を続けております。薩摩川内市長は賛成の立場ですが、そこに住む地元住民のアンケートや近隣の人々の声、そして自治体の声は、不安な気持ちがかかなり高くなっているという

報告を聞いています。

避難経路も対策も、そういう中で示されていません。ましてや、私たち離島に住む住民の避難はどういうふうな対策をとればいいのか。そういうことも全く示されていない中、この再稼働は許されません。

放射能は年齢が低いほど危険が大きくなるということは既に常識です。一歳の子どもは、いろいろな肝臓、内臓に蓄積されていく放射能は微量でも、その子どもたちの人生に影響を及ぼしていきます。私たちは、原発を動かせば動かすほど核の廃棄物もたまっていきます。トイレのないマンションを建てるようなもので、原発と人類は共存できないということも、多くの学者や、そして住民の声も出ています。

今議会で採択をし、未来の子どもたちに安心した地域で生活できるような未来を託せるように、鹿児島県知事に意見書を提出する。このことを採択するべきだということを指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 請願第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書について、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

反対討論者の方、いろいろな御不安を申し上げます。やはりで

すね、この東北の震災があった、また福島の方で原発事故が起こったということで、やはり以前から原発に反対の方たちは、本当にやはり危ないんだという認識を深めたのかと思います。

しかしながら、福島原発の事故があった炉のほうはですね、明らかになっているのは、その炉はアメリカの欠陥炉と言われるものが持ち込まれてつくられたものだといいことでございます。まあ、原発に反対の方、御存じだと思いますが、日本製のもはまだまだアメリカ製のものより安心ができる。アメリカの欠陥炉と申しますと失礼なんですが、アメリカの原発の場合は、竜巻とかそういうものの地上の被害を考えまして、上のほうは薄い構造になっております。日本の場合は、地震大国ということもありまして、違う様式のものをつくらなければならない。日本の原発はそういうことで、地震大国である日本でも何とかもつようなつくりで原発を開発しております。

その事例として、福島以外の、事故があった欠陥炉以外のものは、今回の原発においても支障は生じておりません。そのことを一つ認識していただきたいと思えます。

それから、所管の委員会に対して、真剣に議論していないとおっしゃるわけでございますが、私たちは選挙で選ばれた議員でございます。真剣に議論するのは当然でございます。その点は、やはり深く反省していただきたいと思えます。

また、地元議会、また市長のほうが賛成の意向を示されている。

知事もそうなんです、その、その方たちの全てが選挙で選ばれた代表の方たちでございます。その意思を無視して、我々が軽々しく判断すべきではない。そういう思いがあり、所管委員会のメンバーの方は、議会人としての常識を持って、慎重に慎重にきちつと議論しなければならぬということ、今回継続を決められたのだと思います。その辺ですね、委員会の審査の思い、その辺を酌んでいただきまして、反対討論者の方にも御判断をしていただきたいですし、議員の皆様にもこの案件について継続として賛同をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 請願三二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書について、継続審査とする委員長報告に反対の討論を行います。

本請願書は、福島原発事故が世界レベルで見ても大変甚大な事故をもたらした、その原因究明、また、そもそもが原子力発電の必要性そのものについても疑問を抱く市民から、川内原発再稼働の現時点では到底容認できないという願いから提出されたものです。

西之表市議会におきましては、本議会におきましても、継続審査というふうな結果になりましたけれども、鹿児島県知事及び鹿児島県、また薩摩川内市は、既に容認というふうな形で、この夏には川

内原発が再稼働する可能性が高くなってきております。

そもそも原発、福島原発の事故原因につきましては、確かに東京電力、また政府においては、この原因が、事故の直接的な原因は津波によるものとする見解が示されております。

しかし、一方で、国会事故調査委員会は、事故原因を津波に限定することは疑問だとしております。さらに、事故の根本的原因、また、その背景には、深刻な事故は起こり得なかつたという安全神話にとらわれて、十分な対策を怠つたのではないかと。つまり、組織的な問題があるということが、さきの六月二十一日、IAEA、国際原子力機関が最終的な結論をまとめております。

翻つて、この川内原発につきましては、火山活動、地震、また大災害等に対する備えが充分であるのか明確ではありません。また、避難経路等につきましても、十分な説明がなされております。

もう一点、私、議会議員として、地元の薩摩川内市の結論、また県議会の結論は一定程度尊重されるべきものではあるかとは思いますが、すけれども、この原発事故につきましては、どこの範囲で、どのような形で放射性物質が私たちの生活を脅かすのか、その影響が具体的に示されておりません。そういう意味で、本議会としても、私たち自らが地元の市民を守る立場で、十分にその点を検討する必要がありますかと考えております。

九州電力は、残念なことに、周辺自治体及びその住民に対して、十分な説明会すら拒否している状況にございます。そういったこと

を重々検討していただき、この請願書に賛同していただきますよう、よろしく願います。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 請願三二号の委員長報告に対して、賛成の立場で討論をいたします。

日本にはかなりの数の原発があります。そして、それはいずれ淘汰されるだろうと思つてます。全部が全部再稼働というわけにはいかないと私も思つております。しかし、川内原発に関しては、地元の市長、そして議会がそれを認め、鹿児島県議会、鹿児島県知事が認めたものに対して、個人あるいは団体で反対の運動をされるのは自由でしょうけれども、議会の総意として、ここに知事に対して反対の意見書を提出するのは、それは違ふと感じております。

私もこれに関しては、先ほど冒頭に申し上げましたように、再稼働されてはならない原発もあるというふうに思つておりましたので、実際に川内原発に行つて、先日行つてきました。そして、その安全対策は、我々が思っている以上の対策がとられていると確信を持つて帰つてきたところであります。

今後、この議論はもう少し真剣に議論を続けていかなければならない。そう思つております。そういう意味で、委員長の報告に対して賛成いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

総務文教委員長報告は継続審査とのことであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第三二号は継続審査と決しました。

○議長（永田 章君） 次は、新たに提出された案件について行います。

△請願第四〇号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安

全かつ確実な運用に関する意見書（決議）

の採択を求める請願書

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、請願第四〇号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四〇号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、小倉伸一議員、川村孝則議員を紹介議員として、西之表市西町六〇番地、連合鹿児島熊毛地域協議会議長、西司氏より提出されたものです。

趣旨は、公的年金は高齢者世帯収入の七割を占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の一七％前後、家計の最終消費支出の二〇％前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

政府は閣議決定により、成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、リスク性資産割合を高める方向でのみなしを初めとする改革を求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきである。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、被保険者、受給者が害をこうむることになることから、意見書を採択の上、国会及び関係行政庁への提出を願うものです。

政府の景気浮揚を図る観点から、国内債券の比率を引き下げ、国内外株式比率を引き上げる施策も一考と捉えながらも、緊急性、緊急時の対応等にも危機感も考察できる。また、市場相場等の動向を

推察しながらの判断も極めて重要であるとの意見も多く、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

川村議員、賛成討論ですね。はい。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 請願四〇号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

紹介議員でありますので、委員長報告を尊重し、次回審査に向けてより協議を深めていただきたいという趣旨で、参考意見という形で討論を行いたいというふうに思います。

今、国民は年金制度に対する信頼を失いつつあります。それは加入者数の減少もありますし、特に現在の若者は、自分が年金を給付される年代に年金制度そのものがどうなっているのか、財政は大丈夫なのか、そして、そういう懸念が、そういう懸念があります。先日の日本年金機構の個人情報漏えいに至っては、より一層不信感を

募らせたと言っても過言ではありません。

そういう状況の中で、厚生労働省は、年金給付額が年間約五十四兆円と言われる中で、被保険者が毎月納めている保険料を今日まで積み立てている年金積立金が、総額約百三十兆円あります。この積立金の資産構成割合を、これまで安定資産とされてきた国内債券、いわゆる国債ですけども、この比率を現行の六〇%から三五%に引き下げて、逆に、国内外の株式及び外国債券、外債の比率を現行の三五%から六五%に引き上げ、その資産の多くを株式に投資しようとしているわけです。

先ほど委員長報告にもありましたけれども、市場相場の動向を見ながらというふうな判断の話もありました。今現在、株価は世界経済の動向で急激に変化をしております。数年前のリーマンショック時には大幅に株価が下落をしました。今現在は、EUに対するギリシャの債務不履行、デフォルト問題もあります。本日の七時で期限が切れました。こういったことで、このことよって、昨日も東京の日経平均株価も下落を始めて、世界経済の株価にもそのことが波及をしております。

こうした指摘は、先日、六月二十六日、南日本新聞でも社説で記載をされておりました。厚生年金など約百三十兆円を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）も、多くの資産を株式に投資している。仮に株価が急落したら、年金資金が大幅に目減りするリスクを伴う。その責任の所在を忘れてはならないというふうに、

先日の南日本新聞にも記載をされております。

国民が納めた年金保険料の積立金の運用方法を、今後、将来の株価の変動が不安視される中で、リスクを伴うような運用はやめていただきたいというふうなことであります。自分が納めた年金保険料は、自分の将来の人生設計において欠かせない給付金の資産であります。その運用は、一歩間違えば、年金給付額の大幅な減や保険料額を上げるなど、国民にすれば、年金制度の根幹を揺るがしかねない重要な課題であろうと、問題であろうというふうに考えます。

ぜひこういうことをですね、趣旨を御理解いただいて、次回審査に向けて生かしていただくようお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

産業厚生委員長報告は継続審査とのことであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四〇号は継続審査と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

初めに、休憩前に審議を行いました請願第四〇号について、採決の状況が確認できませんでしたので、再度採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） それでは、これより本件を採決いたします。本件は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。四〇号です。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第四〇号は継続審査と決しました。

△請願第四一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二

分の一復元をはかるための、二〇一六年度

政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、請願第四一号、教職員

定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一の復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題

といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました請願第四一号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるため、二〇一六年度政府予算に係る意見書採択の請願について御報告します。

本請願書は、川村孝則議員を紹介議員として、西之表市西之表六八六一番地六、鹿児島県教職員組合熊本支部西之表地区協議会議長、茶圓亮一氏より提出されたものです。

趣旨は、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数を推進すること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を引き下げてほしいとのことです。

以上の趣旨に基づき、政府関係機関への意見書の提出を求めるものであります。

審査の過程において、義務教育であれば義務教育費の保障を国がすべき、学級の数で教員の数が決まることから、国の学級編制基準を引き下げるべきではないか、また、この請願書は子ども視点から出されていないのではいかとの意見が出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決し

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 請願第四一号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

まあ、この請願は、国のほうでまあ予算も持つてほしいと。以前、国が義務教育費の半分を持つと、二分の一をすとしていましたが、これをまあ三分の一に減らしたわけです。国がどこまでその教育にかかわるかという問題でもあるかと思うんですが、まあ私はもうこれも戦後体制を大きく転換して、義務教育は全面的に、ほぼ全面的に地方が担うと。こうするほうがいいと考えております。

まあ国は、まあせいぜい大学ぐらいですか。高等学校ももうほとんど義務教育のようになってきましたので、これはもう各自自治体財源、権限持つて、責任を持つて、自分たちの地域の子どもたちの教育は自分たちでしていくと。そのほうがいいと思います。

したがって、この教員の、教職員の定数、それとまあ学級の人数

ですか、そういったものは各自自治体で決めればいいんだろうと思います。そうやって地域主権社会の教育を地域自ら担っていくというふうにしたほうがいいと思いますので、この請願の趣旨には反対ではありません。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 請願第四一号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一の復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書採択の要請について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための教育現場、環境を整備することは不可欠であります。特に、国が進めた三位一体改革で義務教育費国庫負担制限の負担が引き下げされているという点では、国民健康保険の国庫負担割合の引下げや介護保険料の抑制と同様、教育費の国民への負担が厳しくなっていることが重大であります。

先ほどの反対討論者は、国の予算等を抑える、国の負担等を抑えるなどの意見を述べておりましたが、世界の国々に比べ日本の教育予算は低く、等しく教育が受けられず、教育の遅れが指摘をされており、圧倒的多数の教育関係者は、一致して教育予算増額を求めております。

子どもたちが一定水準の教育を受けられることが憲法上にある。このことから三つの趣旨に賛同し、委員長報告に賛成といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四一号は採択と決しました。

△請願第四二号 種子島・屋久島を「活動火山周辺地域防災営

農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、請願第四二号、種子島・屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四二号、種子島・屋久島を「火山活動周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、長野広美議員を紹介議員として、西之表市古田一〇七四、西之表市茶業振興会長澤柳伸一氏、中種子町坂井二〇九三の二〇三、熊毛地区茶業推進協議会長山浦重夫氏より提出されたものです。

請願の趣旨は、価格低迷で厳しい経営を強いられている種子島・屋久島の茶生産農家にとって、桜島の噴火活動による降灰被害に対し有効な策を講じ、降灰による収益悪化を避けたいと考えている。

口永良部噴火による降灰が、屋久島だけでなく種子島にも及ぶことが心配されている。また、一時的ではなく、活発化している噴火が長引くことや、桜島など他地域の活動火山の噴火による被害も懸念されている。

一方、既に、活動火山周辺地域防災営農対策事業の対象地域では、降灰を一〇〇％除去する体制が整っている。

このことから、以下の二点を要望するものである。

一つ、活動火山周辺地域防災営農対策事業の対象地域に認定し、除去装置導入への補助対象としてもらうこと。

二、現在未設置の降灰の観測地点を種子島と屋久島でそれぞれ三

カ所設置し、観測を行えるようにすることであります。

本委員会では、請願の趣旨を重く受けとめること、特に園芸農家や各農業団体等を通じた見解も不可欠であり、各振興会等の意見、情報も収集した上において決することが妥当であるとして、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

なお、各農業団体、振興会との意見聴取については、早々に実施すべきとの見解の一致を見たところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四二号は継続審査と決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第五八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一の復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書の提出について、また議会運営委員会から、議案第五九号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について、及び議案第六〇号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の提出についてが提出されました。

この際、議案第五八号から議案第六〇号までの議案三件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。  
それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第五八号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二

分の一復元をはかるための、二〇一六年度  
政府予算に係る意見書の提出について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一四、議案第五八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一の復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長小倉初男。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書について（案）。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第七次教職員定数改善計画の完成後、九年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子ども

もたちへの対応、いじめ、不登校などの課題もある。離島、山間部の多い鹿児島県においては、二学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として、定数改善に向け財源保障をすべきである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられ、その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、二〇一六年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望する。

記。

一、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

二、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に還元すること。

三、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を引き下げること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一還元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。先ほども述べましたが、まあ、つけ加えますと、これからの教育

をどうするかと。まあ、こんな問題にもなるかと思えます。私は各自治体で、国の一律のそのやり方ではなくて、それぞれ各自治体が、まあ多様なといえますか、まあいろんな個性が出てくると思えますので、むしろその国による一律な教育よりも、一律あるいは画一的な行政よりも、各自治体が行うその多様性といえますか、多様な、あるいは個性的な教育のほうが、これからの社会では大事だと思います。

財源の話もありますが、国と地方とどちらが財源が安定しちよるのかといえば、これは自治体のほうが、地方のほうが安定していると言ったほうがいいかなと思います。まあ、国と地方は一体だという見方もありますが、国は千兆円を超える、千百兆円ですか、莫大な借金を抱えております。地方は、まあ、それぞれの会計全体で二百兆円ぐらいですか、何かそんなことを言っておりますので、まあ、借金の残高からすると、地方のほうが圧倒的に少ないと。ですから、各自治体がそれぞれの考え方で、教育に力を入れたいところは思い切ってそこに入れると。いや、環境だという人はそこに重心を移せばいいわけで、まあ、それぞれの自治体の判断で予算を振り分けていくと。

また、教育ももちろん大事ですが、そのどんな予算でどんな教育をしていくかもそこで決めたほうが、これからの日本の社会として、はうまくいくんではないかと思うわけです。そういった、まあ、一つの社会の大きな変革、そういうものにも私は挑戦していくべきだ

と思えます。今までのような国の一律のこのやり方では、もう日本は発展はしないと思えます。より個性的な、それぞれの自治体の主体性を生かした教育を行っていくべきと考えますので、当意見書の提出については反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第五八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一六年度政府予算に係る意見書の提出について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

今ほど反対討論者が述べた意見については、まあ、これまで一貫してそういう考え方でありますので、かみ合うところはどこもございません。

意見書の内容はですね、今ほど委員長も申しましたけれども、この意見書下段の要望事項三点に絞って国にお願いを、要請をするわけですが、特に鹿児島県では、本市も含めて、山間部、離島の小規模校がたくさんありますが、そういう意味で、複式学級を単式に、定数を下げてですね、引き下げて、定数の学級編制の編制基準を引き下げて、単式学級を推進していただきたいという趣旨も挙げてありますし、義務教育費の国庫負担のこの三分の一から二分の一の復元というのは、これまで要請してきた事項であります。

特に、この義務教育委員費に関してはですね、当然これは都道府県

がその残りの三分の二を負担するわけでありますので、鹿児島県自体の財政にもこれ大きく影響するわけでありまして、そういう部分では、この地方の都道府県の財政の軽減を図る意味でも、国は元の国庫負担の割合に戻してほしいという意味であります。

憲法の第二十六条にですね、このように書かれておりますが、全ての国民は等しく教育を受ける権利を有するというふうなうたわれております。それから、義務教育費国庫負担法第一条にこう書かれております。この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則にはかり、国民の全てに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とするというふうなうたわれているわけです。

したがって、教育は国の責任だと、私はこう捉えております。ですから、先ほど反対討論者が言う、述べた、地域のそれぞれの自治体の裁量によって教育行政を行ってもいいんじゃないかという指摘、これまで一貫して述べておられますが、そうすると、財政力の弱い自治体は、その財政の範囲内ではか教育行政を執行できないということになるわけです。そうすると、西之表市の教育行政と他の大きな自治体の教育行政に格差が生じてもいいのかと。日本に生まれた子どもの教育が、そういう地域によって格差が生じていいのかと。そこを私は強く反対討論者には述べたい。

そういうことのないように、等しく教育を受けさせなければいけ

ない。これは国の責任だというふうには私は思います。ですから、全国どの自治体においても公正・平等に、子どもは平等に等しくそういった教育を受ける権利を有するわけですから、それに従って、国、各自治体、同様な趣旨で教育行政を執行していただきたい。このことを強く申し上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

〔三番 濱上幸十君登壇〕

○三番（濱上幸十君） 議案第五八号に対し、反対の立場から討論をいたします。

反対理由は二点でございます。

一点目は、この要請はですね、先生の立場から要請していること。教育の向上は先生のやる気でありかなり解消されると思っております。

二点目は、当市は人口を増やす施策をやっておりますが、これをさらに強力に推進して児童数を増やすことを要望し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） ほかに反対討論、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五九号 西之表市議会議規則の一部を改正する規則

の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第五九号、西之表市議会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 長野広美さん登壇〕

○議会運営委員長（長野広美さん） 議案第五九号について御説明申し上げます。

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、西之表市議会議規則、会議への欠席の届けに関する規定の一部を改正するものであります。

なお、委員会への欠席の届け出についても同様の改正を行うものであります。

規則改正について御説明申し上げます。

西之表市議会議規則の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

二、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第九十一条に次の一項を加える。

二、委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔八番 田添辰郎君〕

○八番（田添辰郎君） すいません。ちょっと疑問に思ったものから。出産ですから、女性の方が本人だと思います。御主人の立ち会いとかそういった場合はどうなるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議会運営委員長（長野広美さん） 議会運営委員会の中で、その部分についても議論を行いました。この本案の改正につきましては、出産の女性が対象になっております。男性の場合は育児休暇等について別途改めて議論をするということになっております。ただの対象ということになっております。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六〇号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例  
の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第六〇号、西之表

市議会基本条例の一部を改正する条例の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「議会運営委員長 長野広美さん登壇」

○議会運営委員長（長野広美さん） 議案第六〇号について御説明申し上げます。

本案は、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴い、西之表市議会基本条例の一部を改正しようとするものであります。条例改正について御説明申し上げます。

西之表市議会基本条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

（八）まち・ひと・しごと創生総合戦略。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### △閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、長野市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 平成二十七年第二回定例市議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案等につきまして、慎重審議を賜り、全議案可決、同意いただき、まことにありがとうございます。

本議会の冒頭、平成二十六年度の各専決処分報告をいたしました。内容につきましても質疑等もいただきました。今後の行政運営にしっかり反映させて、事務事業の適正執行に努めたいと考えております。

今年の六月議会は、市議会開会前、五月二十九日に口永良部諸島の新岳が噴火、全島避難という災害のニュースからの議会となりました。

本市におきましても、六月二十五日に大雨が発生し、急遽、災害警戒本部を設置し、その対応に努めたところであります。一時、避難所を開設するまでの状況となりましたが、幸いにも人的被害にまでは至りませんでした。

被害といたしましては、道路で市道雁田下石寺線ほか五路線、金額にして三千七百万円、農業関係で農道岩迫線ほか二路線、水路四カ所、農用地十カ所など、金額にして約二千七百万円、罹災いたしました。全体といたしましては、相当な金額にこれからも上るものと考えますが、現在調査中であります。

罹災された方々にお見舞い申し上げますとともに、市といたしましても、災害復旧や対応に全力を尽くしたいと考えております。

また一方、うれしいお知らせがございます。本日より種子島産婦人科医院に前田先生をお迎えすることができました。これで種子島の周産期医療も一層の充実を図ることができます。離島医療の確保が難しい中、関係者の努力に感謝申し上げますとともに、先生の御

活躍に期待申し上げます。

さて、いよいよ七月でございます。水稻の収穫も始まります。種子島はこれから夏を迎え、観光客や帰省客が増えるシーズンとなります。地域が輝きを増す季節を迎えようとしております。地域や産業の振興につきましては、これまでも農業を中心に努力を重ねてまいりましたし、これからも努力を続けてまいります。その結果として、農業、産業を興し、人や物の動きを活発化させ、価値の創造を続けることにより、市街地のみでなく、大字地域も含む、この島全域を活性化していきたいと考えております。そしてまた、そここで子どもの笑い声や女性の笑顔の絶えない地域を創造したいと思います。市民及び議員各位の御協力をお願いいたします。

最後に、本会議を通じて議員各位から御指摘、御指導をいただきました案件につきましては、真摯に向き合い、改善の努力を積み重ねてまいります。そして、七月以降、本市に明るい話題が続くよう努力を重ねたいと思います。

議員各位におかれましては、くれぐれも健康には御留意いただき、市政発展のために御活動いただきますようお願い申し上げます。まことにありがとうございます。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

ます。

六月十五日開会、延べ十七日間にわたる平成二十七年第二回定例議会が、議員、理事者各位の御理解のもと、全ての日程を終えることができ、厚くお礼を申し上げます。

専決を含む提案、付議された議案全てが可決され、陳情四件中三件において、引き続き九月議会において審査することと決しました。各常任委員会において、市民の付託に応えるべき活発な議論をいただきました。

なお、今定例会において、航路港湾に関すること、馬毛島の問題に関するそれぞれの特別委員会を引き続き設置し、市民の生活環境の改善、安心・安全等について調査研究、各機関、団体等にその対策を講じていただくよう活動を展開することといたしました。市民に信頼され、存在感のある議会を築くためにも、議員各位のさらなる精進を願うものであります。

さて、西之表市議会として、五月十八日より十二校区全て対象に議会報告・意見交換会を実施したところ、二百二十六名の市民の皆様様の御出会を賜り、盛会のうちに終えることができました。提言、意見をいただいた事項については、各委員会において調査を踏まえ、今後の市政運営に反映させてまいりたいと思います。市民の皆様におかれましては、今後とも市議会に對しまして御助言、御指導を賜りますようお願いを申し上げます、お礼といたします。

ここで、うれしいニュースを紹介いたします。七月号「市政の

窓」でも掲載をされておりましたが、私どもの先輩議員であられた木原一郎氏が、平成二十七年春の叙勲に際して、地方自治功労章による旭日双光章を受賞されたこととあります。西之表市議会といたしまして、その功績に對しお喜びを申し上げます、ますます御健勝で御活躍されますことを御祈念を申し上げます。

また、六月十七日開催された全国市議会議長会定期総会において、木原副議長、瀬下満義議員、橋口美幸議員が議員在職十年の表彰に輝きました。その功績に對し、改めて敬意を申し上げますと思います。

最後になりますが、五月二十九日、午前九時五十九分、口永良部の新岳が噴火、全島民が屋久島本島に避難ということになりました。災害に遭われた島民の皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。私ども西之表市議会といたしましても、一日も早く帰島でき、日常生活を取り戻せるよう願うものであります。

早いもので七月、やがて種子島の夏がやっております。議員、理事者各位におかれましては、体調管理には御自愛をいただき、ますます御活躍されんことをお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十七年第二回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後一時五十三分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 四 番 議 員

一 五 番 議 員